

第 1 回臨時会

令和 6 年 2 月 6 日開会

令和 6 年 2 月 6 日閉会

第 2 回定例会

令和 6 年 3 月 1 日開会

令和 6 年 3 月 22 日閉会

三股町議会会議録

三股町議会

— 目 次 —

◎第 1 回臨時会

○ 2 月 6 日（第 1 号）

日程第 1	会議録署名議員の指名	3
日程第 2	会期決定の件について	3
日程第 3	議案第 1 号から議案第 3 号までの 3 議案及び報告 1 件一括上程	4
日程第 4	質疑	9
日程第 5	討論・採決	9

付議事件及び審議結果一覧

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
令和 6 年 第 1 回臨時会 (2 月)	議案第 1 号	三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	原 案 決 可 決	2 月 6 日
〃	議案第 2 号	三股町収入証紙条例の一部を改正する条例	原 案 決 可 決	2 月 6 日
〃	議案第 3 号	令和 5 年度三股町一般会計補正予算(第 8 号)	原 案 決 可 決	2 月 6 日
〃	報告第 1 号	専決処分の報告（損害賠償額の決定及び和解について）		

◎第 2 回定例会

○ 3 月 1 日（第 1 号）

日程第 1	会議録署名議員の指名	1 6
日程第 2	令和 6 年度施政方針表明	1 6
日程第 3	議案第 4 号から議案第 2 7 号までの 2 4 議案及び諮問 2 件一括上程	2 5
日程第 4	会期決定の件について	3 5

○ 3 月 8 日（第 2 号）

日程第 1	一般質問	3 8
-------	------------	-----

2 番 中原 美穂君	3 8
1 0 番 内村 立吉君	5 1
4 番 西村 尚彦君	6 1
7 番 新坂 哲雄君	7 7

○ 3 月 11 日 (第 3 号)

日程第 1 一般質問	9 0
6 番 堀内 和義君	9 0
9 番 堀内 義郎君	1 0 2
5 番 田中 光子君	1 1 7
1 番 岩津 良君	1 3 0
6 番 堀内 和義君 (続)	1 4 4
1 番 岩津 良君 (続)	1 5 0

○ 3 月 12 日 (第 4 号)

日程第 1 一般質問	1 5 8
3 番 上西 雅子君	1 5 8
8 番 楠原 更三君	1 6 9
日程第 2 総括質疑	1 9 1
日程第 3 常任委員会付託	1 9 2

○ 3 月 18 日 (第 5 号)

日程第 1 議案第 2 8 号及び議案第 2 9 号の 2 議案一括上程	1 9 6
日程第 2 総括質疑	1 9 8
日程第 3 常任委員会付託	1 9 8

○ 3 月 21 日 (第 6 号)

日程第 1 議案第 3 0 号上程	2 0 2
日程第 2 総括質疑	2 0 3
日程第 3 議案第 3 0 号の取り扱いについて	2 0 4

○ 3 月 22 日 (第 7 号)

日程第1	常任委員長報告	206
日程第2	質疑（議案第4号から議案第29号までの26議案）	213
日程第3	討論・採決（議案第4号から議案第27号までの24議案）	213
日程第4	討論・採決（議案第28号及び議案第29号の2議案）	226
日程第5	質疑・討論・採決（議案第30号）	227
日程第6	質疑・討論・採決（諮問第1号及び諮問第2号）	227
日程第7	総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について	228
日程第8	閉会中における広報編集常任委員会の活動について	229
日程第9	閉会中における議会運営委員会の活動について	229
日程第10	議員派遣の件について	229

付議事件及び審議結果一覧

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
令和6年 第2回定例会 (3月)	議案第4号	三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第5号	三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第6号	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第7号	三股町介護保険条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第8号	三股町在宅老人ディ・サービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第9号	令和6年度介護保険制度改正に伴う関係条例の整備に関する条例	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第10号	三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第11号	三股町水道事業給水条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	3月22日

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
令和 6 年 第 2 回定例会 (3 月)	議案第12号	令和 5 年度三股町一般会計補正予算 (第 9 号)	原 案 可 決	3 月 22 日
〃	議案第13号	令和 5 年度三股町国民健康保険特別会 計補正予算 (第 4 号)	原 案 可 決	3 月 22 日
〃	議案第14号	令和 5 年度三股町後期高齢者医療保険 特別会計補正予算 (第 3 号)	原 案 可 決	3 月 22 日
〃	議案第15号	令和 5 年度三股町介護保険特別会計補 正予算 (第 4 号)	原 案 可 決	3 月 22 日
〃	議案第16号	令和 6 年度三股町一般会計予算	原 案 可 決	3 月 22 日
〃	議案第17号	令和 6 年度三股町国民健康保険特別会 計予算	原 案 可 決	3 月 22 日
〃	議案第18号	令和 6 年度三股町後期高齢者医療保険 特別会計予算	原 案 可 決	3 月 22 日
〃	議案第19号	令和 6 年度三股町介護保険特別会計予 算	原 案 可 決	3 月 22 日
〃	議案第20号	令和 6 年度三股町介護保険サービス事 業特別会計予算	原 案 可 決	3 月 22 日
〃	議案第21号	令和 6 年度三股町水道事業会計予算	原 案 可 決	3 月 22 日
〃	議案第22号	令和 6 年度三股町下水道事業会計予算	原 案 可 決	3 月 22 日
〃	議案第23号	三股町総合福祉計画の策定について	原 案 可 決	3 月 22 日
〃	議案第24号	財産の無償譲渡について	原 案 可 決	3 月 22 日

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
令和 6 年 第 2 回定例会 (3 月)	議案第25号	町道路線の廃止について	原 案 可 決	3 月22日
〃	議案第26号	町道路線の認定について	原 案 可 決	3 月22日
〃	議案第27号	工事請負契約の変更について（令和 4 年発生公園災 第 3 号上米公園災害 復旧工事）	原 案 可 決	3 月22日
〃	議案第28号	令和 5 年度三股町一般会計補正予算 (第 1 0 号)	原 案 可 決	3 月22日
〃	議案第29号	令和 5 年度三股町後期高齢者医療保険 特別会計補正予算（第 4 号）	原 案 可 決	3 月22日
〃	議案第30号	工事請負契約の変更契約の締結につい て（令和 4 年災 1 0 1 9 / 3 4 1 福 留水路本復旧工事）	原 案 可 決	3 月22日
〃	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦について	原 案 適 任	3 月22日
〃	諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦について	原 案 適 任	3 月22日

一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	中原 美穂	1 旭ヶ丘運動公園のゴミ問題・猫問題について	① 旭ヶ丘運動公園に猫を捨てる人が増えています。対策はされていますか。 ② 旭ヶ丘運動公園の崖にゴミを投げ捨てる人がいます。環境面についてどう思われますか。 ③ 監視カメラの台数や、看板の設置位置は妥当でしょうか。	町 長
		2 みまたん元気の湯について	① 元気の杜の利用者数と、生きがいデイの利用者数は何名でしょうか ② 温泉源（温泉を汲み上げてるところ）の維持管理費と一般開放していた時の人件費、維持管理費の費用を教えてください。 ③ チケットは年間、何枚発行し、何枚販売され、何枚の在庫が残る状況でしょうか。また現時点で何枚残っているのでしょうか。 ④ なぜ65歳以上の方しか利用できないのでしょうか。また今後、一般開放を再開する予定は検討されていますか。	町 長
		3 ワクチンと検診について	① 带状疱疹ワクチン接種費用の助成は検討できませんか。	町 長
		4 生理用品の公共施設設置について	① 役場1階トイレの壁に貼っているカードを各課に持ってくる人が2024年1月の時点で何人いるのでしょうか ② 生理用品をトイレに配置することは検討できませんか。	町 長
		5 三股町の発信について	① 三股町の情報発信は、各部署にて発信されていますが、町全体を通じて3～5回の発信を確認しています。三股町として、多くの出来事を発信をする事はできないのでしょうか。HPも月単位での確認であり、LINEの使用頻度も少ないのはなぜでしょうか。 ② 職員の三股町に関するアピールについて、どのような認識で発信されているのでしょうか。	町 長

2	内村 立吉	1 ふるさと納税について	① ふるさと納税で、新興企業支援（環境保護や少子化対策）に繋がる後押しをする取り組みは出来ないか	町 長
		2 成年後見人について	① 本町における後見人の取組の内容についてはどのようなものであるか ② 本町における後見人になるための条件はどのようなものであるか ③ 本町における後見人の人数、後見人となった人、法人の内訳はどのようなものであるか ④ 自治体が開く養成研修と受講についてはどのようなものであるか ⑤ 養成研修の修了者、社協の非常勤職員として、実際の業務に携わってもらう仕組みについてどのようなものであるか	町 長
		3 町税について	① 町税などの収納率が減少していることや滞納繰越額が増加していることはどういうことか	町 長
		4 給食費について	① 給食費の徴収や管理についての取り組みはどのようなものであるか ② 給食費の未納についての徴収業務はどのようなものであるか	教育長

3	西村 尚彦	1 交流拠点施設整備事業（モデルプラン）について	① 官民連携で実施可能な公共サービス及び民間主体でできるソフト事業はどのようなものと考えているのか。 ② 上記の事業を実施するための施設整備をどのように考えているのか。（設計コンセプト、配置・動線・外構・設備計画、空間・諸室等の整備イメージ、設計・建設の実施体制イメージ） ③ 上記の事業を運営管理していくための実施体制（運営組織図・勤務体制・業務計画）をどのように構築していくのか。また、今後、まちづくり合同会社を中心となって事業が進んでいくと思うが、この人員確保の予定は。 ④ 建物の維持管理業務はどのように行っていく考えか。（維持管理方針、実施体制、人員確保、維持管理計画、修繕計画のイメージは。 ⑤ 施設整備費、運営費、維持管理費をどのように見込んでいるか。また、これらの町の負担額及び町財政に与える影響は。 ⑥ 20年間にわたり維持管理を行っていく予定となっているが。事業収支計画をどのように考えるか。 ⑦ この事業による、地域経済への波及効果は。（経済効果、雇用創出、地場産業の振興等） ⑧ 今後、この事業「第6セクターPFI事業」を推進するにあたり、何が一番重要になると考えているか。	町 長
---	-------	--------------------------	---	-----

4	新坂 哲雄	1 水路確保について	① 三股発電所（メガソーラー：長田大野地区）への登り口約30mの所の水路が破損しているが、その対策は ② 工事業者との契約はどうなっているのか	町 長
		2 第5地区防災センターについて	① 斜面芝張りの草刈り作業に危険性があるが、改良工事は出来ないか ② コンクリート吹付を考えられないか	町 長
		3 長田峡の駐車場について	① 近年観光地のため車輦が多くなっている。駐車場の拡張は出来ないか（大型観光バス等のスペースがない）	町 長
			② 千本仏首塚の場所の移設は出来ないか。東側の墓地で良いのでは	町 長 教育長

5	堀内 和義	1 南海トラフ巨大地震を想定した地域防災について	① 三股町における南海トラフ巨大地震を想定した地域防災計画は作成されているのか ② 南海トラフ巨大地震を想定した町内での被害はどのような規模になるのか ③ 土砂災害による生活道路決壊で孤立集落が発生する地域はないのか ④ 町内住宅の耐震化比率と耐震診断をされた家数及び改修工事の現状はどのようなものか ⑤ 避難所の確保、非常食の備蓄はできているのか ⑥ 大規模停電による電源確保対策として避難所の太陽光発電、蓄電器の設置はできないか ⑦ 水道管破裂等に伴う断水対策として町内企業が所有している井戸からの飲料水供給体制はできないか ⑧ トイレトレーラーの購入計画はないのか	町 長
		2 蓼池都市下水路の汚染対策について	① 前目・蓼池工業区域から蓼池の中心部を流れる蓼池都市下水路は悪臭がしてクレームが出ている。汚染源の究明と改善への対策はできないか ② 都市水路出口から野々木川近辺は白い海苔がはり悪臭がしており、明らかに汚染水と思われる。定期的な水質検査はできないか ③ 定期的に消臭剤の投与はできないか	町 長

6	堀内 義郎	1 防災・減災対策と耐震化について	① 能登半島地震を受け、本町の防災・減災の取り組みについて伺う 防災・減災対策について (1) 災害用トイレの設置についてはどうか (2) 避難所でのペットの受け入れについてはどうか (3) 他の自治体との連携や協定を進めるべきではないか (4) 避難訓練について、大地震を想定した訓練を全地区で実施すべきではないか	町 長
			② 耐震について (1) 浄水場・配水池施設の耐震化の取り組みはどうか (2) 水道管の耐震性について、耐震適合率の割合と今後の老朽化に伴う耐震化についてはどうか (3) 避難所などの給水優先施設の耐震化の現状はどうなのか (4) 住宅の耐震化について、耐震改修を促進するため補助金の増幅を行うべきではないか (5) 2地区分館の耐震化を行うべきではないか	町 長 教育長
		2 畜産の振興について	① 堆肥について、処理能力を超えて農地に野積みした状況が見受けられるが、環境に配慮し畜産振興を図るため、堆肥舎を建築する場合に堆肥の販売目的に限らず助成は出来ないか	町 長
		3 児童数の減少について	① 小学校区単位で実施している過疎地域定住促進奨励金を、児童数増加の見込めない地区や、空洞化などで減少している地区などに対しても減少を抑えるため、拡充するなど何らかの対策を行うべきではないか	町 長

7	田中 光子	1 地域公共交通計画について	① R 6年度から、(くいまーる)路線の再編がされた。今後、デマンド交通の計画はどのようなになっているのか ② 計画段階で住民との意見交換を行って、ニーズの把握が必要と考えるが計画はあるか ③ タクシーや介護タクシー事業者との連携で、ドアツードアでの提供は考えているか ④ くいまーるの乗車環境、情報提供の分かりやすさ、停留所アクセスの負担、利用状況を今後どのように計画していくのか ⑤ 都城市との公共交通の連携はできないか ⑥ 利用しやすい啓発活動を行うことも重要と考えるが、利用促進のための計画はどのようなになっているか ⑦ 交通手段の提供に留めるのではなく、その先の目的、何のために移動手段を提供するのかを鮮明に計画されているのか	町 長
		2 保育料について	① 子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、R 5年9月から制度上第一子保育料の無償化を実現されたが、3歳児未満の第一子保育料の無償対象から漏れた理由は ② 新年度の保育施設の見学申し込みが始まる中、企業主導型保育園へ無償化の通知はいつ頃されるのか	町 長
		3 側溝の改良について	① 蓼池の工場地帯で、土の側溝があるため雨水の排水が悪い。また大型車両の通行を考えると路肩の改善が必要だが対策は ② 沢山の地域から側溝の改善について要望があるが、側溝整備の年次計画はどのようなになっているのか	町 長

8	岩津 良	1 地域と町民に応じた 防災・減災について	① 本町において、想定される地震の規模及び想定される被害の状況 また防災計画の策定状況はいかがでしょうか。	町 長
			② 学校及び公共施設等における避難確保計画の内容についてはいかがでしょうか。	町 長 教育長
			③ 被害を想定した中で、空き家及び住宅耐震等に関する施策などはあるのでしょうか。 ④ 三股町内における地区防災計画についての意義及び現在の策定状況はいかがでしょうか。 ⑤ 災害派遣チーム等からの受援体制や連携構築は、どう図っているのでしょうか。 ⑥ 避難を行うにあたり支援を要する方（避難行動要支援者）の対象基準及び現在、町内において把握されている人数の状況はいかがでしょうか。 ⑦ 災害時に自ら避難することが難しい方々を対象とした、個別避難行動計画の策定についての状況はいかがでしょうか。	町 長
		2 パートナーシップ宣誓制度について	① 県下の複数市町村において「パートナーシップ宣誓制度」導入をされています。本町において導入に対する考えはいかがでしょうか。	町 長
		3 動物愛護・野良猫対策について	① 本町において野良猫による遺棄・苦情・トラブル等の報告・相談の件数及び状況はいかがでしょうか。	町 長
			② 不適正な飼養や無秩序な野良猫のエサやりについての対応・対策はどうされていますか。	

9	上西 雅子	1 役場職員の働き方について	① 役場内職員のうち、会計年度任用職員は約半数であるが、その理由や根拠について、町長の意見を伺いたい。 ② 高齢者支援課や町民保健課に配属されている保健師・ケアマネージャーのような専門職のうち、複数が会計年度任用職員である。その事は、現場のノウハウが積みあがっていない、現場の声が届きにくい、といったデメリットがあると思われる。それに対する町長の考えを伺いたい。 ③ 将来の町のあり方を見据え、今後の役場職員人事についての展望を、町長に伺いたい。	町 長
		2 町営住宅入居に伴う連帯保証人について	① 町営住宅に入居する際の連帯保証人は、令和2年度に施行された「連帯保証人免除取扱要綱」により、高齢者・障害者等、一定の条件を満たしている人は申請すれば免除される事となっている。その事を知らずに、申し込みをあきらめる町民がいる事を聞く。どのように周知されているのか伺いたい。 ② 条件を満たさない町民に対しても、民間の保証会社の利用等で、連帯保証人なしでも申請ができるしくみを作る事が必要だと思われる。意見を伺いたい。	町 長
		3 五本松交流拠点の地域防災拠点化について	① 今回の能登半島地震を受けて、町地域防災計画の見直しをされる予定はあるのか、伺いたい。 ② 五本松交流拠点建設計画に、地域防災拠点として機能していけるような、より具体的な計画（水・電気等のライフラインの確保、宿泊設備、救援物資の配送拠点や仮置き場等の確保等）を盛り込む事が必要だと思われる。 その事について、今後の展望を伺いたい。	町 長

10	楠原 更三	1 地域公共交通の見直しについて	① くいまーに対する補助金、種類・金額（これまでとこれから）（町単独の補助金はいまーる経費全体の何%を占めているか） ② 福祉政策の面から公共交通のあり方を模索したことはあったか。 ③ 4月から運行される新路線の周知は十分か。 ④ 五本松が三股町地域公共交通のすべてのコースの拠点となるのか。 ⑤ オンデマンド交通導入について参考にしている先進地は。	町 長
		2 自治公民館のあり方について	① 三股町まちづくり基本条例における自治公民館の位置づけは。 ② 自治公民館の現状をどのように考えるか。 ③ 自治公民館加入に関する条例を制定してはどうか。 ④ 加入率の低下や担い手不足対策として考えられる施策はないか。 ⑤ 公民館及び分館とコミュニティセンターの違いは何か。 ⑥ 分館やコミュニティセンターを館としている自治公民館はあるか。	町 長 教育長

三股町告示第4号

令和6年第1回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年2月2日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和6年2月6日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

岩津 良君	中原 美穂君
上西 雅子君	西村 尚彦君
田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	山中 則夫君

○応招しなかった議員

令和6年 第1回（臨時） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第1日）

令和6年2月6日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和6年2月6日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第1号から議案第3号までの3議案及び報告1件一括上程
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第1号から議案第3号までの3議案及び報告1件一括上程
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

出席議員（12名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 岩津 良君 | 2 番 中原 美穂君 |
| 3 番 上西 雅子君 | 4 番 西村 尚彦君 |
| 5 番 田中 光子君 | 6 番 堀内 和義君 |
| 7 番 新坂 哲雄君 | 8 番 楠原 更三君 |
| 9 番 堀内 義郎君 | 10 番 内村 立吉君 |
| 11 番 指宿 秋廣君 | 12 番 山中 則夫君 |
-

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君

書記 馬場 勝裕君

書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民宝長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長	鈴木 貴君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君
高齢者支援課長	下沖 祐二君	農業振興課長	山田 正人君
都市整備課長	井上 政和君	環境水道課長	木下 勝広君
ふるさと納税推進室長	細田 高広君	教育課長	渡具知 実君
会計課長	島田 美和君		

午前10時00分開会

○議長（指宿 秋廣君） ただいまから、令和6年第1回三股町議会を開会します。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長が会議において指名することになっております。

本会期中の会議録署名議員に、4番、西村議員、9番、堀内義郎議員の2人を指名します。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間とし、今回提案される議案については、委員会付託を省略し、全体審議として措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間とし、今回提案される議案については委員会付託を省略し、全体審議として措置することに決しました。

なお、日程の詳細については、配付しております会期日程案のとおりであります。

日程第3. 議案第1号から議案第3号までの3議案及び報告1件一括上程

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、議案第1号から議案第3号までの3議案及び報告1件を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。令和6年第1回三股町議会臨時会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」、議案第2号「三股町収入証紙条例の一部を改正する条例」については、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

戸籍証明書等の請求や電子的な戸籍記録事項の証明情報（戸籍電子証明書）の発行を本籍地以外でも可能とするため、令和元年に戸籍法が一部改正され、令和6年3月1日に施行されることとなります。議案第1号では、手数料を徴収する事務及び金額を新たに定め、議案第2号では、戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号（暗証番号）の発行について、400円及び700円の証紙金額を追加するため、それぞれ所要の改正を行うものであります。

次に、議案第3号「令和5年度三股町一般会計補正予算（第8号）」についてご説明申し上げます。

本案は、国の補正予算で措置された低所得者の子育て世帯支援事業及び推奨事業枠として、介護保険施設等の原油価格・物価高騰支援金について所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額135億8,699万9,000円に歳入歳出それぞれ4,381万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億3,081万5,000円とするものであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,381万6,000円を増額補正するものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

民生費は、三股町介護保険施設等原油価格・物価高騰支援金1,570万5,000円、低所得世帯給付金（令和5年度こども加算金）5,000万円などを増額補正するものであります。

予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

次に、第2表繰越明許費については、低所得世帯給付事業（令和5年度こども加算分）を追加するものであります。

以上、3議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議の上、

ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告1件を提出いたしております。

報告第1号「専決処分の報告（損害賠償額の決定及び和解について）」は、関係法令の規定により、議会に報告するものでございます。

よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） ここで、補足説明を許します。町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 議案第1号の補足説明をいたします。

ホッチキス止め3枚のホッチキス止めをしてあります右方に町民保健課と書いてある資料をご覧ください。

議案第1号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

1、趣旨、令和元年に戸籍法が一部改正され、全国的に戸籍の様々な連携が可能となり、令和6年3月1日から施行されることとなりました。具体的には、戸籍の副本データ管理システムを活用し、自らや父母等の戸籍について、本籍地以外での戸籍証明書等の請求や電子的な戸籍記録事項の証明情報、戸籍電子証明書の発行が可能となりました。これに伴い、新たに行う事務について、手数料を徴収するために所要の改正を行うものです。窓口を利用される方は、下の①②③④に書いてあることが可能となります。

まず、1つ目①戸籍の届出における戸籍謄抄本の提出の不要化。

②本籍地以外の市区町村での戸籍証明書等の請求、広域交付。

③行政機関が戸籍情報をシステム参照取得できるようにするための符号、暗証番号のことです。符号の発行。また、戸籍の届書について今まで郵送等で届書本体の紙を法務局や自治体間でやり取りしていたものを、電子画像情報としてデータ送付するようになります。このことから、窓口利用の方は④に書いてありますとおり、届書に関する証明書閲覧請求が法務局ではなく届出自治体で可能となります。

2、内容、①戸籍謄本等の広域交付。内容としては、自らや父母等の戸籍について本籍地の市区町村以外の窓口でも戸籍謄本等の交付請求が可能となります。手数料は変更ありません。

②戸籍・除籍・電子証明書提供用識別符号の発行。内容は、戸籍・除籍・電子証明書提供用識別符号を行政機関に提出することにより、戸籍・除籍・電子証明書、電子的な戸籍記録事項の証明情報の提供を可能となります。手数料が新しく新設して戸籍が400円、除籍が700円を新設します。米印で調整しない場合があると書いてありますが、表の下に米印が2行で書いてあります。徴収しない場合は、電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合及び同一事

項の戸籍の謄本もしくは抄本、または戸籍証明書と同時に請求する場合は、手数料を徴収しないこととなっております。また、表のほうに戻りまして③、届者等情報内容証明書の交付等。内容としては、届者等情報、届者等の書類を画像情報として作成したものです。の内容に係る証明書の交付請求可能となる。また、同情報の内容を出力したものの閲覧請求可能となる。手数料に関しては変更ありません。

3、施行期日、令和6年3月1日となっております。

1枚開けて2枚目をご覧ください。

今、説明したことを図で表してあります。まず、左側の上から3行目、戸籍謄本等の広域交付についてです。これは、自らや父母等の戸籍について本籍地の市区町村以外の市区町村の窓口でも戸籍謄本等の交付請求可能となります。

下の図に現状が書いてあります。現状としては、それぞれの本籍地の市区町村役場で取り寄せるということで、A市、現戸籍があるところ、現在は本籍地があるところではしか戸籍を取ることができませんので、A市に現本籍地がある場合、B町に転籍前の戸籍がある場合、C村に婚姻前の戸籍がある場合は、それぞれから戸籍を取り寄せないといけませんでした。それが、矢印の下の図になります。改正後は最寄りの市区町村の窓口で請求が可能となります。広域交付が可能となります。図でいきますと、A市、B町、C村、現本籍があるところ、転籍前、婚姻前、例えばなんですけれども、それぞれのA、B、Cの市区町村にあったものをA市の1市町村で請求することができるようになります。A市においては、戸籍情報連携システムを使い情報を参照し、また戸籍情報連携システムで情報提供を受けることで可能となります。右側の1行目をご覧ください。

次が戸籍・除籍・電子証明書提供用識別符号の発行についての説明です。

戸籍・除籍・電子証明書提供用識別符号を行政機関に提出することにより、戸籍・除籍・電子証明書、電子的な戸籍記録事項の証明情報の提供可能とします。

下の図をご覧ください。

まず、①なんですけれども、A市に戸籍・除籍の電子証明書の提供を請求します。すると、A市は戸籍情報連携システムにより識別符号の発行をいたします。これが②です。③で識別符号を行政機関のほうに提出をいたします。行政機関のほうはアクセスサーバーのほうに識別符号の入力することにより、戸籍・除籍の電子情報をダウンロードして見るができます。これが2つ目の変更点です。

最後が3つ目が、下から4行目のところです。

届書等情報内容証明の交付等で、一つが届書等情報、届書等の書類を画像情報として作成したものの内容に係る証明書を交付請求可能となります。

次が、届書等情報の内容を出力したものの閲覧請求が可能となります。

以上が、議案第 1 号の説明です。

3 枚目をご覧ください。

議案第 2 号「三股町収入証紙条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

趣旨は先ほどの使用料手数料徴収条例と同じなんですけれども、令和元年に戸籍法が一部改正され、全国的に戸籍の様々な連携が可能となり、令和 6 年 3 月 1 日から施行されることとなりました。

具体的には、戸籍の複本データ管理システムを活用し、自らや父母等の戸籍について本籍地以外の戸籍証明書等の請求や、電子的な戸籍記録事項の証明情報、戸籍電子証明書の発行可能となりました。これに伴い、新たに行う事務について、400 円及び 700 円の証紙金額を追加するために所要の改正を行うものです。

2、内容、証紙金額の 400 円及び 700 円を追加します。

3、施行期日、令和 6 年 3 月 1 日。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 高齢者支援のほうから議案第 3 号の補足説明をしたいと思います。

右上に高齢者支援課と書いてある資料をご覧ください。

今回の補正ですけれども、三股町介護保険施設等原油価格・物価高騰支援金を補正するものになります。

目的としましては、原油価格、食料品価格等の物価高騰の影響が長期化する中で、物価高騰に苦しむ町内介護施設等に対し、重点支援地方交付金を活用して支援金を交付することにより、事業者負担の軽減を図り、介護サービスの安定を図るものです。対象としましては、令和 5 年 12 月 1 日において、本町に所在する介護保険施設等を運営し、交付申請時に当該事業を継続している事業所としています。支援金の内容ですけれども、支援金は 1 施設事業者当たり下記の表の通りで、上限を 120 万円としています。まず、入所系の老人ホーム等が定数 1 名につき 15 万円、19 か所あります。通所系、デイサービス等が 1 施設 15 万円。失礼しました。入所系が定数 1 名当たり 1 万 5,000 円で、19 か所。通所系が 1 施設当たり 15 万円で 21 か所、訪問系が 1 施設 5 万円で 11 か所、その他としまして、短期入所生活介護が定数 1 名につき 1 万 5,000 円で 1 か所、居宅介護支援福祉用具対応が 1 施設 5 万円で 16 か所あります。

合計の 1,570 万 5,000 円を補正するものになります。なお、この支援金につきましては、年内に支給したいと考えていますので、今回の補正としていました。

以上で説明を終わります。失礼しました。年度内の支給を考えています。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 福祉課のほうから、本日提出いたしました資料に沿いまして説明をいたします。

まず、上のほうには歳出とありますが、これは予算書の中から抜粋したものであります。下のほうの図を使って説明をさせていただきます。

今回、新たな経済に向けた給付金ということで、国のほうが行う事業とされたところであります。大元としまして1番と2番というものが基本にあります。まず、1番につきましては、令和5年度の住民税均等割もかかっていない非課税世帯、住民税均等割非課税世帯につきまして、昨年の夏に3万円ずつが一旦交付をされております。そこに上乗せて、今回7万円を給付というふうになっております。合計の10万円が給付される形となっております。

②につきましては、条件が少し緩和されまして、住民税の均等割だけかかっている世帯、ここについても10万円を支給ということで、国のほうで改正されたところです。

①と②につきましては、1世帯10万円という考えのもとに、昨年12月議会で予算措置をさせていただいております。

①の3万円につきましては、当初予算で組んでおった部分ということになります。

この基本的な世帯の考え方がありまして、その中で今回予算計上しておりますのが③ということになります。この2つの世帯の中におられる18歳以下の子供1人につき5万円を加算として給付するということになっております。

①②につきましては、町は総務課のほうで事業を行ってまいりましたが、③から福祉課のほうで行うことといたしました。

この予算を策定するに当たっての数値であります。まず、18歳以下の子が何人いるのかということで出しましたところ、①番のほうで390世帯、700人。②番のほうで160世帯、300人を概算であります。そして、基本として合計の550世帯の1,000人が対象というふうに概算したところであります。よって、加算額として1,000人掛ける5万円の5,000万円ということで扶助費のほうを計上しております。

合わせてかかる経費、消耗品・印刷製本・通信運搬・手数料、システム改修料を計上したところであります。

最後に、予算書のほうの4ページに繰越明許ということで挙げさせていただいております。先ほど申しました①については、もう7万円のスタートしておるんですが、②についてはまだスタートしてなくて、①②のある程度の確定をもって③の加算という考え方でいきますので、年度内に全て終わるのはちょっと難しいかなというふうに考えております。5,000万円のうち

の2,000万円を上限ということで繰越しを想定して、繰越明許費として計上させていただきました。

以上、福祉課からの説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時25分休憩

〔全員協議会〕

午前10時38分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第4. 質疑

○議長（指宿 秋廣君） 日程第4、質疑を行います。

議案第1号から第3号までの3議案について一括して質疑を行います。質疑の際は、議案番号
を明示の上、質疑をお願いします。なお、全体審議の質疑は、会議規則第54条の規定により、
1議題につき1人5回以内となっております。

質疑ありませんか。議事録に残すということで、もう1回同じことを聞くというのもあります。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、質疑を終結します。

日程第5. 討論・採決

○議長（指宿 秋廣君） 日程第5、討論・採決を行います。

議案第1号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・
採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第1号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されまし
た。

議案第2号「三股町収入証紙条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 発言もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第2号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号「令和5年度三股町一般会計補正予算（第8号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 今回、補正予算で物価高騰支援金を各介護施設に配付していただき、本当にありがとうございます。これで、施設のほうも運営が少しでも楽になればと思います。なので、賛成討論、以上で終わります。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第3号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本臨時会において、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時42分休憩

〔全員協議会〕

.....

午前10時47分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

.....

○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で、令和6年第1回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時47分閉会

.....

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 指宿 秋廣

署名議員 西村 尚彦

署名議員 堀内 義郎

三股町告示第5号

令和6年第2回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月26日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和6年3月1日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

岩津 良君	中原 美穂君
上西 雅子君	西村 尚彦君
田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	山中 則夫君

○3月8日に応招した議員

○3月11日に応招した議員

○3月12日に応招した議員

○3月18日に応招した議員

○3月21日に応招した議員

○3月22日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和6年 第2回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

令和6年3月1日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和6年3月1日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 令和6年度施政方針表明
日程第3 議案第4号から議案第27号までの24議案及び諮問2件一括上程
日程第4 会期決定の件について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 令和6年度施政方針表明
日程第3 議案第4号から議案第27号までの24議案及び諮問2件一括上程
日程第4 会期決定の件について
-

出席議員(12名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長	鈴木 貴君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君
高齢者支援課長	下沖 祐二君	農業振興課長	山田 正人君
都市整備課長	井上 政和君	環境水道課長	木下 勝広君
ふるさと納税推進室長	細田 高広君	教育課長	渡具知 実君
会計課長	島田 美和君		

午前10時00分開会

○議長（指宿 秋廣君） ただいまから、令和6年第2回三股町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により議長が会議において指名することになっております。

本会期中の会議録署名議員に、5番、田中議員、10番、内村議員の2人を指名します。

日程第2. 令和6年度施政方針表明

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、令和6年度の施政方針の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

本日、ここに令和6年第2回三股町議会定例会の開会に当たり、令和6年度の町政運営の方針につきまして、私の所信の一端を申し上げます。

一昨年、10月定例会で、4期目のスタートに当たり、今後4年間の町長としての所信を述べさせていただきましたが、その方針にのっとり、これまで進めてきた事業や新たな課題に積極的に取り組み、町政の進展に寄与したいと考えます。議員各位のご指導ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

さて、令和5年度を振り返ってみますと、新型コロナウイルスは、感染法上の位置づけが5類に引き下げられ、季節性インフルエンザと同等の取扱いとなったことで、5月の「まちドラ!」6月の「モノづくりフェア」、10月の「教育の日記念イベント」、11月の「ふるさとまつり・文化祭」、今年1月の「新春あいさつ会」や「はたちの成人式」、「出初め式」「みまたんきりしまパノラマまらそん」など、各種イベントや行事などをコロナ禍前に近い状態で開催できました。

また、ウクライナ情勢や円安に伴う原油・物価高騰対策として農畜産業者へ飼料価格高騰対策支援金の支給やプレミアム付き商品券の発行、小学生対象の商品券配布事業、学校給食費物価高支援、福祉分野における食材料費高騰対策支援事業など本町独自の生活支援対策にも取り組んだところであります。

特に、本町の重点施策である子育て支援策として、中学校の給食費無償化を4月から実施しました。小中学校全員の無償化は、多大な財源を必要とすることから、まずは中学生に限定させていただきました。

さらに、9月からは3歳未満児の制度上第一子保育料無償化にも取り組みました。保育料や給食費の無償化は、保護者の負担軽減にとどまらず、子育て世帯の移住・定住促進、住宅建設などの地場産業の活性化、そして雇用増、税収増にもつながり、経済の好循環を生むものと期待しております。

そして、これらの施策の継続、拡大には、財源として「ふるさと納税」の倍々増が欠かせません。町では「魅力ある三股町」を全国に発信し、多くの人にご支援いただけるよう鋭意努力しておりますが、町民の皆様にもふるさと納税について、ご理解いただき町外の親戚や知人、友人へのお声かけをお願いしているところです。また、企業版ふるさと納税についても、協力していただけるようPRに努めているところです。

ところで、気候変動による地球温暖化等により、昨年も記録的な集中豪雨や台風等により全国各地に甚大な被害を及ぼしました。特に、8月から9月の台風では、鳥取県や千葉県など全国各地で記録的な大雨となり、河川の氾濫、土砂崩れ、道路の崩壊などが多発しました。

県内では、8月の台風6号により県北部で線状降水帯が発生し大雨が続き、住民生活に多大な影響を及ぼしたところです。本町では、幸いにも大きな被害はなかったところですが、消防団員には徹夜での警戒、見回りに従事していただきました。

そして、1月1日に発生した能登半島地震は、マグネチュード7.6、最大震度7の大地震で、半島では多くの建物が倒壊し、津波や崖崩れなどで道路が寸断され、停電や断水、通信障害などでライフラインは機能不全に陥りました。

そして、孤立集落も見られ、物資の搬送は困難を極めるとともに、厳冬の中、多くの被災者が

避難所で厳しい避難生活を送られました。このような大震災では、建物や家具の倒壊で、圧死、窒息死が多く見られることから、建物の安全性を高める耐震補強の必要性やライフライン確保対策の重要性を再認識しました。

また、地震などの大災害では、自衛隊、消防、警察などの公的機関は、道路の決壊、建物の倒壊、火災などで発災直後の活動が困難な場合が予想されることから、自助、共助の取組が重要と考えています。

このような気候変動による異常気象や地震などの災害の教訓から、防災、減災、国土強靱化に取り組むとともに、常在危機の覚悟で危機管理に対応する必要性を認識したところです。

事務事業の効率化の分野では、情報通信技術の飛躍的な進歩やマイナンバーカードの普及率の向上に伴い、町民生活の利便性向上を目指して、住民票等のコンビニ交付を一昨年1月から開始し、住民票や戸籍謄本などの証明書が発行でき、コピー機としても使えるマルチコピー機を役場庁舎内にも設置するとともに、12月からは、窓口利用者が申請書などを「書く」労力を減らす、利用者が窓口にいる時間を減らすことを目的に、「書かない窓口」を開設し、住民サービスの向上に努めています。

以上のとおり、当初及び補正予算で計画した事業は、議会をはじめ、町民の皆様のご理解、ご尽力により、ほぼ予定どおり実施できました。心から感謝申し上げます。

令和6年度も、引き続き、これまでの成果を踏まえ、残された課題、新たな課題に積極的に挑戦し、町の将来像「自立と協働が織りなす元気あふれるまち 三股」の実現を目指したいと考えています。

今後とも、議会からのご意見や町民の皆様の声に耳を傾けながら、職員一丸となって町政運営に取り組んでいく所存でございますので、皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

私は、町政の目標として「自立と協働が織りなす元気あふれるまち 三股」を実現するため、5つのプロジェクトをマニフェストとして掲げ実現に努力しているところです。

その一端をご紹介しますと、1つ目の「まちむら元気わいわいプロジェクト」では、町営五本松団地の跡地活用策については、令和3年度に「三股町交流拠点施設整備事業基本計画」を策定し、令和4年度には商工会との共同出資による「まちづくり合同会社」を立ち上げました。

令和5年度は、暫定利用として五本松団地跡地でのまちづくりに関心を持つ町民の皆様と4回のイベントを開催し、多くの方にご参加いただきました。また、2月16日には文化会館にて「まちづくりフォーラム」を開催し、広く町民の皆様に中心市街地の活性化施策についてご理解を頂いたところです。

令和6年度は、まちづくり合同会社を中心とした特別目的会社を設立し、設計・建設・維持管理・運営に関するPFI契約を締結し、令和9年度のオープンを目指します。

また、都市再生整備計画に基づき、中心市街地として位置づけた三股駅と役場、文化会館及び五本松団地跡地を結ぶエリア内の「歩きやすいまち」、「歩きたくなるまち」の実現に向けた検討を進め、１２月に町民の皆様や有識者の意見を踏まえた道路、公園等の整備の方向性を定めたところであり、今後は、この方向性に基づき、交流拠点施設整備の進捗に合せながら、エリア内の道路、公園等の整備を進めてまいります。

そして、令和６年４月１日からコミュニティバス「くいまーる」の中心市街地循環コースの運行を新たに開始することで、中心市街地と既存集落との往来の足を効果的に確保し、さらにはＡＩを活用した乗換システムの導入により利便性の向上にさらに努めてまいります。

空き家対策については、昨年度策定した「三股町空家等対策計画」に基づき、各種施策を今年度から進めているところですが、来年度も引き続き、空き家対策に関するセミナーや個別相談会を開催し、空き家等の適正な管理を促進するとともに、周辺の居住環境への影響が大きい空き家の除却に対する補助など、健全な生活環境の確保に取り組んでまいります。

安全安心なまちづくりとしては、南海トラフ地震や集中豪雨、台風による災害の大規模化に備え、能登半島地震を教訓として三股町地域防災計画の見直しを行います。特に避難所の運営に関してライフライン確保対策の重要性を再認識したところであり、具体的に可能な事前対策について検討してまいります。また、互いに助け合う「共助」の重要性から自主防災組織の設立、拡充に努めてまいります。

通学路の交通安全対策としては、小学校周辺の歩道のない通学路における歩行空間の確保に引き続き取り組むとともに、防災・減災、国土強靱化への取組として、橋梁、舗装、公園施設の長寿命化対策、避難路である島津紅茶園切寄線の拡幅工事、急傾斜地崩壊対策、木造建築物の耐震化等に年次的に取り組んでまいります。

なお、県事業でございますが、県道３３号の都城北郷線について、中心市街地周辺の歩道等の整備に向け、昨年４月に都市計画決定され、現在、測量・設計が進められるとともに、長田地区についても、道路拡幅工事等が進められております。

さらに、国道２２２号牛ノ峠バイパスについて、昨年９月に建設促進協議会を設立し、昨年１０月に都城市のＭＪホールにおいて決起大会を開催しました。そして、２月には建設促進協議会として、県知事や県土整備部長への要望活動を行うなど、早期の事業再開に向け、都城市、日南市と一体となって取り組んでいるところです。

今後とも引き続き、安全・安心なまちづくりに資する事業の早期着手、早期完了、所要の財源確保に向けて、国、県にしっかりと訴えてまいります。

過疎対策としては、小学校の複式学級の解消を目指して、過疎対策奨励金を継続するとともに、小規模特認校制度を利用してスクールバスを引き続き運行してまいります。また、本町の全小中

学校のＩＣＴ（情報通信技術）活用による学習の充実にも年次的、計画的に取り組んでいるところです。

２つ目の「産業いきいきプロジェクト」では、本町の基幹産業である農畜産業の担い手への農地集積や作業の効率化、農家の所得向上などを図るため、引き続き、沖水川・三股中央左岸地区の農地、農道、用排水路等の基盤整備に取り組むほか、地域の農業者等の話合いやアンケートの結果を基に、地域の農地を誰が利用し、どのように農地をまとめていくのかを決める地域計画を策定します。

本計画の策定に当たっては、農業委員と農地利用最適化推進委員が、令和５年度に導入したタブレットを用いて、ＧＰＳを活用した農地利用状況調査で位置確認を行います。

この調査結果を基に、中心的な担い手である認定農業者や新規就農者などに農地の集約、集積を進め、農地利用の最適化の実現に取り組んでまいります。

畜産振興につきましては、近年、和牛子牛価格や枝肉価格など、畜産物の価格低迷が続き、さらに濃厚飼料の高止まり等もあり、厳しい経営を強いられているところであります。町としましては、令和４年度、５年度と飼料価格高騰対策支援金など様々な対策を講じており、今後も引き続き、県や関係機関と連携しながら、必要な措置を講じてまいりたいと思います。

さらに、農業全般を通して、農業従事者が減少する中で、持続可能な力強い農業の実現が求められていることから、次世代を担う農業者の育成・確保をするための取組を支援するため新たに農業後継者支援事業を設けたところです。

また、ＡＩ・ＩＴ・ＩｏＴを活用したスマート農業の台頭もあり、地域農業は大きな変革の時期を迎えています。町としましては、国・県の事業等を活用するなど、スマート農業の取組を推進し、生産性、収益性の向上に努めてまいります。

林業振興につきましては、森林環境譲与税を活用して、コンテナ苗の普及事業により再造林率の向上を図るほか、林業労働者確保対策事業等を行い、地域森林資源の循環型林業を促進いたします。

地場企業の活性化策につきましては、コロナ禍の長期化や物価高騰等の影響により落ち込んだ地域経済の回復を図るため、また、エネルギー・食料品価格等の物価高騰対策として、第５弾及び第６弾の「みまたん応援プレミアム付商品券発行事業」を実施しました。

また、地域経済の活性化や雇用の創出に貢献し、本町経済の発展と住民生活の向上に寄与している地元の中小企業の皆様とともに地域活性化に取り組むための中小企業振興条例の制定も視野に関係機関の皆様と協議を進めてまいりたいと考えています。

雇用創出としての企業誘致の取組としては、建築・土木材料、金属材料等卸売業と産業用機械等の設計、製造、設置、メンテナンス業の２社から指定の申請があり、企業立地の調印を行い、

今後3年間で19名を雇用する計画です。投下固定資産総額は、土地購入費を含んでおよそ3億2,000万円であります。

ふるさと納税につきましては、引き続き応援事業者の新規開拓に努め、返礼品の新規開発・改良への支援を行い、充実を図るとともに、町内外にふるさと納税を通して町の魅力や特産品のPRに努めてまいります。企業版ふるさと納税においても、地域再生計画「三股町まち・ひと・しごと創生推進計画」に位置づけられている子育て支援の取組を寄附対象重点事業として企業の皆様に広く知っていただき、ご支援を頂けるよう努めてまいります。

3つ目の「少子・高齢化すくすくプロジェクト」では、国・県の少子化対策重点推進交付金を活用し、若い世代が、安心して出会い、結ばれ、出産し、子育てをしていただくため、それぞれの節目の時期にどのような支援があるのか、どこに相談すればいいのか、などを広く知っていただくため「ライフデザインブック」を作成します。さらに、結婚後の新生活を支援するため住宅取得や賃貸、リフォームに関わる支援を行ってまいります。

子育て支援策としましては、令和5年9月から制度上第一子の保育料無償化を開始しました。また、放課後児童クラブの担い手として民間での取組を町では推進しているところですが、令和5年度は第一子クラブが40人定員の施設を自費整備され20人の定員増となり、6年度はキッズ・リターンクラブが20人定員の施設を自費整備される予定です。

また、教育・保育の担い手として、5年度に蓼池認定こども園が15人定員増に対応する施設の増改築をされました。町の放課後児童健全育成や教育・保育に積極的に参加いただいている法人に感謝いたします。

高齢者等の交通弱者対策としましては、日常的な買い物、病院へのアクセス不安を解消するため、令和6年4月1日からコミュニティバス「くいまーる」に新たな路線を追加し、ダイヤ改正や増便につなげることで利便性の向上を図ります。

また、三股駅のバリアフリー化によって、三股駅を結節点とした電車、バスの乗換えが容易となり町外移転の活性化が期待できます。

また、令和7年には、団塊の世代の全ての人が75歳以上の後期高齢者となります。本町においても高齢化率が年々上昇し、令和5年には28.3%と高齢化が進んでいます。

このような中、3年ごとに見直すこととなっている高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画を策定し、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自分らしく元気に暮らしていくための施策に取り組んでいくこととしています。

ところで、コロナ禍に続く原油価格、食料品等の物価高騰のため、独り親家庭を中心に生活に困窮する世帯が増えています。町では社会福祉協議会と連携し、ボランティアの力を借りながら実施しているフードバンク事業「どうぞ便」を通じて生活物資の支援を行いながら、生活困窮世

帯の子供の学習支援や親の就労支援に結びつける取組を進めています。子ども食堂についても、社会福祉協議会と連携し取り組んでいるところです。

妊婦、出産、子育て支援につきましては、健康管理センターに設置している子育て世代包括支援センターにおいて妊娠期から出産、子育てまでの切れ目のない支援を実施しています。

今後も母子健康手帳交付時より、妊婦や子育て家庭に寄り添い、出産、育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を通じて、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施してまいります。

また、子育て世帯の負担を軽減し、子育てしやすい環境をつくるために、中学校の給食費無償化を継続するとともに、物価高騰対策として給食に係る食材費に対し補助金を交付することで小学校の給食費の負担軽減につなげます。

学習環境の整備については、中学校に東校舎を増設し児童生徒の増加に対応しています。さらに、安全安心な学習環境を推進するため小学校の校舎外壁工事を計画的に進めてまいります。

4つ目の「スポーツ・文化わくわくプロジェクト」では、アスリートタウン三股の創造や文教の町三股づくりの推進のため、各種イベント、行事等をコロナ禍前に近い状態で開催することができました。

みまたん霧島パノラマまらそんは、昨年度はコロナ禍ということもあり、実施種目はハーフの部のみでしたが、本年度はハーフの部に加え、2キロメートル、2キロメートルファミリー、3キロメートル、5キロメートルの部を4年ぶりに復活させ、子供から高齢者まで多くの方が参加されました。

さらに、イベントや「よかもん朝市」なども実施し、以前のような活気ある大会となりました。

参加者からは、大会運営のボランティアや沿道での応援の皆さんの熱意とおもてなしにより、心温まる大会と好評の声を頂いたところです。本大会は「アスリートタウンみまた」を象徴する大会で、町民総参加のスポーツイベントとして位置づけており、今後も発展、成長させていきたいと思います。

三股町文化の祭典は、2月10日、11日の2日間にわたり3部構成にて開催いたしました。

1日目は童謡、唱歌発表の童謡まつり、短歌披露、舞踊発表の文化芸能まつり、2日目は生涯学習発表の元気まつりが行われ、文化芸能に親しむ方はもちろん、生涯学習教室の1年間の集大成の発表の場となっており、子供から高齢者の方まで参加する多彩な内容となっております。

また同時に、文化会館のホワイエで生涯学習教室の作品展示が行われ、文化芸術の発展に大きく寄与した祭典となりました。今後も多彩な文化芸術に親しむことができる環境を整え、文化芸術活動の充実に努めてまいります。

一方では、2027年に「日本のひなた宮崎 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会」

が昭和54年の「日本のふるさと宮崎国体」以来、48年ぶりに宮崎県で開催されます。当町では柔剣道の競技が行われる予定で、開催に向けて実行委員会を立ち上げるとともに、競技会場となります武道体育館、サブ会場となります町体育館の整備を進めてまいります。

5つ目の「エコクリーンさわやかプロジェクト」では、現在、公共下水道工事を計画的に進めており、令和6年度につきましても、引き続き山王原、上米、植木地区を重点的に施工していきます。

令和5年1月に策定した公共下水道全体計画では、現在整備中の中央分区約500ヘクタールと、公共下水道区域への編入を予定する農業集落排水区域の梶山分区46ヘクタールが公共下水道整備区域となり、宮村南部地区の農業集落排水区域を除く、それ以外の区域を合併浄化槽整備区域と位置づけました。

また、昨年3月に策定しました「第3次生活排水対策総合基本計画」に基づき、計画目標としております生活排水処理率を令和12年度までに全体として84.1%に引き上げることを含めまして、町民、事業者等の皆様とともに協力、連携しながらより一層の生活排水対策を図ってまいりたいと考えます。

現在、中央浄化センターでは、公共下水道の区域拡大に伴い、固定式の汚泥脱水施設を建設しておりますが、併せて、衛生センター老朽化による代替施設として、し尿受入れの機能をも備えた施設整備も行っており、令和7年度の完成を目指しております。

なお、公共下水道事業及び2つの農業集落排水事業につきましては、令和6年度からは、これまでの官公庁会計から公営企業会計へ移行します。経営状況の明確化など、公営企業会計に移行することで得られるメリットを活用し、下水道施設の適正な維持管理や、より一層の経営の効率化と健全化に努めてまいります。

水道事業につきましては、令和4年度に策定した管路更新計画に基づき、さらに効率的な施設整備を進めています。中でも基幹管路の耐震適合率は、令和2年度に42.5%で全国平均とほぼ同程度になっており、今後も災害時の重要給水施設管路整備計画とともに、毎年、1億2,000万円を計上し設備更新を行う予定です。

また、地球温暖化防止として取り組む「ゼロカーボンシティみまた」の実現に向けては、公募により選定した民間事業者と連携しながら、エネルギーの地産地消計画を策定し、計画的に取り組むことを考えております。

まずは、役場や小中学校、元気の杜、文化会館、体育館などの公共施設への太陽光パネルや蓄電池、省エネ設備の導入を進め、電気の自給自足を目指してまいります。このことは、災害時の電気の確保や避難所運営にも貢献するものと考えます。

地球温暖化に関するごみについては、ごみ袋の製造価格が徐々に値上がりしていることから、

販売価格の改定を検討するとともに、家庭から出され、そのまま燃やされるごみの量を減らすように、引き続き、分別やリサイクル活動が推進されるよう取り組んでまいります。

以上、5つのプロジェクトの主な概要を説明しましたが、このように各種事業に着実に取り組むことができますことは、議員各位をはじめ多くの皆様のご支援のたまものと感謝申し上げます。

昨年8月、大手不動産会社が行った「街の住みこちランキング2023」宮崎県版で、本町は4年連続第1位、また、12月に行った「住み続けたい街ランキング2023」宮崎県版で、本町は第2位という高い評価を頂きました。この結果を今後のまちづくりに、町の発展に結びつくよう努力したいと考えます。

さて、世界においては、ウクライナ侵攻や深刻化しているイスラエル、パレスチナ情勢など国際協調が求められている状況の中、世界経済はウイズコロナ時代として、いち早く経済を正常化させて、カーボンニュートラルの実現に向けた取組やデジタル化など世界全体の経済構造や競争環境の変化に対処すべく最大限の政策対応を行っています。

我が国においても、デジタル技術を活用した柔軟な働き方やビジネスモデルの変化、環境問題への意識の高まり、東京一極集中が変化する兆しなど、未来に向けた動きが始まっています。

こうした状況に対し、政府は、経済財政運営と改革の基本2023において、賃上げの実現や人への投資、自治体GX・DXなど官と民が連携した投資の拡大と経済社会改革の実行に向けた基本方針を示すとともに、こども・子育て施策の強化を実現するための道筋を示しています。

これらの方針を踏まえ、令和6年度の地方財政計画では、5年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしています。

歳出改革に当たっては、継続して感染症に対応するとともに、自治体GX・DXの推進、こども・子育て施策の強化、地方創生の推進、防災・減災、国土強靱化の推進などの重要課題に対応することとしていることから、各分野での制度改正等、今後の動向に十分留意する必要があります。

本町の財政の見通しについては、歳入面において自主財源が少ない財政構造の中で、社会経済活動の本格的な再開等を受け、雇用環境や企業収益の改善などにより、町県民税等は微増が見込まれます。

地方交付税については、地方交付税交付金の基礎となる国税の歳入増が見込まれることから微増を見込んでいますが、老朽化した公共施設の維持補修、中学校給食費無償化及び保育料第一子無償化などのこども・子育て施策の財源補填として基金残高の減少が見込まれます。

歳出面では、年々増加する扶助費等の義務的経費、公共施設等に係る維持補修経費に加え、国が進めるデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの促進や自治体情報システムの標準化・共通化推進といった、デジタルガバメントの推進、公共施設等の老朽化対策、脱炭素推進事業等

の推進といった、社会変化に対応すべき経費の増加が見込まれます。

特に、循環型社会の構築、昨今多発する局地的な豪雨や台風襲来、今後予想される南海トラフといった大規模災害への備えとして、老朽化した公共施設等の大規模修繕などの実施が喫緊の課題となりつつあることから、財政状況は依然として厳しい状況になるものと思われます。

このような状況を踏まえ、令和6年度の町政運営の基本的な考え方は、第6次三股町総合計画の町の将来像である「自立と協働が織りなす 元気あふれる三股」の実現に向け、さらなる町民の幸福度の向上と、町土の均衡ある発展を図るため、各分野の諸施策を着実に実施していくこととします。

そして、第6次三股町総合計画の4年目となる本年度は、目標達成への推進期と捉え、常に町民との協働の視点を意識し、創意と工夫を凝らした施策を展開してまいります。

なお、町政全般において、まちづくり基本条例を踏まえるとともに、町民の皆様との協働の理念に基づき、情報の共有化を図り、「見える行政」「伝わる行政」を進め、元気で誇れるまちづくりを目指して引き続き努力してまいります。

以上、私の所信の一端を申し述べましたが、身の丈に合った行財政運営を心がけるとともに、町民目線を大切にし、町民の皆様との交流と対話を重ねながら、活力と魅力あるまちづくりに鋭意努力していく所存です。

議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げて、施政方針といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 50分まで休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時50分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩に引き続き、本会議を再開します。

日程第3．議案第4号から議案第27号までの24議案及び諮問2件一括上程

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、議案第4号から議案第27号までの24議案及び諮問2件を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 令和6年第2回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第4号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてご説

明申し上げます。

本案は、令和３年度から４年度にかけて梶山小学校体育館、各地区分館、各児童館に設置しました空調設備の使用料を新たに設置するものです。また、４月１日から新たな路線の運行に伴い、くいまーるバスの運賃に関わる使用料の改正を行うものであります。

次に、議案第５号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、蓼池第３団地及び宮下団地の全部を用途廃止し、条例から削除するものであります。

次に、議案第６号「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法第２８条第３項及び第４項の規定に基づき定められている職員の分限に関する手続について、同法第２８条第１項第１号の規定により、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続を追加するため条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第７号「三股町介護保険条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、高齢者福祉計画及び第９期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料の見直しを行うため、所要の条例改正を行うものです。

次に、議案第８号「三股町在宅老人デイ・サービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、三股町在宅老人デイ・サービスセンターを廃止することに伴い、三股町在宅老人デイ・サービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止するものです。

次に、議案第９号「令和６年度介護保険制度改正に伴う関係条例の整備に関する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、令和６年度介護保険制度改正に伴い、居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱いや医療と介護の連携の推進、高齢者虐待防止の推進などについて、各種介護サービス事業の基準が改正されたことにより、第１条で指定介護予防支援事業、第２条で指定介護支援事業、第３条で指定地域密着型サービス、第４条で指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定めた所要の条例を改正するものであります。

次に、議案第１０号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げるとともに、軽減措置の５割軽減及び２割軽減の対象世帯に係る所得判定基準額を引き上げるものであります。

次に、議案第１１号「三股町水道事業給水条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げ

げます。

本案は、令和6年度から水道法による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管することに伴い、関係する条例について、所要の改正を行うものであります。

内容としましては、厚生労働省の組織見直しの一つとしまして、水道整備等については、これまでの厚生労働省から国土交通省へ、水質基準策定等については、これまでの厚生労働省から環境省へ移管することに伴うものであります。

次に、議案第12号「令和5年度三股町一般会計補正予算（第9号）」についてご説明申し上げます。

本案は、令和5年度の会計年度末を控え、各種事務事業の実績見込み、補助事業の決定あるいは内示等により、所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額136億3,081万5,000円に歳入歳出それぞれ6,441万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億9,522万5,000円とするものであります。

まず、歳入について主なものをご説明申し上げます。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,821万2,000円、社会資本整備総合交付金（道路橋梁事業）1,270万円などを増減額補正するものであります。

県支出金は、新規就農者育成総合対策事業補助金750万円、遺跡発掘調査費委託金916万9,000円などを減額補正し、物価高騰等対策プレミアム付商品券等発行事業費補助金1,527万1,000円などを増額補正するものであります。

寄附金は、企業版ふるさと納税170万円を増額補正するものであります。

諸収入は、一体的実施保健事業受託事業収入843万5,000円、健診事業受託事業収入1,527万円などを増減額補正するものであります。

町債は、三股小北校舎外壁改修事業470万円などを減額補正し、勝岡蓼池線道路整備事業1,320万円などを増額補正するものであります。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

総務費は、情報システム保守作業委託料ほか300万1,000円、電算システムリース料493万6,000円などを増減額補正するものであります。

民生費は、臨時特別給付金（住民税非課税世帯）1,845万円などを減額補正し、後期高齢者広域連合療養給付費負担金（現年度分）1,303万8,000円などを増額補正するものであります。

衛生費は、衛生センター光熱水費1,350万7,000円、じんかい収集運搬委託料ほか1,251万3,000円などを減額補正し、健康診査委託料ほか1,486万5,000円などを

増額補正するものであります。

農業費は、新規就農者育成総合対策事業補助金 7 5 0 万円、畑地帯総合整備事業負担金 1, 2 2 6 万 1, 0 0 0 円などを減額補正し、農村地域防災減災事業業務委託料ほか 1 6 2 万 7, 0 0 0 円を増額補正するものであります。

土木費は、勝岡蓼池線舗装補修工事ほか 2, 6 7 7 万 3, 0 0 0 円などを増減額補正するものであります。

教育費は、三股小北校舎外壁改修工事ほか 6 7 3 万 6, 0 0 0 円、高才第 3 地区発掘調査作業員委託料ほか 6 8 5 万 7, 0 0 0 円などを減額補正し、子育て支援（小学生対象）商品券配布事業 2, 9 4 7 万 5, 0 0 0 円などを増額補正するものであります。

予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

次に、第 2 表繰越明許費補正については、課税システム等改修事業ほか 9 事業を追加し、低所得世帯給付事業（令和 5 年度こども加算分）ほか 1 事業について金額の変更を行うものであります。

次に、第 3 表債務負担行為補正については、土地開発公社公共施設用地先行取得事業（上米公園整備事業）ほか 1 事業を追加し、都城市郡医師会病院心臓・脳血管センター整備事業について限度額の変更を行うものであります。

次に、第 4 表地方債補正については、勝岡地区急傾斜地崩壊防止対策事業ほか 2 事業を追加し、畑地帯総合整備事業（高才第 1 地区）ほか 7 事業について事業費の変更により限度額を変更するものであります。

次に、議案第 1 3 号「令和 5 年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額 3 0 億 2, 2 7 0 万 9, 0 0 0 円から歳入歳出それぞれ 2 3 9 万 9, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 0 億 2, 0 3 1 万円とするものであります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金を減額補正するものであります。

歳出の主なものは、諸支出金を増額補正し、予備費を減額補正するものであります。

次に、議案第 1 4 号「令和 5 年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3 号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額 3 億 2, 9 3 7 万 4, 0 0 0 円から歳入歳出それぞれ 6 8 6 万 7, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 2, 2 5 0 万 7, 0 0 0 円とするものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金を減額補正するものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金を減額補正するものであります。

次に、議案第15号「令和5年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額24億1,279万5,000円から歳入歳出それぞれ166万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億1,112万9,000円とするものであります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金を減額補正するもので、歳出の主なものは、事業計画業務委託料を減額補正するものであります。

次に、議案第16号「令和6年度三股町一般会計予算」についてご説明申し上げます。

令和6年度の予算編成に当たっては、予算編成方針に基づき、国・県の予算編成の状況、地方財政計画並びに社会経済情勢の動向を見て予算編成を行ったものであります。

我が国の経済は、コロナ禍の3年間を乗り越え、改善しつつあり、高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済の先行きには前向きな動きが見られており、デフレから脱却できる千載一遇のチャンスを迎えています。

他方、賃金上昇は物価上昇に迫いついておらず、個人消費は依然、力強さを欠いた状況にあります。

令和6年度の地方財政計画では、地方財政の一般財源総額について、令和5年度の水準を確保することを基本に地方財政対策が講じられ、地方交付税については、前年度比1.7%、3,060億円の増となっています。

本県においては、財政健全化指針に基づき、引き続き健全な財政運営を維持し、人口減少対策、防災・減災、国土強靱化対策などの諸課題に的確に対応するとともに、県民生活や地域経済の早期再生と将来を見据えた新たな成長活力の創出に向けて、積極的な展開を図ることとしています。

このような国の動向や県の情勢を踏まえた令和6年度の本町財政の見通しについては、歳入面において、町税等は社会経済活動の本格的な再開等を受け、令和5年度に対し1.6%の増額を見込んでいます。

また、地方交付税については、地方財政の一般財源総額において、令和5年度地方財政計画の水準が確保されたことに伴い、令和5年度に対し3.2%の増額を見込んでいます。

歳出面では、義務的経費が人事院勧告等による人件費、社会保障関連経費の扶助費などにより7.8%の増、経常的経費がシステム標準化、電力価格高騰、各委託業務の人件費の増に伴う物件費、まちづくり合同会社への貸付金の増などにより5.7%の増、投資的経費が都城市郡医師会病院心臓・脳血管センター整備事業、三股町体育館改修事業などにより27.6%の増を見込んでいます。

令和6年度においても、第6次三股町総合計画に基づき、町の将来像「自立と協働が織りなす元気あふれるまち 三股」の実現に向け、町民生活の向上と、町土の均衡ある発展を図るため、引き続き諸施策の着実な推進が求められます。また、時代の変化に柔軟かつ迅速に対応し、常に町民との協働の視点を意識し、創意工夫を凝らした施策の展開が必要となるものです。

令和6年度当初予算の編成におきましては、行財政改革の継続、さらなる財政の健全化、持続可能な町財政構造への転換に努めるとともに、目まぐるしく変化する社会情勢や多様な行政需要への対応を図るため、町民の理解と協力を得ながら、中長期的視点に立ち、限られた財源の効率的な配分に努め、本町歳入に見合う予算規模の範囲において、本町の魅力を最大限発揮できるよう、予算編成を行いました。

まず、第1条において、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ127億2,000万円と定めるものであります。

第1表歳入歳出予算の概要についてご説明申し上げます。

令和6年度は、対前年度費8.2%、9億6,500万円の増となっています。歳入のうち自主財源は44億7,260万8,000円で、構成費35.2%、依存財源は82億4,739万2,000円で構成費64.8%となっており、自主財源は前年度より3億9,353万1,000円、0.5ポイント増となっております。

次に、歳出予算における性質別状況においては、義務的経費が69億4,623万3,000円で、構成比54.6%、経常的経費が49億3,500万4,000円で、構成比38.8%、投資的経費が8億3,876万3,000円で、構成比6.6%となっており、前年度より義務的経費、経常的経費の割合が減少し、投資的経費の割合が増加となっております。

次に、第2表債務負担行為については、情報システムリプレイス（令和6年次）ほか2事業を設定するものであります。

次に、第3表地方債については、都城市郡医師会病院心臓・脳血管センター整備事業ほか、総額で3億6,704万9,000円の借入れを予定しているものであります。

次に、歳出予算の投資的事業の主なものについてご説明申し上げます。

継続的な事業として、都城市郡医師会病院心臓・脳血管センター整備事業5,983万2,000円、勝岡地区の急傾斜地崩壊防止対策として、勝岡地区自然災害防止急傾斜地崩壊対策事業4,100万円、道路維持補修事業8,496万円、三股町舗装長寿命化修繕計画による生活道路の舗装修繕を行う公共施設等適正管理推進事業4,000万円、島津紅茶園切寄線道路整備事業4,324万9,000円、三股町都市公園施設長寿命化計画に基づき施設整備を行う公園施設長寿命化対策支援事業4,165万1,000円、新規事業として、市街地循環型路線運行・デマンド交通実施に伴うくいまーるワゴンバス整備事業1,200万円、総合文化施設つり天井

の耐震強化を実施する総合文化施設特定天井耐震改修設計業務委託事業1,346万6,000円、指定避難所である町体育館の屋根、外壁、床などの改修及び空調設置に伴う三股町体育館改修事業1億4,155万1,000円など、総額で8億3,876万3,000円の投資的事業の予算となっております。

次に、投資的事業以外の新規事業及び重点取組実施事業についてご説明いたします。

主な新規事業としましては、デマンド交通及びバスロケーションシステム導入を行うデマンド交通等導入業務委託事業1,105万5,000円、法律に基づき基幹システムの標準化等を行うシステム標準化関連事業1億1,188万1,000円、少子化対策として、結婚に伴う新生活スタートアップ支援を行う結婚新生活支援事業1,380万円、交流拠点整備のために設立した合同会社への貸付金まちづくり合同会社貸付事業3,000万円、新たな住民税非課税世帯に伴う支援を行う低所得者給付事業1億6,532万4,000円などに取り組みます。

また、重点取組事業として、引き続き、乳幼児・小中学生の医療費を助成する子ども医療費助成事業1億4,245万3,000円、保育料第一子無償化を含む、保育所、認定こども園に対する運営費の経費として、施設型給付費事業19億6,223万3,000円、中学生の給食費の無償化対策として、三股町学校給食費負担軽減補助事業4,960万6,000円、給食費の物価高騰対策として、三股町学校給食費支援事業1,672万5,000円などに取り組んでまいります。

最後に、町が進める各種まちづくり施策に、ふるさと未来寄附金を有効活用することによって、三股町を応援してくださる町外の方々のご厚意に応えさせていただきます。

次に、議案第17号「令和6年度三股町国民健康保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億553万円とするもので、対前年度比1.7%、5,038万9,000円の減となっております。

歳入の主なものは、対前年度比で国民健康保険税が8.8%、県支出金が3.0%の減、繰入金4.9%、繰越金が30.1%の増となっております。

歳出の主なものは、対前年度比で総務費が16.7%、国民健康保険事業納付金が0.7%の増、保険給付費が3.2%、保健事業費が1.0%の減となっております。

次に、議案第18号「令和6年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,854万円とするもので、対前年度比3.0%の増となっております。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料及び繰入金を、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金等を広域連合の見込みにより計上したものであります。

議案第19号「令和6年度三股町介護保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億1,023万1,000円とするもので、対前年度比6.6%、1億4,991万4,000円の増となっております。

歳入の主なものは、介護保険料が7.1%、国庫支出金が4.7%、県支出金が5.2%、支払基金交付金が6.6%の増となっています。

歳出の主なものは、総務費が23%、保険給付費が6.5%、地域支援事業費が7.0%の増となっております。

次に、議案第20号「令和6年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,962万6,000円とするもので、対前年度比15.6%、265万4,000円の増となっております。

歳入の主なものは、サービス収入が2.3%、繰入金が199.7%の増、歳出の主なものは、総務費が21.3%の増となっております。

次に、議案第21号「令和6年度三股町水道事業会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、水道事業は、安全で良質な水を、安定的に供給することに努めているところであり、地方公営企業の予算においては、企業の効率的運営に主眼を置き、予算編成しております。

まず、第2条において、業務の予定量として、給水戸数を1万1,626戸、年間総給水量を313万立米とするものであります。

次に、第3条において、収益的収入及び支出の予定額として、収入を4億2,979万9,000円、支出を3億8,201万4,000円とするものです。

収益の主なものにつきましては、給水収益が3億7,436万7,000円で、収入全体に占める割合は87.1%、費用の主なものにつきましては、職員給与費、委託料、動力費及び減価償却費となっております。

次に、第4条において、資本的収入及び支出の予定額として、収入を1,210万9,000円、支出を2億2,450万円とするものです。

収入の主なものは、負担金1,210万7,000円を予定し、支出の主なものは、施設費、固定資産購入費及び企業債償還金となっております。

なお、第4条予算の収支不足額2億1,239万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものであります。

主な建設改良費につきましては、老朽管布設替えに伴う耐震化工事及び中央地区第3水源地の電気計装設備更新工事を予定しているところです。

次に、議案第22号「令和6年度三股町下水道事業会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、本町の公共下水道を整備し、衛生的で快適な生活環境を創造するとともに、公共用水域の水質汚濁防止を図るため、本事業を推進するもので、令和6年度も、引き続き事業計画区域内の未整備地域の管渠工事及び供用開始区域での接続率向上に努めるほか、し尿汚泥処理棟の施設整備を実施してまいります。

まず、第2条において、業務の予定量として、処理戸数を3,890戸、年間総処理量を78万2,000立米とするものです。

次に、第3条において、収益的収入及び支出の予定額として、収入を4億6,842万5,000円、支出を4億2,759万8,000円とするものです。

収益の主なものにつきましては、下水道使用量が1億3,050万円で、収入全体に占める割合は27.9%となっています。費用の主なものにつきましては、職員給与費、委託料、動力費及び減価償却費であります。

次に、第4条において資本的収入及び支出の予定額として、収入を11億1,757万2,000円、支出を12億4,709万2,000円とするものです。

収入の主なものは、国庫補助金5億3,655万円を予定し、支出の主なものは、管渠建設改良費、処理場建設改良費及び企業債償還金であります。

なお、第4条予算の収支不足額1億2,952万円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものであります。

主な建設改良費につきましては、公共下水道管渠工事及びし尿汚泥処理棟の建設工事を予定しております。

梶山農業集落排水事業、宮村南部地区農業集落排水事業及び公共下水道事業の3つの特別会計につきましては、令和6年度から、下水道事業会計として公営企業会計へ移行いたします。移行するための作業は、昨年の9月議会において、関係する条例について、所要の改正を行ったところであります。

次に、議案第23号「三股町総合福祉計画の策定について」ご説明申し上げます。

本案は、本町における福祉施策を明らかにするとともに、その実現に向けた具体的な施策の方向を示すものとして、平成31年3月に策定した三股町総合福祉計画の改定計画となるものであります。

本計画は、社会福祉法に基づく第4期三股町地域福祉計画、障害者基本法に基づく第4次三股町障害者基本計画、自殺対策基本法に基づく第3期三股町自殺対策行動計画、そして新たに成年後見制度利用促進法に基づく第1期三股町成年後見制度利用促進基本計画、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく第1期三股町再犯防止推進計画、社会福祉法に基づく第1期三股町重層的支援体制整備事業実施計画を加え、6つの計画を包含し、令和6年度から令和10年度までの

5か年を計画期間として策定するもので、三股町議会基本条例第9条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第24号「財産の無償譲渡について」ご説明申し上げます。

本案は、令和5年4月20日に学校法人豊栄学園より申請のあった都城東高等学校敷地内にある本町の公共用財産2,126平米の払下げ申請について、町有財産処分検討委員会において幾度の審議を重ねた結果、無償譲渡が妥当との判断に至ったものであります。

まず、譲渡の判断に至る要点としましては、1つ目に、対象地が法定外公共物を多く有しており、公共財産としての形態、機能を喪失し、用途を廃止していること、2つ目に、対象地の譲与、譲渡に関し、競争性が成立しないことによるものです。

次に、無償の判断に至る要点としましては、1つ目に、時効の取得が成立する要素が高いこと、2つ目に、対象地を教育の用途に供しており、公益性が高いこと、3つ目に、周辺自治公民館と災害時の施設利用及び運営に関する連携協定や、生徒の積極的なボランティア参加による地域への貢献度が確認できること、4つ目に、高等学校誘致に際して本町との歴史的背景があることによるものです。

以上のことから、公有財産を無償で譲渡するに当たり、地方自治法第237条第2項及び同法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第25号「町道路線の廃止について」ご説明申し上げます。

本案は、太陽光発電所建設の林地開発行為による道路付け替えに伴う1路線、町営餅原団地用途廃止に伴う2路線について、路線の廃止を行うものであります。

次に、議案第26号「町道路線の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、太陽光発電所建設の林地開発行為に伴う1路線について、新規路線の認定を行うものであります。

次に、議案第27号「工事請負契約の変更について（令和4年発生公園災 第3号上米公園災害復旧工事）」についてご説明申し上げます。

本案は、現在進行している令和4年発生公園災・第3号上米公園災害復旧工事において、施工中に新たに確認された仮設道路の設置や軟弱地盤の改善対策及び落石防止対策を講じるため、請負金額並びに予定工期の変更が必要となったことから、工事請負契約の変更を行うものであります。

本変更契約につきましては、請負金額が5,000万円を超過することから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、24議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、

ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に諮問2件を提出いたしております。

諮問第1号、諮問第2号の「人権擁護委員の推薦について」ご説明申し上げます。

人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため設置されておりますが、この選任の手続は、町長が議会の意見を聞いて、法務大臣に候補者を推薦し、同大臣が委嘱することになっています。

諮問第1号は、現在、人権擁護委員であります黒木正弘氏が、令和6年6月30日をもって任期満了となるところであり、引き続き推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第2号は、現在、本町の人権擁護委員として要職にある竹之下洋子氏の任期が令和6年6月30日付で満了となっております。

氏につきましては、今期満了をもって退任されることとなりますが、6か月の延長期間を含む2期6年6か月間にわたり、常に自由人権思想の普及に努力され、これまでの崇高なるご尽力に対し、敬意を表する次第であります。

そこで、後任につきましては、種々人選の結果、稲留由美子氏を最適任者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 補足説明があれば許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前11時41分休憩

〔全員協議会〕

午前11時43分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第4. 会期決定の件について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第4、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの22日間とすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月22日ま

での２日間とすることに決しました。

なお、日程の詳細については、配付しております会期日程案のとおりであります。

ここで、しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前11時44分休憩

〔全員協議会〕

午前11時45分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

-----・-----・-----
○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前11時45分散会

令和6年 第2回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和6年3月8日(金曜日)

議事日程(第2号)

令和6年3月8日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1 番 岩津 良君	2 番 中原 美穂君
3 番 上西 雅子君	4 番 西村 尚彦君
5 番 田中 光子君	6 番 堀内 和義君
7 番 新坂 哲雄君	8 番 楠原 更三君
9 番 堀内 義郎君	10 番 内村 立吉君
11 番 指宿 秋廣君	12 番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長	鈴木 貴君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君

高齢者支援課長	下沖 祐二君	農業振興課長	山田 正人君
都市整備課長	井上 政和君	環境水道課長	木下 勝広君
ふるさと納税推進室長	細田 高広君	教育課長	渡具知 実君
会計課長	島田 美和君		

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴者の方々への配慮としまして、それぞれの議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内とすることをお願いいたします。また、50分を超えた残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができることといたしておりますので、ご協力をお願いいたします。

本日の会議日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、中原議員。

〔2番 中原 美穂君 登壇〕

○議員（2番 中原 美穂君） 皆さん、おはようございます。発言順位1番、中原美穂です。

通告に従いまして質問させていただく前に、先月の新聞にて、大阪柏原市の小学校で動物愛護教育が行われました。動物愛護教育は、個人や社会が動物に対する理解を深め、動物に対する思いやりや配慮を促進することを目的とした教育の一形態です。動物も人間と同じく生きている存在であり、苦しみや喜びを感じることができます。動物は言葉を話せなくても、豊かな感情を持ち、人間と同じかけがえのない命であります。幼少時から命の尊さを学ぶという授業をすることは大切であり、また、地域でも野良犬や野良猫などいる場合、どのような対策をすべきかを考え、対応することが大事です。動物も小さな命であり、動物の幸せ・不幸せは人間の気持ちと行動次第で変わってきます。社会全体での啓発活動や教育だけでなく、行政レベルの取組も重要であると思います。

質問1、三股町でも旭ヶ丘運動公園に猫を捨てる人が増えております。町での対策は現在されているのでしょうか。町長のご意見を伺います。

また、残り質問は順次質問席にていたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。旭ヶ丘運動公園のごみ問題・猫問題についてということで、①旭ヶ丘運動公園に猫を捨てる人が増えています。対策はされていますかについてお答えいたします。

旭ヶ丘運動公園に限らず、昨今、本町を含めて、全国的に愛護動物の遺棄・虐待が社会問題化しております。

このような中、本町では、回覧・広報を活用して、令和5年度は、7月と11月の2回、犬や猫の適正飼育の周知を図る内容を掲載いたしましたところでございます。また、保健所や獣医師会等とともに連携を図りながら、適正な飼養管理について普及啓発を行っているところでございます。

ご質問の旭ヶ丘運動公園については、愛護動物の遺棄・虐待防止のため、令和5年1月に防犯カメラ3台を公園駐車場内に設置するとともに、定期的に職員による巡回監視を行っているところでございます。加えて、令和5年12月に愛護動物の遺棄・虐待防止の大型看板2枚を、同じく公園駐車場内に設置したところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） みやざき動物愛護センターは、資料の1を御覧ください。みやざき動物愛護センターの「いのちの教育」では、猫を捨てることは動物虐待であり、多くの地域で法律によって禁止されています。また、学校との連携で学び、人と動物が真に共存する社会の実現に向けて取り組んでいます。

2023年10月、沖縄県うるま市では、野良猫虐待により死傷させ、罰金70万円を請求した事例が発生しています。三股町でも2023年12月、スタンガンで虐待された事例が発生しました。

三股町内でも法律を厳格に施行し、違反者に対して罰則を科すこと、猫の不適切な捨て方を抑止する必要があると考えます。三股町行政機関では、罰則施行の実施はされているのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） お答えします。

猫をはじめとした愛護動物への虐待などに対しては、旭ヶ丘運動公園内に設置した看板にも記載してありますが、動物愛護法、動物の愛護及び管理に関する法律ですが、第44条で「愛護動物をみだりに殺し、または傷つけた者は5年以下の懲役または500万円以下の罰金に処する」などと挙げられますが、ペナルティーを科すのは警察となっておりますので、町のほうでは実施しておりません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） では、行政は適切な動物保護施設や保護団体を支援し、猫の収容保護、里親探しのための施設を提供することはできないのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） お答えします。

そのような施設や設備を町のほうで設置する計画はありません。現在は、保健所や動物ボランティア、また、みやざき動物愛護センターのほうで保護しております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） 行政機関が率先し、動物愛護保護に関する啓発キャンペーンを実施することで、地域社会に対して意識を高めることができると思います。このようなキャンペーンは、メディア、学校、地域、イベントなどを通じて広く普及させていただきたいと感じます。

では、次の資料２を御覧ください。三股町旭ヶ丘運動公園の駐車場から崖を見ると、写真のようにごみが捨てられております。旭ヶ丘運動公園の崖へのごみ捨て・投げ捨てには、環境面でもどう思われているのでしょうか。教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） お答えします。

ごみの不法投棄については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第５条第４項で、「何人も公園、広場をはじめとし公共の場所を汚さないようにしなければならない」と、清潔の保持について規定しております。

よく「ごみ」が「ごみ」を呼ぶと言われますが、清潔に保たれていない場所は、不法投棄の温床となることがあるため、このような不法投棄が見受けられるところには、土地などの管理者の要望に基づき、町では不法投棄防止の看板を無償で貸与し、啓発を行っているところです。

なお、旭ヶ丘運動公園は、これまでも町主催のクリーンアップ三股の中で、住民などのボランティアと協働により環境美化活動を行っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） 旭ヶ丘運動公園を上り、１番目の駐車場には、監視カメラも看板も設置されていない状況です。１番目か２番目の手前の崖に、ごみの投げ捨てが目立ちます。２番目駐車場には猫がたくさんおり、監視カメラが確認できます。３番目駐車場公衆電話横に、監視カメラ、看板が設置されています。４番目駐車場に大きな看板が設置されておりますが、監

視カメラの台数や看板の設置位置は妥当なのでしょうか。教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） お答えいたします。

カメラ、看板の数量、設置箇所についてですが、愛護動物の遺棄・虐待防止のために設置している防犯カメラ及び看板については、公園管理者と協議を重ねており、適切な場所に数量、位置ともに妥当と考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、監視カメラに関して、どこで確認ができ、また、誰が管理・監視しているのか教えてください。また、どこで見れることができるのでしょうか。お答えください。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） お答えいたします。

防犯カメラの設置や運用には、ルールが定められております。三股町公共施設における防犯カメラの設置及び運用に関する要綱に基づいて実施しております。要綱の第6条の画像等の利用及び提供の制限の中に、捜査機関等から犯罪、事故の捜査等のため提供を求められた場合など限られており、また設置してあります看板にも、「愛護動物の虐待や遺棄を見かけた場合は警察に通報をお願いします」と書かれてありますので、警察からの確認要請がある場合などです。

それ以外には、例えば、職員によるパトロールで異常を発見したときや、住民などによる情報提供により具体的な日時が分かる場合です。

なお、通報者が匿名の場合には、信憑性がないため確認はいたしません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 看板の設置位置に関して、4番目駐車場の一番上で車を止めないと分からない位置ですが、その場所にごみや猫を捨てる方が多かったのでしょうか。猫を保護されている方に聞きますと、1番目、上り口の広い駐車場、次に、2番目の駐車場辺りに子猫を捨てる方が多いとお聞きしました。看板や監視カメラの設置は大変ありがたいことですが、旭ヶ丘運動公園を利用される方みんなが確認できる位置への設置を検討されたほうがよいと感じました。

また、旭ヶ丘運動公園は環境もよく、高齢者の方、家族連れ、子供のスポーツ利用が多い場所です。車のスピード速度が速く、危ないとの意見がありました。速度制限標識などの看板も必要であると思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） お答えします。

旭ヶ丘運動公園内の道路につきましては、公園内の散策やウォーキング等で活用することを目的として整備した園路でありまして、基本的に車両は徐行をすべきものというふうに考えております。これまで公園内の園路でスピードを出した車が通行するといった情報提供についてはあまりございませんけど、今後、公園長寿命化対策の中で園路の舗装補修を予定しておりますので、経過観察をしていきながら、議員ご指摘の問題も考慮をして検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） では、よろしくお願いします。

では、次の質問に行きます。

みまたん元気の湯について、元気の杜の利用者数と、いきがいデイの利用者数は何人なのでしょうか。教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 元気の杜の利用者数と、いきがいデイの利用者数は何名でしょうかについてお答えいたします。

要求資料の資料３を御覧ください。元気の杜の利用者数は、要求資料３に示していますとおりで、令和４年度は８，２２９人、１日当たり３４人、令和５年度が１月末で７，１１６人、１日当たり３３人となっています。また、いきがいデイサービスの利用者数は、令和４年度は３，４７１人、１日当たり１２人、令和５年度が１月末で３，１１５人、１日当たり１９人となっていますが、最近では２５人ほどの方が利用されているようです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） 温泉源の維持管理費には、環境保護対策や法規制の遵守に関する費用も含まれ、温泉水の排出や排気物の処理、地域社会との調和など、地元の法律や規制に従うためのコストがかかると思います。また、専門家や技術者が必要とされる場合があり、これには温泉の適切な管理や監視、清掃作業、整備のメンテナンスなどが含まれていると思います。資料に関して人件費が入っておりませんが、三股町の温泉源の維持管理費と一般開放していたときの人件費の予算に妥当性はあるのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） それでは、今、人件費の話もありましたところですが、まずは、維持管理費についての説明からということでもよろしいでしょうか。

初めに、温泉に関わる維持管理費についてお答えをいたします。

資料４の２に、過去１０年間の維持管理費を示しております。左上の保守管理料、総合福祉センター温泉設備には、温泉スタンドと元気の杜温泉の経費を合算した金額となっており、内訳は、令和５年度で温泉スタンドが１５７万７,０００円、元気の杜温泉が３８万１,０００円となります。

この表で、上米温泉源、温泉スタンド、元気の杜温泉の３か所に分けて説明いたします。

令和５年度を見ますと、まず、上米温泉源については、保守管理料が３０万４,０００円、通信運搬費が１１万円、電気料が２７万円の合計６８万４,０００円となります。温泉スタンドについては、保守管理料が１５７万円の合計１５７万７,０００円です。元気の杜温泉については、保守管理料が３８万１,０００円、燃料費が１３０万円、水質検査手数料が１６万９,０００円の合計１８５万円です。

その他、それぞれの修繕料につきましては、資料４の１に施設ごとに分けてお示しをさせていただいております。

次に、元気の杜温泉を一般開放していた平成２６年度から２８年度までの経費については、いずれも概算での年額になりますが、人件費が、委託職員１名とパート職員１名分で１７１万２,０００円でありました。そして、温泉保守管理料が２９万円、燃料費が一般開放をしていた３か年のみ増加していることから確認できるように、およそ１００万円だったと考えております。収入につきましては、２６年度が３８万円、２７年度が３６万円、２８年度が３３万円でありました。

なお、保守管理料の中に、動いていただく方の人件費も含まれているというふうに捉えているところであります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） 資料４の１と４の２を合計すると、１０年間の年の平均的に６００万の維持管理費がかかっております。先ほどの利用者数を見ると、１０年前からすると半分の人しか利用しなくなっている現状と、また、人数も大半的に少なくなっていますが、これからまたこの温泉施設の維持管理費を含めて、経費含めて、まだやっというとお考えなのでしょうか。教えていただきたいです。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） まず、温泉スタンド、このお湯をご購入いただく方の有料ということにつきましては、平成２０年６月から有料化を行ったところではありますが、このときの協議の考え方としまして、収益の確保が一番の狙いではなく、あくまでも町の資源である温泉をご利用

いただく受給者負担の考えということで導入したものであります。ただ、今お示ししましたように、維持管理費と温泉スタンドの収入を見たときに、明らかにもう維持管理費が膨大であるということ承知をしております。

今後どうしていくかということで考えましたときには、廃止も一つの選択としまして、ほかの利用形態がないのか、今、温泉スタンドをご利用されている方はどのようなお気持ちなのかということを含めて、検討をしていく時期には来ているだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） 維持管理の中で、避雷器の取替えを毎年のように行っておりますが、何が理由であるのでしょうか。また、ほかの対策は検討されていないのでしょうか。教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 確かに４の１を御覧いただきますと、左上、温泉源泉施設修繕料の中に、毎年のように避雷器の取替え・修繕というのが出ております。修繕料も年を追うごとに上がっているところであります。落雷を受ける確率が高いとか、その辺につきまして情報を得ているわけではありませんが、見ていただくと分かりますように、年に１回は落雷を受けて、避雷器のほう本体が壊れるのを防いでくれているという状況であります。避雷器の交換だけで、もう一番近いところで２０万程度の修繕料がかかっているところです。これについて、福祉課、町としてできることとしましては、落雷が近いと、あくまでも予測の段階なんです。予測されたときには、担当職員のほうで鍵を持って源泉室に行って、主電源を落とすという業務を実際には行っているところであります。それで全て防げるとは限りませんが、そのような取組で故障を防ごうというふうに取り組んでおるところであります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） 今、職員が雷が鳴ると温泉源に出向き、主電源を切るというふうにお伺いしましたが、その管理方法は、人件費や安全性等を総合して適切との判断なのでしょうか。教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 適当かどうかということでもありますけども、できるだけ落雷がこの施設にないようにということで考えたときに、実は、平成２８年度に年に２回、この施設のほうで落雷を受けて、そのときに課内協議をした結果、せめてこの取組は行おう、少しでも施設を守ろうということで始めたものでございます。今お答えできるのは、そこまでということになります。

す。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） では、次の質問。チケットは何枚売れて、何枚在庫があるのでしょうかに関して、資料５に１６年間の売上実績がありますが、２，１３２枚販売、残り７，８６８枚ありますが、販売に関しての告知などはしているのでしょうか。また、年々購入者が減っており、２桁しか販売できておりませんが、これからも継続販売されるご予定でしょうか。教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） まずは、今、ご質問の中にもありましたが、現状、作ったときから現状に至るまでというところを資料の中から説明をさせていただきたいと思います。

温泉のプリペイドカードにつきましては、平成２０年度に１万枚を作成しております。１枚１，０００円で２，０００リットルの温泉を購入できるもので、役場の福祉課、町の文化会館、元気の杜で販売をしております。

資料の５を御覧ください。過去１０年間の年間販売枚数は、平成２０年度から４１６枚、２８１枚、１９３枚、２０１枚、１６７枚、２２３枚、１４１枚、１５５枚で行きまして、令和５年度から３７枚、４９枚、２１枚、３２枚、今年度につきましては、２月までの合計であります。１８枚というふうになって減少傾向にあります。残数としまして、７，８６８枚ですが、広報につきましては、販売箇所というのは以前は出しておったんですけども、目立つように出しているかというところについては正直なかなかできていないところもあります。ただ、この温泉源からくみ上がってくるお湯を貯湯して、それを現在、元気の杜のいきがいデイの温泉で使っているというところがありますので、貯湯するところを止めるわけにはいかないんですが、あわせて、そのシステムが販売型のお湯を買う部分と一体型となっておりますので、ここについては、方向性が決まるまではこのままいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） では、その温泉スタンドを稼働中ですが、利用と維持のバランスは取れているとされているのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 温泉スタンドにつきましては、保守管理料が１６０万程度かかっておりますが、実際の収入というのは、今年度でいいましても１８枚で１万８，０００円という状態ですので、決してバランスが取れているというふうには考えておりません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） では、次の質問。元気の杜の入浴利用は、なぜ６５歳以上の方しかご利用ができないのでしょうか。また、今後、一般開放を再開する予定はあるのでしょうか。教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） なぜ６５歳以上の方しか利用できないのでしょうか。また、今後、一般開放する予定は検討されていますかについてお答えいたします。

まず、６５歳以上の方しか利用できないのは、介護予防・日常生活支援総合事業のいきがいデイサービス事業であるために、家に閉じ籠もりがちな６５歳以上の介護が必要になるおそれのある高齢者に対して、福祉センターへの送迎を行い、ほかの利用者との交流や健康器具及びお風呂などを利用してもらい、孤立感の解消や、介護を必要としない自立した生活の継続の確保及び健康増進を目的としているためです。

また、一般開放につきましては、以前開放していましたが、福祉目的に限られたスペースの入浴施設であるために、一般利用の利用者が次第に減少したことから閉鎖しました。そして、いきがいデイのサービス向上及びレジオネラ菌の発生予防、ボイラー等の機器のメンテナンスのためにも休館日が必要ということで、一般の方への開放は現在考えていないところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） では、次の質問に行きます。

ワクチンと健診について、資料４を御覧ください。宮崎県では、６の町村が带状疱疹ワクチン接種費用の助成をしております。ワクチン接種の費用が高いので、町民から、少しでも助成してもらえたらワクチン接種を受けたいとの声が上がっております。三股町でも助成の検討はできないのでしょうか。教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 带状疱疹ワクチン接種費用の助成についてお答えいたします。

水痘带状疱疹ウイルスは、初感染で水痘を引き起こした後、生涯にわたって神経に潜伏感染していますが、加齢、疲労、免疫抑制状態などの免疫力低下によって再び活性化して带状疱疹を発症します。加齢に伴い増加する傾向があり、５０歳以上になると発生頻度が高くなります。症状は、左右どちらかの神経に沿って、痛みを伴う赤い斑点と水疱が多数集まって带状に生じます。通常、皮膚症状に先行して痛みが生じ、その後、皮膚症状が現れると、ピリピリと刺すような痛みとなります。多くの場合、皮膚症状が治ると痛みも消えますが、神経の損傷によってその痛み

が続くことがあります。

带状疱疹を予防するワクチンは、生ワクチンと不活化ワクチンの２種類があります。５０歳以上の人が接種対象者であり、発生予防効果、带状疱疹後、神経痛等の合併症に対する予防効果があります。

予防接種は、予防接種法に基づき市町村が実施する定期接種と、希望者が各自で受ける任意接種があります。带状疱疹ワクチンは任意接種になり、接種費用は全額自己負担となっています。県内でも木城町や都農町など、带状疱疹ワクチンの接種費用の一部助成を行っている市町村もあります。

本町では、今のところ費用の助成は考えていないところですが、現在、国の厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会において、定期接種化に向けて、期待される効果や導入年齢に関しまして検討が進められていますので、その動向について注視してまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） では、次の質問に行きます。

生理用品の公共施設設置について、資料５を御覧ください。役場１階トイレの壁に貼っているカードを、各課に持ってくる方は何人いるのでしょうか。教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） まずは、生理用品の配布に係る取組と状況についてご説明したいと思います。

生理用品の配布につきましては、昨年３月議会の田中議員の生理の貧困対策に関する一般質問を受けて、関係部署との協議検討の上、令和５年８月から限定的に生理用品の無償配布を行っているものでございます。

カードを設置している女子トイレは、本庁舎１階の２か所、文化会館エントランスホール、図書館内、健康管理センターの５か所となります。そのほか、現物を設置している女子トイレは、教育施設の体育館、武道館の２か所となります。

令和５年８月から令和６年１月時点までの利用状況として、まず、カード利用者は、図書館で１人の２枚、健康管理センターで１人の２枚の計４枚、そのほかの施設利用の実績はございません。現物を設置している箇所においては、人数は確認できませんが、体育館で２６枚、武道館で３７枚の計６３枚の利用があったところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） 公共施設に生理用品を設置することで、女性が生理用品を手に入

れる際のアクセスが向上します。また、経済的に余裕のない女性や若者が生理用品を手に入れるための費用負担が軽減されます。特に緊急時や予期せぬ生理の始まりに対応するために、生理用品の設置は必要だと思います。

また、なぜ役場のトイレに置くことはしないのでしょうか。大量に取る方など、盗難があることによりカードにしているのでしょうか。女性の立場からして、生理用品のカードを持ち、各課に行くことは恥ずかしく、今の数量、4名様のご利用だけだと思います。もらいに行けない方が大半を占めると思います。まずは、生理用品をトイレに設置し、一月を通じて何名の方がどのくらいの個数を必要とされているのか確認することが大事だと思いますが、まずは、生理用品をトイレに設置し、実証実験をしていただくことはできないのでしょうか。教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 生理用品をトイレに配置することについて、まずお答えしたいと思います。

生理用品の無償配布についての目的は、生理の貧困対策という観点から、昨年から試行的に予想を含めて取り組んでいるところでございます。

カード設置の在り方や現物の設置の在り方については、利用状況等を踏まえ、対応を考えていきたいというふうに思っております。

また、その実証実験というところをどういったところにやるかやらないかについては、また、今後、安全衛生委員会等を通じて検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 生理用品の公共施設設置は、女性の健康と男女平等を推進するための重要な取組であります。社会全体の支援と協力が必要であると思いますので、どうかご検討をよろしくお願いします。

では、次に、三股町の情報発信について。

新しい生活様式の中で、ICT活用社会への変化が急速に進んでいます。三股町においても、広報誌や三股町ホームページは継続し、各種SNSの特性を生かした運用を行い、効果的な情報発信に取り組む必要があると考えます。

先月2月10日、11日に文化の祭典がありましたが、2日間で出演者を含め、約1,500から2,000名くらいのお客様が出席されました。イベント時に三股町のPRや民間の飲食業の皆さんと一緒に行事を行い盛り上げることで、参加者のお客様が三股町に関心を持ち、お店の情報を知ることでもでき、お店側も売上げ向上が見込めます。

また、2月10日に五本松で行われた子供のイベントも、素晴らしい取組をされているのに、

なぜ五本松の場所を活用されたのでしょうか。場所を皆様が認識されている文化会館の前にてイベントを実施されたほうが、より多くの方々への目に触れ、イベントがさらなる盛り上がりを得られたと思います。三股町は町内外へのPRが不足しているように感じるのは私だけでしょうか。

また、町独自にて収益につながる活動や、得られた収益を利用し、町民の方へ還元できるシステムづくりを検討していかれるべきであると思います。

三股町の情報発信は、各部署での発信になっておりますが、町の全体発信が月に3から5回ぐらいしか発信されておられません。もっと発信をするようにできないのでしょうか。また、ホームページでもその月しか拝見できない状況で、LINE、SNSの発信も足りないのではないのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 三股町の情報発信に関する考え方についてお答えしたいと思います。

本町では、広報、回覧、LINE、フェイスブック等を通じて町の情報発信を行っているところでございます。回覧・広報は地域コミュニティや高齢者主体向けに、スマホ等を活用される方にはLINE、フェイスブック等、情報の受け手により媒体が選択されるものと認識しております。

本町では、多くの出来事、情報をタイムリーに発信するため、DX推進の一環として、令和6年度事業にLINE配信環境の再整備の予算を盛り込んだところでございます。再整備の概要としましては、現在の三股町LINE画面にある6つの分類タブをさらに細かく分類し、より分かりやすく、アクセスしやすい環境に整備していくものでございます。令和6年2月現在のLINE登録数は約1,600人となっております。LINE配信環境の再整備、その他のDX推進関連事業、例えば、バスロケーションシステム導入等の整備と併せて、LINE登録のPRを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、次の質問、資料6を御覧ください。

1月、総務産業常任委員会で研修に行かせていただき、ハートの町のPR、デマンド交通など多くのことを学ばさせていただきました。ありがとうございました。

研修を通じて感じたことですが、京都府宇治田原町では、ハートの町を全面的にアピールされており、庁舎も新しく、隣の公園やステージにもハートを取り入れており、防災含めいろんな工夫をされており、こだわりのあるPRは大変勉強になりました。

また、兵庫県福崎町では、妖怪ベンチをモチーフにし、町全体でアピールされており、隣町との行き来できるデマンド交通にも力を入れていました。

最後に訪問した兵庫県市川町では、アイアンハート号トラックにてお出迎えをしていただき、

担当者の熱いプレゼンに心を奪われ、行政職員の方が自分の町に熱意を持ち、高い意識を持たれていることに大変感心いたしました。

私たちの町、三股町を活性化させるためにも、職員一人一人が一番の営業マンになることが大切であると思います。三股町の職員の方は、アピールに関して、どのような認識で発信されているのでしょうか。教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 三股町の発信についての職員の認識についてお答えしたいと思います。

アピールとは、情報を発信して、人がそれを知るようにすることです。知るようになるために、情報の受け手により選択される発信媒体を通じて、分かりやすく、タイムリーな情報を伝えたい、知ってもらいたいという気持ちで発信に携わることが、職員に必要な意識・認識であると考えております。

今のご質問にありましたとおり、三股町のPR、全体のPRという視点で考えますと、大東建託のほうで発表がありました。例えば、三股町をアピールする分については、「住みよいまち三股町」「住み続けたいまち三股町」、これが具体的なところの町のPRではないかなというふうに考えております。そういった認識を持って職員がアピールをしていくというのが大事かと思っております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 外部の大東建託だけではなく、三股町の職員のほうからもアピールを、できればたくさんしていただきたいと思います。

三股町も予算を抑えて使用するだけの取組ではなく、三股町として収益を得られる活動を検討し、得られた収益を町民の皆さんへ還元できるシステムづくりが必要であると思います。イベント時は、町内外の皆様に注目をされるPR、広報、SNSを多く行っていただけるようお願いします。そして、職員の方が三股町に誇りを持ち、熱意のある取組を計画し、遂行できる職員が育っていくことを強く望み、三股町の発展に貢献していただきたいと思います。

以上、一般質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） これより11時まで本会議を休憩します。

午前10時44分休憩

午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位 2 番、内村議員。

〔10 番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（10 番 内村 立吉君） 発言順位 2 番、内村です。まず、能登半島地震で亡くなられた方、被害に遭われた方々にお見舞い申し上げますとともに、一日でも早い復旧復興ができますことをお祈りする次第であります。

通告したことについて、質問をしていきたいと思います。

まず、ふるさと納税について。社会問題の解決に取り組む新興企業の支援にふるさと納税を活用するということであります。雇用の確保や経済の活性化に直結する新興企業を後押しする。寄附者が応援した企業を選ぶと、寄附金額が企業に給付されるという仕組みであります。

内容につきましては、廃棄される規格外の食品の製造、育児や家事の負担を減らす幼児食の宅配、太陽光発電の推進といった社会貢献型企業のソーシャルスタートアップとされる取組であります。

2 番目に、環境保護や少子化対策につながる事業の普及や、技術革新を後押しする支援が必要と判断した場合、ふるさと納税の一部を充てるということであります。

3 番目に、企業を公募してふるさと納税ホームページを紹介し、支援先をした寄附金については、金額が企業に渡るということであります。

4 番目に、町は町外の寄附者への返礼品の提供も続けるということであります。

このようなことを質問していきたいと思います。あとは質問席にて質問をしていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） ふるさと納税について、ふるさと納税で新興企業支援（環境保護や少子化対策）につながる後押しをする取組はできないかについてお答えいたします。

まず、ふるさと納税制度は、自分の生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域や、これから応援したい地域の力になりたいという思いを、寄附という形で実現し、ふるさとへ貢献するための制度です。

自治体は寄附金の使い道を公開し、寄附者はふるさと納税を行う際に、公開された寄附金の使い道の選択肢の中から選ぶことができます。この寄附金の使い道の選択肢の一つに、社会貢献型の新興企業に対する支援という項目を加えることで、全国からふるさと納税の寄附を通して、新興企業の資金調達を支援するといった取組が可能となります。

補助金による支援という形ではなくて、ふるさと納税寄附金を活用して支援することは、新た

な支援方法の試みとして有効なツールであるというふうに考えますけれども、本町ではふるさと納税の寄附金を、重点施策である子育て支援策の継続、拡大に欠かせない財源として位置づけておるところでございます。まずは、本町の子育て支援の取組をふるさと納税で充実させることを最優先とし、多くの人にご支援いただけるよう努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（１０番 内村 立吉君） 今、町長からいろいろ答えてもらったわけですが、これからのいろんなことに対しての社会問題とか、環境保護とか、少子化対策とか、三股町におきましては、生産年齢人口も、県内でも最も多いということが注目されておりますので、私もこのようなことに対しての細かいことにはあまり分かっていないわけですが、こういうようなことに対して、今から先、十分考える余地もあって、やっていかなければならないんじゃないかと思っておりますので、そういったようなことを、内部でいろいろ検討しながら、今後やっていってもらえればいいんじゃないかと思っておりますので、町長どうでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今回のふるさと納税で新興企業の支援とスタートアップする事業、新興企業に対する応援というようなご提案でございますけれども、これは福岡市のほうがですね、全国で初めてスタートするというようなことでございますので、そのあたりの経緯等を見ながらですね、まずは先ほど言いましたけれども、本町はまずは子育て支援、まずそのあたり。そしてまた、この取組、今お話のある取組、大変重要な取組かなと考えますので、また今後の課題というふうにさせていただきたいと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（１０番 内村 立吉君） ぜひ前向きに検討してやっていただければ、今、いろいろふるさと納税というのは、非常に財政的には注目されておりますので、ぜひ取り組んでいただければと思っております。

次に行きます。成年後見人制度であります。判断能力の衰えた高齢者や知的障がい者らが不利益を受けないよう、家庭裁判所の選んだ後見人が財産の管理や契約行為をする制度、本人や家族らが申し立て、家庭裁判所が本人の判断能力に応じて、後見人、保佐人、補助のいずれかを選任すると言われております。家庭裁判所に選ばれる人数は僅かであるということでもあります。

このような中で、意欲のある人が後見業務に携わられるよう、自治体は支援に協力を入れる必要があるんじゃないかというようなことが言われております。県内の２０２２年度の成年後見人者数は２，７８１人です。過去最多であるということでもあります。

本町におきましても、後見人制度について説明がなされております。本町の後見人制度についての説明につきましては、財産管理、契約締結、遺産分割などをすることが難しい場合、また自分に不利益な契約であっても、判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭う恐れがあるというようなことが書かれております。

このような判断能力の不十分な人を保護するのが成年後見人です。最近特に、悪徳商法の被害に遭う方が多いようです。高齢化の進行により、利用者数は今後増える見通しであるということが言われております。

こういうことを防ぐためにも、成年後見人の役割は非常に重要になってくるのではないかと思っております。本町における後見人の取組の内容というものは、どのようなものであるかということで質問します。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 本町における後見人の取組の内容についてはどのようなものであるかについてお答えいたします。

初めに、成年後見制度についてご説明いたします。

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が十分でない方の権利を守るために、成年後見人等が本人に代わって、財産を管理したり、福祉サービスの契約を締結したりすることによって、本人を支援する制度で、任意後見制度と法定後見制度があり、判断能力が欠けているのが通常の方を支援する後見、判断能力が著しく不十分な方を支援する保佐、判断能力が不十分な方を支援する補助に分かれています。

本町では、社会福祉協議会に法人後見センターを設置し、後見人等が必要な方の支援に取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 内容について説明してもらったのですが、2通りの制度があるというようなことで聞きましたけど、2番目に行きますけど、後見人の活用が進まない要因の一つは、人の財産を預かるわけですので、責任の重さを感じると言われております。

このような中で、本町の後見人になるための条件というのがあるわけでしょうか。どのようなことか、伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 本町における後見人になるための条件はどのようなことであるかについてお答えいたします。

本町に限ったことではありませんが、後見人等になるためには、特別な資格は必要ありません。

ただ、未成年者や破産者、以前に法定代理人等、成年後見人等を解任されたことのある人などは、民法で定められた欠格事由に該当する人は、成年後見人等になることはできません。

なお、成年後見制度は大きく分けて、任意後見制度と法定後見制度の２種類に分かれていて、任意後見制度は判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分になった場合に備え、あらかじめ後見人となる人や、委任する事務、公正証書で任意後見契約を結んでおき、判断能力が不十分になったときに、本人に代わって行う制度になっています。

また、法定後見制度は、判断能力が不十分になったときに、家庭裁判所がどのような保護支援が必要かなどの事情に応じて、ご本人にとって最も最適と思われる人を選任する制度で、生活面などで課題があったり、財産管理が複雑な場合などは、弁護士とか司法書士、社会福祉士などの専門的知識を有する人が選任されているようです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（１０番 内村 立吉君） いろいろと説明してもらったわけですが、それでは、本町における後見人になった人の法人の内容というものは、どのようにあるか。今もちょっと説明してもらったわけですが、司法書士とか弁護士とか親族、社会福祉士、社会福祉協議会といういろいろあるような状況でありますけど、この内容というものは、どのようなものであるかということで聞きたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 本町における後見人の人数、後見人となった人、法人の内訳はどうであるかについてお答えいたします。

町内で、成年後見制度を利用されている方ですが、家庭裁判所のほうに確認したところ、令和６年１月末で３７名の方が利用されているようです。

また、後見人等になっている方は、弁護士８名、司法書士５名、社会福祉士５名、法人２事業所、親族６名となっていて、このうち、町内在住の方が社会福祉士１名、社会福祉協議会が、それに親族２名というふうになっているところです。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（１０番 内村 立吉君） 今後、今から先、高齢者が増えていくというようなことが言われておりますけども、今後、非常にこういう最初の文書の中で言いましたけど、いろいろと悪徳商法とか、いろんなことで自己管理ができないような人がどんどん出てきて、そういう面倒を見ている人が、いいんじゃないかというようなことが言われておりますけど、後見人になるために自治体が養成研修を行っているというようなことがあります。

その中で、国の目安というのは約５０時間だそうです。養成研修があつてですね。自治体が研

修を行って、研修を行った人は後見人の候補者名簿に登録して、それから後見人の候補者として家庭裁判所へ推薦するというようなことが言われております。そして、家庭裁判所が後見人として選任するということが言われています。

その中で、本町における後見人になるための自治体研修、受講というようなことはどのようにあるかということで聞きたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 自治体が開く養成研修と受講についてどのようなものであるかということでお答えしたいと思います。

法人後見支援員、市民後見人の養成研修についてはですね、県が宮崎県社会福祉協議会に委託して実施しているところであります。

対象としましては25歳以上、おおむね70歳までの方で、成年後見制度や高齢者、障がい者に対する福祉活動に理解と熱意のある方となっています。

先ほど議員のほうもちょこっと話されたんですけども、養成の研修時間が50時間ということで、基礎研修が25時間、実務研修が25時間、その全てに出席できる方ということになっているみたいです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） いろいろと説明をしてもらったわけですが、後見人に対して報酬を取る人もおれば、報酬を受け取らない、無償でする人のようなことも言われております。

その中で報酬を受け取っている人は、平均で月で33万円というようなことを言われております。やっぱり代わってくれるわけですから社協が入ったりしてその中間を取ってくれたり、私も1回そういう経験がありました。このようなことに対して、非常に社会福祉協議会のほうに行って、民生委員を含んでいろいろ話をさせていただいたことがあります。

何年前かだったですけど、なかなか人の財産を管理したり、預貯金があつたりして、親族がいなかったりして、その中で非常に難しい話なんですよ。秘密的にも多いし、親族もいろいろ複雑な親族があつたりするものですから、思うように話が進まなかったりして、そんな時にこのような後見人という方がおられたらというようなことで、やっぱり難しい状況ですけども、あんまり深く突いたら、もうけんかになってしまうわけですよ。一方的に話をする人もいるし、そんなこともありました。

そんなことで、今回はこのようなことに対して質問をしているわけですが、今後やっぱりこの中で高齢者が増えていく。75歳以上特に増えていく中で、今特にネットとかいろんなことで悪徳商法とかどんどんどんどん広がっている時世でありますので、今から先、町としてもこ

のようなことに対して、やっぱりどんどんこういう後見人制度が増えていくと思いますので、こういう中で携わってもらいたいということで、この質問をしておりますので、そこら辺を十分承知していただきたいと思っております。

5番目にいきますけど、養成研修の修了者、社協の非常勤職員として、実際の業務に携わってもらい、選任後は自治体、社協などが必要に応じてサポート。このようなことについて、本町としての取組というのはどのように考えるか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 養成研修の修了者、社協の非常勤職員として実際の業務に携わってもらう仕組みについて、どのようなかということについてお答えいたします。

社会福祉協議会に委託しています法人後見センターには、常勤の職員が2名いますが、2人とも法人後見支援、市民後見人の養成研修を受講していただいています。

ほかにも社協の職員の中には養成研修を受講した職員が1名いて、この法人後見センター等の業務のサポートをしているところです。

このように養成研修の修了者に業務に携わってもらっているところであります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 今後、先ほどから言いますように、ますます高齢化社会になってきて、こういう後見人というのは、ますます今から先必要になってくると言われておりますけれども、私も調べてみまして、市民後見人ということを調べました。弁護士や司法書士などの資格を持たない親族以外の市民による成年後見人等であり、市町村等の支援を受けて後見人を適正に担う人というようなことが書かれております。

この中で、これから先、町としてもこのようなことに対しても人材が不足したりする可能性がありますので、前向きに取り組んでいただければいいんじゃないかと思っております。よろしくをお願いします。

次に行きます。町税について伺います。

5年度の12月、町税等納付推進強化月間という資料に基づいて質問をしていきたいと思えます。回覧版でこういう資料が回ってきました、このことについて伺いたいと思えます。

税務課については、特別収納対策係ができてから、町税の収納率も平成24年度が87.26%だったのが、令和4年度に94.15%になっています。滞納繰越額も25年にあったのが、令和5年度には半分ぐらいになっています。

町税の差押え件数においても、素晴らしい結果が出ております。充当額についても、そのような結果も出ております。この対策係ができて、効果があったのが現状だと思っております。

その中で、町税の収納率が減少していることや、繰越額が増加しているということが分かりますということが文書に書かれております。町税の収納率が減少、繰越額が増加というようなことであります。

このようなことについての説明は、どのようなものであるか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 町税などの収納率が減少していることや、滞納繰越額が増加していることはどういうことかのご質問にお答えいたします。

これは4年度の決算を見られてのお話だと思います。令和4年度の決算におきまして、各町税の収納率ですけれども、個人住民税の現年度分、滞納繰越分を合わせて、全体収納率が96.54%であります。令和3年度の97.05%に對しまして0.51%の減、法人町民税の全体収納率が99.74%、令和3年度99.73%に對しまして0.01%の増、固定資産税の全体収納率が96.72%、令和3年度が96.25%で0.47%の増、軽自動車税の全体収納率が96.37%に對しまして、令和3年度が96.09%で0.28%の増。町税全体の全体収納率が96.77%に對しまして、令和3年度96.78%で0.01%の減となっております。

また、国民健康保険税の全体収納率が83.76%、令和3年度が84.58%で0.82%の減となっております。

議員がおっしゃったとおり、平成24年、特別収納対策係ができて以降、収納率は増加、滞納繰越額は減少の傾向で推移してきたところでございますけれども、令和4年度については、令和3年度と比較すると、個人町民税、国民健康保険税の収納率が減少、滞納繰越額が増加をしております。

主な原因といたしまして、昨年、税務署からの所得税調査によりまして、7年間の追加徴収を受けている個人、町民税、国民健康保険税を合わせると1,000万を超える税額でありまして、その影響にあることが上げられております。

収納率の増加に向けた滞納者の対応といたしましては、広報啓発、督促、催告、差押えや分納、分割納付、保険証の発送時期の呼出し時に、納税相談等を滞納者の状況に応じた対応を継続して、今後もいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） いろいろと細やかにありますけれども、以前にも説明があったわけですが、差押え件数とか充当額について説明があったわけですが、やはり税金を払えるような段階であっても、払えてない人が一番問題であるというようなことが言われております。

以前に、車のタイヤロックをすとかいうようなことも言われておりました。やっぱり対策係の方が行かれれば、非常に話が難しいというような状況である人もやれるというようなことも言われましたけれども、特別収納対策係の方には非常に大変だろうと思います。今後も同期内に自主納付をしてもらえるようにしてもらえばと思っております。やっぱり義務ですから、税金を納めるのは。よろしくお願いいたしますと思います。

次に、給食費の徴収や管理についての取組ということであります。

教員の業務から外している自治体が、半数以下にとどまることが文部科学省の調査で分かっております。文部科学省は自治体が一括して徴収、管理する公会計化の実施を呼びかけています。公会計化とし、または教師が関与しない方法で行っている実施というところが45.3%、検討中というところが32%、予定がないというところが21.8%というところであります。本町における給食費の徴収、管理についての取組はどのようにあるかということで聞きたいと思えます。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） それでは、給食費の徴収や管理についての取組はどのようなものであるかについてお答えします。

保護者からの給食費の徴収については、基本的に口座振替という形で行っており、給食費1か月分を毎月25日に保護者の口座から引き落としを行い、学校ごとに徴収し管理しております。

各学校には、給食費の事務担当者がございますので、徴収した給食費を学校ごとに取りまとめ、翌月の19日までに給食センターへ支払っております。

給食費の口座振替により、現金を扱うことによる事故を防ぐことができ、徴収管理業務が軽減されているところです。また、先ほどおっしゃられました文部科学省ですね。文部科学省では教員の業務負担軽減の観点から、学校給食費については地方公共団体の会計に組み入れる公会計制度を採用するとともに、徴収管理を学校でなく、地方公共団体が自らの業務として行う公会計化等を推進しているところです。

これにつきましては、当町では中学校の給食費無償化が令和5年度から開始され、小学校の給食費無償化の実現を目指していることから、公会計制度については今後の動向を見据えながら検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 今後の動向を見据えながら検討していくというようなことですが、ぜひそのような方向でやっていただきたいと思います。

次に、給食費の未納についての徴収義務は学校によって差があるということですが、

文部科学省が公会計化の予定がない自治体に求める、通知を出すなど、自治体による管理を促していることでありますけれども、本町における給食費の未納についての徴収業務はどのようにあるかということで伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） それではお答えいたします。

まず、先ほどご説明したとおり、口座振替という形で給食費を徴収しておりますが、給食費の未納が発生した場合、学校の事務担当者のほうで保護者に対して文書等による督促を行っております。さらに給食費の未納が続いた場合、児童手当からの学校給食費の申出徴収を行っております。

この制度の概要は、保護者から児童手当の支給額を給食費の支払いに充てる旨の申出を入学時にしていただき、給食費の未納が続いた場合は、児童手当から給食費を徴収します。

これにより、過去3年の給食費の収納率が、いずれも99.5%を超えており、さらに令和5年度から中学校の給食費無償化が開始されていることから、今後の収納率のアップが見込まれると考えております。

また、町内の全小・中学校の教頭と町職員及び保護者の代表者が委員となり、三股町学校給食費未納対策委員会を毎年開催し、給食費の未納に係る対策等の協議を行っております。

今後も学校や児童手当を所管している福祉課等と連携を行いながら、引き続き円滑な徴収業務を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 非常に徴収率がアップしているようなことでありますけれども、いい方向に向かっているとありますけれども、それぞれこのやり方というのは、その自治体でいろいろそれぞれ違うということを言われておりますけれども、いい方向に向かっているとありますので、またいい方向に向けて取り組んでいただければと思っております。

給食費ということで伺っております。その中で、最近福岡県のみやま市で、市立小学校1年の男子が、給食のウズラの卵を喉に詰まらせて死亡したという事故がありました。このようなことに対して、本町にも教育委員会に対して、文部科学省から指導的な通知があったのでしょうか。内容的なことが分かったら教えていただければ。もしなかったら本町としての考え方というのを聞かせていただきたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。通告に入っていない。徴収業務で終わってますよね。通告に入っていない。要するにほかの委員会の場で聞くとか、そういうふうにしてもらうということで、一般質問の場合、通告制度をしてますので、通告してなければこの場はちょっと控えていただき

い。お願いします。

○議員（１０番 内村 立吉君） 私のほうからそれでは言いますけど、質問はしません。質問じゃなくて、みやま市のほうで子供が喉に詰まらせて死亡したというようなことがありました。このことにつきましては、食べ始めてから５分くらいして児童が咳をしだしたということでありま

す。
担任の先生が背中をたたいたりした。そしてみんなで心臓マッサージをした。ところがなかなか回復しなかった。ドクターヘリで運んだがだめだったということでもあります。そして、これは誤嚥ということでもあります。やっぱり食べたら食道のところでほかのほうに流れていったということであるそうでもあります。

このようなことは、そのウズラの卵に限らずに、食べ物はミニトマトとかコンニャクとか、ほかにもいろいろあるそうです。やっぱりこんなことで給食提供ができる中で、やっぱり作る側としても売れなくなったら困ってしまうから、教育委員会としてその食べ物を中止しているという

ようなこともある自治体があるそうです。
作る側としてもいろんなことが言われておりますけど、そうしたときにはやっぱり生産者は作る側としては大変なことになってしまう。

このウズラの卵が盛んに作られているところが愛知県の豊橋市だそうです。全国ナンバーワンだそうです。こういうことが風評被害と広がっていったら大変ですからというようなことで、今のところはそういう被害はないということでもありますけど、やっぱりこの中で食べ物に対して作る側がちゃんとして、細やかに刻んでしたらいいんじゃないかという意見もありますけど、やっぱり食べる側としても考えなければならないんじゃないかと思っております。

この中で食べる側としても、やっぱり給食の時間をゆっくり与える。そして十分にかんでから飲み込む。そのようなことが大切になっていないかと思っております。この中で、早めにぱっと済ませようじゃなくて、ゆっくりかんで食べてというのが一番いいんじゃないかというようなことも言われておりますので、今後一般質問に通告しておりませんので、私のほうから質問はしませんけど、そういう状況のことで、私がこういう情報を集めましたので、そういうことで教育委員会の方にもよろしくお願ひしたいと思っておりますので、これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） これより昼食のため１３時３０分まで本会議を休憩します。

午前１１時３８分休憩

午後１時３０分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位 3 番、西村議員。

〔4 番 西村 尚彦君 登壇〕

○議員（4 番 西村 尚彦君） それでは、通告しておりました交流拠点施設整備事業（モデルプラン）について質問をしていきたいと思います。

先週 3 月 1 日に全員協議会が開催されまして、モデルプランの説明がありました。皆さんご承知のように、議会のほうでも特別委員会を設置しまして 10 回ほど勉強会を行っております。これが去年の 9 月、10 月に終わりました、それから執行部のほうがモデルプラン作成に入りまして、約半年ぶりにこの交流拠点事業について話題になるところであると感じております。

モデルプランを見たときに思ったのが、これまでいろんな特別委員会、それとか全協の中で事業方針の内容が口頭で説明がありましたが、こうやって具体的に文字として資料として示されたということで、これまでよりかなり具体的にになったんじゃないかなという感想を抱いております。

今回、8 項目質問を設けておりますが、このモデルプランを見る前に実は質問事項を考えたものですから、モデルプランを見たらもう既に答えが分かっているのもあるんですが、再度質問をしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、まず 1 問目なんですけども、官民連携で実現可能な公共サービス及び民間主体でできるソフト事業はどのようなものかということで、やはりあそこに公共施設が建ちます。あの中で何をやっていくのか、本当に必要な建物かというのが一番大事になってくると思います。そういった意味で、あの五本松交流施設を造って、あの中で何をやって、町民のためになるのかという視点で、この 1 問目を考えております。

あとは、質問席のほうで質問していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 交流拠点整備事業（モデルプラン）について、①の官民連携で実施可能な公共サービス及び民間主体でできるソフト事業はどのようなものかを考えているのかとのご質問にお答えいたします。

現在作成を進めている三股町交流拠点施設整備第 6 セクター P F I 事業実施方針案では、官民連携で実施する公共サービスを町が自ら実施した場合と比較し、本事業を P F I 手法により第 6 セクターが実施するほうが性能及び機能において優れ、そして公的不動産の有効活用の観点から町の未来に確実に新たな価値を創造し、さらには定量的評価及び定性的評価において効率的かつ有効性が高いものと判断した事業を選定することとしております。

具体的にはモデルプランにて概要をお示しいたしましたが、学び機能としては専門家などを招き、各種講座を実施するカルチャースクールなど 8 事業、子ども子育て機能としては保育士など

によるサロンのような子育て相談など4事業、健康づくり機能としては理学療法士などによるスタジオレッスンなど2事業が提案されているところでございます。

また、事業者自らが独立採算で実施するソフト事業といたしましては、学び機能として大使館との連携事業や、子ども子育て機能として三股中学校リユースショップ事業など多様な事業提案が上がっているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） ただいま町長から言われましたような、このモデルプランにありますこの2枚目の学び機能、子ども子育て機能、健康づくり機能についてありましたが、PFI事業で行うということで本町にとっては初めての試みなんです、PFI事業というのは民間の技術ノウハウで良質かつ低廉な公共サービスの提供を実現するということになっております。

今現在行っている公共サービスの中で、このPFI事業を使って民間でできる実現可能な公共サービスについて、特にもう1回教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 今ご質問いただきました、モデルプランの1枚目の右下のほうに官民連携で取り組むことができる行政サービスの例ということで現在考えているものを載せております。

丸と三角がございしますが、機能といたしまして主要な機能としては丸、関連機能としては三角というふうにつけてございます。こちらの公共サービスを関連づけて実施ができるのではないかとということで今検討をしているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） このモデルプランのほうの1枚目右下に書いてありますように、例えば生涯学習でいけばワクワク教室、長寿学園、あとふるさと人材育成事業、または町民保健課の健康マイレージ事業等が官民連携でやるというふうに書かれてあるんですが、先ほど言いましたように、今までは行政が主体となって行政の職員が企画・提案して運営を行ってきた。今回このPFI事業で行うとなったときに、先ほどもありましたように、民間のいろいろな技術ノウハウを使ってやっていくと。

当然行政がやるよりいいんだというのがこのPFI事業の考えだと思うんですが、今言ったようなこの公共サービスを官民連携で行うことによって、今までの行政がやっているのと何が違うと考えていらっしゃるかをお尋ねしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 質問にお答えをいたします。

官民連携で実施することにより、民が主体的・積極的に関わることでより町民ニーズに合った質の高いサービスが展開でき、事後の丁寧な検証が可能となります。随時改良を加えながらよりよいプログラムを提供できると考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（４番 西村 尚彦君） 確かに、町民のニーズを取って改善ができると。逆の言い方をすると、行政がやっているとその町民ニーズが取れないのかなと思ったりするんですが、その行政がやるより本当にこう官民連携でやることのメリットというのがやっぱり出てくるのが必要なのかなというふうに考えております。

この町民交流施設は当然公共施設ですので、官民連携でこのモデルプランにあったような今町長が触れたような学び、子ども子育て、いろんな可能性があると思うんですが、当然公共施設ですので役場が自主的に使う、公共施設として使う事業もあると思うんですが、何か行政が自らの町民交流施設でやっていこうという考えがあるかどうかをお尋ねします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ありがとうございます。

今ご指摘がありました、官のほうが主体でやった場合、もちろん町民のニーズを的確に把握をし、町側が考えた企画運営というような形になりがちかなというところで、今回の場合は官民連携ということで民が主体、積極的に関わることでより町民のニーズにお応えをできるのではないかなというふうに考えてはおります。

今追加のご質問で、役場として、町としてはどのような行事、イベントを考えているかということでございますが、今議員おっしゃったように、４つの大きな柱の機能がございます。そちらを有する複合的な施設となりますので、各機能に関連するような町の行事、イベントについてはこちらで開催することも検討しておりますが、現在具体的にどの事業、イベントというのはまだ上がっていないのが実情でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（４番 西村 尚彦君） 確かに、このPFI事業というのは今までは行政が企画して、設計をやって、建設していくということで、当然民間の皆さんが入る余地というのはなかったわけですね。

今回は、初めてPFI事業で、造るときからその利用を考えながら設計していくというか、建てていくという方式なんですけど、このモデルプランの２枚目に町が対価を支払って行うソフト事

業というイメージでいろいろ書かれております。当然これは今の時点でのイメージということで、実際どれがどう実行されるのか、本当にこの採算が取れる事業があるのかというのが非常に考えるところなんですけども。

後々にまた出てくるんですが、今回この事業は設計・建設に２年、そして運営に２０年ということで、やはり２０年の長きにわたってこの、公共施設なんですけれども、建物を使っていく。

当然建物を建てる時ですから、基本計画に従ってこの学び、子ども子育て、健康づくりという機能を挙げて考えていくのは当たり前のことなんですけど、２０年間という長い期間に果たしてこの機能だけでいいのかなという疑問が生まれてくるんですね。

当然１０年、２０年たつと世の中の状況も変わってきますし、当然中のメンバーも変わってきます。何が入るかも分からないということで、この学び、子ども子育て、健康づくり以外にもあるのではないかなと。だから、将来のこの建物の運営というのはまだ１０年、２０年先は分からないいんでしょうけど、どういう運用の仕方をやるのか。あくまでも、この学び、子ども子育て、健康づくり一本でいくのか、やっぱり時代の変化によって変えていくのか、ちょっとその辺も気になっているところですから、教えていただきたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

議員おっしゃいますように、設計・建設で２年、そして運営で２０年間を現在想定をしております。契約期間２０年の間には、その時々々の社会課題というのがあろうかと思います。その諸課題にあった形で、柔軟な施設運営が必要だとも考えております。当初の契約時にはない事業も随時協議をし、変更も可能だというふうには考えております。

ただ、当初整備する段階では、今申し上げました４つの機能を主に考え、２０年間の中で協議すべきところは協議をしていくということで整理をしているところであります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（４番 西村 尚彦君） 分かりました。

確かに民間の事業でさえ、はやるときにはいいんですけど、廃れてきたらもう崩してまた別の業種があつたりとかいろんなのがあります、現実的に。やっぱりそういう考えでいくと、公共施設なんですけども今までの公共施設というのは、例えば図書館とか文化会館とか健康管理センターとか単一目的で作られております。ですから、中の事業もどうしてもそれに偏りがちなんですけど、今回は非常に複合的な建物で、三股町にとっても初めてじゃないかと、いろんなものを考えて。

そういう観点でいくと、学び、子ども子育て、健康にこだわる必要もないのかなというふうに

感じたものですから、質問したところです。

それでは、続きまして、2番目に入りたいと思うんですが、じゃあ今挙げられた公共サービス、それ以外に自主的な事業も含めて、これらの事業をやるための施設整備ですね。当然、中身が決まらなと外も決まらなと思います。という意味で、施設整備をどのように考えているかということで、そこの括弧に書いてあるようなことを聞きたいと思います。

というのは、一番当初なんですが、我々が基本計画で聞いたとき、鉄筋コンクリート2階建ての、西側に商業施設があつて20億というイメージがあつたんですね。それに屋外施設とか公園とかありまして、本当にこの金額でこの大きな建物ができるのかなというふうに思っていたんですが、今回このモデルプランでいくと木造平屋建てになっています。だから、基本計画から大分変更があつたのかなと。

それと、前からも特別委員会とか全協の中でも話があつたんですが、商業施設が、前は商業施設を含めたところで20億という話だったんですが、これが切り離されたというようにところも含めてこの施設整備を、そこら辺の経緯も含めてどのように考えているかをお尋ねいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） お答えをいたします。

事業を実施するための施設整備をどのように考えているのか。（設計コンセプト、配置・動線・外構・設備計画、空間・諸室等の整備イメージ、設計・建設の実施体制イメージ）とのご質問にお答えをいたします。

まず、設計コンセプトにつきましては、基本計画に定めたデザインコンセプト及び施設配置の配慮事項が基本になります。この考え方をベースに、民間ならではのデザイン性を高い次元で融合させることを目指します。

ソフト事業に重点を置いた官民連携事業ということを強く意識し、施設の運営に携わる町民の皆様や事業者のやりたいことを実現するための施設を整備するという考え方で進めてまいります。また、初めから全てを整備するというより、時代とともに変化するニーズにもしなやかに適応できるような空間づくりを目指すこととしています。

それに伴う配置・動線・外構・設備計画、空間・諸室等の整備イメージは、モデルプラン概要版でお示しをしたとおりとなります。あくまでも現在のイメージということでご理解をいただきますようお願いいたします。

また、設計・建設の実施体制のイメージにつきましては、サウンディングに参加いただいた事業者を中心に今後要求水準書などをまとめ上げ、公募等により構築されるものと考えております。

先ほど議員ご指摘のとおり、当時は鉄筋コンクリートの2階建てというところでしたが、今回モデルプランを作成する中でしっかり規模感というものを精査した段階で木造平屋建てというふ

うに変更することが可能になったというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（４番 西村 尚彦君） 先週だったですかね、実は新聞に出たんですけども、高千穂鉄道の公園化というのが保留になったという記事が載っておりました。実は、特別委員会でも高千穂町議会に行きましていろいろ向こうの議員と話をしたところなんですけども、当然あそこは公園の整備という決まった場所ですから、そこにかかる多分資材費が高くなったんだろうと。高千穂町の町長の言葉では、「資材費や人件費の高騰で構想発表時と比べ、初期投資が膨らむことが予想される」というコメントがありました。

ということで、一時保留ということでまた別の方向を探すということだったらしいんですが、先ほどありましたように、木造平屋建てになったというのは、三股の場合は当初からこの上限と決めていましたのであれなんですけど、その辺の考えもあったかをちょっとどうかお尋ねします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ご質問にお答えをいたします。

高千穂町におかれましては、高千穂鉄道跡地の公園化について総事業費が３６年間で約５４億円見込まれることから、一旦保留と報道をされました。

本町の場合は、第６回調査特別委員会、昨年２月ですけれども、では町からの説明では施設整備費用と２０年間の運営費を合わせて、町負担額を１７億３，０００万円と説明を申し上げておりました。

今回、モデルプランを作成し、算出されたのがおよそ２１億７，０００万円でございます。当初の鉄筋コンクリート２階建てを木造平屋に変更しても４億４，０００万ほど高くなりました。これは、議員のおっしゃるとおり、資材費や人件費の高騰が大きく影響しております。

本町で取り組むＰＦＩ契約には上限額を設定し、その上限額を上回っての執行はできません。よって、契約の相手方であるＳＰＣが上限額の中でいかに運営をしていくのかという、創意工夫が生まれた結果だと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（４番 西村 尚彦君） 確かに今言われたとおり、三股町の場合は上限を設定したというのは、本当今となってしまうとよかったんじゃないかと思います。これが例えば設計とか中身ありきだったら、本当に人件費、資材費の高騰で事業費が幾らでも膨らんだんじゃないかと思っています。その点、２０億に収める、そのための木造平屋建てというのは理解したいと思っています。

また、一番特別委員会の中でも問題になったんですが、商業施設を分離するということも非常によかったんじゃないかと考えております。やはり、町と商工会の合同会社がこの商業施設を運営するということについてまだまだ我々議員も理解もしていませんし、本当に第3セクターとしてやったときどうなるかという意見が非常に多かったというのを記憶しております。

そういった意味で、今回はこのモデルプランというのは何か分かりやすくなったのかなというふうに思っています。

それでは、続いて次の質問に入るんですが、じゃあ当然、建物の規模も分かりました。中でやることも分かりました。実際に今回、先ほどもありますように、PFI事業で官民連携して運営を行っていくというふうになりますと、やっぱりこの実施体制、これをやるための実施体制というのが非常に重要になってくるんじゃないかと思います。

この運営組織、勤務体制、業務計画をどのように構築していくのか。また、当然このまちづくり合同会社が、SPC、特別目的会社の代表になると言われておりますので、やはりこのまちづくり会社の人員が非常に大事になってくるのかなと思っています。その人員の確保についても、併せて尋ねたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 事業を運営管理していくための実施体制をどのように構築していくのか。また、今後、まちづくり合同会社が中心となって事業が進んでいくと思うが、この人員確保の予定はとのご質問にお答えをいたします。

令和5年2月に設立をいたしましたまちづくり合同会社みまたは、商工会長と副町長を職務執行者とし、商工会及び町それぞれから選出された5名ずつの代議員からなる特別社員総会が既に組織をされております。特別社員総会において、社内規程等管理規程や公印規程、庶務規程、事務決裁規程などを整備したところです。

また、運営組織としては、当初は事務局長を1名、総務経営係、事業推進係にそれぞれ正規職員を1名、パート職員1名を考えております。ふるさと納税業務代行やエネルギーの地産地消化を推進する地域商社としての機能を付加するため、計画的に増員も検討していく計画です。

人選及び人員確保については、雇用条件などを精査し、なるべく早く整うよう進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 今の時点では特にこれといった人員が決まっていないというふうに聞こえたんですが、やはり先ほど言いましたように、地域商社としてふるさと納税とか地産地消エネルギー等も担うということで、当然まちづくり合同会社は町と商工会、5人ずつ執行委員

が出てやっています。

ただこの組織というのは、多分商工会側もそうだと思うんですが、やはり役員の改選とか入れ替わりもあります。町のほうも当然人事異動があり変わるということで、この組織というのも本当に長期間にわたって同じ人間だったらなかなか統一があるんでしょうが、そこも変わってくると。

そうなったときに、やはり大事になるのはこの働く事務局だと思うんです。事務局の方が、いろんな知見を持っていてそこをしっかりとやってもらわないとうまくいかないんじゃないかという思いがありますので、そこについてはぜひ慎重に人選をお願いしたいと思います。

それともう一つ、実施体制についてなんですが、当然2年間は設計・建設、3年目から企画運営になるということで、その設計・建設をマネジメントする人と、今度は企画運営をマネジメントする人ということでかなり役割も違うと言っているんですが、どんな人材が必要だと考えていらっしゃるのかをお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、様々な利害関係者が存在する中で、ハード事業、ソフト事業、両面にわたり、全体を調整できるような人材が必要だと考えております。

また、まちづくり合同会社は、先ほど申し上げましたように、交流拠点施設整備事業のほかに、稼ぐ機能としての地域商社の役割も発揮することを考えております。具体的には、ふるさと納税業務の代行や地産地消エネルギーの普及啓発事業など収益的な事業も推進します。高原町の奥霧島地域商社ツナガルたかはるや、新富町のこゆ財団などを例に積極的に事業を展開することとなります。

来年度の当初予算では合同会社への貸付金3,000万円を計上していますが、事務局長を含む4名の人件費が1,595万円、その他の事務費などで1,405万円を計上しているところであります。

広く情報収集しながら人選を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） ぜひ人選には、慎重を期していただきたいと考えております。

それでは次に移りたいと思いますが、続きまして4番目になります。

当然、建物ができた後の維持管理業務ということになるんですが、この維持管理業務について、この維持管理の方針、実施体制、人員確保、維持管理の計画、修繕計画のイメージについてお尋ねしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 建物の維持管理業務はどのように行っていくのか。維持管理方針、実施体制、人員確保、維持管理計画、修繕計画のイメージはとのご質問にお答えをいたします。

本施設を利用する皆様が、衛生的な環境で快適に過ごせるように維持管理を行います。また、20年間適切に機能を維持できるよう、大きな修繕が発生する前に予防保全的な考え方をもって修繕を行います。また、簡単な清掃や植栽の手入れなどは、町民活躍の機会を創出しながら町民自らが施設を守る機会を作ることで、施設への愛着につなげていきたいと考えております。

モデルプランでは、建築面積や構造等から維持管理費用を算出したものとなりますが、実施体制や維持管理計画、修繕計画は維持管理方針に沿った形で精査してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 当然、建物ができると維持管理というのは必要になってきます。

この役場でさえ維持管理というのは必要になってきていますし、PFI事業、今課長から説明もありましたように、民間が行うことによって維持管理が公募で行政でやるより安くなるんだなというところがあるんですが、そこをもう1回特に聞きたいんですけど、町が直接維持管理をやっていくのと、これをPFI事業にのっかってSPCなり合同会社がやっていく、この差ですよね。明確に同じ建物の維持管理をやるのに、その辺どう考えていらっしゃる。どう差が出るのかなというのも疑問なんですけど、お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） それでは、お答えをいたします。

官では、単年度での予算化や業者決定のための入札など執行までに時間を要することが多いです。対して、SPCでは複数年契約であるため、業務料の見通しを持つことができ、計画的に維持管理を行うことができます。

金額にもよりますが、現場の状況に応じて裁量が発揮でき、コストを削減することも可能となると考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） それでは、次の質問に移りたいと思います。今度は5番目になるんですが、いよいよ具体的に数字を聞いていきたいと思います。

今まではソフト部分を主に聞いてきたんですけど、体制等。次からは、具体的にこのモデルプランにも22年間の収支が出ておりますので、これについてちょっといろいろ聞いていきたいと

思います。

まずは、施設整備費、運営費、維持管理費なんですが、一遍に答弁をもらおうとちょっとこんがらがりますので1つずつ聞いていきたいと思います。

まずは施設整備費なんですけど、設計・建設に係る費用のところですね。ここについて、総額から補助金の考え方、基金とか起債とかあろうと思うんですが、ここを1回説明をお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 施設整備費につきましては、町民交流施設を、先ほども申し上げたとおり、木造平屋建てで建築面積はおよそ2,050平米とし、屋外施設と合わせて総事業費15億8,700万円を見込んでおります。

そのおよそ2分の1を国庫補助金で賄い、町単独では7億9,400万円となります。なお、7億9,400万円のうち、基金が現在5億円積んでおるという現状でございます。

施設整備費については、以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） それでは、続きまして運営費なんですが、ここに運営費1年間に1,680万6,000円、20年間トータルで3億3,612万円というのが出ておりますが、この運営費は当然この時点でのイメージでしょうから、この計算のため。

というのが、先ほど運営費の基礎になる説明がありました。学び機能、子ども子育て、健康づくり、いろんな事業があります。先ほど言いましたように、これが20年間そのまま続くはずはないんですね。当然途中で変わったりします。

これは、主にその町民交流施設の中の部屋を使っていろいろやるやつですね。外でやるやつもあるんだろーうでしょうけど、当然ある日・ない日、はやり・はやりじゃないというのがあって、運営費ってそこら辺どうなのかなと。20年間、あくまでもこれは試算のためのと言われればそれまでなんですが、運営費をどのように見込んでいるのかを伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） それでは、お答えをいたします。

運営費につきましては概要版の2枚目の右下の一覧にございますが、その一番上のプロジェクトマネジメント業務及びオーガナイザー業務を合わせて1,200万円。そして、事業の供用が開始をいたしました3年目というふうに書いてあるところの④番、運營業務1,680万6,000円。合わせまして年間2,800万円と現在のところ見込んでおります。

議員おっしゃいますように、左側のこの事業の内訳についてはその都度変更、変わってくる可能性がございますが、今のところは上がっているモデルプランを20年間続けた場合の計算ということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（４番 西村 尚彦君） もう一つ、このプロジェクトマネジメント業務、オーガナイザー業務、２つ合わせて１，２００万円なんですけど、これについてもうちょっと詳しくお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） それでは、お答えをいたします。

プロジェクトマネジメント業務とオーガナイザー業務について少しご説明を申し上げます。

プロジェクトマネジメント業務は、行政と民間、またＳＰＣ内の調整や事業収支、また特に資金確保などを行い、全業務をマネジメントする業務となります。これは、専門的知識と経験が必要となります。

対してオーガナイザー業務とは、幅広い経験を持ち、地域でも人望が厚く、人材育成意識を備えた人物がふさわしく、主催者やまとめ役としての役割を担うということを想定しております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（４番 西村 尚彦君） 業務としてはどう違うんですかね。そのプロジェクトマネジメントというのは内部の調整ということですね。オーガナイザーは何でしょうか、外向きなんですか。ちょっとその区分けをお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 分かりにくくて申し訳ありません。

マネジメント業務は、主に資金確保であるとか事業収支であるとか、いわゆるそういった専門的知見を生かしてどうやったら稼ぐ機能が継続していけるかというのをマネジメントするのがプロジェクトマネジメントと。

そして、地域密着で、オーガナイザーというのは地元の方に信頼が厚い、事業をまとめていくような調整役としてのオーガナイザー、まとめ役というふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（４番 西村 尚彦君） また、これについては多分委員会のほうに出てくるでしょうから、そこで詳しく聞いていきたいと思えます。

それでは、続いて維持管理経費なんですけど、維持管理経費が３年目からですか、３，８７９万６，０００円ということなんですけど、ちなみにこれの根拠、どういうふうに出されたか、ちょっとお尋ねします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 続きまして、維持管理費用につきましてのご説明となります。

建築物保守管理業務や設備保守、備品等保守、外構等保守、清掃業務や修繕費用及び施設の光熱水費などを含めて年間およそ3,800万円と見込んでおります。

皆様お持ちの概要版の2枚目のちょうど上の右側のほうになりますが、こちらの1から8までのそれぞれの費用を足し合わせたものが3,879万6,000円ということになっておりまして、この積算には3枚目の図面を載せておるかと思いますが、こちらの図面から算出をしたそれぞれの維持管理費用となります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 分かりました。光熱水費等も含むということなのですが、この建物は木造平屋建ての2,050平米でしたか、の維持管理費ということなのですが、ちょっとこれが果たして適正な金額なのかどうなのかというのはよく分からないんですが。

例えばですけども、公共施設ですから、例えば役場とかいろいろありますが、何か参考的に役場とかどれくらいかかっているか分かれば教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ご質問にお答えをいたします。

令和4年度の決算統計で調べたところ、保安警備や清掃、消防や空調設備の保守、光熱水費と修繕費を合わせまして、まず役場庁舎につきましてはおよそ3,000万円、総合文化施設はおよそ3,600万円、中央公民館は各地区分館と合わせて契約している費目があり正確な数字は算出できませんでしたが、およそ1,000万円となっております。

なお、修繕費については4年度の実績となります。年度によって大きくばらつきが生じる可能性がございますので、ご理解をください。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 分かりました。

それでは、次に6番目のほうに移りたいと思うんですが、20年間にわたり維持管理を行っていくとなっています。先ほどありましたように、運営費、維持管理費、プロジェクトマネジメント、オーガナイザーというふうに払っていくんですが、当然これらの出資といいますか、当然これは公共施設ですから町のほうから払うんでしょうけども、PFI事業というのは前から説明を受けているんですけども、民間と行政が一緒になってもうけると、もうけてこの費用が少なくなればいいと考えているんですが。

町が一方的に20年間出し続けられないといけないのか。それとも、SPCとか合同会社のもうけによってこれが少なくなるのかというところもいろいろ考えるところだと思うんですね。それについては、どう考えていらっしゃるか、お願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 20年間にわたり維持管理を行っていく予定となっているが、事業収支計画をどのように考えているかのご質問にお答えをいたします。

施設整備費、運営費及び維持管理費を含めて20年間の町負担額ベースの総事業費として、およそ21億7,100万円という試算が出ました。中期財政計画上では、施設整備費の負担額上限を20億円としていたことから、想定外の影響を与えないことが確認ができました。

また、官民連携による収益可能性を発揮することで、さらに町財政への影響度を軽減することを期待しているところです。

今、議員ご指摘がありましたとおり、概要版の2枚目の右下の試算によりますと、④番が運営業務1,680万6,000円というふうにあるかと思います。こちらの数字は、概要版2枚目の左側の上の事業、こちらの収入から支出を差し引いた公費の負担額、こちらが1,680万6,000円というふうに記載があるかと思います。こちらの額が、今申し上げましたように、収益可能性を発揮することで減っていく可能性があります。ですので、こちらの軽減を期待しているところでございます。

また、今まで町が実施をしていました教育課の生涯学習事業や福祉課の子供の居場所づくり、東原児童館、町民保健課の健康増進事業などの公共サービスを実施することにより、およそ1,100万円程度の人件費削減にもつながるものと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 特に維持管理費については、実は特別委員会の中で勉強会をやっております。議員の皆さんはもう既にご承知と思うんですが、会計検査院が調査したところ、PFI事業で維持管理をやった場合と従来方式でやった場合、多くの例で従来のほうが安くなったという例が出ております。

また、これは滋賀県の野洲小学校幼稚園というところなんですけども、改築をして維持管理を頼んだんですけども、通常の学校の10倍以上のコストがかかっているということで解約をされている例もあります。

ということで、非常に維持管理費というのは長期にわたるからこそ高額になるという可能性もあると考えておりますが、この辺の、先ほど役場の維持管理とモデルプランの維持管理を比べてそんな差はないと思ったんですが、その辺の維持管理をチェックする体制というか、将来的にそ

の自主事業等で利益があれば減るという話があったんですが、そこを行政側が何かする仕組みがあるのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

会計検査院が２０２１年、令和３年５月に発表した調査結果によりますと、平成３０年度末現在で事業期間が終了した国のＰＦＩ事業の２９事業を調べたところ、２７事業についてＰＦＩ契約の期間終了前の維持管理費用と、その後の従来方式の維持管理費用について比較した場合に、ＰＦＩ方式のほうが高額になったと発表をされました。

これを受けて、国は契約ガイドライン、プロセスガイドラインなど４つのガイドラインを改定し、適切な運用がなされるよう制度の詳細を整理したところでございます。具体的には、契約に関するガイドラインの中で、業務別仕様書の変更との見出し中には、「随時協議により業務別仕様書を変更できる旨規定される」とされました。

本町の進めるＰＦＩ事業では、毎年の進捗状況なども含め、合同会社や町と共有し、議会などにもご報告することとしております。仮に収支報告書の中で不適切な会計処理などがあった場合には、随時疑義について協議し、是正を促すことが可能と考えております。

もう一つ、議員のほうからご指摘がありました契約解除の例もあるということで滋賀県の自治体のお話をされましたけれども、こちらにつきましては平成２８年の１月に維持管理費用の増大、今ご説明がありました約１０倍ということで契約解除になった事例がございます。

私が直接電話連絡にて、実はお話をお聞きさせていただきました。先ほど議員がご指摘のように、契約を結んだ後のモニタリングが不足をしており、業者任せの部分があったとのお話を頂きました。その後、専門家等にもアドバイスをもらい、別の施設ですが、新たにＰＦＩ契約を令和２年から２２年間で締結をされ、現在契約期間中だそうでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（４番 西村 尚彦君） 今言われたように、全国的にはいろんな問題が生じているところがあります。やはりこれからもし事業を進めていくなら、そういう例をいっぱい調べて、そういうことがないようにしてもらいたいというのが希望であります。

それでは、次に７番目になるんですが、このＰＦＩ事業で町民交流施設を造っていくんですが、この事業による地域経済への波及効果ということでお尋ねしたいと思います。経済効果、雇用創出、地場産業の振興等について、どのような考えなのかお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 質問にお答えをいたします。

経済効果とは、一般的にあるイベント、出来事に消費者、企業、国、自治体が投資した金額の合計のことと言われております。交流拠点施設を整備することにより、国の補助金や民間からの出資なども行われ、また各種特定事業や事業者による自主事業などが定期的の実施されることによる雇用創出や利用者が集うことによるぎわいの創出にも寄与するものと考えております。

事業者が自ら実施する事業では、地産地消の食堂なども計画されており、地場産業の振興にも期待を寄せているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4 番 西村 尚彦君） 確かにこの公共施設なんですけど、先ほども言いましたように、これまでの公共施設、単一目的であります。じゃあ、その公共施設が毎日人が来ているかという、そうでもない部分もあると思います。

今回の五本松交流施設は、いろんな学びとか子ども子育て、健康づくりということで、初めて複数の用途が1か所でできるということで町民の中には非常に期待をしていらっしゃる方もいると思います。民間が行政と一緒にいろんな行政サービスもできるし、当然自分たちの事業もできる。本当にこのPFI事業がうまくいくとすばらしいものになるんだなと思っているんですが。

ただ、やっぱり人が集まらないことには絶対こういうふうにならないと思うんですね。ですから、やっぱりこれからは人を集めるような工夫、仕組みづくりが必要かなと。公共施設を建てたはいいけど平日はもうがらがらで人がいないとなると、当然そこで商売しようという気も起きないでしょうし、いろんな意味から言うと、ここをいかにこれから具体的に持っていくかというのが、議会はもちろんですけど、町民の皆さんも期待しているところじゃないかと思います。

それでは、最後の質問になりますが、今後、そういえば先月でしたか、まちづくりフォーラムというのがありましてちょっと聞かせてもらったんですけど、町民の中に本当にこういう期待を持った人たちがいるなというのを感じたところです。本当に楽しみにしていらっしゃる人もいるなというふうに感じたところなんですけど、まだこれからこの事業を推進するためには、いろんなハードルがあると思います。

先ほど課長からありましたように、今回の議会にも3,000万円のまちづくり会社への委託料も組んでおります。昨年の3月の1,500万は、議会のほうで修正、否決になりまして進んでいませんが、今年どうなるかは分かりません。

この事業を進めるに当たって、これから第6セクターPFI事業というのを推進するわけなんですけど、会社を作り、実施方針を公表して、特定事業を選定して、SPCを作るというふうになってくると思うんですが、これからこの事業を進めるに当たって何が一番重要だと考えているか

をお尋ねしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 今後この事業「第6セクターPFI事業」を推進するに当たり、何が一番重要になると考えているかのご質問にお答えをいたします。

第6セクターPFI事業は全国でも例がなく、本町が初めて取り組む枠組みとなり、大きな挑戦と捉えています。まちづくり合同会社みまたを中心に利用者の皆様、関係する事業者の皆様など様々な意見を取り入れながらも、一つの統一した目的意識や将来像を共有し、事業を継続性あるものにしていくことが重要であり、また困難なことであろうと考えております。

今後、人口は確実に減少していきます。そういった中で持続可能な町を目指し、稼ぐ機能を付加し、官民連携の新たな取組を実現し、町民の皆様に新たな公共サービスを提供し、住み続けたい町を目指して今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） それでは、最後になると思うんですが、先ほど言いましたように、まだまだいろんなハードルがあると思うんですが、この事業が進んでいくとした場合に、要望をしていきたいと思うんですが、昨年の特別委員会10回あったんですが、私この一般質問に備えて全部議事録を読み返しました。何が問題になっているかという、やはり商業交流施設と一緒に整備するというのが非常にどの会でも問題になっておりました。その商業施設が失敗した場合、合同会社である町の責任、債務を引き継ぐというところが非常に問題、意見が多かったです。

そういった意味から、今回商業施設を切り離したというのは一歩前進かなと思うんですが、ただ先ほど言いましたように、人が集まらないとどうにもなりませんので、まず用事がなくても人が集まるような仕組みをぜひ作ってほしいと思います。例えば、屋外施設なんかで幼児の遊び場とか、それとあと例えば中学生・高校生が用がなくても都城図書館みたいにWi-Fiの設備があって電源があって集まるようなとか、やっぱりそういういろんな民間の皆さんが考える事業もあるんですが、それがなくても子供たちが集まるような仕掛け。

あとは、昨年の12月の議会でも言ったんですが、公共施設の管理計画。やはりどんどん施設が増えていきますので、維持経費が必ず増えます。だから、老朽化した施設を計画的に廃止する。だから、新しくできるんだけどこっちは廃止していくというようなこういうようなことも考えてほしいということを要望いたしまして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（指宿 秋廣君） これより14時30分まで本会議を休憩します。

午後 2 時21分休憩

午後 2 時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位 4 番、新坂哲雄議員。新坂議員。

〔7 番 新坂 哲雄君 登壇〕

○議員（7 番 新坂 哲雄君） 皆さん、こんにちは。通告より 4 番、新坂です。

1 番目の水路確保について、お伺いをいたします。

1 番目の問題ですけれど、三股発電所（メガソーラー：長田大野地区）への登り口約 3 0 メートルのところの水路が破損しているが、その対策をお伺いいたします。

あとは質問席にて質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 三股発電所（メガソーラー：長田大野地区）への登り口約 3 0 メートルのところの水路が破損しているが、その対策はについて、お答えいたします。

当該水路は、太陽光発電の工事が始まる以前から漏水が確認されていました。ただ、太陽光発電の計画について、事業者から地元住民に説明があった際に水路の破損がひどくなることも考えられ、その際は事業者で改修していただくよう要望し、了承されたと伺っております。その後、計画業者が変わったことから、当該業者に対して地元自治公民館と町のほうから同様の要望を行っております。

施工期間における会社側の対応については、水路横断上に鉄板を敷き、水路の崩壊が進まないように注意して施工しており、施工前と施工後の状況が変わっていないことを地元公民館と町の担当で確認し、補償工事の対象にならないと判断いたしました。ただ、当該水路は水田の用水路として活用されていますので、地元自治公民館から早急に水路補修、水路を改修していただきたいと要望が出されました。

それを受けて町としましては、宮崎県県単かんがい排水事業として県に要望し、令和 6 年度中に施工するための予算を今回計上させていただいているところでございます。

以上、回答いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7 番 新坂 哲雄君） ただいま町長のほうから説明がありましたが、メガソーラーの工事期間中でしたか、水路組合、農業振興課の立会いの下で業者が責任を持ってあそこは工事で直すということを私も当局——現場に立ち会って安心しておりましたが、それがなし崩しになって

公民館長から要望を上げているけれど、何の返答もないということで私にまた再度お願いをしてくれということで、この件は上げた次第でございます。

そのいきさつは、やっぱり私は業者に責任があるんじゃないかなあと思って業者も認めたような感じを受けたんですけれど、ここは水路となっていますけれど、暗渠なんですよ。途中で折れているような感じです。応急処置はしてありますけれど、長田地区は4月になりますと田植え時期も近づいてきますので、水を引っ張ると思うんですよ。早急にやらないと、水を引っ張るとここはあふれるんじゃないかなと、中で折れているちゅうことで。まだ水をやっていないからあふれていないんですけれど、そこら辺がちょっと心配なところがあります。

本年度予算がなかったら来年度中と聞いておりますけれど、早急にあすこを、舗装も傷んでいるんですけれど、まずは水路を早めに計画を立てていただければ地区住民の方も農業される人も安心されると思うんですよ。その辺をもうちょっと詳しくお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 今、議員からご指摘のとおり、水田に利用されている重要な用水路ということで考えております。

ただ、どうしても工事施工につきましては、4月以降の予算執行であります。となりますと当然、今度の作付について非常にこの工事ができるかどうかという部分についてはちょっと厳しいというように思っておりますので、現時点では塩ビのパイプで応急処置としてやっておりますので、当面はそれでしのいいただきまして、そして作付が終わった後の水を必要としない時期、この時期に工事のほうはやっていきたいと思っております。

ただ、漏水があるということですので、常時、私どもも監視しながら、その状況については見守っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 仮の水路は作ったということでありますが、これは水路組合のほうで途中までしか本数が届かないということでもありますよね。これで4月の田植えで何も支障はないんでしょうかね。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 現時点で私ももう何回か足を運んで見ております。今も水が流れておりますけれども、現時点で大きな漏水は見られなかったところです。ですから、先ほども言いましたように現状を見ながら、そういった非常事態が起きるような状況であった場合は、それなりの対応を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 水路組合の方はやっぱり4月の田植え時期に水を引っ張らないかんわけですから、それが来年度ちゅう言われるとやっぱり頭をひねるわけですよね。水を引っ張るのに応急処置でも責任を持っていただければ公民館を挙げて心配されないと思うんですけど、そこら辺をもう一度お願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） この水路についての要望が出されたのが9月28日でした。そして、現地を確認しまして、この状況を早めに打開したいということから、県の事業に手を挙げて来年度事業をやるということです。ですから、やらないというわけではございません。やるということで今進めておりますので、どうぞご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） ただいまの件は一応安心をしたところでございますので、今後の推移を見てもらいたいと思います。

次に、工事業者との契約は開発行為を行っているわけですよね。約9町歩ですかね。それと、ここの呼び名は三股発電所よろしいんでしょうかね。考え方が三股発電所という聞こえがあり、そういうようなところはどこにあつとよという意見の人もいっぱいあるんですよね。呼び名が三股発電所ちゅう、前に都市整備課から聞きましたので、そこら辺をもう一回確認したいんですが。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 名称なんですけれども、こちらからどういった名前にしてくれということはちょっと言えません。ですから、業者のほうは三股発電所という名称を使って工事をやるということでございますので、こちらについては、そういう名前についてはどうこうしてくれということについては申し控えたというような状況じゃないかというふうに思っております。ですから、三股発電所というのは当該事業者がつけた名前ということでありますので、こちらとしてそれが適切かどうかということについては、これは何とも言いようがございません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 呼び名がまだ確定はしていないちゅうことでありますが、以前こういう質問をしたときに三股発電所ちゅう言われたので、それを信じて三股発電所ちゅうて集落は思っていると思うんですよね。それはメガソーラーでもいいんですけど、はっきりした名前、そしてやっぱりあそこは総務委員会でも視察に行こうと連絡したけれど拒否されたことがあって、全景を全然、状況がつかめていないんですよね。

都市整備課関係は現場を見ていらっしゃるか分かりませんが、どのような状況になっているのかも確認していないんですよ。そこら辺はまた今後の視察ができるのか、そこら辺をお伺いさせてください。

以上です。もう一回伺います、その件を。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） こちらについて、本町のほうから視察したいがどうかということについては、それは町としては現在のところございませんので、議会事務局を通して議会のほうからそういう要望があればいただければというふうに思っております。

また、それを実際に視察できるかどうかということについては、現場の状況とやっぱり向こう側の意向があると思いますので、それについてはまた事務局のほうからきちっとお話ししていただいて、できるようにされたらどうかというふうに思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 事務局を通じてこの件は視察を伺ったことがあるんですけど、業者から返答がなかったということを聞いております。やっぱり一回見とかなと、今後心配があります。いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 先ほどお話ししましたように、これは議会側の意向だというふうに思っておりますので、私どものほうからこれを積極的にやってくれとか、見学したい旨の話についてはできないものというふうに考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） その件は堂々巡りになるからもう追求はしませんけれど、やっぱり山を切り開いちょるわけですから将来のことを心配するんですよ。やっぱりそういうところも大事じゃないかなあと思っております。この件は、これで終わります。

次に、第5地区防災センターについて、お伺いをいたします。

斜面芝張りの草刈り作業に危険性があるが、改良工事はできないかをお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 第5地区防災センター、斜面の草刈り作業時の危険性について、お答えしたいと思います。

第5地区防災センターは令和3年度の施設工事、令和4年度の外構工事の2か年で整備をしたところでございます。

外構工事では、北側斜面及び西側斜面が一般的に安定勾配と呼ばれるのり面勾配の造成により、安全性を担保した上で張芝工を採用しているというものでございます。斜面の除草作業において

は、一般的に町内公園と同様ののり面勾配であることから、背負い式草刈り機を使用しても問題はないとの判断でございますが、一般的に見て勾配のある箇所の作業は危険性が高まることが予測されます。したがって、斜面の除草・管理につきましては、危険性の回避と芝管理を含めて、専門業者に委託する経費を所管課危機管理係で予算化しているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 近隣の方がもう既に草刈りをされているところが1面があります。それは「見苦しいから」ちゅうて近くの人が払って「もう二度と払わん」と。「危ない」ちゅうて「滑る」って。約45度勾配、約5メートルちょっと長さがありますかね。やっぱり誰が払っても「ここは危険性があるちゅう思って県道側は危ないから払わんかった」ということを聞いております。やっぱり「外観が草ぼうぼうでは見苦しい」ちゅうて近くの人が払うんですよ。

やっぱり皆、年を取っているからか分からんけれど、草刈り機を上から払っても下から払っても届かないということですよ。シルバーさんが払っても同じようなことだろうと思うんですよ。やっぱり将来的には、ここはもうちょっと改良したらいいんじゃないかなあと。近くの人が「昔は石積みで何も草が生えていなかった」と、「何でこういう計画をしたんだろうか」ということ。緑を配置することで景観がつかれる、そういう意味でやったのかなあと想像しております。

石積みをわざわざ壊してでも勾配をつけて芝生にした。それは何か考えても素人が見ても、皆さんはここを通るたびに「町は何でこういう計画をしたんだろうか」という意見が多いんですよ。その辺はいかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 改良の手段については、都市整備課のほうの建築、そちらのほうで設計をさせていただいて施工していったわけです。

先ほどのり面、張芝工にした件についても、予算的なものを考慮した上で安全性を担保、土砂崩れ等がないという判断の中でされたものでございます。

今、質問にありました、もともと石積み工であったという話ですが、これは一昨年ですかね、大雨で崩れてしまいまして、通学路の児童生徒たちに非常に危険だということで、これは地区のほうから「ぜひ早急に改善してくれ」という要望があったことも踏まえて今回、第5地区防災センターの外構工事と併せて張芝工のほうに変えさせていただいたという経緯がございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 今、課長のほうから指摘がありました、その崩れたちゅうのは部分的に一部だったと思うんですよ。やっぱり石積みでびしゃっとやれば景観もこういう景観にな

らなかったと思うんですね。何でこういう計画をしたのか考えられないんですよ。素人でも大分あっこを誰が仕事してこうちゅうて、町の下請が入ってもけがをしたらどげんなったやろかということもあるんですよ。

だから、それは考え方次第でしょうけれど、2番目のコンクリート吹きつけは考えられないんじゃないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） コンクリート吹きつけの考え方について、お答えをしたいと思います。

コンクリート吹きつけは、一般的に天然の塗装を岩の場合は施工しますが、防災センター斜面は土砂のため、植生工の一つである張芝工を採用したものでございます。

当初の施工段階でコンクリート吹きつけを行った場合の費用の比較は、張芝工の7.3倍になるようです。また、現状コンクリート吹きつけに改良することは、さらに費用がかさむものとなります。最小の経費で最大の効果を上げるという地方公共団体の役割でありますし、安全性の面からも問題ないことから、コンクリート吹きつけに改良することは考えていないところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 対応は分かるんですけど、やっぱり維持管理は地元がやるわけですね。どこかに依頼されるんですか、あそこの草刈りは。どこがやっても厳しいと思うんですよ。ですから、上のほうにフェンスを張っているものですから、草刈りをするにも機械が当たるちゅうわけですね。だから、それでひっくり返るかもしれんちゅうて一部、集落の人が払っておられるんですよ。県道側はまだ払っていないですよ。今から草がどんどん伸びていきますよね。これも永久的にずうっと夏場はまた伸びるわけですね。何度も払わないかん。景観が悪いから払うわけですよ、集落の人たちは。

だから、そこら辺も考慮しないと、やっぱり最初の事が金がかかるような状況をつくったちゅう事になっているんですね。コンクリートが強いと思うんですね。それはお互いに考え方が違えば前に進みますけれども、何かよか方法はないんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） いい方法というのと、その改良に関してということですか。それとも草刈りに関してということでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） やはりコンクリートにすれば、さらに思いましたけれど、人間で

も簡単に登りになっちゃうわけですよ、コンクリート吹きつけをすれば。今は管理がかかるから、皆さんがここを通るたびに草が伸びたなど、誰が払っとやろうかという話になるんですよ。それは理屈は分かるんですよ、金がかかることは分かっつとですよ。以前のものを崩さんでも費用はあんなにかからんかっちゅう思うんですよ。皆さん方は「ここはコンクリやったがな」ちゅうて、わざわざピックで壊して勾配をつけて芝生を張ったわけですがね。私は、景観の関係があるから芝生にしたのかなと思っているんですよ。それは違うんですかね。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） ご質問にある第5地区防災センターの外構のその斜面ですよ、質問にあったのは。草刈り、管理する以上、危険性は高いという点での質問かと思います。

先ほど言いましたとおり、のり面、斜面については危機管理係のほうで専門業者に頼もうということで予算化しておりますので、その辺は地元の方々に無理してその危険な高いところの草刈りをしていただくということは、こちらはお願いをしないし、もちろん地元の方もしないでいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 地元で払わなくてもいいちゅうこと、業者に任せるちゅうことですかね。地元の負担はせんでいいんですか。やっぱり集落の人たちは、これは面倒な仕事がわたったとみんなが言うているんですよ。そこら辺はもう公民館長にも、これは心配せんで町のほうで管理されるという答えでよろしいんでしょうかね。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） すみません、第5地区防災センターは管理上、危機管理係、町のほうの管理になっていきますので、先ほど言いましたとおり、危険性を伴うのり面、斜面です。こちらの管理については、危機管理係のほうで対応していくということでお答えしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 防災センターですので町がやるのが当然でしょうけれど、各地区集落間についてもやっぱり草を払うのは地元で払っているんですよ。轟木とか大野とかの周辺は、集落で朝6時に出て1時間ほどみんな奉仕をして払っているんですよ。そういう感覚であったもんですから、公民館も集落で払わないかんだろうと思っておりました。そこら辺は業者任せでよかですかね。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 何度も申し上げているんですが、のり面、斜面のほうについては本来に危険性が高いということで予算化して、専門業者で対応しております。

また、他の地域の団体等も含めて、他の公共施設の広場等については地区のほうで善意によってそういった草刈りをしていただけるのは非常にありがたいと思っていますし、第5地区防災センターも建屋の前のアスファルトにしている駐車場、それで西側のほうはまた芝生になっていますので、もしできればそういった平面の部分の草刈り等については地域の方にぜひ協力していただけるのであれば協力していただきたいというふうに思います。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） これですけれど、芝生と道路との境をブロックか何か積んでいただけないでしょうか。水がやっぱりのり面から来て道路に流れておるということで、普通のブロック1枚でもいいから境を作ってくれという話もあります。人家の周りのところだけでも。これにはないんですけれど、追加でお願いできないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） それは委員会か何かでやってもらったほうがいいかもしれません。

○議員（7番 新坂 哲雄君） それでは、長田峡の駐車場について、お伺いをいたします。

近年、観光地のため車両が多くなっている。駐車場の拡張はできないか。大型観光バス等のスペースがありませんが、対応をよろしく願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 近年、観光地のため車両が多くなっている。駐車場の拡張はできないか。大型観光バス等のスペースがないとのご質問にお答えをいたします。

長田峡公園に多くの人が集まるのは、椎八重公園のつつじまつりや上米公園桜まつりの開催時期、また地元有志による長田峡ライトアップや地元加工グループによる農産物販売などが挙げられ、年に数回、一時的に駐車場が満杯になることもあったと伺っております。

現在、第1駐車場は、普通自動車用が21台、軽自動車用が2台、身体障がい者用が2台、第2駐車場は、普通自動車用が15台あり、合計で40台の駐車が可能となっております。

駐車場の不足が生じるのは一時的であり、年間を通して、あるいは一日を通して不足が生じている状態とはいえ、今のところ駐車場の拡張は考えておりませんが、今後の推移を見守ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） ただいまの回答はよく分かるんですけれど、私たちは近くにおりましていつも観察をしているんですけれど、やっぱり長田の農産物の販売をやるときであっても駐車場がいっぱいで足らないような状況ですよ。傾斜地もありまして、なかなか車が止めにいと皆さんがおっしゃるんですよ。傾斜がついています。広さは止めるところはあるんでしょうけれど、やっぱり三角地帯のような駐車場で何か止めにくいんですよ。

話は分かるんですけど、もうちょっと長田にも力を入れて範囲も広く考えて駐車場に車が止まらんという人もいるわけですから、やっぱり車が止まっちゃりやみんな遠慮して長田峡をずうっと過ぎてほかのところへ行くわけですね。あつこに周りを回っても駐車場がないちゅうて言われるんですよ。遠くから来た人や観光バスで来た人、身体障がい者なんかはあまり遠くからは歩けんわけですから、やっぱりそこら辺も考慮したことをやらんと、長田にもうちょっと力を入れないと観光発展にならないと思うんですよ。

予算がかかるから、もう縮小すればそれでいいという考えではいかんと思います。これは今後の課題でもいいですけど、駐車場をもうちょっと広く水平なところに車を停められるような確保をしていただけないでしょうか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

それと入り口の千本仏首塚の場所の移設はできないか。東側の墓地でよいのではないかという質問をお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） それでは、千本仏首塚の場所の移設はできないか。東側の墓地でよいのはについて、お答えします。

今言いました、「せんぼんぼとけ」あるいは「せんぼんぶつ」と呼ばれる首塚につきましては、昭和36年発行の三股町史と昭和60年発行の三股町史改訂版に記載があります。この2冊の町史によれば、尾佐川の戦いで戦死者を弔うために首塚が築かれたとありますが、資料の裏づけが取れず、平成31年発行の三股町史では記事を採用しませんでした。一方で、昭和56年までは、この首塚が天木野地区に所在したことは事実であります。

三股町史改訂版によれば、昭和56年、現在地に移設した際に1.7メートル四方のコンクリートの構造物を地中に造り、首塚で出土したものを収めて、その上に現在のような塚を作製したとあります。

以上のことに加えて、移設から40年以上が経過し、史跡として認知されていること、首塚用地が教育財産として登録されていることを踏まえまして、さらなる移設は困難であると考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） ただいま説明がありましたけれど、現在の位置にあったわけではありません。数年前に基盤整備が行われるところの500メートルぐらいちょっと東側にあったと思います。田んぼの真ん中にあったと思われます。今で言えば、これくらいでっかい塔が建っていました。

そこで、基盤整備が行われることで、ちょっと中央にありましたので、それが邪魔になるとい

うことで墓地へも考えたんですけど、当時はですね。その時は墓地がいっぱいで行くところがなくて、あすこの今の位置になったと思うんですけど、もう今は墓地も納骨堂に収まってがらっと空いています。

前公民館長も、今の墓地に、東側の墓地に直した方がまだ景観がよくなるんじゃないかと。今のところは駐車場の入り口だ、狭いと。これはちょっと移動をしたほうがいいんじゃないかと、もう以前から私は聞いておりました。やっぱりそういうところも踏まえて、もうちょっと環境のいいところに据えたらいかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 先ほど答弁しましたが、この文化財というものはそれぞれの文化財の種類・性質について、正しい認識の下に適切な取扱いがなされることが必要であると考えております。

今回、移設から40年以上が経過して、この史跡としてのここが認知されている、また首塚用地が教育財産として登録されている、そういう意味でこちらに移設してからのもうそういう長い時期についても、こちらのほうで認知されているということに加えて、この現在の首塚、そこには1.7メートル四方のコンクリートの構造物を地中に造って埋め、そういった形でも文化的な価値があるということで今の位置から移設するということは考えておりません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） もともとが移動してきた千本塚ですので、移動はしてもいいんじゃないかと思っているんですよ。40年は経過しているか分かりませんが、場所的にはあまりよいところではないと思います。

昔の史跡とかそういう関連で移設は難しいかも分かりませんが、皆さんは墓地が適当だと、みんな集落を挙げて言っているわけですから。そういうことで昔の考えを捨てて、今の位置も以前からあったわけじゃないわけですから、もうちょっと広々とした、人が見に来て「ああ」って言うぐらいのところにあったほうがいいと思うんですよ。あるいは車があちこちするようなところの目の前にあって、あまりよか気持ちはせんですよ。いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 今、議員がおっしゃられたように、文化的施設ということで、私たちもそういう意味ではいろんな方にこういうのを見ていただきたいという思いもありまして、あちらの場所が適当と考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（７番 新坂 哲雄君） 東側の墓地に見直すことができるのであれば、以前のところに大分近づいてきます。以前できたところにです。だから、近場に持ってきたほうがなおよかと思うんですよ。文化財文化財ちゅうて、何も手が出ないちゅうことじゃ駄目だと思うんですよ。観光地があつて、あそこら辺の入り口にあつて、皆さんが見て「何やこりゃあ」ちゅう言う人も多いんですよ。いかがでしょうか。もう一回。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） その見られる方の捉え方もそれぞれですので、こちらの史跡については歴史的であるものというふうに捉えていただければと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（７番 新坂 哲雄君） 何度も同じことを繰り返してもらちが明きませんので、この辺で抑えますけれど、やっぱりあそこの観光地のところにこれがあるちゅうことはちょっとどうかなあと。公民館長も以前から言っておりますので、今後の課題として考えていてください。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（指宿 秋廣君） しばらく本会議を休憩します。

午後３時05分休憩

午後３時07分再開

○議長（指宿 秋廣君） 本会議を再開します。

以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。

残りの質問は来週月曜日、１１日以降に行うことといたします。

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後３時07分散会

令和6年 第2回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

令和6年3月11日(月曜日)

議事日程(第3号)

令和6年3月11日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長	鈴木 貴君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君

高齢者支援課長	-----	下沖 祐二君	農業振興課長	-----	山田 正人君
都市整備課長	-----	井上 政和君	環境水道課長	-----	木下 勝広君
ふるさと納税推進室長	----	細田 高広君	教育課長	-----	渡具知 実君
会計課長	-----	島田 美和君			

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位5番、堀内和義議員。

〔6番 堀内 和義君 登壇〕

○議員（6番 堀内 和義君） おはようございます。発言順位5番、堀内和義です。通告に従って質問してまいります。

まず、南海トラフ巨大地震を想定した地域防災について質問をいたします。

自然災害は時、場所を選ばず発生いたします。新年早々に発生した石川県能登半島地震には衝撃を受けました。家屋の倒壊、津波による被害、火災等により甚大な被害が出ております。亡くなられた方のご冥福をお祈りしますとともに、被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げます。また、厳しい条件の中、救援復旧活動に当たられた皆様には、敬意を表します。

発生から2か月が経過しましたが、なかなか復旧が進まず、今なお多くの方が避難所で生活されている状況でもあります。今日は3月11日、東日本大震災が発生して13年目になります。震災後、仙台市に視察に行きましたけれども、海岸近くの住宅は津波で跡形もなくなっており、コンクリートの土台だけが残って、一面原っぱの状態でありました。

海岸から離れ津波の被害を逃れた地域でも、建物は完全に倒壊してがれきの山と化し、生まれて初めて見る光景で、地震の恐ろしさを感じましたし、私の記憶から一生消えることはないと思います。

このような中、南海トラフ巨大地震も取り沙汰されております。今後30年以内に発生する確率が70%から80%と言われております。三股町における南海トラフ巨大地震を想定した地域防災計画は作成されているのか、お伺いいたします。

あとは質問席から行います。

○議長（指宿 秋廣君） 答弁の前に、私のほうで発言するのが抜けておりましたので補足します。

傍聴者の方々への配慮といたしまして、それぞれの議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を、質問答弁合わせて50分以内とすることを願います。また50分を超えた残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができることとしておりますので、ご協力をお願いいたします。大変すみませんでした。

町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。堀内議員の一般質問、南海トラフ巨大地震を想定した地域防災について。この地域防災計画についてお答えいたします。

三股町地域防災計画（令和2年3月改正）には、南海トラフ巨大地震に関わる地震防災対策計画の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）の規定に基づきまして、南海トラフ地震防災対策推進計画が作成されておりまして、関係者との連携協力の確保や、避難及び救助対策等が盛り込まれているところでございます。

政府によりますと、先ほどお話がございました、年始に発生しました能登半島地震を教訓とした南海トラフ巨大地震の防災基本計画の改定が計画されておりまして、これにより被害想定や防災対策の見直しが考えられますので、その動向を注視しつつ、三股町地域防災計画の中の南海トラフ地震防災対策推進計画の見直しに取り組みたいというふうに考えているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 次に、南海トラフ巨大地震の想定では、マグニチュード9クラスの地震が起き、県内の宮崎、延岡、日南市など沿岸部の13市町で最大震度7、都城、小林など7市町で震度6の揺れが起きるとされております。

これまで経験したことのないような揺れで、町内全域において家屋の倒壊等大きな被害が見込まれると思いますが、想定される被害はどのようなものか、お伺いをいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 南海トラフ巨大地震で想定される三股町の被害についてお答えしたいと思います。

お配りしております資料ナンバー15をご覧くださいと思います。宮崎県が令和2年3月に発表した宮崎県地震津波及び被害の想定について。三股町は震度6強が想定されております。

宮崎県独自に設定した被害想定の中の内訳としましては、建物被害が最大で全壊、焼失が約170棟、半壊が1,200棟、人的被害が最大で死者数約10人、負傷者数約140人、ライフライン被害においては、上水道の断水率が最大で約95%、下水道の機能支障率及び電力の停

電率が最大で約８８％の想定となっているところでございます。

しかしながら、先ほど町長が答弁されましたとおり、能登半島地震の教訓を踏まえて、被害程度の改正がなされるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（６番 堀内 和義君） 建物被害では、揺れによる全壊、半壊が大半ですけれども、都城盆地はもともと湖で、地盤が軟弱であると言われております。液状化による被害も懸念されてい
ますけれども、蓼池、三原の一部では湿田でもあった場所を造成して住宅を建てられております。

町内において液状化現象の起こる場所等は想定されているのか、お伺いをいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 液状化現象については確認しておりません。回答できません。失礼
します。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（６番 堀内 和義君） なかなか液状化は難しいですね。たまたま私運動公園の下のあ
そこあたりが田んぼだったもんだから、あそこはもともと沼田ですね。そういうことで地震が
あったときには液状化が起こるんじゃないかなということで、私個人がちょっと考えたもので
から、そういう場所が町内にもあるのかなということで質問をいたしました。

この中で被害の中で、避難者数は想定されていないのか、お伺いしたいと思うんですが。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 避難者数の想定ですけれども、うちのほうで試算しているのは、備
蓄している食料品、水等ですね。それが大体１日５００人。それを想定して備蓄しておりますの
で、そちらのほうの想定からいきますと１日５００人程度というか、避難者は５００人程度とい
うふうに考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（６番 堀内 和義君） 私は、内閣府が２０１２年に設定した強震診断モデル、陸側ケー
スのモデルで、宮崎県が独自に再開設したケースでは、町内が人的被害の中で避難者数が被災
１週間で３，７００人、被災者数で１か月後が２，５００人ということで、これはネットで調べた
んですけれども、そのようになっておりました。

それから次になんですけれども、能登半島地震では土砂災害による生活道路決壊で孤立集落が
多数発生しておりましたけれども、町内での孤立集落が発生する可能性のある地域はないのか、
お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 土砂災害による生活道路決壊で孤立集落が発生する地域はないのかの質問にお答えいたします。

土砂災害に伴う町道の決壊により、孤立集落が発生する可能性がある地域について、今回調査させていただいたところ、4路線の通行止めにより、おのおの1世帯から3世帯が孤立する可能性があることを確認させていただきました。

なお、複数箇所でも国道、県道を含めた決壊等が同時に発生した場合には、孤立する可能性がある地域がさらに増加するものと考えております。改めて指定避難所等への早期避難の必要性を強く感じさせていただいたところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 被害を最大限に見積もった場合、やはり孤立集落というのは生活道路が1本か2本しかないわけですから、当然道路が復旧しない限りは孤立状態は続くわけですね。ですから、短期間で復旧すればいいんですけども、これが長期間になりますと、非常に食料品とか飲料水の供給が問題になるわけですけども、食料品、飲料水の供給体制はできているのかどうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 非常食の備蓄というところで回答させてもらってよろしいでしょうか。それではお答えいたします。

避難所の確保につきましては、これも併せてよろしいでしょうか。避難所の確保。

○議員（6番 堀内 和義君） はい、いいです。お願いします。

○総務課長（白尾 知之君） 避難所の確保につきましては、現在三股町地域防災計画には指定緊急避難場所は21か所、指定避難所は28の公共施設を指定しているところでございます。

指定避難所におきましては、5地区に新たに第5地区防災センターを追加したことで、29の避難収容所を指定しているところでございます。また、第2地区分館をペット避難所として指定しているところでございます。

次に、非常食の備蓄についてでございますけれども、備蓄につきましては、本庁舎の南側交差点沿い、職員駐車場の東側に備蓄倉庫を保有し、非常時の資材や非常食等を管理しております。

非常食におきましては常時3日分に相当する量を目標としまして、現在食料約5,000食、ペットボトル飲料約4,000リットル及び乳用児用保存ミルク96本、これは1本240ミリリットルを96本でございます。以上を備蓄しております。

また長期化に備えて、物資の受入供給施設としまして、多目的スポーツセンターを拠点として位置づけているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） ちょっとあの質問が後先になりましたけれども、先ほど避難者数を県のやつで調べたところによりますと、被災1週間後に3,700人、避難者数被災1か月後に2,500人という県の調査ですけれども、出ておったんですけれども、そうなりますと3日分の食料の備蓄ということがあったんですが、この3,700人。1週間ですよ。3日とすると当然不足が出ますよね。また人数が多いわけですから。

この備蓄で、今課長が申された備蓄で足りるのか足りないのか、そこあたりが一番問題ですけど、そこについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 備蓄につきましては、地域防災計画でもですね、3日分を備蓄しなさいという中で、これはどこの行政もだと思うんですけども、基本計画に沿ったところでは3日分を備蓄しなさいという指示に従って備蓄をしております。

先ほど質問がありましたとおりですね、1日約500人程度の3日分ということで、延べ1,500人の3日分を備蓄しているという状況でございます。後でまたご質問があるかと思いますが、いろんな応援協定等も結んでおります。例えばコスモス薬品とかですね、いろんな食料に関しての応援協定等も結んでおりますので、その後についてはいろんな自治体間での応援協定等も結んでいる中でですね、食料等についての供給はできるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 当然避難者数が過去の台風や豪雨等による避難者と比べると格段に多いですよ。当然被害も町内全域と広範囲となります。従来の避難所で対応できるのか。また先ほど避難者数、避難所もかなり多くなっておりますけれども、それぐらいで対応ができるのかどうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 食料品等に関しても、水も含めてなんですけれども、先ほど申しましたとおり、備蓄の目標としては3日分ということで、あとその供給体制等についてはですね、各自治体または民間とも応援協定等も結んでおりますので、その機能をですね、いかにうまく働かせるか、それにかかって、食料のほうはですね、供給できるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 能登半島地震は、もう発生から2か月を過ぎたわけですがけれども、今でも多くの避難者がいらっしゃいます。町内での建物の被害の中で、全壊、焼失が210棟、半壊が1,340棟と想定されているようですけれども、全壊住宅については全く住めない状況ですので、避難所で過ごすか親戚等に身を寄せるしかないわけですがけれども、これが長期的な避難も多分予想されるんじゃないかなというふうに思っております。

避難所での対策は十分検討されているのか、お伺いをいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員、今それ何番の質問になっているんですか。何番の質問を今されているんですかね。私がついていけないんですけど。今何番の質問。堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） ちょっと質問が、問4が飛んでしまいましたけれども、先に問5をしてからですね、問4に入りたいと思います。あとはちょっと質問のですね、箇所がですね、ちょっと飛んでおりますけれども、分かる範囲内でもよろしいです。

○議長（指宿 秋廣君） だから、丸何番の質問ですか今って聞いているんですよ。堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 問5番でございます。問5番の避難所の確保、非常食の備蓄はできているかの質問。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 誠に申し訳ありません。堀内議員、もう1回質問をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 能登半島地震は、発生から2か月を過ぎた今でも多くの避難者がいらっしゃいます。町内での建物被害の中で全壊、焼失が210棟、半壊が1,340棟と想定されているようですが、全壊住宅については全く住めない状況なので、避難所で過ごすか、親戚等に身を寄せるしかないわけでございます。長期的な避難も予想されますが、避難所での対策は検討されているのか、お伺いをします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） ご質問は、例えば避難所においては、長期化する避難する時間が、だった場合の避難所の対応が可能かということですか。避難所のほうは、避難場所も含めて、対応は可能だというふうに思います。

問題は、特に生活に必要な水、食料、トイレ等、そちらのほうの状況が一番大変なのかなというふうに思いますけれども、そういった支援については、行政だけではなく、自主防災組織等もありますので、そういった隣近所の中での共助の部分での助け合い、こういったのも重要になってくるのではないのかなというふうに思っております。

先ほども言いましたとおり、食料、水等に関しましては、いろんな応援協定等がありますので、そういったところの協定に基づいたところで進めていくということ。あと屋外につきましては、例えば仮設住宅とか、そういったものについても建設業関係、資材関係とも協定を結んでおりますので、そういったところと連携しながら対応していくというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 地震発生が冬か夏でも、条件は違いますけれども、冬だと防寒対策で布団、毛布や暖房器具が必要になります。阪神淡路地震や東日本大震災でも寒さなどで体調を壊して亡くなる災害関連死が相次ぎ、冬の避難所対策が問われております。

夏でも暑さ対策が必要ですが、季節に対応した対策は検討されているのか、お伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 特に地震等については、いつどこで発生するか分からない。予知できないという部分があるんですが、そういった季節を通じての避難所の環境整備という点におきましては、今、避難施設を優先的に冷暖房完備を進めているところでございます。

また、地震等が発生した場合に、特にインフラ関係の復旧なんですけれども、一番最初に復旧するのは電気関係を一番最初に復旧させるというのが、防災上の観点からの考えでございますので、そういった面では冷暖房の施設等で、電気が一番最初に復旧する。もしくはまた今後のやり方とすれば、太陽光等を利用した蓄電システム、そういったものを利用した中で、常時冷暖房完備ができるような形で、整備が必要になってくるのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。このぼったしたのでやると、執行部は答弁書を作るのが大変なんで、少し踏み込んだところで書いてもらわないと。避難所の確保としたら、数字の確保に感じてしまうので、例えば避難所の確保及び整備状況とか、もしくは今の現状とかというふうに、踏み込んだ質問内容にしてもらわないと。例え話で言うと、三股町の町政についてというふうに1発書いて、何でも言えるやんという話にはならないように、通告の内容を少し絞ってもらえるとうれしい。私がこれを見た時に、数というふうに思ってしまったので、そういうところも。そごがないように、理論が深まらないので、お願いします。堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 質問が、問4と問5が後先になったんですけれども、ちょっと返りまして、問4のですね、町内住宅の耐震化比率と耐震診断された家屋数及び改修工事された家屋数はどのようになっているかということで、耐震化比率、それと耐震化診断家屋数、改修工事等が分かればお願いをいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 町内住宅の耐震率と耐震診断をされた家屋数及び改修工事の現状はどのようなものだったかにお答えいたします。

町内住宅における昭和５６年改正の耐震基準を満たす住宅の耐震化の状況につきましては、昨年６月に改定しておりますが、三股町建築物耐震改修促進計画において、令和３年度末における耐震化率を約８７％と推計しております。

本町では昭和５６年以前の旧耐震基準の木造住宅を対象に、耐震診断を行っておりまして、事業を平成１７年度から開始しておりますが、それ以降、本年度までに１２３件の診断を行っているところです。

また、耐震診断の結果、耐震性が不十分であった住宅の改修工事に対する補助事業を平成２５年度から取り組んでおりまして、本年度までに２６件の実績がございます。

このような取組や個人の建て替え等の結果、平成１５年時点の耐震化率は約６８％であったものが、先ほどお話したように、令和３年度末は約８７％と向上しておりまして、一定の成果があったと考えておりますが、耐震改修計画におきまして、令和８年度末の耐震化率を９２％に高めることを目標としておりますので、引き続き木造住宅の耐震化促進に向けた施策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（６番 堀内 和義君） 耐震化診断の費用が出るということなのですが、どれぐらいの費用が出るんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 来年度から金額が変わる予定ですが、今年度までは全体耐震診断費用が９万４，０００円なのですが、そのうち８万８，０００円を補助対象としております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（６番 堀内 和義君） ８万８，０００円は出るということですね。能登半島地震があったわけですが、その後において耐震化に対する問合せは来ていないのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 県のほうには問合せがあるというふうに聞いておりますが、本町への問合せは今のところございません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（６番 堀内 和義君） それでは次の問いに入りますけれども、地震による被害は家屋の倒壊のみならず、地震後の大規模停電が発生する可能性が非常に高く、電気、上水道、下水道のライフラインが遮断されると麻痺状態となります。避難所の電源確保対策として、太陽光発電、大型蓄電池の設置はできないか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） 大規模停電による電源確保対策としての避難所への太陽光発電、蓄電器の設置についてお答えします。

太陽光発電は蓄電池との一体的な設置により災害時の停電の際には自立運転をすることにより、一定の電源確保が期待できます。令和４年１０月議会で三股町ゼロカーボンシティ宣言をしたことから、現在は民間事業者のアイデアを活用し、エネルギーの地産地消を進めることで地球温暖化対策事業を進めております。

その中で、避難所施設に指定されております元気の杜や文化会館、各小・中学校などに、太陽光パネルと蓄電池をセットにした設備を導入する計画を検討しているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（６番 堀内 和義君） 国からの補助もあるということですね。どれぐらいの補助があるのですか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） お答えいたします。

この計画は令和６年度からの５か年計画を計画しておりまして、国の補助率はその事業内容にもよりますが、およそ２分の１としております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（６番 堀内 和義君） 事業費の２分の１は、国の補助金ということで、当然２分の１は一般財源になるわけですね。ですから、そういう避難所あたりに全て設置するかどうかは分かりませんが、当然設置するとなると、かなりの予算が必要になると思うんですけれども、他の公共施設、地域でいきますと、児童館や公民館等も非常に老朽化いたしております。災害時には身近な避難所等もなるわけでございます。当然既存の施設整備と同時に進めていく必要があると思います。

中長期的な計画が必要だと思いますけれども、当然地域の児童館、公民館あたりも、そういうことで老朽化しておりますから、長期的な計画の中で町長そういう考えは持ってないでしょうかね。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今環境水道課長が答えましたがけれども、本町のエネルギーの地産地消計画ということで、まず中央地区の役場含め、そしてまた体育館、そしてまた文化会館、そしてまた小・中学校、このあたりのところのエネルギーの半分は自前で賄おうということで、太陽光とそれとまた蓄電池、このセットで取り組みたいということで、今環境省のほうの脱炭素社会の実現に向けた取組に応募しようということで、6年度から約5か年計画を今作っているところでございます。

それと併せたところで、各この避難所のところにもですね、蓄電池、そして太陽光、このセットにした取組、電源の確保、これを年次的に進めていきたいというふうに考えています。

それと併せたところで、各家庭のほうと事業所、そちらのほうにもですね、2分の1の補助というような形で取り組みますので、ぜひ今の太陽光の売電じゃなくて、蓄電して、そしてそれを夜間の電力を自前の電気を確保すると。そういう取組をですね、今後進めていきたいなど。

今も売電しても非常に安い、益金ですから。そうではなくて自分のところの自宅のエネルギーは自宅で賄うと。そのような取組をですね、町民の方またいろんな、夜24時間動く福祉施設なんかもございますし、そういうところにもPRしながら、進めていきたいと。そういうことで、三股町のゼロカーボンシティの取組を進めるということで今計画しているところでございます。

またこれについて、また議員さんたちにもですね、詳しくまた説明をさせていただければというふうに考えています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） よろしく申し上げます。

次に、上水道も非常に地震には弱いということで、水道管破裂等は短期的な復旧が非常に厳しい状況でもあります。飲料水、トイレ用の水は必須であり、断水対策として町内企業が所有している井戸からの飲料水供給はできないか。蓼池工業地域の中でも漬物工場、食品工場、クリーニング会社などでは、大型の井戸を所有されております。そして相当量の地下水を利用されておりますので、飲料水供給協定は結べないか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、三股町地域防災計画から水道管破裂の際の対策についてご説明いたします。

大きくは住民等の円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次被害を軽減させる対策と、必要な飲料水を供給する体制を確保すること、この2点について環境水道課が主体となって取組を行う計画となっております。

二次被害の軽減対策では、災害応急対策に対する応援協定書により、三股町建設業協会や、三股町管工事協同組合等の民間事業者の協力体制が構築されております。

飲料水につきましては、備蓄用の飲料水や、町の5つの上水道の水源施設、貯水量4,773トン、リットルに直したところが477万3,000リットルの公的備蓄のほか、民間事業者の応援協定により確保しており、運搬等においては消防団や応援協定を締結している民間事業者の協力体制が構築されているところでございます。

一方、飲料水以外にも上水道を利用する水洗トイレ用水の確保や、給水施設の破損復旧の長期化、汚染等により飲料水はもとより生活用水をどうするかを考えなければなりません。

防災計画では、飲料水の確保に特化して、災害により水道施設、その他の給水設備等が被災し、飲料水を確保することが困難となったときは、住民に必要最小限の飲料水を確保するため、井戸水、自然水、これはため池、河川ですけれども、防火水槽、プール等の飲用に適するものを水源とするとしており、確保された水源は化学処理を加えて、飲用に適するかを検査を行う。またあらかじめ水量、水質等の調査を行い、応急水源の確保に努めるとしています。

地方自治体では事例として、神奈川県川崎市が災害時における飲料水及び生活用水の供給源としての井戸及び受水槽の有効活用に関する要綱を平成8年に制定施行しております。

以上のことから、ご質問にある井戸からの飲料水供給体制については、想定すべき事案に対する準備として、企業を含め町内に既存する井戸水を防災上の応急水源とすることについて、前向きに検討すべきものと考えます。

南海トラフ地震防災対策推進計画の見直しと併せて、三股町防災会議に諮ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） せっかくいい井戸があるわけですから、今後十分協議を進めていただきたいというふうに思っております。

次の質問に入りますけれども、避難所での飲料水、食料は数日分は備蓄されている状況ではないかと思いますが、被災地では断水によるトイレ問題が深刻化しております。1食の食事は我慢できますけれども、トイレだけは我慢ができません。避難所、家庭においてもほとんどが水洗トイレで、水が流れないとお手上げです。

トイレに行く回数を減らすために、水分を取るのを我慢して慢性疾患、精神的ストレスがかかるという被災者も多いと聞いております。被災者のストレス、衛生的な避難生活を確保するため、軽トラックの荷台部分に洋式トイレを設置した自走式の車両、トイレカーがあるんですけれども、非常に便利じゃないかなと思うんですけれども、購入計画はないのか、お伺いをいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 災害用トイレトレーラーの活用についてご説明させていただきます。

今年1月の宮崎日日新聞に掲載された災害用トイレトレーラーの活用を見ますと、災害用トイレトレーラーは、能登半島地震の被災地に対し、他県自治体や支援法人が自治体と連携して、衛生面のストレス緩和や災害関連死の予防を目的として、活用されているようです。

また、災害用トイレトレーラーの導入、整備状況は自治体や支援法人への寄贈、または支援法人の独自の整備が多いようです。最近では延岡市が防災重点施策として災害用トイレカー購入費を新年度予算に盛り込んだ報道がされました。

本町での取組につきましては、令和4年度に大規模災害に備え、元気の杜東側マンホールを活用したトイレ専用テントを5セット整備いたしました。また、本年度は昨年10月6日に株式会社ダスキンのフランチャイズチェーン加盟店である藤屋株式会社と災害発生時におけるレンタル機材及び資材の提供に関する協定を締結しており、屋外用仮設トイレも含まれているところでございます。

災害用トイレトレーラーの購入につきましては、購入の緊急性や費用及び維持管理等を含め、現在のところ計画はしておりません。また、必要性については、南海トラフ巨大地震を想定し、宮崎市、日南市、串間市、都城市、えびの市、小林市、高原町、国富町、木城町、そして本町の六市四町で構成する宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会において、意見交換をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 非常に購入時の価格やランニングコストがかかるということで厳しいところもあるんですけども、私も熊本地震の時にですね、ボランティアに行ったときに、非常に中が衛生的でですね、高齢者、女性でも安心してトイレに行けるというふうに考えていますので、よかったですね、こういうことも将来的には検討していただきたいなというふうに思っております。

ちょっと時間がかなり過ぎましたので、次の質問に入ります。蓼池都市下水路の汚染対策について質問をいたします。

蓼池都市下水路は、前目・蓼池工業区域から、蓼池の中心部を流れておりますけれども、悪臭がするとのクレームが多々出ております。汚染源の究明と、改善の対策ができないか、お伺いをいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） 蓼池都市下水路の汚染源の究明と改善への対策についてお答え

します。

下水路の汚染源につきましては、事業所からの排水や家庭からの生活雑排水が考えられます。事業者からの排水につきましては、都城保健所では県の条例に基づき、製造業をはじめとした特定施設のうち、特に過去に問題があった事業所を重点的に排水の水質検査を行い、結果によっては改善命令や指導等を行っております。

しかし、汚れの成分は下水路の中で合流しているため、事業所が原因なのかくみ取便槽や単独浄化槽など、家庭からの排水が原因なのかを突き止められない状況です。家庭からの生活雑排水につきましては、町民に対する意識を変えていくことが大事であると考えております。

町としましては、令和6年度から県の作成している浄化槽の台帳システムを閲覧できるようになるため、これを利用し、くみ取便槽や単独浄化槽から合併浄化槽への切り替えの推進を図ってまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。これが最後な、これが、50分になるんで。堀内和義議員、あと1問どうぞ。

○議員（6番 堀内 和義君） 次でいいです。

○議長（指宿 秋廣君） 50分になりましたので、後半については先ほど申し上げましたように、一番最後の議員の質問の後にお願いをいたします。

○議長（指宿 秋廣君） これより11時まで本会議を休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位6番、堀内義郎議員。

〔9番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（9番 堀内 義郎君） 発言順位6番、堀内義郎です。

最初に、通告していました防災・減災対策と耐震化について伺います。

最初に防災・減災対策と耐震化についてですけれども、まずもっては1月1日に発生した震度7.6の能登半島地震において甚大な被害を被り、お亡くなりになられた皆様にご冥福と、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

この地震により、道路の崩壊、上下水道が広範囲に損傷し、多くの家屋が倒壊するなど甚大な被害が発生しました。亡くなられた人のうち、9割近くの方が家屋倒壊で死亡したと言われます。

高齢化率が高く、古い木造家屋が多く、資金難などで耐震工事が進まなかった背景があると言われております。

倒壊家屋は緊急車両の通行を阻むおそれもあり、専門家によると耐震は地震対策の一丁目一番地、もう一度申し上げますけども、耐震は地震対策の一丁目一番地と言われて対策が必要と言われています。

本県においても、近い将来起きるとされる南海トラフ巨大地震に備え、住宅の耐震化が課題となっており、本県の耐震化率は84%と推定され、全国平均を下回っていると言われております。

本町において、町長メッセージで「近い将来想定される南海トラフ大地震では本町の一部の地域で震動6強が予想され、喫緊の課題として捉え、防災・減災、国土強靱化を重要なテーマとして備えることが重要です。地震対策は、自分の命を守る、家庭の命を守る、けがをしない取組です。能登半島地震は対岸の火事ではなく、いわゆる他人事ではありません」というメッセージを発信されました。

また、以前から地域防災計画を策定、令和2年3月に策定を改定し、防災・減災に取り組んでおられますが、今日が3月11日、東日本大震災から13年経過ということもあり、防災について改めて考えるよい機会になるのかと思っておりますので、そこでお伺いします。

能登半島地震を受け、本町の防災・減災対策について改めて取組についてはどうなのかお伺いしますが、まずは災害用トイレの設置についてはどうなのかお伺いいたします。

あとの質問は質問席にて行いますので、よろしくお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 防災・減災対策と耐震化について、能登半島地震を受け、本町の防災・減災の取組について伺うというご質問についてお答えいたします。

まず、①の（１）の災害用トイレの設置についてはどうかのご質問にお答えいたします。これについては、先ほどのこの堀内和義議員の質問に総務課長が回答いたしましたけれども、また同一の回答になりますけれども、ご了解いただきたいと思います。

三股町地域防災計画には、第3編震災対策編の第5章に南海トラフ地震防災対策推進計画として、第2節関係者との連携・協力の確保や第3節避難及び救助対策等が盛り込まれているところでございます。

政府によると、年始めに発生しました能登半島地震を教訓とした南海トラフ巨大地震の防災基本計画の改定が計画されており、これにより被害想定や防災対策の見直しが考えられますので、その動向を注視しつつ、三股町地域防災計画の南海トラフ地震防災対策推進計画の見直しに取り組みたいというように考えているところでございます。

ご質問の災害用トイレの設置につきましては、本町では令和4年度に大規模災害に備え、元気の杜東側、マンホールを活用したトイレ専用テントを5セット整備しました。また、本年度は昨年の10月6日に株式会社ダスキンのフランチャイズチェーン加盟店である藤屋株式会社と災害発生時におけるレンタル機材及び資材の提供に関する協定を提携しておりまして、屋外用仮設トイレも含まれているところでございます。

以上、回答いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 今答弁がありましたけども、トイレについては前議員が申し上げたとおり、我慢ができないということが喫緊の課題かと思えますけども、先ほどの藤屋の連携協定とか、令和4年度に元気の杜のマンホールトイレの設置ということで、断水時も使用できるということでありましたけれども。

このマンホールトイレなんですけども、記事、この前宮日でも載っていたんですけども、都城のN i Q L L、それで設置訓練があったということを書いておりますけども、このマンホールトイレについての設置については訓練とかそういう特別なことはしなくてもいいのかどうか、お伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 訓練については、現在のところ考えておりません。簡単に概要を申しますと、マンホールのふたを開けて、その上に簡易用のトイレを設置するようにしています。その上をテントで覆うような形でトイレとして利用していくという内容になっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 特別な訓練とかそういうのはいらないということで、すぐ設置できるということですね。分かりました。

この前テレビ見ていたんですけども、トイレについて段ボールを使ったトイレとか紹介してありました。処理回数も多く、あの折り畳み式のブースや組立て式のトイレで備蓄する場所を取らないという利点があるということで、そういった簡易的な段ボールを使ったトイレがあるということで、一応参考にしてもらえばいいかと思います。

次の質問になりますけども、避難所のペットの受入れについてどうなのかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 避難所でのペット受入れについてお答えしたいと思います。

避難所でのペット受入れは令和2年の台風10号の接近に伴い、住民からの問合せを機会に、三股町地域防災計画避難所におけるペット対策に基づき、有識者や関係機関と協議・検討を重ね

た結果、適した避難所として令和３年度から第２地区分館をペット避難所として指定したところでございます。

現在、町ホームページにおいて町内にペット専用の避難所があることをお知らせしていますが、事前に危機管理係に連絡することを義務づけしております。

受入れの流れとしましては、事前連絡により受入れ条件や注意事項を説明し、同意書の作成をもって受入れ可能としているところでございます。

これまでの実績は、令和４年度の台風１４号の際に３件の問合せがありましたが、実際に避難された実績はないところでございます。

巨大地震に対しては、施設として十分な対応ができない場合は、避難所の敷地内に屋外車中泊のエリアを設けることも考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（９番 堀内 義郎君） 避難所へのペットの受入れについて答弁がありましたけども、令和３年度から２地区分館を受け入れる場所にしているということでもありますけども、ペットと避難できる避難場所と、あと同行避難に関する同意書、それも、今町のホームページに掲載されているということがあるんですけども、同意書も一緒に掲載されているということではないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今回の場合は、台風等予知できる災害等について対応を考えておりまして、同意書につきましては危機管理係のほうに申し出ていただくと。来ていただくという形になろうかと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（９番 堀内 義郎君） ２地区分館について、この後また耐震のことで上げていますので、改めてお聞きしたいと思います。

次の質問になりますけども、他の自治体との連携や協定を進めるべきではないか、お伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 大規模災害に対する他自治体との連携・協定に関してお答えいたします。

まず、法に基づく協定としまして、県内の被災市町村独自で十分な応急措置ができない場合に県内市町村間の応援を行う宮崎県市町村防災相互応援協定や、県内の消防の相互応援による被害

を最小限に防止する宮崎県消防相互応援協定がございます。

次に、南海トラフ巨大地震を想定して、宮崎県南部地域の沿岸部の３市、宮崎市、日南市、串間市と内陸部３市４町、都城市、小林市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町が平時から連携し、防災・減災対策の推進、災害発生時の相互協力体制を構築し、各種施策に関する取組を行う宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会がございます。

牛の峠バイパスの開通は、この相互協力体制において重要なバイパスと考えられます。また、都城広域定住自立圏を形成する都城市、曾於市、志布志市、三股町においては、被災市町独自で十分な応急措置ができない場合に、都城広域間の応援を行う都城広域定住自立圏災害時相互応援協定がございます。

このほか、国は被災地に対し、全国規模の人的応援体制が円滑に図れるよう、地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドラインの作成があるところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（９番 堀内 義郎君） 前回、平成２８年にも同じ質問がありまして、このときの町長の答弁では考えていないというようなことで、いろいろな文化的、児童生徒との交流など、そういう意味での市町村の連携も今後課題かなというふうに考えているというような答弁でありました。

御存じかと思いますが、先駆的な取組の事例として小林市と能登町が姉妹都市を締結したということが新聞報道されて、また小林市のホームページに掲載されておりますから、平成７年に旧野尻町が姉妹都市を締結し、友好施設団派遣や物産展の出展、中学生のホームステイ受入れなど活発な交流が図られてきたとあります。

平成２２年に旧野尻町が合併し、小林市となったということで、今後も能登町との関係を存続するというところで決定し、人的交流をはじめ、産業交流、文化的交流など様々な分野で交流を深めてきたとありますけれども、平成２４年１月２３日に新たに小林市として能登町と姉妹都市の締結を結んだということで、早速１月４日のほうに、姉妹都市の都市の支援物資として１月４日、１月１０日、１月１９日は支援物資の発送があったということであります。

食料やブルーシートなど発送したとありますけれども、本町としてはこういった、先ほど言いました連携や協定ということで、今事例申しました小林市みたいにどこどここの市との連携とかそういったことは考えていないのか、お聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今お話があったことについては、その災害という点だけではなく、交流とかいろんな分野も含めたところでの自治体間の協定というか連携じゃないのかなと思います。

また、災害の1点に絞ったところでの協定については今のところ考えておりません。先ほど申したとおり、県内でも、また国のほうでもいろいろな支援体制、受援体制、構築しておりますので、そちらのほうをやっぱり充実させていくというのが大事なかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 先ほど言いましたように、小林市と能登町が姉妹都市を結んで、即プッシュ型の支援ができたということでもありますので、町としても、できればそういったことがあれば検討していただければいいかと思えますけども。今後の話合いによるかと思えますが、次の質問に入りたいと思います。

避難訓練についてですけども、大地震を想定した訓練を全地区で実施すべきではないかどうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 大地震を想定した避難訓練実施についてお答えしたいと思います。

能登半島地震や南海トラフ地震が懸念される中、全地区で地震を想定した避難訓練の実施は必要であることは認識しております。現在、風水害による避難訓練を本町のハザードマップ上の危険度を想定し、危険地区に限定して実施しております。

このことは、現実的に台風・大雨に関して取得可能な事前情報を基に、行政指導による避難対策を行えるものと考えております。しかしながら、地震を想定する上では予知できず、避難の長期化が予測される中、行政による公助主導型の訓練では現実的に訓練の効果が見込まれないと考えております。

大地震発生においては、自助と共助の考えが大変重要になると考えます。特に、共助の考えは日頃から顔の見える関係づくりを心がけた地区住民の活動が災害時には大変役に立つと考えており、防災意識を常に保つためにも、地域ぐるみによる自主防災組織の立ち上げがまずは必要と考えます。

したがって、大地震を想定した訓練は自主防災組織を基点とした訓練でなければならないと思いますし、危険箇所、避難場所、避難経路等の確認や要配慮者の登録、連絡体制等地区単位での自主防災組織のルールに沿った訓練が効果的であると考えております。

本町での事例とする自主防災組織としまして、今市自治公民館自主防災組織がございます。平成29年12月に設置され、毎年防災訓練を開催されております。令和5年度は、AED操作方法や担架の作り方などの検証を実施され、その模様を自治公民館だよりにて公開されております。開催においては、要請に基づいて危機管理係がサポートしている状況です。

町としましては、自主防災組織に関する支援として、立ち上げの支援、防災リーダーを育成す

るための防災士の資格取得やスキルの向上の支援、防災に必要な資機材の整備支援を図るとともに、避難訓練の実施に際してはサポート的立場で協力していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（９番 堀内 義郎君） まず自主防災組織を立ち上げるのが先だということでありましたが、避難訓練した、台風など土砂災害を想定した訓練において、３地区、４地区、５地区、６地区が実施されますが、その地区についても自主防災組織が立ち上がったということによろしいのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 自主防災組織の立ち上げにつきましては、資料のほうの資料１６、そちらのほうに岩津議員からの資料要求ということでありまして、その中に上げさせていただいております。

今現在、令和６年２月時点におきまして１３の自治公民館が自主防災組織を立ち上げておりまして、現在進行中であるのが蓼池そして高畑、小鷲巣、この３自治公民館が現在進行中というような状況でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（９番 堀内 義郎君） 小鷲巣は、まだ立ち上げていないということによろしいのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 現在は確認しておりません。立ち上がっていないと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（９番 堀内 義郎君） 土砂災害を想定した３地区にも小鷲巣も入っていますけど、そういった自主防災組織を立ち上げるのが本当ですけども、なかなか地区の理解というか、協力まで進まない点があるかと思いますが。

それよりも、特にそういった３、４、５、６地区以外の、２地区もやったんですけども、町中の地区に関しては特に公民館長さんも１年交代じゃなくて、何年かとやられるんですけども、そういったところを中心に１回でもちょっと避難所の確認とか、どういった流れになるかというのを知ってもらったりも。避難訓練を１回でもいいと思うんですけども実施したらいいかと思いますが、改めて検討方できないか、よろしく答弁のほうをお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 避難訓練に関しましては、また各自治公民館のほうと話をしながら、

実施するかしないのか、その辺は危機管理系のほうで話をしながら進めてまいりたいというふう
に思います。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（９番 堀内 義郎君） 地区の要望とかそういうことになるかもしれませんが、ぜひ
こっちから、行政のほうから、したいですかという打診とかそういったものも必要かなと思いま
すので、地区の要望といってもしないところはほとんどしないと思うんですけども、１回でもそ
ういった打診、どうですかというのも今後の課題かと思いますので、検討ができればよろしくお
願いいいたします。

次の質問になりますけども、浄水場・配水池施設の耐震化の取組についてお伺いしますけども、
平成２１年に三股町水道ビジョン２００９を策定しましたが、今回のビジョン２０２０において
は、さきの２００９の基本目標や施設方針を継承しつつ、インフラ長寿命化計画、経営戦略の考
え方や本町の第６次三股町総合計画等の上位計画の基本方針を踏まえた、いわゆる将来構想であ
り、今回の水道事業経営計画の基本となるものであると考えております。

その中で、中央浄水場は平成２６年に更新され、長田浄水場は平成１９年に新設されています
けども、両施設とも健全で安定した状況にあるということでありました。

一方、貯水池６か所８池、これらの経過年数が６年から４５年、平均２４年、耐震化率が
５７．５％になっています。今後老朽化が進む配水池に対して地震時の２次災害防止が必要かと
考えておりますけども、中央低区第２配水池は大規模地震時に附帯配管が破綻し、大量な出水の
可能性があるということが言われております。

２次災害防止の観点から、視覚調査など及び必要な対策について検討を行うとしてありますけ
ども、お聞きしますけども、浄水場・配水池施設の耐震化の取組がどうなのか、お伺いいたしま
す。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） 浄水場、配水池施設の耐震化の取組についてお答えします。

今年度、令和５年度に水道事業の基本計画策定業務をコンサルタントに委託しております。内
容は、令和３年に策定しました三股町水道ビジョンのうち、施設の整備計画を策定するものです。

各施設の現在の状況の中で、中央浄水場の耐震性については昭和５６年に改正されました新耐
震基準以降に建てられているため、震度６程度の地震ではひび割れ程度の損傷を受けるが、建物
が倒壊・崩壊しないと評価されました。今後の対応としましては、現状維持とし、耐用年数に達
する前に継続使用の可否について判断することとするという結果になりました。

一方、配水池につきましては、昭和５８年に造られた第２配水池と昭和５０年に造られた高区
配水池は耐震性は十分ではないが、長期の使用実績があり、またシステムとしての耐震対策も整

っているため、総合的に判断し、現状維持と評価されました。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（９番 堀内 義郎君） 答弁があったんですけども、中央低区第２配水池については大規模災害地震等において附帯配管が破綻し、多量な出水の可能性があるということが言われているんですけども、この対策は取る必要ないということではよろしいのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） 先ほども申し上げましたけれども、ただいまコンサルに委託して調査をかけてもらっていた結果としては、現状維持と評価されたところであります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（９番 堀内 義郎君） どこまでがちょっと現状維持か分からないんですけど、もしのときはまたそういった改善も必要かと思いますので、検討方できればお願いしたいと思います。

次の質問になりますけども、水道管の耐震性についてお聞きしますけども、想定される最大規模の地震に耐えられる割合を示す耐震適合率が全国平均６０％となっているということです。それを上回っているのが東京、神奈川、千葉の３県などと言われておりますけども、水道管の耐震性について耐震適合率の割合と今後の老朽化に伴う耐震化についてはどうなのか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） 水道管の耐震性について、耐震適合率の割合と今後の老朽化に伴う耐震化についてお答えします。

基幹管路の延長に対する耐震適合性のある管路延長の割合を示すものであり、地震災害に対する基幹管路の安全性・信頼性を表す指標の一つである耐震適合性につきましては、本町は４２．５％です。令和３年に策定しました三股町水道ビジョンにも掲載しておりますが、全国平均の４１．２％とほぼ同程度になっています。

今後の老朽化に伴う耐震化につきましては、今後も限られた予算の中で計画的に進めてまいりますが、現在は漏水箇所の多い路線や下水道工事路線を優先的に耐震性に優れているポリエチレン管に切り替えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（９番 堀内 義郎君） 全国平均が４２．５％ということで、ほぼ町内は同水準ということではよろしいんですか、改めてお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） 本町は42.5%で、全国平均が41.2%とほぼ同程度になっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 私は先ほど全国平均が60%と言いましたけども、41.何%ということで全国平均ということですので、今後とも耐震化を進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

次の質問になりますけども、令和元年にも質問がこれはあったんですけども、災害時に重要な拠点施設となる病院や避難所についてですけども、特に避難所においてまで未整備区画があるとの答弁でありました。要するに、未整備区画があるという答弁でありましたけども、それが改善されたかどうか、お聞きいたしたいと思います。

避難所などの給水優先施設の耐震化の現状はどうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） 避難所などの給水優先施設への水道管の耐震化の現状についてお答えします。

重要給水施設管路は、震災時の給水が特に必要な医療機関、避難所等の重要給水施設に供給する重要な管路ですが、耐震化率は全国的に低い水準にとどまっており、耐震化の推進が急務となっております。

本町における整備状況につきましては、先ほど議員が言われました平成31年度の質問の結果で、平成29年度末で26.7%でしたが、令和4年度末で33.3%となっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 結局33.3%、改善されてきたと言ってもいいのかどうかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） お答えいたします。

上水道系のほうでは、毎年限られた予算の中で計画的に古い水道管等を更新しているところがあります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 前議員からもありましたように、避難所においてまず食料、飲料水とかトイレとかそういったことが必要になるかと思いますが、電気も含めて。水道については

色々改善されたということですので、今後ともよろしくまた推進のほどをお願いしたいと思います。

次の質問になりますけども、住宅の耐震についてお聞きしますが、住宅の耐震化について耐震改修を促進するため、補助金の増幅を行うべきではないかお聞きしますが、冒頭で申し上げましたが、町長メッセージで能登半島地震では建物や家具が倒壊し、圧死または窒息死が多く見られたということを言っております。町民の皆さんには、建物安全性を高める耐震診断と耐震補強をお願いするとともに、家具類の転倒・落下防止等に努めていただきたいといういいことをメッセージと町長が掲げられました。

この耐震化について資料をちょっとつけたんですけども、資料の1になりますが、これによると耐震診断した件数と、あと耐震改修に至った資料が載っているんですが、令和元年から令和5年の5年間、耐震診断については徐々に増えて、令和4年度から耐震診断が減っている。耐震改修については、令和2年をピークにほとんどそれ以降は改修が進んでいないということが言われているかと思います。

耐震化率が87%から92%に引き上げられたということを先ほどありましたけども、これについて三股町は昨年6月に建築物耐震改修促進計画を策定しました。これによると、令和3年度末現在の住宅総数は約1万510棟である。国の耐震化率の推計報告に準じると算定してあり、このうち約9,130棟、86.9%の住宅が耐震性を満たしたと見込まれるとあります。

一方、約1,380棟、13.1%の住宅が必要な耐震性を満たしていないと見込まれるということですが、耐震化について耐震改修を促進するための補助金の増幅を行うべきではないか、お伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 住宅の耐震化について、耐震改修を促進するため、補助金の増額を行うべきではないかの質問にお答えいたします。

今後想定されている南海トラフ地震等による住宅の被害を軽減するため、住宅の耐震化を促進することは非常に重要な取組であると考えております。三股町における住宅の耐震化率につきましては、先ほどお話しいただいたとおり、令和3年度末で約87%となっておりまして、県全体の令和2年度末の耐震化率が約84%となっておりますが、そちらと比較しますと若干高くなっているところでございます。

このような状況を踏まえまして、町としましては、これも先ほどお話がございましたが、あの昨年6月に改定しました三股町建築物耐震改修促進計画において耐震化率を令和8年度末に92%に高めるということを目標とし、耐震改修の必要性に関する広報啓発、耐震診断、改修工事に対する補助事業に取り組んでいるところでございます。

耐震改修工事への補助につきましては、現在国・県事業を活用しまして旧耐震基準の木造住宅を対象として補助率8割100万円を上限に実施しており、これまでに26件の実績がございます。この補助率、金額につきましては、国及び県の事業を活用していることから県内の各市町村でも同様の内容となっておりますので、現時点では増額等は考えておりません。

しかしながら、先ほどご説明あったとおり、資料1にございますが、耐震診断は行っているものの耐震改修工事につながっていないという現状がございますので、こちらを踏まえまして、町としましては耐震改修に関する普及啓発により一層取り組む必要があると考えております。

このため、県において住宅耐震化に対する啓発等の取組がより一層強化されるとお聞きしておりますので、そういった取組とも連携しながら、引き続き、住宅耐震化の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 耐震診断・耐震改修について、令和8年度に92%に引き上げるということでありますので、先ほど資料で示したとおり、耐震診断はやったんですけども改修まで至っていないというところ、どういった原因があるのかをもう一度改めてもらって、できればもう92%、目標に即達するように増幅なりいろんな取組ができるかと思っておりますので、ぜひ今後能登半島地震を教訓に、南海トラフ地震も想定されますので、早めに目標92%に達するようにお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問になりますけど、2地区分館の耐震化について伺います。

先ほども、ペットの受入れをするということでもありますけども、耐震化していない分館に本当果たして受入れができるのかどうかと心配ですけども、改めてお聞きしますけど。また、2地区の公民館からも2地区分館の耐震についての要望がっておりますので、改めて2地区分館の耐震化を行うべきではないかと思いますが、答弁のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） それでは、第2地区分館の耐震化を行うべきではないかについての質問にお答えします。

まず、この当該施設は昭和51年に建設され、鉄筋2階建て、延床面積503平米、建築後47年が経過しております。耐震化の状況としましては、平成19年に耐震診断を行い、宮崎県建築住宅センター建築物耐震診断等判定委員会の評価により、耐震性能は良好であるとの判定を頂いております。また、判定の所見といたしまして、診断調査により耐震補強が不要であるとされたことについては妥当であると認められるとの所見を頂いているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（９番 堀内 義郎君） ２地区分館については４７年経過しているということで、相当古いかと思いますけども、２地区の公民館長からも要望が上がって、耐震化すべきということで、今答弁によると耐震化する必要とかそういう、耐震化まで至らないというか、専門的な見解からいうと必要ないということですけども、改めて必要ないということによろしいのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 診断結果で診断の強度に問題はないという結論が出ていますので、新診断基準において問題ないということで大丈夫です。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（９番 堀内 義郎君） じゃあそういった旨を、要望が上がっておりますので、正確な回答とかしていただければやっぱり地区の連協長さんも安心するかと思いますので、その点よろしくお願いしたいと思います。

次の質問になりますが、以下の２つの質問については、２地区のほうで毎年年度末に公民館長さんや連協長さんといろいろ地元の議員、県会議員の皆さんとの意見交換があるんですが、その中から出たということでお聞きいたしたいと思います。

堆肥についてですけども、処理能力を超えて農地に野積みした状況が見受けられますけども、環境に配慮し、畜産振興を図るため、堆肥舎を建設する場合に堆肥の販売目的に限らず助成はできないか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） まず、堆肥舎を建築する場合に、堆肥販売目的に限らず助成はできないのかとのご質問にお答えいたします。

堆肥舎の建設の助成事業は、国の畜産環境対策総合支援事業や畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業、通称クラスター事業などがございます。それらの事業は収益力強化を目的としており、条件に飼養頭羽数規模拡大、畜舎の増築などや販売を目的とするなど収益の向上等が付されております。

本町のこれまでの対応につきましては、平成１６年１１月に国は一定規模以上の畜産農家、牛で言いますと１０頭、また豚で言いますと１００頭、鶏で言いますと２，０００羽以上を飼育されている畜産農家でございますが、家畜排泄物の野積み、素掘りに対する罰則規定を施行したことで、規制対象農家を中心に国庫事業、県単、町単事業により堆肥舎及びその関連機械や堆肥散布機、切返機堆肥運搬車、簡易曝気装置、尿だめなどを整備し、法的規制農家に関してはほぼ整備が完了しているところでございます。

ただ、議員から処理能力を超えて農地に野積みした状況が見受けられるとのご指摘がございますので、まずは和牛繁殖及び肥育農家の実態の把握に努め、その上で必要な措置を検討させていただきます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 答弁がありましたように、必要な措置ということではありますが、肥育農家は堆肥販売は結構されていると思うんですけども、子牛農家については、私もお聞きしたんですが、堆肥販売するところはほとんどなく、自家で畑とか田んぼにまくのが常かと思います。

堆肥を販売するにも、自家で消費するのに対しても、熟成して切り返すための屋根つきの堆肥舎が必要じゃないかと思いますので、それら含めて、先ほども環境に悪いということがありますけども、要するに、硝酸性窒素が畑にまくと地下水を汚すのではないかということが言われております。

堆肥処理施設を建設したらどうかということもありましたが、以前一般質問で堆肥処理施設を建設したらどうかということを質問がありましたけども、それはできないということでありました。

要するに、これもできない、あれもできないじゃなくて、先ほど言いましたとおり、環境に配慮する、あとまた畜産が基幹産業ということもありますので、ぜひその点を鑑みながら前向きな検討・調査をしていただいて、必要な措置をしていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

最後の質問になりますけども、あの児童数の減少についてお聞きいたします。

小学校区単位で実施している過疎地域定住促進奨励金を、児童数増加の見込めない地区や空洞化などで減少している地区などに対して減少を抑えるため、拡充するなど何らかの対策を行うべきではないかお伺いしますけども、平成24年も似たような質問をいたしました。

要するに、4地区、5地区以外で児童数が減少している地区に対して対策は考えていないということで、山王原などでも中心部でも空洞化があるとの答弁で、何らかの対策を行うべきではないかということで、改めてお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 小学校区単位で実施している過疎地域定住促進奨励金を、児童数増加の見込めない地区や空洞化などで減少している地区などに対しても減少を抑えるため、拡充するなど何らかの対策を行うべきではないかとのご質問にお答えをいたします。

三股町過疎地域定住促進奨励金交付規則、平成9年三股町規則第23号、第1条目的には「過

疎地域の人口減少を防止するとともに、中略、住民の増加及び定住化を図り、快適で豊かな地域づくりに寄与することを目的とする」とし、第2条定義第1号において「過疎地域を小学校の複式学級が見込まれる長田小学校区及び梶山小学校区」としております。

現行制度は、複式学級が見込まれる学校区に限って交付を行っており、奨励金のほかにも、長田地区での町営住宅の建設や梶山地区、宮村地区での分譲などの対策を行ってまいりました。

宮村小学校区については、当分の間複式学級の見込みがなくなったことから、令和5年度から対象外としたところであります。

町内全域を対象とした移住・定住施策としては、国や県の制度を活用して支援金を交付しております。

現在のところ、奨励金については地区単位や自治公民館単位などの検討はしていないところですが、今後地域の人口推移を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 時間やけど、もう終わる。それとも、まだ続ける。

堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 時間になりましたけども、先月町長がまちづくりフォーラムの挨拶で言いましたけども、人口について西の増、東の減、中心部については空洞化が進んでいると言われました。

空洞化という表現を平成24年にも言われて、あれから12年たちます。それが空洞化を認識されているのにもかかわらず、またこういった現状ですので、何らかの、先ほど言いました、小学校区単位というのをちょっと順番に見直してきめ細かくそういった施策が何かできないかなということで今回上げさせていただきました。

今後は、空き家の活用とか宮村小鷺巣みたいに土地開発による宅地分譲もあるかなと僕は思いますので、何とか児童減少に歯止めをかけていければいいかと思っておりますので、よろしく検討方お願いしたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（指宿 秋廣君） これより昼食のため13時30分まで本会議を休憩します。

午前11時52分休憩

午後1時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位7番、田中議員。

〔5番 田中 光子君 登壇〕

○議員（5番 田中 光子君） 皆様、こんにちは。質問順位7番、田中光子です。通告に従って行っています。

まず初めに、1月の石川県能登地方に甚大な被害をもたらした地震で、多くの死傷者が出ました。心よりご冥福とお見舞いを申し上げます。私は、1995年の阪神淡路大震災を経験しました。今日は、東日本大震災から13年です。皆さまの復興を心より、お祈り申し上げます。頻発する地震に備えが大切です。町民の防災意識啓発など、本町でもこれらの対策が必要だと思います。

では質問事項1の地域公共交通計画についてですが、高齢者をはじめ、自由に移動できない人が増えるなど、地域交通は深刻な課題に直面しています。私が令和元年12月議会で質問したときに、このように回答されていました。地域力の向上や健康増進のための公共交通の工夫として、デマンド型乗合いタクシー、コミュニティワゴンの運行が注目されている。今後取り組むべき地域交通の在り方として考えていきたいと言われていました。

令和6年度からくいまーる路線の再編成での運行が予定されています。質問の要旨①の今後のデマンド交通、またはオンデマンドとも言います——の計画はどのようなになっているのでしょうか。あとは質問席にて行ってまいります。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 地域公共交通計画について。①令和6年度からくいまーる路線の再編がなされた。今後、デマンド交通の計画はどのようなになっているのかの質問にお答えいたします。令和5年3月策定しました三股町地域公共交通計画の第9章、実施事業及び実施主体の項目で、基本方針3として、地域住民主体の取組等の推進による交通空白地の解消を掲げ、事業6としまして、地域の新たな交通手段としてオンデマンド交通等の検討を進めるということにしております。

つまり、乗車時間及び乗降停留所を事前に予約し、利用者の希望に沿った公共交通の利用ができるサービスとして、デマンド交通の導入を検討するというふうにあります。計画では、令和7年度以降の中長期計画となっておりましたが、国のデジタル田園都市国家構想交付金との関連性もあり、令和6年度に前倒しして検討に着手する計画であります。なお、導入に当たっては、導入地域の状況やニーズ等を踏まえて検討いたします。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 要求資料の7をご覧ください。ここに、目標値について5つの方

針を掲げられています。下の段の表には、計画目標に利便性が高く、利用者に親切な交通ネットワーク実現とあり、とても希望が持てます。A I オンデマンド交通とは、A I 人工知能を活用した効率的な配車により、利用者予約に対し、リアルタイムに最適配車を行うシステムのことを示します。

デマンド交通は、路線バスのような路線定期型交通とは異なり、運行方式や運行ダイヤ、発着地の自由な組み合わせにより、地域の特性に応じて柔軟な運行方法を行うものとして、多くの都市で展開されていますが、運用の中で予約などに応じた配車や運行経路の設定などについては、運行管理者や運転手の経験則的なものに頼りがちな側面がありました。この配車や経路設定などを、A I 技術を用いて効率的な運営運行を実施しようとするものが、A I オンデマンドです。このようなA I 導入を考えられているのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） オンデマンドについては、先ほど町長が述べられたとおり、国の交付金等を活用しつつ、令和6年度に事業計画を前倒しして着手していきたいと思っておりますが、今おっしゃられましたA Iを活用したオンデマンドについては、まだ未定の状況でございます。以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） また以前の回答で、新潟県見附市の公共交通の在り方から、交通空白地域の実情に即した地域交通の在り方や住民要望に応じたきめ細かな運行手段により、小回りの利く住民サービス目線での提供がなされている点におきまして、現在本町の課題であると回答されていました。そこで、質問要旨②の計画段階での住民との意見交換を行って、ニーズの把握が必要と考えますが、意見交換の計画はあるのでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 計画段階で住民との意見交換を行って、ニーズの把握が必要と考えるが、計画があるかという質問にお答えしたいと思います。デマンド交通に関しまして、先ほど町長が述べられましたとおり、基本方針に地域住民主体の取組等の推進による交通空白地帯の解消等がありますので、交通の空白地帯の解消に向けての取組については、対象地域、住民の交通事情や要望に対し、意見交換を重ねながら、実現化の高い取組を模索していきたいというふうに考えております。具体的な計画につきましては、三股町公共交通会議に諮った上で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 住民との意見交換というのは、何回もする必要があると考えます。

高齢化が進む中では、住民の足をどう確保するかが重大な課題の1つです。バス停があっても、自宅から離れすぎていれば利用するのは難しいでしょうし、ニーズに合ったバスが確実に走っているかどうかは限りません。デマンド交通を導入すれば、利用者ゼロでもバスを走らせなければいけないという状況は改善できます。また、ドア・ツー・ドアでの利用、目的地の自由な設定など、利用する側にとってのメリットも多いようです。

ある相談者は餅原に住んでおられ、障がい者の娘さんを車で病院へ連れて行かれています。本当は免許を返納したい。でもバス停まで歩いてはいけない。高齢になり、どうすればいいのかと悩んでおられます。

そこで質問要旨③タクシーや介護タクシー事業者との連携で、ドア・ツー・ドアでの提供は考えておられないでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） タクシーや介護タクシー事業者との連携で、ドア・ツー・ドアでの提供を考えているかという質問に対して、お答えしたいと思います。基本方針の地域住民主体の取組等の推進による交通空白地帯の解消に関する計画目標としまして、町民・交通事業者・行政の協働による持続可能な体制づくりとあります。

参考としたい先進地の1つに、熊本県宇土市が実施している宇土市デマンドバスがございます。概要は、宇土市の地域公共交通バスは、宇土市中心部の運行と市内中心部から離れた交通空白地帯・地区を持つデマンド交通を運行しております。デマンド交通は、民間事業者と連携した予約型乗合いバスにより、利用者は電話予約により同じ時間帯の方と乗り合うもので、自宅から指定乗降場所まで出かけ、自宅まで帰ることができるドア・ツー・ドア型デマンドバスの運行形態となっているものでございます。令和6年度の事業計画としまして、先進地研修を計画しているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 1月に私たちが視察に行った福崎町では、平成24年12月からコミュニティバス再編成で郊外便のデマンド化をされ、民間に任せておられました。ウェブと電話、どちらでも予約でき、乗降場所や人数、乗車希望日時など予約情報がシステムに送られ、AIが最適な配車結果を瞬時に判断できるようです。

要求資料7の裏面をご覧ください。基本方針2の事業5にあるように、6年度に、先ほど言われたように、デマンド交通の連携を検討するとありますが、移住して来られた夫婦からバス停まで遠いから、通院するときタクシーで行くけど高いんです。どうにかありませんかと、3年前に相談を受け、デマンド型交通の提案をしていると伝えたところ、期待しておられました。しかし、

昨年ご主人が亡くなられ、奥様は地元に戻られてしまいました。せっかく三股に移住して来られたのに、住みやすくなかったんでしょうね。

令和2年9月議会で、交通弱者について質問したときの回答で、バスミーティング時にはバス停の場所とか、非常にここは危険じゃないか、そういったやり取りが多かったと言われました。また、私の質問では、猛暑の中を縁石に腰かけ、バスを待っておられた高齢者のことを質問したときに、猛暑対策の1つとしまして、上屋の設置は可能であります。今後、対策課題として認識していきたい。猛暑対策というところに関しましては、バス停をどうにか少しでも陰になるような場所に移動できないかと含めて、協議させていただきたいとの回答をされていました。

そこで、質問要旨④に入ります。くいまーの乗車環境、情報提供の分かりやすさ、停留所のアクセスの負担、利用状況は今後どのように計画されていくのでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） くいまー乗車環境、情報提供との計画について、令和6年度の事業計画からお答えしたいと思います。新たな路線再編に伴い、令和6年度はバスの新規購入3台と、バスロケーションシステムの導入を計画しているところです。バスの購入にあつては、市街地巡回用バス2台、オンデマンド用バス1台ですが、全てに乗降しやすいよう乗降用ステップと乗降口に手すりを装着する予定です。

また、情報提供等に関しましては、バスロケーションシステムの導入により、スマホを活用してバスの現在地や到着予定時刻の確認、他の交通機関との乗換情報の検索もできますので、待ち時間の短縮や他の交通機関とのアクセスを含め、目的地への効率的な乗換に期待できるものでございます。また、システムによりバスごとの乗降者数の管理等も可能となることから、利用状況を週単位、月単位、時間帯別に把握することもでき、運行改正の参考資料として利用することも可能となっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） いろいろアクセスに関して検討していただいているのが分かりました。

次の質問は、質問事項にないことなんですけれども、答えられる範囲でいいのですけれども、長田方面のくいまー乗車環境としては、くいまーを中学校の通学にも使われています。ある相談者は、冬場は5時過ぎになり、暗くなり、部活をするとバス停から長田住宅まで真っ暗で、歩いて帰れないとのことで、以前にも議会で発言しましたが、私も夜に長田郵便局付近に車を停めて橋を渡ろうと思いました。

でも真っ暗で、川がゴーゴーって言うんです。怖くて、こんな田舎育ちの私でさえ渡れません

でした。それが中学生の女子が渡ろうと思うと、ちょっとこれは無理だなと思ったので、何とかこの件に関しまして、くいまーるを長田住宅方面経由で回してもらうことを要望として出したいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今のご質問に対しては、令和6年度から路線の再編をいたします。

4月1日ということで準備をしまいいりました。まずその路線を安全・安心に運行できるかどうか、これをまず時間をかけて検証していきたいと思っています。

今の質問にあった中学生、通学便だと思うんですけれども、その路線の変更ということになりますと、また公共交通会議等に図っていかなければいけない案件で、独断でここで判断することはできません。ぜひ要望として担当課の行政係のほうに出していただいて、その件については検討させていただきたいと思います。後々の対策としては街灯等の対策もできると思いますので、街灯等の対策も含めて、公共機関の協議もできればなというふうに思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） ぜひまた要望書を出したいと思います。街灯のほうも要望書は出しているんですけれども、なかなか進まない状況です。

住民から言われるのが、通院するのに都城へのアクセスが悪くて、病院にはタクシーで幾らかかると言うって。くいまーるが都城市まで行ってくれるといいんだけど、などのお話があります。視察に行った福崎町では、隣の市川町役場までの連携便や、加西市までの連携コミュニティバスなどもありました。

そこで質問要旨⑤、都城市との公共交通の連携はできないのでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 都城市との公共交通の連携はできないかというご質問にお答えしたいと思います。都城市と公共交通を通じて連携することは、利用者にとって非常に利便性の高い取組と考えておりますが、都城市が運用する公共交通は、民間事業者に委託した体系となっており、本町の直営型公共バスとは異なるもので、都城市の公共交通体系との連携・連結は非常に難しい取組と考えます。

現状では、町外への移動手段の利便性を高めるために、三股駅をバリアフリー化しました。それに加えて、三股駅には電車の利用ができます。また、宮交バスの結接点とする路線の再編を行ったところでありますので、そちらのほうをぜひ利用させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） 事情は分かるんですけども、乗換えを何回するでしょうね。と思うと、連携ができるといいなというのを思います。

国土交通省では、地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について、支援も行われているようです。

総合病院は都城市が多いので、都城市との連携ができると大変に助かるんですけども、要求資料７の裏面をご覧ください。基本方針１の事業３で、本町と都城市を結ぶ交通で、今後連携強化を努めるとありますが、短期実施にもなっていますが、いつぐらいにできると考えておられますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 結節点としまして、今回の路線の再編については、一番の中心となるのが三股駅を結節点の中心と考えております。それにつきましては、やはり宮交バスの運行の路線の関係、先ほど言いました三股駅バリアフリー化しましたので、電車での移動関係も前からすると非常に乗りやすい環境にあるのではないかなという点において、三股駅を結節点としたところでございます。

話にありましたように、都城市と病院関係に通われる方も非常に多いという点においては、すんなりと都城市に移動できる手段があればいいなと思っています。それにはもちろん都城市との連携が具体化しないといけないかなと思っていますけれども、現在現状としましては、やはりそう簡単に都城市と公共交通として連携することは、非常に今のところは難しいというふうに考えております。

もし市外との連絡、都城市との連結を図ることになるのであれば、それこそオンデマンドとか、そういった利用を町のほうでやるのではなく、やはり民間と一緒に事業としてやる、そういった手段を考えなければ厳しいのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） 先ほどの資料の基本方針５の具体的な事業に、広報などの周知等随時実施とありますが、そこで質問要旨⑥利用しやすい啓発活動を行うことも重要と考えます。利用促進のため計画はどのようなになっているのでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 利用促進の計画について、お答えしたいと思います。今回の路線の再編目的が、交通弱者に対する移動手段のサポートであり、特に高齢者の移動手段の利便性を高

める対策を講じたものでございます。利用促進の対象としまして、まずは高齢者に高齢者サロン活動を活用した時刻表の配布やマイ時刻表の作成、またバスロケーションシステムの導入計画もあることから、DX推進に関連してデジタルデバイド対策とも併せて、スマホ操作の出前講座の実施ができないか検討しているところでございます。

また現在作成している時刻表は、B5番のサイズの冊子で作成を進めております。特徴としましては、高齢者向けということもありまして、文字をまず大きくする、2つ目に路線図に即した商業施設・公共施設の場所を掲載していく、3つ目に携帯できるサイズである、この以上3点を重視して、B5番サイズにしていこうと考えております。新たな時刻表をバス停付近の商業施設・学校・公共施設等に配布・設置することで、利用者の移動利用の目的が明確となり、公共交通利用へつなげたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 大変文字が大きくなることは助かります。

次に質問要旨⑦なんですけれども、交通手段の提供にとどめるのではなく、その先の目的、何のために移動手段を提供するのかを鮮明に計画されているのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 交通手段の提供にとどめるのではなく、何のために移動手段を提供するかについて、お答えしたいと思います。三股町地域公共交通計画では、地域公共交通の存在目的を町民の自立した生活の確保を実現するものであり、地域の発展を図るために欠くことのできないものであるとしています。町民の自立した生活の確保の観点から、単なる人の移送手段にとどめることなく、物の移送手段も地域公共交通の役割を担うものと考えられます。

計画の基本方針の町内輸送資源の総動員による、地域一体型の持続可能な環境の構築や、新たな需要を取り組むための他分野産業との連携に関連して、地域公共交通会議において、外出困難な方々への地域公共交通のサービスを図る上で、民間事業者と連携したオンデマンド型移動サービスや、移動型スーパーの運行等の検討案が提案されました。

例えばくいまーるバスを利用して、宅配物を交通空白地帯の住民に届けることや、株式会社ながやまが取り組んでいる移動型スーパーとくし丸の事例等が、参考として考えられます。計画目標では、他分野と産業との連携による町全体の活性化として、外出支援のための福祉施策として掲げておりますので、三股町地域公共交通会議において、令和6年度から検討に着手していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（５番 田中 光子君）　そうですね、とくし丸さんは大変助かります。公共交通計画は利用者のそういう利便性もあるんですけども、利用者を増やそうと思えば、例えばも催しを計画して、そこへ移動手段として提供するという計画もあれば、利用者も増えるんじゃないかなと思うので、今後計画ができればと思います。

住み心地４年連続１位の三股町です。その名に恥じない地域公共交通の確立が重要です。私もあと２０年もすると、免許返納しようとは考えています。ほかの皆さんもどうでしょうか。いずれは返納することとなると思います。町民にとっては、この１年が大切なんです。ここにおられる人は、公共交通整備の執行ができる方々です。ＳＤＧｓ １１、住み続けられるまちづくりの２には、２０３０年までに女性や子ども、障害のある人、お年寄りなど、弱い立場にある人々が必要としていることを特によく考え、公共の交通手段を広げるなどして、全ての人が安い値段で安全に、持続可能な交通手段を使えるようにするとの達成目標が掲げられています。どうか、この目標を達成できるように、よろしくお願い申し上げます。

次の質問に入ります。次に、質問事項２の保育料についてに入ります。政府が４月から３年間で集中的に取り組む子ども未来戦略加速化プランには、必要な支援を届ける体制整備が盛り込まれています。このプランにより、子ども１人当たりの家族関係支出は、経済協力開発機構でトップ水準のスウェーデン並みになるようです。子どもは社会の宝です。本町は、昨年第１子保育料の無償化を打ち出されました。すばらしいことだと思い、喜んでいました。

そこで質問要旨①本町は、令和５年９月から子育て世代の経済的負担軽減化を図るため、制度上第１子保育料の無償化を実現されました。しかし、３歳未満児の第１子保育料の無償対象から漏れている方がいるようです。なぜ漏れていたのか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君）　福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君）　令和５年９月から開始した、制度上第１子保育料無償化から漏れた３歳未満児が発生したことの理由について、お答えいたします。事前にご確認させていただきましたとおり、制度上第１子から漏れた３歳未満児とは、企業主導型を含む認可外保育施設を利用する園児についてのご質問であるとして、お答えいたします。

制度上第１子の保育料無償化は、町の姿勢を早めに示す必要があるとの判断から、５月１９日の臨時議会でご審議いただき、議決を経て、昨年９月から開始いたしました。認可外保育施設利用者については、認可保育所に通う園児のいる家庭との保護者負担に関する不均衡を生じさせないような必要があることから、近隣自治体の取組や圏域内の該当施設を調査し、来年度に町単独で補助金を交付する事業として、本議会への上程となったものです。施設型給付費の対象とならず、別施策での対応となるため、同時にスタートすることはできませんでしたが、漏れたとの認識はしていないところです。なお、補助金交付の対象は、令和５年９月分からとするもので

あります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） 今言われた企業主導型保育園とは、事業主出資金を財源として、従業員の多様な働き方に応じた保育を提供する企業等を支援するとともに、待機児童対策に貢献することを目的として、平成２８年度に創設されました。働き方に応じた、多様で柔軟な保育サービスが提供できます。私が町民から９月末に相談を受けた人は、三股町は３歳児未満の第１子保育料を無償化されているのに、無償になっていないですとのことでしたので、役場に問い合わせたところ、企業主導型保育園に通っている人を調査するのに、時間がかかると言われました。

しかし、都城市に問い合わせたところ、企業主導型保育施設は数件しかなく、電話での問合せに答えてくださいましたので、すぐに把握できましたとのことでした。第１子の無償化が始まり、町内で格差を生んでしまいました。早急の対応はできなかったのでしょうか。今お答えいただいたように、今年度で決算していただけるということなんですけれども、要求資料８をご覧ください。利用者負担額がありますが、年収に関係なく無償化となっています。月４万７,０００円払っていた人も無償なんです。企業主導型施設の保育料は施設によっても違いますが、月約２万から２万５,０００円ぐらいです。

その上、利用している方の話を伺うと、熱があっても登園できるので、仕事を休まずに済みます。また遅くまで預かってもらえるので、仕事が終わって、慌てて迎えに行かずに済みます。夕食の買い物もできます。小さい子供を連れての買い物がどれだけ大変なのか、経験された方があるでしょうか。片手に子供を抱えて、片手に買い物かごを抱えて、それ何キロになるでしょうね、十何キロになりますよね。そういう形で、皆さんは園に迎えに行かれて、苦勞されているわけです。

１２月議会に、一般会計審査時には口頭で、企業主導型施設の無償化を約束してくださいましたので、三股町内にあるいろは保育園にこのことを伝えたと、大変喜んでおられました。では、遡って保育料はいつ頃返還していただけるのでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） これは②とはまた別なお問合せということでしょうか。これにつきましては、この議会での議決を経た後に、事業として確定をすると考えております。変換というのは、来年度に取り掛かりをします。そしてお伝えしたいのは、福祉課の教育・保育に係る事業としまして、国の交付金の大きなものを２つ得ております。子ども・子育て支援交付金、これが施設型給付費と言って運営費を賄っているものでありますが、もう１つが、子育てのための施設

等利用給付交付金とあります。

これは、認可外保育、先ほどの施設型は認可保育ですけれども、今申し上げたのは認可外保育についての運営費ではなくて、保育料を無償化するための交付金、こういったものを受けております。この交付金事業を実施するために、町は施設型給付費とは別立ての扶助費というところで組んでおりまして、一旦払っていただいたものを、四半期ごと、3か月ごとに、園のほうから請求を頂いたものに対して、保育料相当を返するという事業の形を取っております。

今回、議員と今の質問いただいております内容につきましては、この子育てのための施設等利用交付金、この該当じゃない部分、要は課税世帯のところを対象にすることなんです、ここについての事業拡大を町が単独で行っていくという考え方になります。ですから同じように行っていくしますので、四半期ごと4、5、6月分を、最初に取り扱うのが7月になってくると思われますので、そこに合わせて遡及分も一緒に行うという考えで今おるところであります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） すいません、ちょっと私の理解力がなくて申し訳ないんですけれども、ということは、昨年、令和5年度の9月から始まっている部分も一緒に、今年度の4、5、6の分を合わせて返していただける、半年、9か月分を返していただけるということなんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 今議員のおっしゃったとおりでございます。4、5、6月分を7月請求に基づいてお返しいたしますので、遡及分、昨年の9月分以降につきましても、そのタイミングで一緒にお返しするということになるというふうに考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 現在、三股町にあるいろは保育園で言われたのが、いまだに確たる方針を書面で頂けていませんということで、4月入園の見学がもう来られているようなんです。来られた方に説明に困っているということでしたので、質問要旨②企業主導型保育園の無償化の通知はいつ頃出されるのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 企業主導型保育園へ無償化事業の通知はいつ頃されるのかとのご質問に、お答えをいたします。この事業は、新規の町単独補助事業となるため、令和6年度新規事業として予算計上をしております。予算決算常任委員会において事業詳細を説明させていただき、ご審議をお願いするものであります。そして議決を受けた後、該当する施設へ事業内容を通知する予定としております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） 予算が通っていないので、通知ができなかったというのは分かりますが、町民の思いに対するちょっと配慮が足りないのかなという思いもあります。春の入園に向けて見学に行かれたのに、どうなるか分からない状況だと、町民も大変に困っておられます。三股町にも１施設、企業主導型保育園があり、従業員枠と地域枠での受入れをされています。働き方の多様な時代に大切な施設です。本町でも支援していかないといけないと考えます。三股町に住んでよかった、三股町で安心と言っていただけのように、どうか早急の支援をよろしくお願い申し上げます。

次に、３番目に入ります。質問事項３の側溝の改良についてです。田中光子資料の２の地図をご覧ください。１月の中旬に、住民の方から相談がありました。蓼池の側溝に車が落ちて、江川ブロック工業様のフェンスを壊しているとの連絡で、現地を見に行きました。資料１の写真を見てください。この写真にあるように、写真の下の段の左をご覧ください。このように、フェンスが壊れていました。担当課に相談したところ、すぐに対応していただき、写真の右のように、路肩注意のポールを設置してくださいました。相談者は、役場の早急の対応に喜ばれていました。

資料の上の段の写真をご覧ください。この時期には草が枯れて、側溝は見えていますが、梅雨時期から草が茂り、側溝は見えないため、以前も車が落ちたそうです。また集中豪雨では容量がオーバーし、水もあふれているようです。そこで質問要旨①蓼池の工場地帯に土の側溝があるため、雨水の排水が悪い、また大型車両の通行を考えると路肩の改善が必要ですが、対策はどうなっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 蓼池の工業地帯で土の側溝があるため、雨水の排水が悪い。また大型車両の通行を考えると、路肩の改善が必要だが対策はの質問にお答えしたいと思います。議員ご指摘の箇所は、ちょうど都城市の境付近になるのですが、延長約３８０メートル、平均幅員約５．３メートルの町道前目４号線であり、都城市との境界から約７０メートルの区間、今議員からご説明があった区間ですが、舗装された道路の北側にのり面と土水路があるという状況になっております。

この箇所につきましては、議員から１月１９日にご指摘を受けまして、離合の際に車両が転落したという提供を受けまして、現地調査を行った上で、注意を喚起するためのポールを設置したところでございます。先ほど、あのあふれたという情報がございましたが、この地区における冠水等の被害というのは、こちら都市整備課のほうでは直近５年間はそういった情報を受けておりません。ただ、周辺への工場等の立地によりまして、大型車の交通量も増加傾向にございますの

で、あると想定されますので、議員ご提案の側溝及び路肩の整備ができないか、現地も見ながら確認をさせていただきました。

ただ沿線には農地も、またこの周辺ではないですが、こちらからもうちよつと東側、そちらのほうとか農地も残ってあったり、あと宅地についても道路よりも低いところにあったりするので、現在の道路と同じ高さで側溝と路肩を整備した場合は、土地利用にちょっと支障が生じるのではないかなというふうに考えております。このため、まずは車両の転落防止を目的としまして、応急対策として設置したポールの視認性を高めるなどの対策ができないか、また改めて検討したいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） 側溝は、雨水を速やかに集水・排水する役割を担っているわけです。資料１の上の段の写真のように土が蓄積し、流れが悪い上に、大雨となるとあふれるのは、目に見えていると思うんです。土側溝からコンクリート側溝へ改良工事は必要ないのでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 先ほどお話ししたとおり、こちらのほうでは浸水等の被害は受けていないところなんです。先ほど議員がご指摘あったとおり、浸水があったという話をされておりましたので、その辺りはまた地元の方にお話を聞いてみたりして、必要があればそういった対策も含めて、検討したいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） ２月末には他県で、町道の側溝に自転車が転倒か死亡というニュースもありました。

資料の２の地図をご覧ください。この道の反対側は、先ほど言われたように都城市になり、ガードレールが設置されています。この場所は基本的に町が管理となるということで、よかったでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） こちらの町道は、先ほどお話ししたとおり、町道前目４号線です。町道のほうで管理しております。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） 土側溝において、のり面の崩壊や土砂の堆積等による排水機能の損失がないか、ごみや土砂が集まり、雑草の除去や側溝の泥上げのような日常の維持管理に関す

ることは、全て町がされているのでしょうか。ここは本来であれば、自治体が責任を持って雑草除去など、維持管理を行う義務はないのですか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 基本的には、当然町が管理している道路ですので、道路に関するものについては町が責任を持つことになると考えております。ただ場所によっては、地元の方で管理していただいたりする路線もございますので、できるだけ町のほうで、町民の皆様からの情報を受けながら、そういった草刈りとか、そういった対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 道路自体が狭い上に側溝の蓋がなく、車両の離合が危険だったり、街灯もなく、暗い上に側溝の蓋がなく、危険など多くの地域で課題がある反面、改善されないまま側溝の問題、蓋をかけてほしいなどの要望は、全国の自治体でも数多く寄せられているようです。しかし予算が限られている以上、全ての住民の要望どおりにはいけないケースが多いようです。

では次に、質問の要旨②たくさんの地域から側溝の改善について要望があるのですが、側溝整備の年次計画はどのようなになっているのでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） たくさんの地域から側溝の改良について要望があるが、側溝整備の年次計画はどのようなになっているのかについて、お答えいたします。側溝整備につきましては、冠水等の軽減を目的とした排水能力を高めるための排水施設の整備と、先ほどお話になったように、道路通行時の安全確保や環境改善等を目的とした蓋掛け等の有蓋化の工事がございます。

排水施設整備につきましては、流域全体の土地利用状況から流出量等を検討した上で整備計画を定める必要があり、近年では平成22年度から昨年度までに、前目地区の排水路約2,400メートルを整備し、また大原地区の排水路を平成23年度から28年度まで、約230メートルを整備しておりましたが、さらなる対策のために昨年度から検討を進め、今年度からまた一部工事に着手しているところでございます。

さらに、令和4年台風14号等で冠水のあった東原地区及び稗田地区の対策を検討するため、今回提案しております令和6年度予算案に、雨水対策の基本設計を行う委託費・経費を提案しているところです。また、有蓋化工事につきましては、道路維持補修事業の予算により、各公民館の要望箇所のうち、年度当初に都市整備課職員による調査を行い、通学路や道路幅員等から緊急性・重要性などを総合的に判断し、整備の優先箇所を選定し、整備を進めているところでございます。

特に学校周辺の通学路のうち、学校関係者や警察等による通学路の合同点検で整備が必要となった箇所につきましては、昨年度から国の交付金事業も活用しまして、その整備を加速化させていただいているところです。今後とも、冠水被害の軽減や安全・安心な道路空間の確保を目指し、側溝等の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） 改良は、生活道路の通行の安全確保や排水機能の向上など、皆さんの生活に密接に関連するため、住民のご要望の趣旨を踏まえた上で、優先度が高いと認められるものから順次事業化していると考えますが、近年の頻発する局地的集中豪雨や台風などの影響により、道路の冠水など頻発しています。このことから、その対策が喫緊の課題となっていると考えます。

道路の側溝の流化能力の点検や維持管理など、浸水予防対策が必要となっていると思いますが、町道の道路側溝にたまった汚泥や土砂を除去し、流化能力の改善を図り、降雨時の道路の冠水被害を軽減し、通行者や地域住民の利便性・快適性を図るために、側溝事業の実施をお願いします。

今後とも町民に寄り添い、小さな声を聞いてまいりますので、以上、一般質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） これより１４時３０分まで本会議を休憩します。

午後２時２２分休憩

午後２時３０分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位８番、岩津議員。

〔１番 岩津 良君 登壇〕

○議員（１番 岩津 良君） 発言順位８番、岩津良です。傍聴に足を運んでいただいた皆様、感謝申し上げます。通告に従いまして、質問を行っていきたいと思います。

まず、今年１月１日に発生いたしました能登半島大震災におかれまして、被災者の皆様へ心からお見舞いを申し上げます。一刻も早い復興を願います。

また、本日３月１１日は東日本大震災の発生の日。今朝の毎日新聞の報道では、自治体により総務省の全国避難者情報システムに登録されている福島県によると、県外への避難者は２万２７９人、県内の他の自治体への避難者は５，９９３人とあり、ふるさとに戻れずにいる状況が余儀なくされていると捉えます。

そのことから、本議会の一般質問においても、前議員より災害、防災に関するものが質問され

ていることから、本町においても取組が大変重要視されているとともに、能登半島大震災の出来事を教訓に重く、そして緊張感を持って必要性を感じたことだと思います。

既に当初より高い発生率が予想されている南海トラフ地震への対策、計画と進めていっていると思いますが、三股町における防災等について改めて質問をさせていただきます。前議員とも重複するところがございますが、何とぞよろしくお願いいたします。

そんな中、私としては各計画について、その他関連する事柄について聞いていきたいと思えます。

また、続いてパートナーシップ宣誓制度について、動物愛護・野良猫対策等についてと質問してまいりたいと思えます。

それでは、早速、まず通告事項の１、本町において想定される地震の規模及び想定される被害の状況はどのようになっているのか質問いたします。

残りの質問は、質問席にて発言させていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 本町において想定される地震の規模及び想定される被害の状況はということで、南海トラフ巨大地震で想定されます三股町の被害についてお答えいたします。

宮崎県が令和２年３月に発表しました宮崎県地震・津波及び被害の想定について、三股町は震度６強が想定されております。

宮崎県独自に設定した被害想定の中の内訳としましては、建物被害が最大で全壊・焼失が約１７０棟、半壊が１，２００棟、人的被害が最大で死者数約１０名、負傷者数約１４０人。ライフライン被害においては、上水道の断水率が最大で約９５％、下水道の機能支障率及び電力の停電率が最大で約８８％の想定となっております。

次に、南海トラフ巨大地震を想定した地域防災計画についてお答えいたします。

三股町地域防災計画、令和２年３月改正には、南海トラフ地震防災対策推進計画が作成されており、関係者との連携・協力の確保や避難及び救助対策等が盛り込まれているところです。

しかしながら、能登半島地震の発生に伴い、南海トラフ巨大地震の防災基本計画の改定が計画されているところでございます。これにより、被害想定や防災対策の見直しが考えられますので、この動向を注視しつつ、三股町地域防災計画の南海トラフ地震防災対策推進計画の見直しに取り組みたいというふうを考えているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（１番 岩津 良君） ただいまご答弁いただきました。能登半島地震の発生に伴い、南

海トラフ巨大地震の防災基本計画の改定について強く期待したいと思います。

次に、次の通告事項に移りたいと思います。次は、人災に限らず風水害等も含めた施設などの避難の確保・訓練、いわゆる避難確保計画について質問いたします。

避難確保計画は、平成29年6月、令和3年7月に水防法及び土砂災害防止法が改定され、これは要配慮者の利用施設の避難体制強化を図るためです。これにより、河川洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮利用施設の所有者または管理者には、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に加え報告が義務されましたが、通告事項になります。

町内での要配慮利用施設、学校、社会福祉施設、医療施設、その他、主として防災上配慮を要する方が利用する施設の避難確保計画の内容や状況について質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 話にありましたとおり、水防法及び土砂災害防止法の改正により、平成29年6月の改正では、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務化され、避難確保計画を市町村長へ報告する必要となりました。

令和3年7月の改正では、市町村長への避難訓練の報告が義務化されるとともに、避難確保計画や避難訓練に対して、市町村長が助言、勧告できる制度が創設されたものでございます。このことは、三股町地域防災計画の第16節、要配慮者等安全確保体制の整備に記載されております。

現在の三股町の避難確保計画の作成、提出の状況を申し上げます。本町では、まず、土砂災害警戒区域内、通称イエローゾーンに、公共施設では、令和4年1月に宮村小学校、長田小学校、勝岡小学校の3つの小学校が、民間施設では、令和3年8月に宮村・小鷲巣地区の合同会社インクルージョンの1福祉施設の計4施設が義務的に計画書を提出されております。

また、田上のケアホームおひさま、餅原のデイサービス餅原の2つの福祉施設は、令和2年12月に自主的に避難確保計画を提出されております。

避難確保計画の内容につきましては、1つ目に、防災体制確立の判断時期及び役割分担表の作成。2つ目に、災害情報の収集方法、緊急連絡網の作成。3つ目に、避難先、避難経路、避難誘導に関する経路図等の作成。4つ目に、防災教育や避難訓練の実施。5つ目に、避難確保に必要な資機材等の整備に関する項目で構成されております。

避難訓練の状況は、小学校3校、合同会社インクルージョンとともに、年1回から2回、地震、火災、風水害を想定した訓練を実施しているようです。

次に、浸水想定区域においては、対象施設は確認されておりませんが、令和4年に萩原川の浸水想定データの修正があり、浸水想定区域図の見直しがあったことから、エリア内の当該施設の有無を再調査し、確認された場合には、避難確保計画に関する助言指導を行っていきたいと考え

ているとでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） それでは、先ほど説明がありました、三股町が管理する施設で、避難確保計画ですね、そちらのご報告義務のある施設、これは宮村、長田、勝岡小学校の3校ということで今、説明がありました。この3校については、宮村小については校舎の西側の一部、長田小は玄関部分、勝岡小は校舎の東側の一部が土砂災害警戒区域に係っているため、避難確保計画の報告義務のある施設となっております。

なお、長田、宮村、勝岡小学校の3校の避難確保計画の策定期間は、先ほど申し上げました令和4年1月となっており、各学校ではそれぞれの学校で作成した防災計画に基づいて、毎年避難訓練を実施しているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 答弁ありがとうございます。各社会福祉等の施設においては、県の指定基準に係る中で、既に消防法などにおいて避難訓練や避難計画、実施策定されているかと思われませんが、ただいまご答弁いただきました市町村長への避難訓練の報告の義務化が令和3年の7月に開始された中では、学校施設が3校、ほか民間施設の義務化としては、合同会社インクルージョン1施設という所が提出されているということなんですけれども、そのほかに義務的提出が必要とする施設というのは、なかったということでしょうか。

あと、教育課のほうからのご答弁いただいた中なんですけれども、長田小学校が対象施設ということでご答弁いただきました。例えば、隣接される長田分園のひまわり保育園に関しては、隣接ほぼ併設されているところなんですけど、これに関しては長田小は玄関部分なので対象から外れているという認識でよろしかったのでしょうか。ご質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 先ほど申し上げたとおり、長田小の玄関部分が土砂災害警戒区域となっておりますので、ひまわり分園は外れているということになります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。短くして。

○総務課長（白尾 知之君） 民間施設につきましては、先ほど申しました土砂災害警戒区域内、イエローゾーンにおいては、この合同会社インクルージョンのみというふうに認識しております。

ただ、後で述べました浸水想定区域ですね。こちらのほうが、萩原川のほうが浸水想定データの修正等がございましたので、その後の施設等について確認、調査しておりませんので、再度確

認をさせていただいて、また、そこで避難確保計画の義務の対象となる施設等が出た場合については、助言指導をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員、もう４５分過ぎたので、４６分なので、よろしいですか。一応この質問を一回止めて、サイレンが鳴った後に、あと３０秒ぐらいで鳴ると思いますので、起立して黙禱してもらえるとありがたいと思います。あと３０秒ぐらいです。皆さん、ご起立をお願いします。

休憩します。

午後２時４５分休憩

午後２時４７分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

岩津議員。

○議員（１番 岩津 良君） 東日本大震災において亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、そのご家族や被災された方々に心よりお悔やみ、お見舞いを申し上げます。

引き続きの質問になります。

次に、通告事項３に移ります。

通告事項の１で資料提供を頂いた想定される地震の規模、被害を想定した中で町内の空き家倒壊など、被害や公共施設の耐震状況や三股町において、空き家及び住宅耐震等に関する施策などお考えはあるのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 被害を想定した中で、空き家及び住宅耐震等に関する施策などはあるのでしょうか、にお答えいたします。

建物の被害想定につきましては、三股町では南海トラフ地震において、先ほど町長から答弁があったとおり、全壊焼失１７０棟、半壊１，２００棟と想定されておりますが、令和３年３月に改訂された新・宮崎県地震減災計画におきましては、住宅の耐震化率を９０％に高め、併せて早期避難率を高めることにより、県全域での津波被害も含めた人的な被害を大きく軽減することを目標として設定されております。

このような状況を踏まえ、町としましては、昨年６月に改定しました三股町建築物耐震改修促進計画におきまして、要求資料の９番になりますが、こちらのとおり、令和３年度末の昭和５６年改正の耐震基準を満たす住宅の耐震化率約８７％に対し、計画周期である令和８年度末において耐震化率を約９２％に高めることを目標とし、耐震改修の必要性に関する広報、耐震診断、

耐震改修工事に対する補助事業に取り組んでいるところでございます。

また、空き家につきましては、令和３年度に空き家の実態調査を行っておりますが、耐震化されているかどうかまでは調査をしておりません。ただし、外観目視により空き家の不良度等の調査を行っておりまして、その結果、町内の空き家１,０３９棟のうち、居住可能な空き家は６２３棟、補修すれば居住可能な空き家は３０５棟、補修しても居住不可能な家屋が１１１棟あると把握しております。

空き家への対策につきましては、昨年度策定しました三股町空家等対策計画に基づきまして、空き家対策に関するセミナーや個別相談会を開催し、空き家等の適正な管理を促進するとともに、周辺の居住環境への影響が大きい空き家の除却に対する補助など、健全な生活環境を確保するための施策に取り組んでおりまして、これらの取組が防災・減災につながるものと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（１番 岩津 良君） 前議員よりも三股町建築物耐震改修促進計画においての補助率の増幅など質問もありましたけれども、今回また空き家のセミナー等、個別相談会補助に関する補助などにも努められるというご答弁を頂きましたが、今回、この三股町の住宅戸数についてですけれども、令和３年度末においては約１万５１０戸とされております。

ご答弁いただいた計画周期である令和８年度末において、耐震化率の目標は８７％から９２％となっているところなのですが、ざっくりと計算すると５％上昇されるということで１万户を１％に値すると１００戸の５％なので５００戸以上の改修対応等が必要になってくるのではないかというふうに考えますが、この数字というのは果たして実現可能な数字なのかどうかというところを再度質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 耐震化率の計算につきましては、国が５年ごとに実施しております住宅土地統計調査の結果を基に、国の耐震化率の推計方法に準じて算定をしております。この推計方法によりますと、目標としている令和８年度末における耐震化率につきましては９１．５％と推計しておりますが、この後もより一層耐震化を促進する必要があることから、さらなる対策強化を行うことにより耐震改修をさらに５０戸上積みをするということで目標とする耐震化率を約９２％というふうに設定をしております。

先ほど午前中の堀内義郎議員の要求資料１に示しているとおり、近年の耐震改修の実績数等から考えますと、特に最近では１戸とか２戸とかいう状況ですので非常に厳しい数字ではないかなというふうには考えておりますが、耐震改修に関する広報、啓発等の強化など木造住宅の耐震化促進に向けた施策により一層取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（１番 岩津 良君） 堀内義郎議員の資料１のとおり、耐震改修に当たり、この５年間に当たっても１４戸の耐震改修というところで、到底この９２％に対する５００戸というのがなかなか程遠いものなのかなあというふうに考えます。

そのこともあってから今までどおりの施策であると達成はなかなか不可能ではないかなあというふうには捉えるところであるので、また違う手法を施策等も織り交ぜながら前進していただけたらというふうにも感じるんですけども、その背景において今回の能登半島震災においても警視庁検視が行った２２２人の死因について、やはり４０％が圧死というところになりまして建物の耐震については急務だと思います。目標実現について、ぜひ取り組んでいただきたいなというふうに感じるところです。

それでは、次の通告事項の４に移らせていただきます。

次に、通告事項の４は、地区防災計画について質問いたします。

この地区防災計画制度というのは、東日本大震災で自治体の行政機能がダウンしたのを教訓に平成２６年４月に新たに創設されました。自発的に防災活動をする地域の特性に応じ、地区の範囲や活動について柔軟に指定できる制度となっているところです。災害の発生時には自治体や消防本部による公助が行われますが、より減災に大きな役割を担うのは自助であり共助であると踏まえたと、地域コミュニティでつくる地区防災計画の必要性が浮かび上がってきます。

本日の新聞報道にもありました読売新聞の調べでは、全国で少なくとも２，３００地区で作成され、作成地を合わせると６，３００地区に上るとされますが、ただ都道府県間でばらつきがあり普及に課題があるとのこと。能登半島震災など、大規模災害にも相次ぎ各地域で地区防災計画の策定が進むことが、本町においても全体の災害対応力と各地域の防災力の向上につながると思っております。

その上で通告事項の４ですが、三股町におけるこの地区防災計画についての意義及び現在の策定状況はいかがでしょうか。ご質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 三股町内における地区防災計画についての意義及び現在の策定状況はいかがでしょうかという質問に対して、お答えしたいと思います。

まず、地区防災計画の意義について、お答えいたします。

地区防災計画とは、地域に住んでいる方々が地域の人命や財産を守るための自発的な防災、共助を行うための計画です。このことは三股町地域防災計画において定めることができるとされています。

災害時に地域がどのようなリスクを抱えているのか、自分たちがどのような備えをすべきなのか、事前に話し合うことにより地域計画を作成するものでございます。その核となる組織が自主防災組織であり、組織編成や運営の規則をまとめた規約を作り、運用することで非常時の地域防災力を高めるものでございます。

本町の策定状況につきましては、令和6年2月時点におきまして、お示ししています資料ナンバー16に示している13の自主防災組織が存在しております。それぞれに災害時の役割分担や連絡網等を掲載した規約を作成しており、これが地区防災計画に相当するものと認識しております。

現在、高畑地区、小鷺巣地区、蓼池地区それぞれの自治公民館において、自主防災組織の設立に向けて振興を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ご答弁のとおり、この自主防災組織が核となり発揮されていくべきものとして現在13の組織があり、また3の地区に関しては現在作成中というところでお話がありましたけれども、いまだこの30ある自治公民館の中で組織や計画に取り組まれていない地区もございましてありますが、必要性の理解なども含めてどのように働きかけたりと、サポートされたりとお考えなのか、再度質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 本町で自主防災組織を一番最初に立ち上げた自治公民館は、今市自治公民館でございます。

町長のほうからも自主防災組織の立ち上げを進めてくれという中で、まずは自治公民館組織、行政事務連絡会議というのがございますので、その中で防災士を呼んで自主防災組織の必要性、そういった研修会も3年前か4年前に実施いたしました。その中で自主防災力を高めるためということで、ぜひ自治公民館に自主防災組織を立ち上げていただきたいというような形で進めてきたところ、今現在13、進行中が3というような状況でございます。

さらに、この自主防災組織の立ち上げを進めるに当たっては、そういったのを公民館長が集まる中において、自主防災組織の必要性等も含めて話をさせていただきたいなと思います。

また、一つ、事業としましては、いろんな資機材の整備というのにも必要になってきますので、そういった整備助成についてもコミュニティ助成事業等ございますので、そういった事業も含めてぜひ立ち上げをお願いしたいということも話をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（１番 岩津 良君） 自主防災の物資及び資材の備蓄等はもちろん必要かと思いますが、それぞれのやっぱり地域・地区の実情に合った防災というものを細かく設定することにより、防災力が高まるというふうにも捉えます。

また、この地区防災計画において、その実用などについても後ほどまた個別避難計画等について触れさせていただきたいと思いますので、次の質問に移ってまいりたいと思います。

それでは、通告事項の５に移ります。

通告事項の５、災害派遣チーム等からの受援体制や連携構築についてです。

能登半島震災においても、多大に現在もご活躍されている災害救護関連団体というものが幾つかあったり、医療支援チームのDMATと呼ばれるものや、宮崎県よりも２月には県の報道にもありました直接時ではなくて、避難所において高齢者や障がい者の方の災害関連死を防ぐための災害派遣福祉チームDWA Tが発足後、初の派遣を行うなど災害派遣の専門チームが多数あります。

また、その他自治体や各機関との連携についても、前議員よりもお尋ねがありましたけれども、宮崎県内及び三股町において、災害が発生した場合における受援体制や連携構築はどう図られているのでしょうか、ご質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 地震発生時の受援体制や連携構築について、お答えしたいと思います。

三股町地域防災計画第５章、南海トラフ地震防災対策推進計画、第１節に防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務または業務の大綱に関して、第１編、総則、第３節の防災上重要な機関の処理すべき事務または業務の大綱が示されているところでございます。

大綱では、三股町・宮崎県並びに町の区域を管轄する指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他、防災上重要な施設管理者が連携して町域に係る防災に関し、処理すべき事務または業務を示すことで受援体制を構築しているものでございます。

宮崎県を統括災害対策本部、北諸県農林振興局を県対策本部、北諸県支部として例えば消火活動や人命救助等に都城市消防局、医療・助産及び救護指導等に都城保健所、生命・身体及び財産の保護等に都城警察署、災害応急対策の支援・協力等に自衛隊、病人・被災負傷者等の収容・治療及び保護に医師会が挙げられております。その他、電気通信事業、運送事業、食品・生活用品等の提供に関して、商工事業者との連携を図っているものでございます。

また、堀内義郎議員の質問に関連して回答しましたとおり、他の自治体と連携した宮崎県市町村防災総合応援協定や宮崎県消防総合応援協定、宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会、都城広域定住自立圏災害時相互応援協定の応援協定や、県外からの受援体制として国の地方自治

体のための災害時受援体制に関するガイドラインに基づく体制が構築されているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（１番 岩津 良君） 各応援の協定や災害派遣の団体からの受援についても円滑に図られ、実用的に発揮されるものとしていただきたいと思います。とっております。

次に、通告事項６に移りますが、次の通告事項６と７は一貫しているものとなりますので、併せて質問していきたいと思っております。

避難行動要支援者と個別避難計画についてです。

この避難行動要支援者は、文字どおり、避難を行うに当たり支援を要する方になります。

また、次に個別避難計画というのは、支援・援護を要する方に対し、災害時の避難支援を必要、実効性のあるものとするためには、個別避難計画の作成が有効とされたことから、令和３年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について個別避難計画を作成することが市町村の努力義務化とされました。

資料の提供を差し上げております１枚目にも個別避難計画策定状況、また要求資料で差し上げている資料の１１にも避難行動要支援者対象基準等の資料がありますので、ご一覧ください。

そこで、避難行動要支援者のことにつき話を戻り質問していきたいと思いますが、この避難行動要支援者は、東日本大震災の教訓として障がいのある方、高齢者、外国人、妊産婦等の方々について情報提供、避難、避難生活等様々な場面で対応が不十分であったことを受け、こうした方々に係る名簿の整備・活用を促進することが必要とされたことから、平成２５年の災害対策基本法の改正により、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者について、名簿を作成することが、これは市町村の義務化とされています。

そこで、避難行動要支援者の対象基準及び現在、町内において把握されている人数の状況、通告の６のとおりですが、伺います。質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 避難行動に当たり支援を要する方（避難行動要支援者）の対象基準及び現在、町内において把握されている人数の状況はいかがでしょうかについて、お答えいたします。

資料の１１をご覧ください。避難行動要支援者の対象基準は、三股町地域防災計画に掲載されていまして、資料にありますように、自分で危険が迫っていることを覚知できない者、避難の判断ができて自分の力で避難することができない者となっていまして、６５歳以上の独り暮らしの高齢者や７５歳以上の高齢者のみで構成されている世帯等となっています。

また、避難行動要支援者名簿を作成するようになっていまして、このため民生委員の協力ももらい、調査を行いまして名簿を作成しております。

令和6年1月末現在で、名簿に登載している方は16名ということになっています。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 先ほども申し上げました、提供を差し上げている私の資料の1枚目で、宮崎県市町村別の個別避難計画作成状況となります。その中で避難行動要支援者数についても各市町村の一覧があります。

三股町では、先ほどご答弁いただきました南海トラフ地震において、全壊が170棟、半壊が1,200棟と想定されていることから、相当数の避難が余儀なくされることも想定されます。

また、現在、三股町での例えば75歳以上の方は約3,500名とされている中で、仮にその中の3%の方が支援を必要となったと仮定しても約100名となります。

ご提供差し上げ、またご答弁いただいた中でも、三股町に関しては15名となっております。他の市町村に比べても、そもそも対象者の数が抽出し切れていないのではと懸念するところですが、要求して資料を頂きました11の左下の名簿作成の対象者の中、一番下の（ク）の事項にも、自ら要援護者であることを申し出た者とありますが、そもそもこの要支援を受けられること、援護を受けられることについて知られているのかも含めて、どのような形でこの避難行動要支援者を定められているかというところを再度質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） この避難行動要支援者につきましては、65歳以上の独り暮らし高齢者、及び75歳以上の高齢者のみで構成されている世帯の者としています。

また、毎年6月に民生委員の方にお願ひしまして調査を行っているところで、令和5年度は3,310人の方を調査しています。そのうち、避難時に支援が必要と回答された方が75人いまして、その後、包括支援センターの職員で二次調査をした結果、同じ敷地内や近くに子供さんとかが住んでいて避難できる方もいらっしゃるということで、町や消防団の支援がないと避難できないという方が16人いました。それで、この16名を名簿に掲載していまして、この16という数字が出ているところです。

なお、それ以外の方についても、避難行動要支援者支援システムというシステムで管理しているところでありまして。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 避難行動要支援者システムというのは、町独自のシステムということではよろしかったでしょうか。再度お尋ねいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 町独自のシステムというよりも、民間のほうで提供されているシステムであります。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（１番 岩津 良君） はい。ありがとうございます。

これは町としては今のところ、７５名は必要という配当は把握できているということと、またその方に関して、１５名以外の方に関しては対応できるという認識でよろしかったでしょうか。——はい。ありがとうございます。

続いて、この要支援者１５名に対して今回、資料を頂いている中では介護度別人数ということで全て高齢者という形で捉えるのですが、今回の対象基準に当たっては障がいのある方に関して対象基準となっており、そちらに関しても対象に上がっていないのではと捉えられますが、その点に関してはいかがでしょうか。質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 障がい者について申し上げます。資料の１１にあります、左下の名簿作成対象者の中に（エ）（オ）（カ）、ここが障がい者に関する部分ということで対象としております。

町としましては、災害時要支援者のことにつきましては、社会福祉協議会の基幹相談支援センター業務の中に位置づけてはいるんですが、実際なかなか進んでいない状況であります。相談支援を受けている方については数名分できているという状況なんですが、まだ全体的に見られていないところがありますので、今度、令和６年度の予算の中に基幹相談支援センターの中に、ここを重点的に当たっていただくコーディネーター配置ということで予算を増額計上させていただき、今から取り組まなければならないとしているところであります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（１番 岩津 良君） 災害はいつ発生するか分かりません。そのことに関して急務と捉える次第でありますし、この避難行動の支援が必要な方に対して地域にどれぐらい要するのかということで民生委員の方が協力してくださっているということですが、この地区防災計画、先ほど質問いたしました中においても、やはり盛り込んだ形というところを実現していくことが地域の防災、共助・自助につながるのではないかとというふうに捉えますので、ぜひこの抽出に関してよろしくお願いいたします。

また、次、通告事項の７番に移ります。

個別避難計画についてですけれども、昨年末、１２月２日、宮崎日日新聞においても報道され

ました今回、個別避難計画について26市町村の状況の聞き取りを行い、県は同月の1日の県議会においても策定済みが県内対象者の11.2%に当たる4,813にとどまっていると明らかにしました。

提供を差し上げている資料の1枚目のとおりです。今回、激甚化する豪雨被害や南海トラフ巨大地震の発生に備え、市町村の作業の加速化を県は後押しする方針であるとされております。

また、能登半島大震災でお亡くなりになられ、年齢が判明した204人の内訳は60代以上が73%を占めております。

東日本大震災においても、障害者手帳保有者の死亡率は全体の約2倍、また熊本県の球磨川流域の甚大な被害をもたらした令和2年7月の豪雨では、亡くなった方の8割が高齢者の方で、障がい者や高齢者が犠牲になるケースが多く見られることから、この連携を兼ねて発揮されることは極めて重要だと思われますので、通告事項の7の質問の中で、災害時の自ら避難することが難しい方々を対象とした個別避難行動計画について、町はどのように捉えられているのでしょうか。

また、策定の状況はいかがでしょうか。質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 災害時に自ら避難することが難しい方々を対象とした個別避難行動計画の策定についての状況について、お答えしたいと思います。

まずは避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度的な流れについて、ご説明いたします。

要支援者の避難行動要支援に関しましては、平成25年に災害対策基本法の改正によりまして、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務化とされたところです。

三股町地域防災計画では、第2章、風水害予防対策、第16節に要配慮者等安全確保体制の整備において、災害時避難行動要支援者プランとして明記されております。

そして、令和3年5月には、令和元年の台風19号の災害の被害教訓から、災害対策基本法が改正され、実効性のある個別避難計画を作成することが市町村の努力義務となりました。

現在、本町の地域防災計画に個別避難計画は明記されていないところでございます。個別避難計画の作成においては、個人情報保護条例等の関連性から、当該避難行動要支援者の同意を得ることが必要となるものです。

個別避難計画の作成は努力義務であるものの、災害の激甚化や南海トラフ地震を想定する上で計画の策定は要支援者の避難行動の明確化と実効性において、共助の精神に基づく自主防災組織活動の充実にもつながり、意義あるものと考えております。

現行の災害時避難行動要支援者プランを基盤としつつ、本町の地域防災計画の見直しの論点として検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（１番 岩津 良君） 今回、個別避難計画の重要性、またこの実用性についてもそのままちょっとお尋ねしたいんですけども、確かに情報提供に際しての留意する点は必要になるかと思われます。十分な理解と配慮は不可欠ですが、先ほどご答弁いただいた地区防災計画、自主防災組織の中で現在この個別避難計画が盛り込まれている地域というのは存在されているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 現在１３の自主防災組織において、規約というふうな形でイコールこれが個別避難計画というふうに捉えているんですけども、中身を見ますと、そういった要支援者リストというのはどの自主防災組織にもありません。現在のところでは。

ただ、我々としては、隣近所の要支援者というのは地域の方が一番よく知っていらっしゃると思いますので、できればそこまで掘り下げた上で、ぜひそういった要支援者のリストあるいは個別避難計画に当たるようなものを作っていただければなというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（１番 岩津 良君） ありがとうございます。

この地区防災計画に当たり、地域の方たちに情報提供を行うといった上で、高齢者支援課長及び福祉課長にお尋ねしたいのですが、この情報提供というのは地区防災計画に織り込むに当たり提供できるものなののでしょうか。再度お伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 情報の提供ですけども、現在はこの個別支援プラン、こちらのほうを作成するときに資料の１２の右側の下のほうにありますように、同意をもらうようにしていますので、本人の同意をもらえれば提供できるものと考えています。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 福祉課につきましては、先ほど申しましたが、遅れているところがありますけれども、高齢者支援課の例を参考にしながら検討を重ねたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 時間が５０分になりましたので、岩津議員の質問を一応これで終わらせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） これより１５時３０分まで本会議を休憩します。

午後 3 時20分休憩

午後 3 時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位 5 番、堀内和義議員の残りの一般質問を行います。堀内和義議員。

○議員（6 番 堀内 和義君） お疲れさまです。午前中に引き続き、質問事項 2 の②から質問をいたします。

蓼池都市下水路から野々木川近辺は白いノリが張って悪臭がしております。明らかに汚染水とされます。定期的な水質検査はできないかの質問ですが、別紙の堀内和義一般質問関連資料がありますので見ていただきたいと思います。写真ですね。

この写真は、昨年 1 1 月 3 日に撮影したものですけども、一年中こういう状態ですので、ごらんいただきたいと思います。写真①が集落外れの都市下水路です。排水はヘドロではないので濁っていませんけども、下水路一面に乳白色のノリが張って見た目にも非常に汚いところでございます。

写真②が下水路から野々木川に流れる出口付近です。野々木川左側の下流 5 0 0 メートルぐらいまではこのような状況です。普通の川であれば緑のノリが張りますけども、乳白色で明らかに異常ではないかと思われま。野々木川の下流については、桜木川、そして大淀川に流れます。この白いノリは、三股境界を過ぎまして、高城の境界過ぎまでこういう状況でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） 定期的な水質検査についてお答えします。

町では、三股町河川をきれいにする条例に基づき、定期的な水質検査を蓼池都市下水路を含めた町内 1 6 か所で年に 2 回行っております。結果につきましては、同条例施行規則に基づき、町のホームページで公開しております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6 番 堀内 和義君） 私も都城保健所に電話をしまして水質検査を依頼したんですけども、桜木川下流で水質検査をしているので検査をしないというふうに言われました。保健所が検査している箇所は、もっと下流の大淀川付近になるのではないかと思います。下流に行くほど多量の水と混ざるので汚染水は薄くなるとされます。やはり下水路の水質検査をするためには、水路出口付近の検査が最も正確な結果が出るのではないかと思います。検査はされているということなんですが、検査の場所はどこになりますかね。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） お答えします。

ホームページのほうに地図を載せてあるんですけども、1か所が樋脇橋下と、もう1か所が恐らく住宅地の中になると思いますが、蓼池都市下水路に関しては、この2点になると思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 下水路の出口付近ではしていないということですね。それでいいんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） 議員から質問がありまして、それから2、3日しまして、現地を見に行きました。そしたら、たまたまこの1年に2回16か所を検査しております、委託しております県の環境科学協会の職員の方が、先ほどの写真のすぐ横に橋があるんですけども、そこからひもとバケツのようなものを使いまして水を回収しているのを確認しましたので、1か所は、ここの都市下水路の出口だと思われます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 検査をされたということなんですが、もう結果が分かったんですかね。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） 先ほども申しましたが、施工規則に基づき町のホームページで、結果につきましてはBODの値だけですが公開しております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 公開、ホームページで公開しているということなんですが、ここでは分からないんですか。私はここで結果を聞きたいんですよ。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） お答えします。

こちらに、1年に2回行っておりますが、過去7回分の結果が公開されております。直近では令和5年8月に、蓼池都市下水路でBODの値ですね。こちらが5.5となっております、その前、令和5年2月では1.5となっております。1.5ミリリットル、1.5ミリグラム、1リットル当たり1.5ミリグラムとなっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（６番 堀内 和義君） ここで数値を言われても分からないですよ。基準がどれぐらいであって、どうなんだと、どこまでが許容範囲なのか、そこが欲しいんですよ。でないと、幾ら幾らありますよと言っても、皆さん分かりますか、分からないですよ。お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） 説明不足で申し訳ございませんでした。ホームページで確認できますが、蓼池都市下水路での調査結果はあまり芳しくありません。ほかにもよくない場所があるのですが、検査結果につきましては、BODと呼ばれる生物化学的酸素要求量が代表的な水質検査となっているため、BODのみを公表しております。

BODの基準値につきましては、AA型からA、B、C、D、E型と合わせまして6つの類型があり、一番悪いE型で1リットル当たり10ミリグラム以下となっております。一番悪いので10ミリグラム以下です。蓼池都市下水路では、令和5年2月の検査では15ミリグラム、令和5年8月の検査では5.5ミリグラムとなっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（６番 堀内 和義君） 好ましくないということなんですけども、果たしてホームページを見る人が何人いるのでしょうか。好ましくないのであれば公表するべきですよ。ですから、ちゃんとしたもので公表をしていただきたい。回覧に流すか、皆さんが見るものについて、町の便りでもいいからこういう状況ですよという結果を出していかないと、これを見てどう思いますか、皆さん。どうもないですか。普通の川であればですよ、緑のノリを張ってますよね。誰が見てもこれを見て、いや大丈夫だよと私は言えません。ですから私も納得せんにやいかんだろうし、地域住民が納得しないことにはおかしいですよ。

そういうことがあれば、今まで公表もしていないわけですから、ホームページを見てください。私も見てないんですよ、恥ずかしいんですけども。ここで約束してください。公表しますか、しませんか。いずれかお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） 公表するか、しないかにつきましては、数値的なものはホームページで公表しているのですが、現状につきましては、例えば回覧、広報やほかの媒体を使って公表することも可能ですので、そこら辺については少し考えてみたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（６番 堀内 和義君） ①の中で課長のほうで、製造業をはじめとした特定施設のうちに、

特に過去に問題があった事業所を重点的に排水の水質検査を行うとあったんですけども、ということは、企業に製造業が結構あるんですけども、そこ辺りの検査はされたのか、されているのか。結局は課長の答弁の中には、家庭排水の混ざっているから、はっきりした事業所が原因なのか何が原因なのか分からないということでしたですね。ですから、そうなりますと原因的に究明はできていないということですね。当然、申し訳ないんですけども、企業の方に理解をもらって検査をする。それをしていかないと、全く解明にはつかない。ホームページで出しましたよ、はい、それで終わりですか。どうですかね、そこあたりは。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） 1 番目にも答弁しておりますが、保健所のほうでは、特に過去に問題があった事業所を重点的に排水の水質検査を行っていると先日電話で確認しておりますので、そちらの水質検査が悪かった場合には、改善命令や指導等を行ってくださっていると思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6 番 堀内 和義君） 改善命令を出しているということなんですが、総合的にははっきり言って好ましくないですね。だから、個別にある程度検査をしていって答えを出していかないと、解明になりますかね、どうですか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） 先ほども申し上げましたけれども、特に過去に問題があった事業所を重点的に排水の水質検査を行っているわけですので、特定の事業所だと思われます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6 番 堀内 和義君） 一般の方に全て公表しなくてもいいと思うんですけども、ある程度までは公表する、また検討していかないと、何回も言うようですけども、根本的な解決にはならないと思うんですよ。やはり今これを見て、当然、蓼池から野々木川から下流に行きますと、300メートルぐらい下流に行きますと高城になります、都城です。ちょうどここには蓼池の緑保全でシバザクラを植えております。結構朝夕は散歩もするんですけども、シーズン中にはここに県内外から見学に訪れます。

そのときに私も緑保全の役員ですから話を聞いたのが、「あっこは汚ねえな」、「汚いですね」、言われるんですよ。何も言えないですね。せっかく植えた花なんですけども、美化運動なんですけども、あそこを見たときには本当に皆さん方がっかりするんですよ。ですから、水質検査で何も問題がなければ、はっきり答えられますよね。ここについては検査したんですけど

も、大丈夫ですよ。ノリは張っていますけども、大丈夫ですよ。自信持って言えるようになれば、いや、もうここは汚いですよ。今の課長の答弁であれば、汚いですよと言う以外ないですよ。そういうことじゃないんでしょうか。

ですから、やはり申し訳ないんですけども、地元企業ですけども、検査はしていかないと、単なる保健所任せではどうかなというように、町独自でしていただきたいんですよ。そして町独自で結論を出していただきたいと思います。町長、どうでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この問題については、保健所運営協議会というのがありまして、そちらのほうで保健所のほうの検査、評価、そのところは常にお問い合わせをしているところでございます。

一部、リネンサプライとかあるいは水を使う産業関係が集積していますね。その辺りのところの一工場自体は、このBODがクリアしているんですけども、それが集合すると基準値が高くなって、やはり汚染につながる、複合汚染につながっていくんじゃないかなと思います。それとまた、単独浄化槽とか合併にまだなっていない、そういう家庭雑排水合わせたところで、こういう終末のほうになっていくのかなということで、あれは平成26年頃に都市下水道のしゅんせつというのを1回やりました。約四、五百メートルですかね、300から400ですね。それでこう全部水を流して、あるいはまたEM団子の中に置きまして、河川浄化につながらないかという実験等もやりました。いろんな取組をしていながら、この臭い、そしてまた汚染の解消につなげていきたいというふうに思っています。

今回言われるように、町のほうで企業を調査するというのはなかなかできませんので、保健所というのはそういう権限がございますので、そちらのほうで、より詳細な対応をしていくように、また申入れ等しながら河川浄化につながっていけばというふうに思います。

ただ、やはり見てみますと、このBODの数値を見てみますと、令和5年で8月の、その蓼池都市下水が5.5であります。そして樋脇橋の下のほうが0.5ということで非常にここがいいんですけども、先ほど言われましたように水が多くなると、そこが薄められますので0.5という非常に低い数値なんです。ただ、やはり町体育館の角なんかが17なんですね。非常にやっぱし町内の中でもそれぞれの箇所によって、BODの数値が高くなっているところもございます。そういう意味合いでは蓼池もそうですけれども、ほかのところも含めて、この河川浄化に努めなければならないというのは、この数値から反省しなければならないのかなという感じがいたします。

今言われるような蓼池のことですね、この写真を見ますと本当に芝桜の里という環境美化に努めていらっしゃるところで、こういう状況で本当に申し訳ないと思いますけれども、今後しっか

りとまた保健所と連携を取りながら取り組んでいきたいというふうに考えています。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） しっかり検査をして、皆さんが納得するような答えを出していかないと不満が積もります。六地区については下水道も造らないということですので、先ほど家庭からの生活排水も出しましたが、そうであれば下水道も造るべきですね。これは今日の分じゃないんですけども、そういった件が蓼池でもいろいろ不満が出ますし、六地区でもそういう不満が出るんですよ。

次の質問になるんですけども、季節にもよるんですけども、雨の少ない時期は下水路の特に下流に行くほど臭いがひどくなります。マンホールの付近の住民からはクレームが、臭いということではしょっちゅう出ております。定期的に消臭剤を投入することはできないか伺いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） 消臭剤の投与についてお答えします。

消臭剤の投与は、現在まで実施しておりません。常に水が流れている下水路にどの程度の効果があるのか不確実な部分があります。取り急ぎ調査した範囲では、消臭効果または白いノリや藻に対し効果が期待できそうな微生物資材が見受けられます。ただ、必要な量や実際の効果など不明な部分があるため、今後効果があつた事例や自治体などからの情報を集めるなど調査を進めてまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 効果が期待できそうな微生物資材があるということであれば、ある程度試験的にやってもらって、効果の状況を見て実施できればしていただきたいというふうに思っております。特に冬場は、朝もちょっと湯気が立って非常に臭いです。私のところにはそういうマンホールがありませんけども、マンホールがあるところは私にもですけども、館長にもクレームが来ているそうなんです。そういうことで、できるだけ、さっき言ったように白いのも汚いんですけど、臭いもすると非常に臭いものですから、そこ辺りは改善していただきたいというふうに思っております。

最後なんですけども、蓼池・前目地区の工業地域では、大型車の交通量が増えて危ないとか騒音がするとか、臭いがするというのでクレームが多々出ております。町の活性化、雇用確保のためには企業は必要ですし、企業誘致は進めなければなりません。地域住民との信頼関係が失われることのないような政策を進めていただくようお願い申し上げ、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（指宿 秋廣君） これより 4 時 5 分まで休憩いたします。

午後 3 時 53 分休憩

午後 4 時 05 分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位 8 番、岩津議員の残りの一般質問を行います。岩津議員。

○議員（1 番 岩津 良君） はい、引き続き長丁場になりますが、よろしくお願いいたします。

通告に当たります防災について最後の 7 番目の続き少しあるんですけども、ちょっと引き続き質問というか、疑問点のところですね。先ほど最後のご答弁にありましては、避難行動要支援者の方の情報提供について各課からお話いただきました。

その次に、個別避難行動計画の資料にもあるんですけども様式があります、資料、要求資料の 10 になります。災害時要援護者登録支援者兼個別避難計画新プラン、資料 10 になります。こちらの作成については、どの方がされるということで認識すればよろしいでしょうか、質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） このプランについては、高齢者については高齢者支援課のほうで民生委員さん等の協力をもらいながら作っているところです。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1 番 岩津 良君） 民生委員さんが、初めの答弁にも全て聞き出ししてというところなんですけれども、結構かなり大変だなと思うんですね民生委員さん、ただでさえ普段の業務もあるんですけども、こういう資料作成にも携わるというところで聞きながら作成していくというところなんですけれども、例えば今回、福祉課のほうでは機関相談のほうに委ねて、専門性のある方にも関与していただくという内容でしたけれども、高齢者支援課としてもそういった民生委員以外の機関を通じて、この個別要支援者個別避難計画について携わってもらうことというのは難しいでしょうか、質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 休憩します。趣旨がよく分からない。

午後 4 時 07 分休憩

午後 4 時 09 分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

岩津議員。

○議員（1 番 岩津 良君） 先ほども前質問で述べたとおり、三股町における要支援者個別避

難計画の推移ということに関しまして、やはり作成していくことが必要ではないかというところ
と、先ほど申しあげました地区防災計画と、やはり盛り込んだ形というのが大変重要な防災組織
でなるのではないかとこのように思います。そのことに関して地区防災計画、この個別避難計画
の推移の現状について、最後に町長のほうに、どうお考えかお尋ねいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 要支援者として支援プランそちらについて、各団体の数値を見てみ
ますと、えらい違うなというところが、ちょっとびっくりしました。

そういう意味で、民生委員さんを含め、そしてまた民生委員さんだけではなくて、公民館長と
かあるいはまた社協の障害者基幹センターそちらのほうとか、そういうところも含めてこのプラ
ン作成、そちらに取り組む必要があるのかなと。

そしてまた、地区の防災計画、その中に、この要支援者となるのところの周知、本人の同意
が必要なんですけれども、その辺りをしっかりと把握していただいて、いざというときには、要
するに多面的機能等も含めて、皆さんが要支援者の応援ができる、そういう体制作りは非常に重
要ですので、この名簿を含めてもっと充実するような努力をさせていただきたいなというふうに
思っています。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 恐れ入ります。ありがとうございます。それでは以上で、防災等
についての質問は終わります。

それでは通告事項の次に移ります。パートナーシップ宣誓制度についてです。

パートナーシップ宣誓制度は、約9年前に東京都渋谷区、そして世田谷区を皮切りにスタート
した制度で、同性カップルである2人の関係性を婚姻等々であると認めた上で、各自治体独自の
証明書を発行するものであり、導入の広がりを見せ、全国では278の自治体が導入され、人口
普及率といたしましては68.4%となっております。

そこで通告事項の①本町においてパートナーシップ宣誓制度の導入に対するお考えはいかがで
しょうか。質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） はい。パートナーシップ宣誓制度についてお答えいたします。

パートナーシップ宣誓制度は、お互いを人生のパートナーとして認め合い、日常生活において
相互に協力し合うことを約束した一方、または双方が性的少数派である二人に対し、市町村が
パートナーシップ宣誓証明書などを交付するものです。

法律上の婚姻とは異なり、法的効力を有するものではありませんが、本人の意思で選択できな
い性自認や、性的指向で生きづらさを抱えている性的少数派の方々の不安等を少しでも軽減でき

るよう、また、性的少数者の方々への社会的理解が広がり、多様性を認め合いながら、誰でも安心して暮らすことができる社会の実現を目指すものです。県内でも宮崎市、木城町等複数の自治体が導入しています。

資料13をご覧ください。こちらに県内の導入市町村名と導入時期と宣誓数を記載してあります。

制度を利用された方々の病院等の医療現場において、家族と同等の取扱いを受けた。会社等の福利厚生制度、例えば結婚休暇祝い金等の制度の対象となった。生命保険の受取人となれたなどの声もあります。

本町では現在のところ導入の検討はいたしていませんが、人権尊重、多様性の理解の観点から、今後の検討課題とさせていただきます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） このパートナーシップ宣誓制度で思うところは、国で定められた結婚という制度が異性間のみに認められているという点で、ご本人が選択しているわけではないというところで、同性愛というものがあるがためだけに法的に守られていないということは、人権としては重大な問題であろうということです。

パートナーシップ宣誓制度はカップルを認めるだけの制度にとどまらず、先ほどもご答弁頂きました人権問題を解消するための一つの入り口として、一人一人が安心して生活できる自治体を目指すというメッセージ性が強い施策だと感じます。どうぞ前向きな検討をいただけたらというふうに思います。

それでは、次の通告事項の質問に移ります。

質問の3つ目です。動物愛護、野良猫対策についてです。

3月に差しかかり季節の変わり目になると、野良猫の繁殖期というふうに言われますが、秋口にも苦情相談に合いする相談が多く寄せられました。特に野良猫による糞尿被害や過剰繁殖などは全国的な問題となっております。

先週末、前議員の御質問にもありましたが、旭ヶ丘運動公園においても、野良猫の遺棄及び不適切な飼育などもあるようで、昨今では野良猫は残酷な虐待事件の対象にもなっています。その負の連鎖を断ち切る一つの解消方法として、不妊去勢手術を徹底し繁殖を防ぐことが必要不可欠で、国でも改正動物愛護法が2021年6月に施行され、出生後56日を経過しない子犬や子猫のペット販売が原則禁止になりました。また、2022年6月からは犬猫等販売業者にはマイクロチップの装着義務も課されました。

本町においても、公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術、ワクチン、ノミ駆除薬の費用を全額負担とする、さくら猫無料不妊手術事業に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携

して事業を行っている中で、まずは本町における地域猫や飼い猫の状況について伺います。

質問事項の1です。本町において、野良猫による遺棄、苦情、トラブル等報告・相談の件数及び状況はいかがでしょうか。質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） 本町において、野良猫による遺棄、苦情、トラブル等の報告・相談の件数及び状況についてお答えします。

本町における猫の相談件数は、令和5年度では現在までに記録しているものは2件です。なお、記録しているもの以外に電話やメールなどでの相談件数は近年多くあり、その中でも猫の糞尿や餌やりに対するものが大半を占めております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 記録はしていないが多数受けているということは、実際の相談件数はもっとあるという認識のご答弁でよろしかったでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） そのとおりです。こちらにある資料では、都城保健所、実際に猫や犬の保護をしたりするのは都城保健所になるのですけれども、都城保健所への猫に関する苦情件数は、令和4年度で472件となっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 三股町役場だけの対応ではなく、保健所のほうも対応しているということで、やはり相当数の数がいるということは確認すると思います。その中でも、被害住民・町民の方についても、対応についての方法や被害現場、加害者の相手に対しても住民トラブルになることから、どういうふうに対処したらいいか分からないという声をよく聞きます。保健所の指導などありますが、通告事項の2になります。

町としても、不適切な飼育や無秩序な餌やり等被害を受けられた方に対する対応・対策はどうされていますか。質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） 虐待や劣悪な飼育環境、多頭飼育崩壊などの不適切な飼養や無秩序な餌やりについての対応や対策についてお答えします。

相談を受けた際には、現場へ向かい原因者と話をし、改善に向けた指導を行うとともに、状況によってはボランティア団体などと連携して対応しております。

対策につきましては、町の回覧・広報を活用し、令和5年度は7月と11月の2回、適正飼育

に関する内容を掲載して周知しております。

また、被害を受けられた方に対する対応と対策についてお答えします。

被害を受けられた方から電話やメールなどでご相談いただいた場合は、猫は動物の愛護及び管理に関する法律で愛護動物となっており、町や保健所では猫の駆除や捕獲はできないことを説明しております。

また、猫の糞尿被害を減らすためには、被害を受けている方自身で猫除けの対策をしていただくように、猫除けグッズの設置を進めたり、また保健所での猫除け機の貸し出しの紹介をしております。なお、愛護動物のため、虐待に当たるような方法で追い払うことのないように申し添えております。

対策につきましては、先ほどと同じように、町の回覧・広報を活用し、令和5年度は7月と11月の2回、適正飼育に関する内容を掲載して周知しております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 冒頭で申し上げたとおり、これからまた春の繁殖期に差しかかります。町の回覧や広報の活用もご相談したとおり、閲覧の内容もあるんですけども、前回、令和5年度11月の回覧・広報も見たんですけども、やはり文字だけで少しちょっと分かりづらい部分もあるのかなというふうに思います。

各自治体においても、イラスト化されたような形で回覧・広報するなどの工夫もされている自治体も見受けられるようですが、その辺りの広報に関しての工夫についてはどうお考えでしょうか。質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） 現在の町のホームページの中の犬や猫に関するお知らせにつきましては、情報量が少し不足している部分があると思います。

今後は、他の自治体を参考にしながら、充実を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ぜひ、よろしくお願いいたします。そこで、提供差し上げている資料の2枚目になります。

宮崎市の事例になるんですけども、こちら動物との共生に関する条例というものが書かれております。令和3年12月23日に条例交付され施行されているものです。

動物の愛護及び管理に関する法律の中で、町や保健所では先ほども答弁いただきました。猫の駆除や捕獲はできないこととありましたが、現在、実行性のある規定というものが、やはりなか

なかないという中で、秩序を保つ主な内容として、左側の6項目が取り上げられております。この実用に対する効果や検証も必要になってくるとは思われますが、こういった条例の制定について、ご見解のほうはいかがでしょうか。質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） 令和元年12月議会の一般質問で、他の議員から同様の質問がありました。その時は、「国に法律があり、県にも条例があるため、現在のところ、町の条例の制定は考えていないところであります」と答弁しております。それから五、六年経過しております。

今後につきましては、他の自治体、本町と同じような規模の自治体の動きを注視していきたいと思えます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 他の自治体との関連というところもあるんですけども、どの程度の相談件数になればこの条例というのが本気で考えていくのかというところが、見えないところも正直あるんですけども。相談件数は、先ほども答弁ありましたとおり、保健所の部分に合わせると500件近くとありますので、何かしろこの秩序を保つ上で、ルール決めというものを取り行っていないと、被害に遭う住民の方、町民の方というのは増えていくであろうと思えますし、猫の実際動物の命があるわけですので、どんどん繁殖していくということに対して、例えば車にひかれたりとか、老衰したりとか、亡くなっていく猫ちゃんというところも増えていくことも想定されます。人と動物との共生というところで、動物の野良猫にも被害が加わらないようにも、この条例というものを少し前向きに考えていただけると幸いかなというふうに思います。

最後になりましたけれども、今回防災についての計画、パートナーシップの制度、野良猫についての条例と提言させていただきました。必要かつ汎用されるべきものとして、前向きなご検討をぜひよろしくお願いいたします。

これで、私の一般質問は終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。残りの質問は、明日12日に行うことといたします。

_____ . _____ . _____

○議長（指宿 秋廣君） 本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後4時26分散会

令和6年 第2回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

令和6年3月12日(火曜日)

議事日程(第4号)

令和6年3月12日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 常任委員会付託

出席議員(12名)

1 番 岩津 良君	2 番 中原 美穂君
3 番 上西 雅子君	4 番 西村 尚彦君
5 番 田中 光子君	6 番 堀内 和義君
7 番 新坂 哲雄君	8 番 楠原 更三君
9 番 堀内 義郎君	10 番 内村 立吉君
11 番 指宿 秋廣君	12 番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長	鈴木 貴君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君
高齢者支援課長	下沖 祐二君	農業振興課長	山田 正人君
都市整備課長	井上 政和君	環境水道課長	木下 勝広君
ふるさと納税推進室長	細田 高広君	教育課長	渡具知 実君
会計課長	島田 美和君		

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言をしてください。

発言順位9番、上西議員。

〔3番 上西 雅子君 登壇〕

○議員（3番 上西 雅子君） 皆さん、おはようございます。発言順位9番、上西雅子です。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

その前に、ほかの議員の方々も言われたとおり、私も、今年1月の能登半島の大地震を受けて、ニュースなどでその惨状を見るにつれ、胸が苦しくなる日が続きました。天災であるとはいえ、前もって何かほかの手だてをしていれば、救える命が一つでもあったのではなかろうかなど様々考えさせられました。多くのお亡くなりになられた方々のご冥福と一日も早い能登の復興を心からお祈りするとともに、私も何か少しでもお役に立てることがあれば、できる限りの支援をしていきたいと考えています。

改めて、質問に移っていききたいと思います。

まず、1点目の質問です。役場職員の働き方についてです。

現在、役場職員のうち正規職員が186人、会計年度任用職員が約180人と、半数近くが非正規職員であるとお聞きしました。

①の質問です。こうした職員配置にしている理由と根拠について、町長にお聞きしたいと思い

ます。

後の質問は質問席で行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。役場職員の働き方について、①役場職員のうち、会計年度任用職員は約半数であるが、その理由や根拠について、町長の意見を伺いたいというご質問について回答いたします。

会計年度任用職員は、令和2年4月の地方公務員法の改正により導入された非常勤の地方公務員で、従来の臨時職員や委託職員と呼ばれる非常勤職員に代わって設置されました。

先日の宮日新聞に、自治体の会計年度任用職員の増加について、財政難を背景とし、正規職員を増やせない旨の記事がありました。県内の状況では、都城市が1,247人で2番目に多く、類似団体である高鍋町は492人の、4番目に多い状況にあるようです。

本町の令和5年度の職員数は、正規職員186名、会計年度任用職員が180人の計366人となっております。10年前の平成26年度との比較では、正規職員が13人、会計年度職員が31人増えています。正規職員は、保健師、心理士、建築士、管理栄養士などの専門職を増員しているところです。

会計年度任用職員の主な配置状況は、福祉課の放課後児童クラブ支援員が40人、教育課では、学校用務特別支援員、図書館等の学校関係業務が55人、総務課では、コミュニティバスや工事検査、支部加入などで17人、高齢者支援課では、地域包括支援センター関係部署等で15人、環境水道課では、最終処分場、衛生センター業務等で14人、町民保健課の健康管理センターの代替保健師、マイナンバー、レセプト点検業務等で13人となっております。

会計年度職員数は年々増加傾向にあります。要因・理由としまして、コロナ感染症の長期化に伴う保健師や事務職等の増員配置、児童厚生員の拡充、学校関係の新たな業務支援、特に特別支援員の増、マイナンバーなどの新規事業、そして、権限移譲等により増加したものと考えられます。

会計年度任用職員の雇用の必要性につきましては、各年度に実施する正規職員の人事に関する課長ヒアリングにおいて、正規職員と同様に、業務量に基づいた配置の必要性、緊急性等を考慮した上で判断しているものであります。

ご指摘の役場職員の半数が非正規職員であることについての是非、非正規職員の待遇改善など、町財政との絡みもあることから、行政改革本部の中で真摯に議論してまいりたいというふうを考えているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 町財政の絡みもあるということで、そういう内容的なことが分かりました。こうした状況というのは、三股町だけではないと思います。

平成12年、国から地方行革大綱が出されたことで、全国の地方自治体に厳しい定数削減が進められた上に、地方分権下で行政サービスの需要が年々増大する一方、少子高齢化で人口増も期待できずに財源増も見込めない。そうした状況の中、各地方自治体はコストの削減を迫られていき、そして、正規の公務員の数が増え、結果、非正規職員を追加し、何とか行政サービスを賄っていかざるを得ない、そんな状況になっていったのではないかと思います。

非正規職員という立場にはメリットもありまして、子育てや介護、ほかにやりたいことを優先したいと考えている人たちにとっては、パートタイムや時短労働はありがたい勤務形態だと思います。また、心身の事情等で、非正規で働くことを積極的に選ぶ人もいます。

しかし、社会全体、町全体を考えたときに、役場職員の半数が非正規ということは果たしていいのか、問題として捉えなければいけないのではないかと、私は考えています。

その問題点の1点目は、非正規で働く人の生活基盤が弱体化するということです。今年度の募集要項には、一般事務のフルタイムで総額15万6,800円と書いてありました。先日、私はある会計年度任用職員に、大変ぶしつけながら参考にとということで、直接手取り金額を聞きました。11万円ちょっとという答えでした。そうした金額ですと、もしも賃貸アパートで一人暮らしをしようと思っても、かなりぎりぎりの生活だと思います。

大変極端な話でいうと、結婚を考えている二人共が非正規職員であった場合、子供をつくろうと考えても、どちらかが休職することとなり、出産・子育てを諦めざるを得ない状況を生み出すことになると思います。

役場だけでなく、民間でも非正規職で働く人は多くいます。結婚しない若者、子をつくらない夫婦が多くいる背景には、実はこうした働き方も影響しているのではないかとされています。

深刻な少子高齢化を迎えた現在、安定した収入で安心して働き続けることができる環境の整備を、民間に先駆けて町行政が率先してやるべきではないかと考えています。

問題点の2つ目は、女性の地位向上、社会的進出に関わることです。

実際には、町の会計年度任用職員は、既婚女性が多いと聞きます。恐らく、家庭内で家計の主たる担い手ではない妻のほうが、非正規職員となるケースがほとんどだと思います。社会全体を見ても、非正規職の多くは女性です。

昨今、女性の地位向上、活躍の場の創出が叫ばれています。こうした構造は、そんな理想からかけ離れたもので、むしろ妨げになっていると思います。既婚女性が家庭内で家計の主たる担い手ではないということが当たり前と思われている社会を、私は変えていくべきだと思います。

その他、夫と離婚や死別をして、一人で家計を支えている女性も多くいますけれども、そのうち非正規職を選択せざるを得ない方々が町内にもたくさんいらっしゃいます。

一人で子育てをするために時短労働しか選択できなかったり、子供の手が離れて、ある程度の年齢になってから正規職を見つけようと思っても、なかなか働き先が見つからないのが現状であると聞きました。非正規職として働くうちは、彼女たちが職場内で地位を向上させることは不可能に近く、それどころか、社会的・経済的な弱者になるケースが極めて多く見られます。

町は、2年前に女性の活躍を後押しするために、第2次三股町男女共同参画プランの見直しを行いました。平成27年に制定された女性活躍推進法を踏まえ、男女が互いに尊重し合い、自らの意思と責任により、社会のあらゆる分野における女性活躍の支援をさらに発展させる計画であるとうたっていました。パンフレットも作成されて、町内に多く配布されたと思います。それらの計画を絵に描いた餅にしてはいけないと思います。

女性の地位向上を目指し、活躍の場をつくるためには、役場内に女性がやりがいを持ち生き生きと働ける場をつくっていくことも、地方行政の役割だと思います。

役場職員の半数が非正規職であり、女性がそのポジションに多くいる構造について、町はしっかりと考え直して改善していただければと思います。役場で働く正規職の人も含めて、職員をコストとして扱うべきではないと思います。大切に育てられるべき人材、役場の顔となる一人一人だと思います。ぜひ、それらのことを考えていただき、今後の人事の在り方について、町としてどうあるべきかをぜひ検討していただきたいと思います。そのことについては、最後の質問で町長に見解を伺えればと思います。

すみません。では、次の質問に移ります。

高齢者支援課や町民保健課、教育課などに配属されている保健師、ケアマネージャー、図書館司書、教育関係者のような専門職のうち、複数人が会計年度任用職員です。専門職とは、困難な試験を乗り越えて資格を獲得した後にも、自らの知識と技術と経験を生かして問題や課題に向き合い、さらに専門性を高めて実践を積んできている人たちです。

特に教育や福祉現場の職員は、住民や生徒など生身の人たちと直接関わり、一人一人の状況・状態・背景を知り、かつ信頼関係を築きながら行う仕事となります。そうした人たちが会計年度任用職員として働くということは、重大な任務にもかかわらず、低収入で不安定な立場で働いていることとなります。

また、会計年度任用職員は、最長3年で一旦契約終了ということになりますので、その職員が現場で聞いた声や感じた課題点を正規職員と同じように伝えられる環境にあるのか疑問です。

さらには、そうした人たちと関わった町民からしても、せっかく築いた信頼関係が長くとも3年で途切れてしまうこととなります。そうしたことは、現場全体としてもノウハウが積み上が

っていかないし、関わった町民にとってもマイナスをもたらしてしまうというデメリットが多くあるのではないかと思います。そうしたことについてどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今のご質問に対しまして見解を、考え方を述べさせていただきたいと思います。

同じ業務、目的に従事する専門職の職員として、正規職員と会計年度任用職員との違いは何かを考えると、現場のノウハウが積み上がらない、現場の声が届きにくいという実態があるとするならば、業務体制や業務意識に問題があるのではないかと思います。

一方で、必要とする専門職の職員を全て正規職員にすることで解決できるものではないと考えております。

公務員は、町民の福祉の向上を目的として幅広い業務知識が求められますので、特に正規職員は、専門職であっても、その能力・資格を生かしつつ、他の関係分野に異動し、さらに学び、業務の視野を広げることが求められるものでございます。

専門職の職員の配置の考え方としましては、特化した専門業務は任期付きの会計年度任用職員に、業務全般や関連する部署との連携、関係性を深め、総合的な視野での業務に正規職員を配置するとした業務区分の考えを持って配置すべきというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 今おっしゃったことは理解が、私はちょっとしかねます。専門職の人がお仕事に就こうと思ったときに、本当だったら、安定した職を見つけると思うんですけど、やっぱり何らかの理由で非正規にならざるを得ないというところがあって、そこに募集があるから来ていると思うんですね。そういう意味では、非正規のところに専門職の部署があるということそのものが、少し、非正規の人を非正規で働かざるを得ない状況にしているのではないかと、うふうに思っています。

ただ、非正規の人が、非正規、非常勤の働き方が絶対に悪いということではなくて、こうした人たちが、私が現場にいたときに、現場で専門性は発揮できているものの、頑張って本当に市町村のために働きながらも、どこかで、所詮会計年度任用職員だからといって、やや、やっぱり遠慮をしながら、少し遠慮しながら、その人本来の力を発揮しないまま働いている人を多く見かけたという経験から、このことをお伝えをしています。

役場というのは、一人一人の職員がやりがいや向上心を持ちながら働ける環境を整えられているのか、今の働き方を積極的に選択して働いているのか、ということを一人一人ヒアリングなど

を通して考慮をしていただけるとありがたいと思っています。

また、会計年度任用職員が常勤職員になれるような機会をつくっていただくなどすれば、そうした方々の前向きな働き方にもつなげていけるのではないかと考えています。

それらのことを訴えまして、続いて町長に対して、将来の今後の在り方を見据えて、将来の町の在り方を見据えて、今後の役場職員人事についての展望を伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 将来の町の在り方を見据えて、今後の役場職員人事についての展望を伺いたいということでございますが、先日、宮日新聞に自治体の非正規職員数の推移が掲載されて、正規職員は行政のスリム化の影響で減少し、一方で、福祉やデジタル関連の業務増加に対し非正規で補っているとあり、この背景には、財政難で正規職員を増やせない事情があるというふうにありました。先ほどお話があったとおりです。

本町も厳しい財政事情ではありますが、責任の伴う重要な仕事は、できるだけ正規職員を基本に配置を行っており、先ほど述べましたように、10年前の職員数と比較して正規職員が13名増えております。特に専門職のところを増やしているところでございます。

本町の人件費に関しましては、令和6年度当初予算額は、前年度当初予算額に比べ、正規職員において約1,500万円、そして、会計年度任用職員は約4,200万円、これは人事院勧告に基づいて給与の引上げというのがございましたので、増額を見込んでいるところでございます。

そしてまた、国の指導により、会計年度職員に令和6年度から勤勉手当を支給するよう求められるとともに、給与・手当等の処遇改善から、総人件費の増額が見込まれておりまして、今後、非常に財政負担になることが懸念されるというふうに考えています。

このことを踏まえまして、行財政改革により事務事業の見直しや組織機構の見直し、そして、業務のアウトソーシング、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進などにより業務の効率化を進め、職員及び会計年度職員の適正配置に努めることが重要というふうに考えております。

そして、新たな行政課題や多様化する住民ニーズに的確に対応する組織体制かつ運営を目指したいというふうに考えているところでございます。

最近のこの採用関係を見てみますと、これはちょっと、女性と男性の比率なんですけれども、過去、今度の6年度の採用まで含めまして、男性が13名、女性が31名ということで、44名採用の中で女性の比率が7割を占めているということでありまして。女性の地位向上を含めて、そしてまた配置含めて、しっかりと女性が活躍できる環境整備、それをしっかりやっていきたいなというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 町財政のことを考えての会計年度任用職員の在り方ということは理解ができましたが、今後、そうして女性が社会で活躍している場をつくっていただけるということや、役場職員全体が生き生きとやりがいを持って働ける環境づくりに、ぜひ、これからも前向きに取り組んでいていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、通告2の質問に移りたいと思います。町営住宅についてです。

町営住宅に入居する際の連帯保証人は、令和2年度より施行された条例「連帯保証人免除取扱要項」により、高齢者、障がい者、その他一定の条件を満たしている人は申請すれば免除されることになっています。

ただ、残念ながら、私への個人的な生活相談や民生委員への相談などで、「町営住宅に申し込みたいけれども、連帯保証人がいなかったから申し込まなかった」と言って諦めた人たちが複数人いました。私もこの条例を知らなかったため、後から町のホームページを見て気づいたところでした。この条例の施行以降、どのように周知をされたのかを伺えますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 町営住宅に入居する際、一定の条件を満たしている方は連帯保証人が免除されることをどのように周知されているのかを伺いたいという質問にお答えしたいと思います。

町営住宅につきましては、入居の際、原則として連帯保証人を求めています。先ほどご説明があったとおり、特別な事情により免除をできる規定として、三股町営住宅連帯保証人免除取扱要綱を定めております。

具体的には、入居しようとする方が高齢者や障がいのある方などで、入居希望者の努力にもかかわらず連帯保証人の確保が困難な場合には、緊急連絡人を教えていただいた上で免除できることとしておりまして、要綱を施行した令和2年4月以降、連帯保証人を免除した実績がこれまでに5件ございます。

連帯保証人の免除規定の周知につきましては、原則として連帯保証人を求めていることから、これまで積極的な周知を行っておりませんが、窓口でお渡しする募集案内において、連帯保証人に関する注意事項の欄に、連帯保証人がいない場合はご相談いただくよう、今は記載しているところでございます。

しかしながら、近年、身寄りのない単身高齢者が増加していることなどを踏まえまして、入居者を募集するホームページや回覧板におきまして、免除できる場合があることを追記するなど、連帯保証人の確保ができないことを理由に入居できないといった事態が生じないよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 今後、様々な方法で周知をしていただけるということですね。

私は、町のホームページで、この募集要項の中の免除取扱要綱に行き着きましたけれども、こうしたことをパソコンやスマートフォンを使いこなすことができ要件を知る人と、情報のツールを使いこなせずに行き着くことができない人の間で差ができていたということだと思いますので、公平性に欠けるかなというふうに思いました。こうしたことは、町営住宅に限らず、ほかのサービス内容でも多々あることだと思います。周知の在り方は、公平性を重視すべきですし、とても大切なことだと思います。

高齢社会となり、町営住宅のニーズが高まる一方で、どうしても身寄りのない方や、家族や親族と何らかの理由で疎遠になっている人たちが一定数いると思います。大切な住居を見つけたいのに、知らないが故に諦めてしまう人が出てしまわないように、今後、おっしゃったように、様々な方法でしっかりと周知を行っていただきたいと思います。

では、続いての質問です。引き続き、町営住宅入居希望者の連帯保証人の件です。

さきに述べました連帯保証人免除取扱要綱によってでも、連帯保証人をつけることができない人がいると思います。そうした人たちを救済できる仕組みが、かつて、私が静岡県にいたときにありました。それは、民間の賃貸住宅の入居希望者でありながら、連帯保証人が確保できない人に対して、入居する際に保証料を支払えば、保証会社が保証人になるという仕組みでした。これは、民間のアパートの入居を断られやすい障がい者の団体が要望したことで、静岡県の宅建協会が創設した保証協会です。そうした成り立ちだったので、社会的な弱者を優先して保証していくような団体でした。

宮崎県でもこうした仕組みが民間でないかを調べたところ、ひなた保証という会社を見つけました。今日、皆さんのお手元に配付してあるパンフレットのコピーです。

先日、お電話で事業内容を確認したところ、賃貸契約の段階で連帯保証人がいない人に対して、賃料の80%を保証料として一度支払ってもらうことで、その先をずっと保証する仕組みとなっているそうです。万が一、家賃の立替えが生じた場合は、代位弁済決済手数料を上乗せして返済することとなりますが、連帯保証人が確保できない方にとってはとても安心な仕組みだと思います。現在、日向市がこの会社と連携し、公営住宅の入居者支援を行っているということでした。今、全国的にもこの動きは広がっているとのことでした。

町営住宅への入居に当たり、こうした民間の力を借りながら、借り手側も貸し手側も安心して契約できる制度を取り入れていくことが必要だと思います。私が見ている限り、町営住宅の空き部屋が多くあるように見受けられます。管理料は支払いながら、人の手が長期間入らず、部屋を

劣化させる一方であれば、できる限り希望者を入居させ安心して暮らしていただいたほうが得策なのではないかと、私は思います。このことに関して、ご意見を伺えますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 条件を満たさない町民に対しても、民間の保証会社の利用等で、連帯保証人なしでも申請ができる仕組みをつくる必要があると思われる。意見を伺いたいに対してお答えしたいと思います。

近年、先ほどお話ししたとおり、身寄りのない単身高齢者等が増加していることなどを踏まえまして、平成30年3月に、国から保証人に関する規定を削除する条例案が示されるなど、現在、保証人の確保を入居の前提とすることからの転換というのが求められているところでございます。

こういったことを受けまして、本町におきましても、先ほどの規定、連帯保証人を免除できる要綱等を定めているところですが、議員ご指摘のとおり、住宅の確保に困窮している全ての町民が連帯保証人の確保ができないことを理由に入居できないといった事態が生じないよう努める必要があるとは考えているところでございます。

しかしながら、家賃が未納となった場合や、施設への入所や、死亡された場合等、明け渡しとなった場合等の協力が得られないことなどから、保証人を求めないこととしている県内の自治体につきましては、県を含む27自治体ございますが、そのうち1自治体にとどまっているところでございます。

このような状況ではございますが、県営住宅におきましては、現在開催されております県議会の2月定例会において、保証人の規定を削除する条例の改正が提案されていると聞いております。このような条例改正後の県の動向、また、他の市町村における動向等を見据えながら、本町の町営住宅における保証人の取扱いについて慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 県の動向とかもそうした方向に動いているということで、ぜひとも前向きに保証人の要綱に関しては検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。

では、通告3の質問に移りたいと思います。

これまでの2日間、ほかの議員の方たちがたくさん質問されたので、内容が重複するところが多くあると思いますが、ご容赦をください。

さきに述べました能登半島地震を受けての質問です。堀内和義議員、堀内義郎議員、岩津議員も質問されましたが、2か月半前の災害を受けて、町として地域防災計画の見直しをされるのかどうか、すいません、改めて教えていただけますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 能登半島地震を受けての町地域防災計画の見直しについてお答えします。

堀内和義議員らのご質問の回答と重複しますが、三股町地域防災計画に南海トラフ地震防災対策推進計画が作成されております。中身につきましては、関係者との連携、協力の確保や避難及び救助対策等が盛り込まれているところでございます。

政府によりますと、年始めに発生しました能登半島地震を教訓とした南海トラフ巨大地震の防災基本計画の改定が計画されております。これによりまして、被害想定や防災対策の見直しが考えられますので、動向を注視しつつ、三股町地域防災計画の南海トラフ地震防災対策推進計画の見直しに取り組みたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 南海トラフ地震防災推進対策ということで、地域防災計画への見直しを今後取り組んでいくということで了解をいたしました。

私も、この質問に当たって、令和2年3月に見直しのあった町の地域防災計画に目を通させていただきました。特に震災対策編では、宮崎県を取り巻く地震環境、想定地震と想定被害、予防対策、応急対策、復旧・復興対策、南海トラフ地震に備えてなどなど、具体的にきめ細かに作成されていると感じました。

ただ、今回の能登半島地震では、災害が起きたことは大変悲しいことではございましたけれども、避難所の在り方や様々な場面での自治体の支援における想定外の事故などなど、ほかの自治体としては学びになったことも多かったのではないかと思います。

町長が新年の挨拶会で言われたように、今回のことを対岸の火事として捉えてはいけないと思いました。この間のほかの議員の一般質問で答弁されたことをおさらいいたしますと、災害が起きたときの町の対応として、水の確保については、町内各所にある井戸の水を飲料水、生活水に活用するという、電力は自給自足ができるように、来年度より太陽光で得た電力を蓄電するシステムを導入していくことを確認をいたしました。また、食料などの備蓄品は多目的体育館そばの倉庫や各地区分館倉庫に備蓄しているということが分かりました。

私は加えて、現在、町で進めている五本松の交流拠点について、この場所を災害が起きたときの防災拠点としても機能することができるよう工夫していくことが必要だと思っています。

五本松交流拠点は、現在、詳細な設計内容については、これから具体化する予定で、今後、町からSPC（地域密着型特別目的会社）に対して最低要求水準を出していくことを伺いました。

例えばですけれども、災害時の義援物資の配送拠点、仮置場、あるいは、ほかの地域から来る

支援者の活動拠点など、実際に想定したときに、役場周辺や元気の杜、あと指定避難場所では不足する支援施設が多くあるのではないかと思います。

また、町には何より宿泊する施設としては民泊ですね、町民の方々のお家や空き建物を利用した民泊ということしかない状況であると思います。必要時に必要人数が宿泊ができるような施設、つまり、トイレやシャワー、寝床等の設備を整えられる施設を造っていくことが必要なのではないかと思います。

災害時と平時、どちらも便利に使える施設をユニバーサルデザインなどにして、アイデアを民間で募るのもよいのかもしれないと思います。そもそも五本松交流拠点計画は、官民協働で様々なアイデアを持ち寄り、町民が使いやすく、町民が夢を実現できる場所として創造される場所だと思います。

ただ、一たび、我が町に何か起きたときにでも、町民は何を必要とするのか、リスニングをしながら、この場所を安心安全の場として機能させることが、交流拠点を創造していく上で必要なのではないかと思います。そのことに関して、意見を伺えますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 五本松交流拠点建設計画に地域防災拠点としての機能をしていけるような、より具体的な計画、水・電気等のライフラインの確保、宿泊設備、救援物資の配送拠点や仮置場等の確保等を盛り込むことが必要だと思われる。そのことについて、今後の展望を伺いたいとのご質問にお答えをいたします。

三股町交流拠点施設整備事業基本計画の中で、導入する機能の基本的な考え方について、学び、子ども・子育て、健康づくり、買物と食という4つの機能を柱とし、公共性・公益性のある施設であることから、防災の観点も踏まえ、非常時の利活用も想定した施設整備を意識するとしております。今後、官民連携事業として、まちづくり合同会社を中心として、議員おっしゃいますように、特別目的会社とともに協議することとなります。

防災の観点は非常に大事な機能であり必要であると考えておりますが、災害時の救援物資の配送拠点や仮置場としては、先ほど議員おっしゃいましたように、多目的スポーツセンターを予定し整備しているところであります。

また、平成28年4月に落成をいたしました西部地区体育館、こちらも災害時に要援護者の避難所生活における主要な滞在スペースとして、アリーナ等を利用できるというふうにしております。

とはいえ、災害時の非常時には、交流拠点施設や屋根つき広場などの活用も検討する必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（３番 上西 雅子君） 今後、非常時の利活用をしていくということで、様々なところでいろいろな機能を持たせるということもとても大切だと思うんですけど、能登半島のところで住民に聞いたお話で、こっちに行けばいいと思ったら、こっちだったとか、そっちに行けばいいと思ったら、そっちだったとかというところが、やっぱり情報が錯綜しているので、やっぱりセンターをつくっていくというのが大切なのかなというふうに思ったので、拠点というところで機能していただければなというふうに感じたところです。今後いろいろと検討を進めていただけるということで、よろしくお願いいたします。

こうして災害時の備えを進化させていくことは、これから想定される南海トラフ地震の対策としても必須事項だと思います。これで万全と思わずに、町の安心安全を効率よく創造していただきますように、どうぞよろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） これより１１時まで本会議を休憩します。

午前10時44分休憩

午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位１０番、楠原議員。

〔８番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（８番 楠原 更三君） 発言順位１０番、楠原です。最後となりました。もうしばらくお付き合いください。

まず、このたびの地震で被災された方々にお見舞いとお悔やみを申し上げますとともに、今後とも１月１日、１月１７日、３月１１日に、防災そして個別避難の認識を新たにしなければと思った次第であります。

それでは、通告に従いまして質問してまいります。

総務産業常任委員会におきまして、ハート形のまちを提唱している自治体、そして、デマンド型交通を導入している先進自治体の視察に１月半ばに行ってまいりました。今回は、その通告を兼ねながら質問をしてまいりたいと思います。

ハート形のまちについては、京都府の宇治田原町と兵庫県市川町、デマンド型交通については、その２つの町と兵庫県福崎町を視察いたしました。３つの町に共通していると感じたことは、町のＰＲに様々な工夫を凝らし、非常に積極的に取り組んでいるということです。

まず、ハート形のまちについては、まちの形がハートに似ているということは、他の自治体にはない大きな特徴であり、この特徴を生かさなければとハートを切り口にしたまちの施策、まちのPRと積極的な活用が見受けられました。

次に、デマンド型交通を含む地域公共交通の在り方とその取組方については、自治体で様々ありますが、背景には高齢社会、人口減少社会対策であるということが共通していました。

利用状況をお聞きしたところ、やはり少ないと述べられました。ところによっては、バスの窓にフィルムを貼っていると言われたところもありました。これはどのようなことを意味しているのか、お分かりかと思いますが、地域公共交通の課題を表していると思います。既存の路線バスが撤退した地域で利用者を増やすことは大変だと再認識したところです。何につけ補助金頼みになると思います。

そこで、くいまーるには、これまでどのような補助金がどれくらい活用されてきたのか、そして、今後、この地域公共交通計画を実施していく中で、どのような補助金がどれくらい考えられているのか伺います。

後は質問席から行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 地域公共交通の見直しについて、①くいまーるに対する補助金、種類・金額（これまでとこれから）（町単独の補助金はいまーる経費全体の何%を占めているか）のご質問にお答えいたします。

資料のナンバー6を御覧ください。

まず、三股町公共交通計画の策定する事業として、令和3年度は、調査業務委託費402万6,000円に対し、国及び県から補助額約223万2,000円、令和4年度は、策定業務委託費957万円に対し、国及び県から補助額116万7,000円を頂いており、計画策定事業の総額は1,359万6,000円で、うち339万9,000円を補助金で対応しているところでございます。

また、令和5年度は路線再編及びダイヤ改正等業務委託費701万8,000円に対して、県からの補助額が74万8,000円で行いました。令和6年度はバスロケーションシステムを含むデマンド交通等導入業務委託費1,105万5,000円、デマンド交通用車両1台、新路線運行用車両2台の購入費1,200万円の計2,305万5,000円に対して、国の事業を活用し、計1,152万7,000円の補助金で対応を計画しているところでございます。

次に、くいまーるの運行収支についてご説明いたします。同じく資料ナンバー6を御覧ください。

令和元年度から令和4年度までの運行の収支を示したものでございます。支出額、つまり経費から収入額を差し引いた収支額が町の負担額となるものでございます。負担率は約90%から94%と年々負担割合が高くなる傾向にあります。

また、大きな負担の要因としましては、バス運転手及び事務員の人件費に関わる経費が支出額の65%から74%を占めているものであります。

以上、回答いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） くいまーるに対する補助金には、これまでどのようなものがあつたのかと、事前に資料を要求していました。今、説明いただきました資料の6にあります。要求の仕方が悪かったのか、頂けたのは、ここにあるように令和3年度からと6年度の見込みでした。

次の質問に関わることとなりますが、くいまーるの利用者の状況を当初の段階でどのように想定されていたのかを、補助金を通して知ることができるのかなと思って、これまでとしたところなんですけれども、なぜならば、地域公共交通について視察をいたしました福崎町では、福祉課とまちづくり推進課の方に対応していただきました。その中で、説明を進められたのは福祉課の課長さんでした。まちづくり推進課は補足説明係として同席されていました。福崎町の地域公共交通は福祉バスがその原点となっており、地域公共交通予算の85%は国・県の補助金で賄われているということをお聞きしました。そこで、町負担は約15%ということになります。

本町の場合は、今、説明がありましたように90%を超えている。そういうようなことから、この資料を求めたわけなんですけれども、説明不足でした。

先日行われましたまちづくりフォーラムの中で、路線再編の説明がありましたが、その際、くいまーるは平成19年4月運行開始ということを知りましたが、そのときに、まず一番に、目的は福祉目的であったと説明されました。くいまーるが福祉政策として、いわゆる福祉バスとして考えられたことはあったのでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 三股町公共交通計画の策定段階における福祉施策の検討についてお答えしたいと思います。

公共交通計画の策定におきまして、住民や事業者等のアンケート調査を基に、本町の地域公共交通を取り巻く課題の整理を行うことで、交通弱者のサポート事業である公共交通の在り方や、事業を通じて福祉の向上に寄与することを念頭に計画の基本方針を定め、計画目標を設定してまいりました。

課題の整理において、買物、通院時における高齢者の移動手段の確保や、子供たちの通学時の

移動手段の確保、地域公共交通の相互連携や他の産業との連携及び地域の実情に応じた公共交通サービスの提供の課題から5つの基本方針を定めたところです。このことは、くいまーるバス事業が全てを賄うものではなく、民間事業者との連携による地域公共交通の機能分担も含まれるものです。

基本方針の町内輸送資源の総動員による地域一体型の持続可能な環境の構築や、新たな事業を取り組むための他分野産業との連携において、特に交通手段に難がある障がい者等への公共交通の利便性を図る上では、民間事業者と連携したオンデマンド型移動サービスや移動型スーパーの運行等の検討案が交通会議の中でも提案されたところでございます。

計画目標では、他分野と産業との連携による町全体の活性化として、外出支援のための福祉施策を考えておりますので、三股町地域公共交通会議において、令和6年度から検討に着手していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 当初の段階で、この福祉関係の補助金というのはあったんでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 福祉の関係課の補助金はないというふうに記憶しております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 先ほども申し上げましたけれども、視察しました福崎町の場合には、補助金が85%を占めている。非常にこれ、魅力だなと思ったんですよね。したがって、今回、デマンド型の交通を導入しようとしたときに、特にデマンド型の場合には、より交通弱者とか福祉面の目的がはっきりするわけですよね。そうしたときに、福祉関係の交通機関としての運行の変更というのは考えられるんでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 先ほど申しましたとおり、現在のその地域公共バスの在り方、これも全般的には福祉というふうに捉えられると思います。

ただ、その中に、また、いろいろなメニューといいますか、福祉を細かく細分化して、どういったことに取り組んでいくのかという分については、今からいろんなやり方というのをあるかというふうには思っているんですけども。

福祉の分野については、先ほども申しましたとおり、一つの手段としてデマンド交通というやり方があるんですが、先日も議員の質問に対して答えたんですけども、今、考えているのは空白地帯、まだ地域公共バス、今後の新しい路線でも賄い切れない部分の空白地帯をデマンド交通で

どうにか活用できないかというのは今、一番の考えているところであります。その活用については、くいまーるバス事業として全般的にやっていくのか、もしくは、そこを民間と協力しながら、連携しながらやっていくのか、その辺のやり方を令和6年度から具体的に検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今までのくいまーるを方向転換とするのはちょっと、いろいろ手続上難しいかと思うんですけども、新しく導入するデマンド型の場合には、新しい交通機関として申請するときに、福祉関係の補助金というものが活用できるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 福祉の事業、先ほど楠原議員のほうから視察の事例で話がされた福崎町のところが、どういった事業でされているのか、どういった視点で、福祉事業、国の事業を活用してやっていらっしゃるのか、その中身がちょっと分からないんですけども、現在、新しい路線も含めて、全般的な福祉、地域公共の交通という全般的な福祉の考え方からして、先ほど言った高齢者、交通弱者をまず、どうにかしていかなければいけないという観点から今、行っております。

福崎町の福祉の事業関係で、国から補助金をもらっているというその視点、どういった事業の中身をされているのか、その辺がちょっと分からないんですけども、現在、福祉事業からの補助金をもらって運行しているという事業自体もしていませんし、もし参考になるのであれば教えていただいて、そちらのほうで活用できるものがあるのであれば活用していきたいというふうに思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） その点、検討方よろしく願いいたします。

三股町第6次総合計画及び三股町地域公共交通計画の中に、利用しやすい公共交通の構築とあります。それを受けて昨年、多分昨年、まちなか循環バスの実証実験とつながったと思うんですが、今年4月から再編された新路線で運行されることとなりますけれども、その場合の周知というものは十分に行われていると判断されているのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 新路線の周知についてお答えしたいと思います。

現在、新路線の運行に向けてバス停の製作、時刻表の印刷に取り組んでいるところでございます。現段階での周知につきましては、時刻表の印刷状況により具体的ではありませんが、新設

コース、まちなかコースと既存コースのイメージ図、運賃、運行日を掲載したものを回覧や町広報紙、町ホームページにアップしているところでございます。

今後は、運行準備が整い次第、公式LINEやフェイスブックでも周知してまいりたいというふうに考えております。

また、現在作成しています時刻表につきましては、今回、B5版サイズの冊子で作成しております。特徴としましては、一つは、文字を大きくするという事、二つ目に、路線図に即した商業施設、公共施設の場所を掲載するという事、三つ目に、携帯できる、持ち運びができるようにするために、このB5版サイズの冊子にしたというところでございます。

また、時刻表の配布につきましては、バス停付近の商業施設、学校、公共施設等に配布、設置したいというふうに考えております。また、高齢者サロン等を利用して配布を考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 昨日までで回答いただいた部分は、かなり割愛していただいて結構です。時間がないので、よろしくお願いします。

3月1日号の広報で、4月からのコミュニティバスのお知らせがありました。皆さん、もちろん御覧になっていると思いますけれども、大見出しは何だったかといいますと、運賃などのお知らせでした。使いやすいバスの運行により住民福祉の向上を目指すということと、地域公共交通の運営を考えた上での利用者増を目指すという視点が抜けているのではないのでしょうか。強くそれを思ったところなんですよね。

やっぱり運営を考えなければ、現在90%以上の負担ですから、そのために、この4月1日からの運行をするのであれば、例えば4月1日に大規模なセレモニーを行うとか、新路線についての。とにかく、この使ってくださいという機運を醸成するような事前の周知というものが、今日、3月12日ですけども、既にあってしかるべきじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 質問にありましたように、新路線の機運の醸成という分については、具体的に、今のところ考えていないところです。

一つは、昨年9月に実施しました実証実験ですね、バスの、こちらのほうに乗っていただいた行動といいますか事業、これも一つの路線の周知も含めた、一つの推進の方法なのかなというふうに捉えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） このくいまーるを利用される年齢層を想定しますと、紙での周知とかデジタル機能を使った周知よりも口コミが最も効果が考えられると思います。

そこで、それを考えられているでしょうけれども、昨日もこのサロンを通して周知を図っていきたいというのがありましたけれども、私も今、３つのサロンを運営、メンバーとしてやっておりますが、まだないんですよ。４月１日なんですよ。一回の説明でポツと終わるようなものではありません。もうちょっと早めから動き始めて、とにかくこのくいまーるを利用してくださいと積極的にやって、さっきから言いますけども、運営を考えた上での周知というものがなければいけないと思います。いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 確かに４月１日から新しい路線がスタートするわけなんですけども、４月１日、そのときを、全て網羅して、計画していたものを達成するものではないというふうに考えております。特に、先ほど言いましたように、時刻表等まだ作成中でございますので、時刻表等が出来次第、また、４月、令和６年度になってからなんですけども、先ほど言いました高齢者サロン等を活用しつつ、高齢者向けに具体的に回って推進、バスに乗っていただくということを進めていきたいなというふうに思っております。

あと、本当に口コミで話が回ることのほうが非常に効果的であるのかなと思いますので、やはり現場、そういった高齢者サロン活動を通じて現場に行くことによって、その方に、例えば試験的に乗ってもらおうとか、そういうのも可能ではないかなというふうに思っております。

まず、お金を払って乗ってもらうのではなくて、高齢者サロンで来られる方々を一回乗せてみる、それも一つの行動としては有効かなというふうに捉えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） とにかく運営を考えた上での利用者増というものをいかに考えるか、周知していくかということをじっくりと考えていただいて、これまでのくいまーるよりも利便性を求めたのが今回の循環バスですので、結果、利用者が増えたという報告になるようお願いをしたいと思います。

先ほど言いましたけれども、まちづくりでフォーラムの中で、くいまーるの長田線とまちなか循環バス、この説明がありました。その中で、三股駅で接続するとの説明でした。そうすると、五本松が交流拠点施設であるという、拠点という意味が薄らぐような感じがしました。三股駅は他の民間交通との接続地であって、三股駅は地域公共交通全てのコースの経由地、あくまでも経由地として、五本松が全ての地域公共交通の接続地と表現するのが拠点の意味を明確にさせることになるとは思います。いかがでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 三股町地域公共交通の拠点の考え方についてお答えしたいと思います。

現段階においては、三股駅における電車利用や宮交バスの運行による町外への結接点や市街地循環路線の起点となる三股駅を再編路線の拠点としたものでございます。

今、お話にありましたとおり、五本松交流拠点はという点につきましては、新路線において、バス停をここに置きます。名称は五本松団地跡という名称で置きたいと思っております。したがって、現在のところ、この五本松交流拠点の用地については、交通の拠点としては考えていないというところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） 初めて聞きましたけども、団地跡がこれから先もずっと続くという理解でよろしいんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） バス停は、現在のところ、五本松団地跡ということで、今後のその表記については、私が答えるところではないと思いますので控えさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） 確認しますけれども、交流拠点施設の中をバスが通って、そこがバス停になるという感覚ではなくて、３３号線沿いに団地跡というバス停が設けられるということでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 現在のところ、今おっしゃったとおり、県道沿いにバス停を置くという考えでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） 計画がそうであればしょうがないんですけども、拠点施設と拠点をクローズアップするためには、中のほうに入ってバス停を置くというのがイメージ的には私はふさわしいのではないかと考えて、この質問をしております。もし検討していただくことができるのであれば、していただきたいなと思います。

次に行きますけれども、先ほどから説明の中で、このオンデマンドとデマンドという表現が使われています、両方ですね。よく見ますと、総合計画の中にも２つ表現があります。地域公共交通の中でも２つあります。厳密に言うと、ニュアンス的に違いはあるんでしょうけれども、一般的に考えたときに、もう他の自治体見ると、オンデマンドという表現しているところはないので

すね、私が見る限りにおいてはですけども。今回視察したところでもオンデマンドという表現はなく、全てデマンドでした。このデマンドもオンデマンドもまだまだ現在においては説明を要する言葉だと思います。これが周知されていくためには、周知するためには、理解を深めていく必要があるかと思いますが、どちらか一方に決めていくわけにはいかないでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） オンデマンドとデマンドの言い方なんですけど、私の理解としましては、デマンド自体が要求という意味合いでありますので、それにオンデマンド、それに応える交通ということで、オンデマンドというふうに認識しているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） それ、分かるんですよ。一般的にポンと、このデマンド型交通とかデマンド交通とか言うのか、オンデマンドという2つ使うのか、時によって使い分けるという形をするのか、一方にするのか、どちらが理解が深まるかということから質問したところです。宇治田原町を視察したところにおきますと、利用者数の関係から見ますと、コミュニティバスがデマンド型交通に移行していきそうな地域もあるということをお聞きしています。利用しやすい公共交通とはどのようなものなのか、本町においても考えていく余地は十分にあると思いました。

計画の中では、地域公共交通計画の中で、この部分でいきますと、本町も利用しやすい公共交通としてオンデマンド交通の可能性検討ありと書いてあります。デマンドでも、これ、十分通用する部分だと思うんですけども。

先ほどありましたが、この検討材料の中に4つの空白地域が上げてあります。今回、路線が再編されている中では、この空白地帯の一部にもくいまーるが動くようになっているんじゃないかと思うんですけども、まちづくりフォーラム、かなりの方が来られたわけですけど、あの中においては、このデマンド、オンデマンドのことは一言も出ていません。時間の関係もあつてかと解釈しましたけれども、このデマンド型の交通について、ほとんどのところが交通事業者と連携しているというところじゃないかなと思います。実際、視察したところは3つとも事業者との連携で実施されていたようです。

この本町の地域公共交通計画の中の交通事業者へのアンケート調査結果の中に、「デマンド型乗り合いタクシー事業等への将来的な参入について」との問いに、行政からの要望支援があれば可能性はゼロではないと表現されていました。

近場では、高崎町で行われているんですかね。このデマンド交通についてどのような検討がどこまで行われているのか、途中経過でも結構ですので伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） デマンド交通につきましては、先ほど申しましたとおり、具体的な検討については、令和6年度に着手していきたいというふうに考えています。また、令和6年度の予算の中に、先ほども出てきましたけれども、デマンド交通用にバス1台の購入というのを計画しております。

今、考えているのは、もう先ほど何度か申していますが、空白地帯、ここにデマンド交通を活用できないかということで考えているんですが、例えば、民間事業者の関連性の中で、バスを購入し、そこに運転手を民間のほうからお願いして、運転手を民間から依頼して、こちらのバスを運行してもらったりとか、そういったことも一つ提案として出ています。

というのは、非常に、交通会議の中では、宮交さん、運輸局、また、タクシー会社等も入っていただいて検討を重ねていくんですけれども、やはり民間の事情としましては、非常に、昼間の運行、バスは別として、タクシーなんか特に運行が昼間ないというようなところで、その間、運転手さんは何もないんですね、仕事が。であれば、そういった人材をそういったデマンド交通に活用できないのかなというのも一つの案として出されたところでございます。

そういったところでもありますし、例えば、今の長田コースがありますけれども、これを今、くいまーるバスで運行していますが、できれば、やはり中心市街地にとっては距離もありますので、この部分をできればデマンドにしたほうが、返って都合がいいんじゃないかという案も出ているところでございます。

現在は、以上のところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 民間の調査で幸福度ランキング、2021年に全国3位になりましたけれども、そのときの1位であった鳩山町、2位であった伊予市、この二つとも、デマンド交通を取り入れているようです。しかし、内容を見ると同じではありません。ちなみに、伊予市では、検討を始めてから本格運行まで2年半を要しているようでした。幸福度上位の本町としましても、デマンド交通の早めの運行を願いたいものです。

デマンドにつきましては、その在り方、そして、予約を含めた利用方法、利用対象者、利用可能範囲、利用料金などについては自治体によって様々なようです。

現在のところ、参考にしている先進例というのは、昨日の段階で、宇土市をお聞きしましたけれども、それ以外にあるのか、お聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今、参考にしたいという先進地としては、今、九州管内では、この宇土市を一番に考えているところでございます。

あと、ほかに、村でも近くでやっていたり、デマンド交通をかなり自治体では多く取り組んで

いるんですが、一番、実は考えている先進地としては、熊本の宇土市が一番考えているのに近いのかなというふうに考えているとでございます。

あとは、今、業務委託をお願いしている民間のところに、ほかに先進地がないかなというふうに話したんですけども、一番今、進めている三股町の空白地帯を埋めるデマンド交通としては、この宇土市が一番近い先進地ではないのかなというふうに提案を受けましたので、そちらのほうを、令和6年度、対応していきたいと、行ってみたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） とにかく利用しやすいというためにはどうしたらいいのか、そして、運営とその面からどういう形がふさわしいのか検討を頂き、少しでも早めの運行をお願いしたいと思います。

では、次の質問に参ります。

自治公民館の在り方についてということで質問をしておりますが、私が準備しました資料のほうに、総務省が設置しています地域コミュニティに関する研究会が令和4年4月に報告書をまとめ、それを資料にしております。これ見ますと、ここでは地域コミュニティということで出ているわけです。具体的には、自治会という言葉が出てきておりますけれども、三股で考えますと自治公民館のことであろうと思って、質問をしてみたいです。

この地域コミュニティに関する研究会がまとめた報告書というのは、全国1,741の市区町村に対してのアンケートの取りまとめということですので、本町もアンケートに参加したことになると思っております。

資料の1に報告書の中から幾つか抜粋して上げていますので御覧ください。特に、二重下線を引いたところ、こういうところですけども、まず一番、「地域コミュニティの中心的な存在である自治会」とありますが、これ、私はこここのところは三股にとっては自治公民館ということで話をしていきたいと思います。

2番に、担い手不足が深刻化し、これは、やっぱり全国的な動きだなと思います。

それから3番目のところ、「役員の負担が重いため、加入への抵抗感が生じている。そして、従来の業務依頼の範囲方法を維持してきている」、これが要因。役員成り手のなさ、加入者が少なくなっているということですね。

それから4番目、線を引いていないですけど、1行目後ろのほうから、「市町村に設置された民生委員推薦会からの推薦に基づき、推薦した者に厚生労働大臣が委嘱すること」とされているが、民生委員推薦会で推薦する候補者を選出するために、さらに自治会等に推薦依頼を行っている市区町村が多いという実態。

それから5番目、「負担軽減や地域課題解決のサポートをするとか、市区町村側の改革も必要となっている」ということ。

次のところへ行きますと、「自治会等の加入促進条例を定めるところが見られるようになってきた。これは、加入率の低下に対する市区町村の危機感の大きさを反映していると思われる」とあります。

その次、「自治会等の負担軽減策に取り組んでいる」と回答したところが非常に多い。「取組の必要性を感じるが実施していない」ところが548、「必要性を感じていない」ところが82、三股町はどれなのか、ちょっと興味を持ったところです。

その次が、「制度自体の見直しにより負担軽減を行っている事例が見られるようになってきた」、最近のニュースでも、これ、あったかと思います。

そういうのを基にしまして質問していきますけれども、本町の場合は、第6次総合計画において行政事務連絡員制度における自治公民館の役割というものは述べられていますが、行政として自治公民館に求めているのはそれだけではないはずです。行政として自治公民館に求めるのは何でしょうか。

三股町まちづくり基本条例及びまちづくり基本条例施行規則には、地域コミュニティという表現は使われていますが、自治公民館という言葉は一つありません。自治公民館を軽視しているとは思いませんが、数ある地域コミュニティの中の一つとして見ているように感じてしまいます。

先日のまちづくりフォーラムに自治公民館関係の方もお見えでした。三股町まちづくり基本条例施行10周年ということと併せて行われましたが、三股のまちづくりとして、これまでの10年の間に自主的に行われてきた自治公民館の取組について少しは配慮してほしかったと思っています。

三股町全体のまちづくりにおいて、地域コミュニティにおける自治公民館を行政としてどのように位置づけているのか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 自治公民館の在り方について、三股町まちづくり基本条例における自治公民館の位置づけはとのご質問にお答えをいたします。

今、議員ご提供いただきました資料にもございますが、三股町まちづくり基本条例（平成24年三股町条例第24号）、第3条まちづくりの主体において、「この条例におけるまちづくりの主体とは、町民、地域コミュニティ、町民活動団体、事業者及び町役場のそれぞれをいう」と定め、また第4条基本となる用語第3号では、「地域コミュニティとは、本町の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて住み良い地域社会をつくることを目的に自主的に活動する団体をいう」と定めております。いわゆる地域コミュニティが自治公民館に当たるものと考えており

ます。

第11条地域コミュニティの役割では、「地域コミュニティは、その構成員の意見を取りまとめながら、地域自治の担い手として主体的なまちづくりの推進に努めるものとする」とし、本町のまちづくり全般に関し、自治公民館の果たす役割は非常に大きいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今、言われたことはもう分かるんですけども、自治公民館という表現がなぜできない、入らないのか。例えば、自治公民館などの地域コミュニティとか、とにかく自治公民館というものをこのまちづくり基本条例の中に、なぜその文言が入らないのかということをお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 今、申し上げましたまちづくり基本条例における地域コミュニティという表現ですね。今回、フォーラムの話を先ほどから頂いておりますが、10周年記念ということで、今回フォーラムを開きました。実は、このまちづくり条例の中にご意見等、町民の団体から頂き、その参画の機会を確保するという原則が書いてございます。

自治公民館以外の団体、そういったところからご意見を頂戴し、今ちょうど参画している団体が、実はSGFという「Social Good Fellows」という、今回、五本松のワークショップから出来上がった団体でございますので、そういった団体もでございますので、地域コミュニティという言い方をしたのかなというふうに考えております。

とはいえ、今、自治公民館というのは、この役割の主体的な、一番中心的な役割であろうというふうにありますので、今、楠原議員ご指摘のとおり、自治公民館等と言っても差し支えなかったのではないかなというふうに、個人的には考えているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 繰り返すことになるんですが、自治公民館というものが、もう少しまちづくりの中に全面的に押し出していきたい。そして、自治公民館が必要だという意識を町民の方々に持っていただきたい。この条例の中からでもですね。そうしないことには、この自治公民館以外の地域コミュニティ、私も一つは、その地域コミュニティの中におるんですけども、そっちのほうが中心になっていつてはやっぱり困ると思うんですね。全地区が入る自治公民館、そこがまちづくりの中に中心にいるというのが基本の形ではないか。しかし、このまちづくり基本条例の中には、一言も、一文字もないという、この現状をどうなのかと考えたところです。

今、3月になりますと、役員の切替えの時期となります。聞くところによりますと、いろんなところで役員の担い手不足、成り手不足に苦しんでいるという実情をいろいろ聞くんですけども、現在、成り手を頼むのに四苦八苦されているというこの現実、これをどのようにお考えでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） それでは、②の自治公民館の現状をどのように考えるかについてでよろしかったでしょうか。それでは、お答えいたします。

まず前段として、本町には30の自治公民館がございますが、加入世帯は、昨年5月1日現在で6,854戸となっており、住民基本台帳の全世帯数で単純に割ると、加入率は66%となっています。15年前の平成20年度の加入世帯数は6,850戸で、現在とほとんど同じであります。15年前より世帯数が少なかったため、加入率は73%であり、15年間で加入率が7ポイント程度減少しております。高齢化の進んでいる自治公民館も多く、自然減の傾向も見られる状況です。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） そういう現状なんですね。この質問ではそうなるんでしょうけれども、この役員への成り手不足、深刻な状況なんですけれども、ご存じでしょうか、それ、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 例えば高齢化、いわゆる高年齢の方がお仕事をされたりとか、引き続きですね、そういった形で成り手が少ないと。また、いろんな、そういう組織に入らない方とか、そういう方も多くいらっしゃるので、そういう人材を探すのに苦労されているという話は聞いております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員、これで終わりということによろしいですか。（発言する者あり）終わり、これで。はい。

○議員（8番 楠原 更三君） すぐ終わりますから。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） この公民館が存続するかどうかの瀬戸際にきているところがあるということなんですよ。もし、なくなったらどうするのか。これはもう自治のことだから自治に任せる。じゃ、なくなってもいいのかという現状についてお分かりなのかという質問ですけども、そこは知っていますか、そういうこと、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） そういった厳しい状況である、また、現在の3年間、コロナがありまして、地域交流の開催も何もできなかった、そういった公民館活動も制限されたということで厳しい状況であるというのをお聞きしております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） これより昼食のため13時30分まで本会議を休憩します。

午前11時51分休憩

午後1時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

楠原議員の質問の前に、執行部から追加の説明をしたいとの申出がありますので、これを許しております。企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ありがとうございます。先ほどの楠原議員の一般質問の中で、補足・追加を2点させていただければと思います。

まず1つ目が、地域コミュニティというまちづくり基本条例の中の地域コミュニティという意義づけ、定義づけにつきまして、先ほど自治公民館という名前を「等」という形で出して表記することができないかというご質問があったかと思います。

今、町の公式ホームページで、まちづくり基本条例についてというのがございます。その中に、まちづくりを行うのは誰かということで、地域コミュニティの役割という節がございます。その中には、「自治公民館やPTAなどの地域コミュニティは」という表記がしてございまして、地域に住む自治公民館やPTA、また、壮年団もしくは女性団体等を含めて総称する形で、地域コミュニティということの文言を総称して使ったというふうに理解をしております。

もう一点ですが、来年度からスタートしますくいまーるの新路線におきまして、五本松団地跡地の名称でそのまま行くのかというご質問もあったかと思います。

現在のところ、来年度からスタートする路線については、五本松団地跡地という表記になると思いますが、現在進めております計画によりますと、令和9年度に交流拠点施設の提供、運用開始ということを目指して進めております。

運用開始になるときには、こちらの名前も当然変更をさせていただき、また、施設の中に車を乗り入れて、また、宮交さんとかそういったほかの公共交通機関も含めて、乗り入れが可能な施設を検討するということで現在進めておりますので、ご理解を頂ければと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 最初はいいんですけど、2回目のものについては、たしか総務課長が答

弁されたというふうに記憶しているんですけども、ダブルスタンダードにはならないんですか。総務課長のほうからしゃべったほうがよかったんじゃないですか。総務課長のほうは大丈夫ですか、そこ。いいですか。発言者が二人立ったということになってしまっているの、質問の一つはいいんですよ、本人ですから。その2番目の駐車場の話、停留所の話ですけど、よろしいですか、総務課長、それで。発言はいいですか。

○総務課長（白尾 知之君） はい。

○議長（指宿 秋廣君） それでは、質問。楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 補足説明いただいたわけですがけれども、最初の地域コミュニティにつきまして、まちづくり基本条例の中にはないんですよ。条例を説明する文章の中にあるだけで、条例の中に欲しいということを先ほど言ったわけなんです。やっぱり条例にあるかないかで全然違うんですよ。一般的に見るのは条例ですから。例規中の中から引っ張り出すという観点からいけばですね。

したがいまして、繰り返すようですがけれども、先ほど言いましたように、「など」として自治公民館を条例のほうに入れていただくような動きを欲しいと思いますので、私も付け加えておきます。よろしくお願いします。

そして、残りの質問をしていきますけれども、私の資料の4、御覧ください。

これに、三股町行政事務連絡員の委託業務及び区域に関する規則を抜粋しております。

目的、第1条のところに、「自治公民館の区域内に居住し、かつ、その自治公民館に加入する住民により選出された者に委託する」と、行政事務連絡員のことなんですね。決して、館長とは書いてありません。しかし、現実的に、公民館長になると漏れなくついてくる業務というのが現実なんですね。

しかし、今言いましたように、この規則の中においては、館長が連絡員になるとはどこにも書かれておりません。また、この規則の中には、行政事務連絡員の業務として、資料では省略していますけれども、行政事務連絡組織への加入促進が入っています。しかし、自治公民館が行政事務連絡組織とは、どこにも書いてありません。この現状をどのように捉えますか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 何番のところに入っているのかをちょっと明記してもらわないと。

○議員（8番 楠原 更三君） そういうことを含めて、この自治公民館加入に関する条例がないんですね。しかし、自治公民館の館長というか、行政事務連絡員の業務として、行政事務連絡組織への加入促進というのが定められています。しかし、今、繰り返しますが、自治公民館が行政事務連絡組織になるとはどこにも書いてないんです。これが、規則上、そうになっています。

先ほどの総務省の報告書を見ますと、自治会等の、三股の場合には自治公民館となるわけですが、「自治公民館等の加入率の向上に向けた市区町村の取組として、条例や計画等に目標を設け

るのみならず、ニーズに即した具体的な取組を行うことが重要」と書いてあるんですね。本町では、自治公民館に関する条例すらないというのが現状です。自治公民館の位置づけとか自治公民館に求めるものなどは、条例があるとすれば、必ず明記されることになるはずです。

自治会等の加入促進条例を制定すれば、加入率の低下を必ずしも止められるとは思いませんが、加入を推進しているという明確な姿勢を、条例を制定することで示すことになるんじゃないかと思います。

自治公民館は行政事務連絡だけではないということを表すためにも、自治公民館加入等に関する条例を制定してはどうかと思いますが、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） それでは、お答えします。

先ほど加入率の話がありましたが、加入率の低下は、町でも大変危惧しており、以前より、転入者の方々へ自治公民館の加入について紹介する窓口を設置したり、宅地建物取引業協会と協定を結び、町内の借屋やアパート等への入居者に、自治公民館加入のチラシ配布をお願いしているところです。また、自治公民館連絡協議会の重点目標として、自治公民館の加入促進を掲げております。

この自治公民館への加入は強制できないので、条例化する場合、町や自治公民館が現在行っていることを努めるという形にして、自治公民館の役割、町の役割、事業者の役割を記載することになると思います。特に自治公民館の役割は重要であり、自治公民館役員の後継者不足が叫ばれる中、条例の制定により、さらに、役員さん方の精神的な負担が大きくなることが予想されます。そのため、条例の制定に関しては、館長さん方の意向を十分に確認するとともに、町内でも協議を行い、条例を制定している団体の効果検証も行いながら、慎重に検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） 先ほどの総務省のアンケートの中にあったことから進めているんですけども、条例化の流れがあるということを前提にして質問しているわけなんですけど、今、条例化することはできない、公民館長の意向をということでしたけれども、公民館長さん自体が１年交代、２年交代なんですね。だから、そういう流動的な方々に聞いて、どうのこうのするよりも、町としてはこういう姿勢でいきたいというのを表すというのは大事ではないかなと思います。

私の資料の２と３を御覧いただきますと、資料の２に、先ほどから言っております三股町まちづくり基本条例の幾つか、そして、資料の３に、都城市自治公民館加入及び活動参加を促進する

条例、それから抜粋したものを出しておりますけれども、このまちづくり基本条例の「地域コミュニティ」というところを「自治公民館」と置き換えればほとんど同じなんですね。

ここでは、都城のほうは全部は書いてないんですけれども、都城のほうをちょっと見ますと、最初に前段として、「自治公民館は中心的な担い手である」というのがはっきりと書いてあります。これすら三股にはないんですね、今の時点において。

そして、第1条、第2条、第3条、第4条、ずっと続きますが、第4条の次に第5条自治公民館の役割、第1条には定義、基本理念、ずっと続いてきています。そして第6条には事業者の役割といくわけですが、三股町のまちづくり基本条例を見ますと、地域コミュニティの役割とか、それから事業者への協力とか、同じようなことが条例として、都城市のほうでは書かれている。都城市にあって三股にない、都城、数年前に制定されたもので、そんなに古くはないんですけれども、なぜ、都城ができていのに、三股は今、課長が言われたようないろんな理由によってできないのか、ちょっと気になるんですが、答弁いただけるのであれば、お願いしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） この条例の制定に関しては、先ほど申し上げたとおり、公民館長さんも関わるというか、そういう条例の中で出てきますので、当然、公民館長さんの、毎年替わられる方もいらっしゃるかもしれませんが、そちらの意見というのも聞かないといけない。それと、町内でも協議して慎重に進めていきたいと、そういう意味で考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） じゃ、まちづくり基本条例の関係から、この地域コミュニティというのを自治公民館に置き換えてみるということは、どう考えられますでしょうか。もし答えられるのであれば、お願いしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） じゃ、それでは、次に参ります。

条例を制定したから、今の問題が解決するとは全く思っていないんですけれども、町の姿勢として、自治公民館をどれだけ、自治公民館というものを重きに置いているかという姿勢を示すことにはなると思うんですけれども、今後、また考えていただきたいと思います。

教育課長の答弁の中に、さらに公民館長の業務を増やすことになるのではというのがありましたけれども、先ほどは、それに対して、昨日ですか、個別避難計画の策定についても、公民館長さんを含めて協力をお願いしたいというのがありましたけれども、それはポツと出てくるんですね。条例としてやるには公民館長さんの理解が必要と、なんか矛盾したところがあるような気がします。

とにかく自治公民館というものは、三股町の協働のまちづくりの中で中心である全地域を担っているわけですから、そういう強いというか、自治公民館がこんなに大事だという姿勢を何らかの形で出していただきたい、そう思っております。

誰にというわけでもないですけども、今後とも、それ、考えていただければありがたいと思います。

次のほうに入ります。

現在、ここ数年コロナ禍の影響、そして、個人情報保護法の関係、それから働き方改革による定年制の延長等々で、この地区民の相互の情報が得にくくなっているという現状があります。

そういう中で、先ほどの報告書の中にありましたけれども、民生委員の委嘱について、法律上、都道府県知事が市町村に設置された民生委員推薦会からの推薦に基づき、推薦した者に厚生労働大臣が委嘱することとされているが、民生委員推薦会で推薦する候補者を選出するために、さらに自治会等に推薦依頼を行っている市区町村が多い。ということが、担い手不足に悩む自治会等では、負担が大きくなっていると思われる現実があるというのが報告書にありました。

こういう法律に基づき、行政機関が委嘱することになっている委員を直接行政が人選するような見直しなど、自治公民館の負担軽減策は考えられないのでしょうか。

そういう質問を考えていたところ、先ほど言いましたけれども、昨日の答弁で個人避難行動計画がどうのこうのという館長の業務が追加されるような答弁があったわけですけども、個人避難行動というものには、まず自助の意識を高める工夫が必要じゃないかと思うんですね。個別避難行動を公民館がやる以前に、個人個人がどう動くかという意識を高める工夫、それは、行政が絶えずいろんな情報伝達方法を使って、町民の皆様に意識づけていく必要があると思います。

すぐに自治公民館長というような業務の追加というのはちょっとどうかなと思ったりするんですけども、この加入率の低下とか役員の成り手不足が問題となっている中、館長の役割を追加することはいかなることかと思えますけれども、現在、この加入率の低下とか役員などの担い手不足対策として考えられている対策はないか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） それでは、お答えします。

まず、本町の自治公民館が発足した平成4年頃、これは、多くの家庭で、葬儀は自宅で行われており、支部の方々の協力を得ていました。また、インターネットや携帯電話も普及しておらず、支部に加入していないと町からの情報も得られませんでした。

しかし、現在では、個人単位で各種のサービスが受けられ、ネット社会の普及により情報も簡単に得られるようになり、公民館加入メリットが薄れてきていると思います。

そこで、自主防災組織をキーワードに、地域の絆づくりができないかと考えています。今年の

元旦にも大きな災害がありましたが、大規模災害時には公的な支援や民間の支援もなかなか届かず、通信サービスも遮断され、頼りになるのは地域住民の共助であります。

去年9月に、三股町と都城市の自治公民館関係者約250名が町文化会館に集まり、4年ぶりに研修会を行いました。その中で、今市自治公民館に「自主防災組織づくりと地域の絆について」というテーマで実践発表をしていただきました。今市自治公民館では、平成29年に自主防災組織を設立し、毎年訓練を実施するとともに、防災士の育成やヘルメットなどの防災資材の購入を進めています。

また、自主防災組織が実際の災害で効果を上げるためには、日頃の絆づくりが大変重要であることから、各種スポーツ大会や文化祭、夏祭り等を開催し、できるだけ多くの地域住民が交流できる機会を創出するとともに、敬老会の名簿づくりを通して、災害時の高齢者支援に生かす取組をされていました。参加者のアンケートでも、この活動を参考にしたいという意見が多かったもので、地域住民の絆の重要性を理解してもらうにはよい方法ではないかと考えています。

また、自治公民館では、令和3年度より令和6年度までの4年間で、町内全ての地区で大規模災害対応訓練を年次的に開催しており、倒壊した家屋から住民が協力して人を救出する方法など、消防局の全面協力を得て実施しているところです。

また、担い手不足については、1年交代の輪番制になっていない自治公民館の館長さん方から課題に上げられています。その要因の一つは、定年延長などにより、70歳くらいまでは仕事をされている方が増えていることです。今年度の館長さん30名も多くの方が仕事をされており、仕事の関係で会議や研修を欠席される方も増えてきています。

そこで、館長さん方の負担軽減を図るため、連絡協議会では、年7回開催している館長会議の回数を令和6年度より減らす方向で検討しているところです。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今、言われましたように、今市自治公民館はすばらしい自治公民館であると、活動から見て思いますけれども、これを一般化するのはどうかなと思います。

すばらしいリーダーがいらっしゃるからできるところで、なかなかリーダーとなっただけないところが問題であるということなんです。その問題のところをどうするか。自治ですから、行政が直接入るわけにはいかないと思うんですけども、できるとするならば、リーダーづくりの研修を、それに参加することも難しいんでしょうけれども、何らかの形でやっていく必要はあるんじゃないかなと思います。

今、言われたので、会議を年7回行っていたのを減らすと、これは非常に具体的であって、一つ前進するのではないかなと思いますけれども、それにしても、仕事を持っていながら館長を行

う方がどの自治公民館でいらっしゃるのかとか、そういうような具体的な例があれば、依頼するときに仕事をしていてもここはされているんですよというような持っていき方はできるんですね。完全に勤めをしていない、そして、体力がある、そして、地区のためにやっ払いこう、一肌脱いでいこうという気のある方が、そうたくさんいらっしゃるわけではありませんので、そうでないところの公民館がこことここ、ありますよというのが、もし知らせることができるのであれば、教えていただくと、担い手不足に悩んでいるところの少しは解決に近づけるんじゃないかなと思います、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） すみません、私のほうでは、ちょっと今、全ての公民館長さんの仕事を今現在されているというところというのは把握していないところです。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） もし、よかったら、これから先、そういうのを公民館長さん会議等で教えていかどうかとか諮っていただいて、もし、できるのであれば、そういう情報があれば、各地域の選考委員会等で役に立つ情報ではないかなと思いますので、情報が非常に取れないと皆さん言われるんですね。どこに誰が、どういう方が住んでいるか分からない。そして、勤めを今までしていた方は、地元で長く、昼間いるわけじゃないから、余計分からないと。非常に悩みを訴えられる方が、ほとんど今回、私の経験では多かったということになります。

次の質問に参ります。

公民館及び分館、そして、地区によってはコミュニティセンターとありますけれども、この違いは何でしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） それでは、お答えします。

中央公民館及び地区分館は、社会教育法第20条及び第21条に基づき、生涯学習教室をはじめ健康の増進や生活文化の振興、社会福祉の増進などを目的に町が設置し、施設の管理や施設の貸出業務も町が行っております。

一方、コミュニティセンターは自治公民館専用の活動拠点施設であり、施設の管理や施設の貸出業務も自治公民館が行っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 分かりましたけれども、30自治公民館の中で分館とかコミュニティセンターを通常の館として利用しているところがありますか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） それでは、お答えします。

まず、コミュニティセンターは自治公民館専用の活動拠点施設として設置した施設であるため、名称がついている勝岡、三原、中原、花見原、稗田、西植木自治公民館が各コミュニティセンターを運営管理しているところです。

なお、自治公民館専用の活動拠点施設を持っていない自治公民館が11館あり、そのうち中米、梶山、仮屋、下新、東原、東植木自治公民館が各地区分館の空き状況を確認し、空いている日時の借用を教育課に申請し、公民館事業で利用されています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 自前の館のないところ、今11自治公民館ということでしたけれども、その利用料金、そういうものはどうなっているんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 自治公民館活動については、利用料金は免除となっております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 大体これで終わったわけですがけれども、この自治公民館は、私は山王原自治公民館で運営審議委員会、そして選考委員会を兼ねているわけですがけれども、審議の中においては、もう自治公民館をやめようじゃないかと、そういう意見を出す人も何人もいらっしやいます。非常に、この役員選びで苦慮した年となりました。毎年、毎回苦労しているんですけれども、今年は余計に苦慮いたしました。

自治公民館が協働のまちづくりの中心に、私はやっぱりなると思っておりますので、この自治公民館活動がスムーズにいくようにするためには、条例の中で示して、町としても積極的に自治公民館を応援しているというような姿勢、お金で幾らと、それだけではなくて、条例の中においても決めていただきたいと思っております。

それから、別ですけれども、施政方針の中に、「施策の継続拡大には、財源としてふるさと納税への倍々増が欠かせません。町では魅力ある三股町を全国に発信し、多くの人にご支援いただけるよう鋭意努力しております」とありました。鋭意努力しながらのこの現状であると思うと、倍々増というのは非常に難しいんじゃないかと感じておるところですが、本町も高原町とか新富町のような、もっと違ったアプローチの在り方を探る必要があるのではないかと強く思います。

最後に、町長一言、これについてお願いできますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） ちょっと待って。これは、通告には入っていませんけど。

○議員（8番 楠原 更三君） もし、よろしかったらでいいんで。

○議長（指宿 秋廣君） いや、やっぱり通告の関係にしてもらわないと、ほかの議員さんもそう

いうふうになりかねませんので、次回の質問もしくは委員会等で言ってもらえると。

○議員（８番 楠原 更三君） これで終わります。

○議長（指宿 秋廣君） １０分まで休憩いたします。

午後２時０１分休憩

午後２時１０分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第２．総括質疑

○議長（指宿 秋廣君） 日程第２、総括質疑を行います。

総括質疑は、今定例会に提案された議案全ての案件に対しての質疑であります。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。

また、くれぐれも議題以外にわたり、自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようにご注意願います。

なお、質疑は会議規則により、１議題につき１人３回以内となっております。

質疑はございませんか。田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） 議案第１６号「三股町一般会計予算書」の４８ページの、款２総務費、項１、目９の区分２０貸付金についてなんですけれども、この貸付金の内訳を教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 議案第１６号「三股町一般会計予算」で上程しております予算書の中のまちづくり合同会社貸付金３，０００万円についての内訳と使用内容についてお答えをいたします。

まちづくり合同会社には、五本松交流拠点施設整備事業だけでなく、地域商社としてのふるさと納税業務代行等にも取り組んでもらう考えです。この体制整備のため、事務局長を含む正職員とパート職員を合わせて４名分の人件費が１，５９５万円、旅費やコンソーシアム組成支援委託料、企画提案書作成支援委託料など業務に関わる費用として６４１万円、ホームページ作成や税理士費用、事務所の事務機器リース料など事務所費用として４０４万円、車のリースやガソリン代、任意保険代など社用車に関わる費用として５９万円、ＳＰＣ（特別目的会社）への出資金３００万円、予備費１万円、合わせて３，０００万円となっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員、よろしいですか。田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） それでは、その貸付金の返還の根拠を教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 令和５年６月に、三股町地域密着型官民連携によるまちづくり事業資金貸付要綱というのを制定しております。この要綱は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、合同会社及び特別目的会社に対して事業資金等を貸付けすることを定めた要綱でございます。

こちらの第３条貸付条件の第３号ですが、「貸付期間は、当該貸付けを行った年度から起算をして２０年以内で定める」としております。

同じく、同条第３条の第４号には償還計画とあります。「合同会社等と協議の上、前号、つまり２０年以内の期間内で償還が完了するよう定める」とされております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） よろしいですか。ほかにありませんか。全ての案件ですので、どの議案でも結構です。田中議員、どうぞ。

○議員（５番 田中 光子君） すみません。別の議案で２４号になるんですけども、財産の無償譲渡、これは、売却の交渉はされなかったのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 有償譲渡を含めて財産処分検討会で検討させていただきました。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

日程第３．常任委員会付託

○議長（指宿 秋廣君） 日程第３、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は本日配付しました常任委員会付託表（案）のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、各議案は付託表（案）のとおりそれぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方よろしくをお願いします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出して下さるようお願いいたします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午後 2 時18分休憩

〔全員協議会〕

午後 2 時19分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

----- . ----- . -----
○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後 2 時19分散会

令和6年 第2回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第5日)

令和6年3月18日(月曜日)

議事日程(第5号)

令和6年3月18日 午前10時00分開議

日程第1 議案第28号及び議案第29号の2議案一括上程

日程第2 総括質疑

日程第3 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第28号及び議案第29号の2議案一括上程

日程第2 総括質疑

日程第3 常任委員会付託

出席議員(12名)

1 番 岩津 良君	2 番 中原 美穂君
3 番 上西 雅子君	4 番 西村 尚彦君
5 番 田中 光子君	6 番 堀内 和義君
7 番 新坂 哲雄君	8 番 楠原 更三君
9 番 堀内 義郎君	10 番 内村 立吉君
11 番 指宿 秋廣君	12 番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長	鈴木 貴君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君
高齢者支援課長	下沖 祐二君	農業振興課長	山田 正人君
都市整備課長	井上 政和君	環境水道課長	木下 勝広君
ふるさと納税推進室長	細田 高広君	教育課長	渡具知 実君
会計課長	島田 美和君		

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 議案第28号及び議案第29号の2議案一括上程

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、議案第28号及び議案第29号の2議案を一括して議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。本日、追加上程いたしました議案につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第28号「令和5年度三股町一般会計補正予算（第10号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、後期高齢者医療保険特別会計の消費税申告に係る経費について、所要の補正措置を行うものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を第1表、歳入歳出予算補正のとおりとするものであります。

補正の内容について、ご説明申し上げます。

民生費の後期高齢者医療特別会計繰出金157万6,000円を増額補正し、予備費を157万6,000円減額補正するものであります。

次に、議案第29号「令和5年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3億2,250万7,000円に歳入歳出それぞれ157万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,408万2,000円とするものであります。

歳入は、一般会計繰入金を増額補正するものであります。歳出は、後期高齢者医療広域連合からの委託事業である高齢者保健事業の令和元年度から令和4年度の消費税を申告及び納付するため、総務管理費を増額補正し予備費を減額補正するものであります。

以上、2議案の提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 補足説明があれば許します。町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） お手元に「町民保健課」と右上に書いてある資料をごらんください。

議案第29号「令和5年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）」の補足説明をいたします。

高齢者保健事業の消費税申告に係る延滞税について。1、延滞期間、日数、延滞税の割合を表に示してあります。左から年度、消費税額、延滞期間、日数、延滞税の割合を記載してあります。

まず、令和元年度ですが、消費税額が1万3,000円。延滞期間は3つに分かれていまして、令和2年10月1日から令和2年12月31日、92日間の延滞税の割合が2.6%です。令和3年1月1日から令和3年12月31日が365日間の2.5%の延滞税です。令和4年1月1日から令和6年3月29日までの819日間の延滞税の割合が2.4%となっております。

続きまして、令和2年度です。消費税額が6,500円です。消費税額が1万円未満のために延滞税は発生いたしません。

続いて、令和3年度です。消費税額が58万3,700円、延滞期間が令和4年10月1日から令和6年3月29日の546日間です。延滞税の割合が2.4%となっております。

続いて、令和4年度、消費税額が86万9,400円、延滞期間が令和5年10月3日から令和6年3月29日までの約79日間で延滞税の割合が2.4%となっております。

米印で、延滞期間は法定納付期限の翌日から納付日までの期間となっております。

続いて、延滞税額です。下のほうの表をごらんください。年度延滞税の計算、合計、延滞税額として記載してあります。

まず、令和元年度です。消費税は1万円未満は切り捨てで計算することになっております。まず1万円掛けるの92日間掛けるの2.6%、0.026を365日間で割って65円。次が1万円掛けるの365日掛けるの0.025%割る365日で250円。1万円掛けるの819日掛けるの0.024%割る365日で538円。合計853円ですが、1,000円未満であれば発

生しないことになっておりますので、令和元年度の延滞税はゼロ円です。

令和２年度は、先ほど申し上げましたとおり消費税額が１万円未満のために延滞税は発生いたしません。

令和３年度は、消費税が１万円未満切り捨てで計算しまして、５８万円掛けるの５４６日間掛けるの０．０２４％割る３６５日で２万８２２円です。１００円未満は切り捨てですので２万８００円となります。

令和４年度が、８６万円掛けるの１７９日間掛けるの０．０２４％割る３６５日で１万１２２円、１００円未満切り捨てで１万１００円となっております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 補足説明はほかにありませんか。

日程第２．総括質疑

○議長（指宿 秋廣君） 日程第２、総括質疑を行います。

総括質疑は、議案第２８号及び議案第２９号の２議案に対しての質疑であります。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。

また、くれぐれも議題以外にわたったり、自己の意見を述べるなど、一般質問にならないようにご注意願います。

なお、質疑は会議規則により、１議題につき１人３回以内となっております。

質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

日程第３．常任委員会付託

○議長（指宿 秋廣君） 日程第３、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は本日配付しました常任委員会付託表（案）のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、各議案は、付託表（案）のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方よろしく願いをいたします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時09分休憩

〔全員協議会〕

午前10時10分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

----- . ----- . -----

○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時10分散会

令和6年 第2回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第6日)

令和6年3月21日(木曜日)

議事日程(第6号)

令和6年3月21日 午後1時30分開議

日程第1 議案第30号上程

日程第2 総括質疑

日程第3 議案第30号の取り扱いについて

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第30号上程

日程第2 総括質疑

日程第3 議案第30号の取り扱いについて

出席議員(12名)

1 番 岩津 良君	2 番 中原 美穂君
3 番 上西 雅子君	4 番 西村 尚彦君
5 番 田中 光子君	6 番 堀内 和義君
7 番 新坂 哲雄君	8 番 楠原 更三君
9 番 堀内 義郎君	10 番 内村 立吉君
11 番 指宿 秋廣君	12 番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

副町長 石崎 敬三君

総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長 白尾 知之君

農業振興課長 山田 正人君

午後 1 時 30 分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は 12 名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第 1. 議案第 30 号上程

○議長（指宿 秋廣君） 日程第 1、議案第 30 号を議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長（石崎 敬三君） 町長が畜産振興会総会のため不在にしておりますので、私のほうから提案理由の説明を申し上げます。

本日、追加上程いたしました議案につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第 30 号「工事請負契約の変更契約の締結について（令和 4 年災 1019／341 福留水路本復旧工事）」について、ご説明申し上げます。

本案は、令和 5 年 9 月 8 日に契約締結した令和 4 年災福留水路本復旧工事契約金額 8,377 万 6,000 円について、工事内容の変更等に伴い積算したところ、123 万 2,000 円の増額となりましたので契約変更するものです。

本変更契約につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、1 議案の提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 補足説明があれば許します。農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） まずは会期末、このように追加提案ということで契約変更についてご審議いただきますことを、まずはおわび申し上げます。

お手元の資料にもございますように、今回、請負増額 123 万 2,000 円ということで増額させていただく契約をさせていただくわけですが、この変更理由につきましては 7 番に書いてあります大きく 2 つございます。

まずは、古い水路の撤去に係る追加作業が必要となったため、2 番目に、建設汚泥を処理するための収集運搬処分の追加費用が発生したためということでございますが、そのほか幾つか要因がございます。

まず、この工事につきましては、当初私も事務局のほうで増額分とそして減額分ということで積み上げをいたしました。その積み上げが非常に時間がかかりまして、去る3月19日に確定ということで積算が積み上がったところでございます。それをもって、この123万2,000円ということで増額分ということが判明いたしまして、急遽契約変更ということで議会のほうに上程させていただくことになりました。

改めましてまた、このような事態になったことを深くおわびいたします。

日程第2. 総括質疑

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、総括質疑を行います。

総括質疑は、議案第30号に対しての質問であります。くれぐれも議題以外にわたったり、自己の意見を述べるなど一般質問にならないようお願いをいたします。

なお、質疑は会議規則により1議題につき1人5回以内となっております。

質疑はありませんか。新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 契約変更理由は、ここ1番、2番に書いてあるんですけど、当初の工事をやるときに、ここは見積りに入らなかったんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 当初、見込んでおりました工事内容ということで進めていたわけですけども、現場を確認する際に、それではできないという箇所が幾つか見受けられました。例えば、古い水路を撤去するための工事、工程というのが、現場で確認したところ当初見込んでいた工事内容ではなくて、それを変更せざるをいけない。つまり、別な工法でやらないといけないということが分かりました。

あと、もう一つは、ここ最近、特に2月に非常に雨が多く、大体29日ございましたが、うち16日雨が降ったということから、想定外の雨量ということと、そしてそこに盛土をしないといけないということ、あるいはそこに芝生を施さないといけないということなど、当初想定していなかったことなどがありまして、そこが増額になったということで、当初見込んでいなかったということから、このような事態になったということでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂委員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 今お話を聞いたんですけど、メーター数とかそういうのは全然分かっていないし、費用が結構上がっているから、なぜか不思議でならんとですけど、金額がもととが大きいので、この一体工事の中に含まれなかったのかもお聞きしたいんですけど。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 先ほどお答えいたしましたように、当初考えていた工程、内容

というもので、どうしてもできなかった。現場に行ってみますと、我々が見込んでいたものよりもちょっと悪かったといえますか、そこに手をもっと加えないといけないということなどがあったということでございます。

そのようなことなど先ほどこちよつと触れましたけども、増える部分と減る分というのがあります。例えば今回、工事によって増えた金額が433万2,000円でございます。一方で、内容を変更して減った分もございます。これが約310万円ということです。これを全部積み上げて、そしてその相殺ということで、弾き出されたのが123万2,000円ということでございます。相殺した結果、このような金額になったということでございます。どうぞご理解いただきたいと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員、よろしいですか。

ほかありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

日程第3. 議案第30号の取り扱いについて

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、議案第30号の取り扱いについてをお諮りいたします。

本日、追加提案されました議案第30号については、委員会付託を省略し、明日の最終日に全体審議として措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、今回、提案される議案については、委員会付託を省略し、明日の最終日に全体審議として措置することに決しました。

○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後1時40分散会

令和6年 第2回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第7日)

令和6年3月22日(金曜日)

議事日程(第7号)

令和6年3月22日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑(議案第4号から議案第29号までの26議案)
- 日程第3 討論・採決(議案第4号から議案第27号までの24議案)
- 日程第4 討論・採決(議案第28号及び議案第29号の2議案)
- 日程第5 質疑・討論・採決(議案第30号)
- 日程第6 質疑・討論・採決(諮問第1号及び諮問第2号)
- 日程第7 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第8 閉会中における広報編集常任委員会の活動について
- 日程第9 閉会中における議会運営委員会の活動について
- 日程第10 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑(議案第4号から議案第29号までの26議案)
- 日程第3 討論・採決(議案第4号から議案第27号までの24議案)
- 日程第4 討論・採決(議案第28号及び議案第29号の2議案)
- 日程第5 質疑・討論・採決(議案第30号)
- 日程第6 質疑・討論・採決(諮問第1号及び諮問第2号)
- 日程第7 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第8 閉会中における広報編集常任委員会の活動について
- 日程第9 閉会中における議会運営委員会の活動について
- 日程第10 議員派遣の件について

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 岩津 良君 | 2 番 中原 美穂君 |
| 3 番 上西 雅子君 | 4 番 西村 尚彦君 |

5 番 田中 光子君	6 番 堀内 和義君
7 番 新坂 哲雄君	8 番 楠原 更三君
9 番 堀内 義郎君	10 番 内村 立吉君
11 番 指宿 秋廣君	12 番 山中 則夫君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長	鈴木 貴君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君
高齢者支援課長	下沖 祐二君	農業振興課長	山田 正人君
都市整備課長	井上 政和君	環境水道課長	木下 勝広君
ふるさと納税推進室長	細田 高広君	教育課長	渡具知 実君
会計課長	島田 美和君		

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 常任委員長報告

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、常任委員長報告を行います。

まず、総務産業常任委員長よりお願いします。総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 楠原 更三君 登壇〕

○総務産業常任委員長（楠原 更三君） おはようございます。総務産業常任委員会の審査結果を報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第５号以下、計９件です。

まず、議案第５号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」、この議案は、蓼池第３団地及び宮下団地の全部を用途廃止し、条例から削除するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第６号「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例」、この議案は、地方公務員法に定められている職員の分限に関する手続について、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続を追加するための条例の一部を改正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第１１号「三股町水道事業給水条例の一部を改正する条例」、この議案は、令和６年度厚生労働省の組織見直しの一つとして、水道整備等については、これまでの厚労省から国交省へ、水質基準策定等については、厚労省から環境省へ移管することに伴うものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第２１号「令和６年度三股町水道事業会計予算」、この議案は、企業の効率的運営に主眼を置いて予算を編成したもので、給水戸数を１万１,６２６戸とするものです。

審査の過程で、今後の災害対策の一つとして、配水池の分散も検討しておく必要があるのではないかとの意見が出されました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第２２号「令和６年度三股町下水道事業会計予算」、この議案は、業務の予定量として処理戸数を３,８９０戸、年間総処理数を７８万２,０００立米とし、収入を４億６,８４２万５,０００円、支出を４億２,７５９万８,０００円とするものです。

審査の過程で、蓼池地区全地域において、合併浄化槽の設置を急速に進展させる施策を求めるとの意見が出されました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第２４号「財産の無償譲渡について」、この議案は、令和５年４月２０日に学校法人豊栄学園より申請のあった都城東高校敷地内にある本町の公共用財産２,１２６平米の払下げ申請について、町有財産処分検討委員会において審議を重ねた結果、無償譲渡が妥当との判断になったものです。

審査の過程で、周辺の現地視察を行い、総務課からの説明を受けました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第２５号「町道路線の廃止について」、この議案は、長田・大野地区での太陽光発

電所建設の林地開発行為による道路付け替えに伴う１路線、餅原団地用途廃止に伴う２路線の廃止を行うものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第２６号「町道路線の認定について」、この議案は、長田・大野地区での太陽光発電所建設の林地開発行為に伴う１路線について、新規の認定を行うものです。

審査の過程で、現地視察を行い、都市整備課からの説明を受けました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第２７号「工事請負契約の変更について（令和４年発生公園災 第３号上米公園災害復旧工事）」、この議案は、現在進行中の災害復旧工事において、軟弱地盤の改善などの新たに確認された事象への対策を講じるため、請負金額並びに予定工期の変更が必要となったため、工事請負契約の変更を行うものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会での審査結果の報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、文教厚生常任委員長よりお願いいたします。文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 西村 尚彦君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（西村 尚彦君） それでは、文教厚生常任委員会の報告を行います。

去る３月１３日から１５日及び２１日に委員会を開催いたしました。付託されました議案は、議案第４号以下１４議案であります。

議案第４号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、本案は、空調機器を設置した小中学校体育館、地区分館及び児童館の空調設備の使用料を１時間当たり２００円と定めるものと、４月よりくいまーバス、まちなか巡回コースを創設することに伴うフリーパス券２,０００円を３,０００円にし、回数券１２乗車１,０００円を１６乗車１,０００円に変更するものです。

それぞれ担当課より説明がありました。

慎重に審査を行いました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第７号「三股町介護保険条例の一部を改正する条例」について、本案は、第９期介護保険事業計画に伴う介護保険料の改正を行うものです。基準額月額６,１００円を５,９００円に２００円下げ、収入基準段階を９段階から１３段階に改めるものです。

担当課より説明を受けた後、基金や保険料の調整率について質疑応答が行われました。第８期３か年の実績を推計し、基準額を算定したもので、介護予防事業に努めた結果、介護認定率はほぼ横ばいであるということと、基金についてもあまり多くを持つと国からの指導もあるということで、基金を１億７,４００万取り崩し２００円減になったということでした。

慎重に審査を行った結果、全国的に介護保険料が微増である傾向を鑑みると、据置きでもいいのではという意見もありましたが、賛成多数で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第8号「三股町在宅老人ディ・サービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例」について、本案は全員協議会でも説明がありましたように、3月31日をもって施設を廃止するものであります。

現在の利用者は6人で、この利用者については4月から別の施設に行くようになっているということです。この施設につきましては現地調査を行いましたので、また最後に報告をさせていただきます。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第9号「令和6年度介護保険制度改正に伴う関係条例の整備に関する条例」について、本案は、令和6年度介護保険制度の改正により、各種介護サービス事業等の国の基準が改正されたことに伴い関係条例を改正するもので、4つの国の基準が改正されたことにより、4つの条例が改正されるものです。

担当課より、制度改正の3つのポイントや改正される4つの条例の条文全てについて、それぞれ説明がありました。

本来なら主な改正内容についてお知らせするところですが、条例の新設、改正を含め70条項になりますので、説明は省略いたします。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第10号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、本案は国民健康保険法施行例の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げ、また、軽減対象となる所得の基準については、5割、2割軽減世帯の軽減判定所得の基準額を引き上げるものです。

特に質疑はありませんでした。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第13号「令和5年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」について、本案は、既定の予算から239万9,000円を減額するものです。今回は事業決定による減額が主なものです。

特に質疑はありませんでした。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第14号「令和5年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」について、本案は、既定の予算から686万7,000円を減額するものです。これは1月の調定時に2月、3月を見込んで補正するものです。

特に質疑はありませんでした。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第15号「令和5年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」について、本案は既定の予算から166万6,000円を減額するものです。これは事業終了による減額が主なものです。

特に質疑はありませんでした。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第17号「令和6年度三股町国民健康保険特別会計予算」について、本案は令和6年度の予算を29億553万円とするものであり、担当課より予算の状況について説明を受け、受けた後、質疑が行われました。

令和6年度の被保険者数が令和5年度に比較し110人減る見込みであるということ、システムの標準化のため総務費の一般管理費が増えていること、また特定健診がこれまで集団の場合は無料、個人が500円の負担だったが、令和6年度より個人も無料になるということです。そのほか、疾病予防費や出産育児一時金について質疑が行われました。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第18号「令和6年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」について、本案は、令和6年度の予算を3億3,854万円とするものであり、担当課より予算の状況について説明を受けました。被保険者数が令和5年3月時点と、令和6年3月時点で比較すると146人ほど増えているということです。

特に質疑はありませんでした。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第19号「令和6年度三股町介護保険特別会計予算」について、本案は、令和6年度の予算を24億1,023万1,000円とするものであり、まず説明に先立ち、被保険者と要介護・要支援認定について説明がありました。要支援と要介護の令和5年11月時点での認定者は1,024人で、令和4年度末の1,042人より減少しており、認定率は14.0%で、全国が19.3%、宮崎県が16.3%ということで、県内で21番目となっているということです。

その後、執行部より予算の状況について説明を受けた後、質疑が行われました。介護保険システム標準化業務、地域ケア会議推進事業報償費、認知症総合支援事業料委託料、地域リハ活動支援事業、介護予防福祉用具購入、居宅サービス給付について質疑応答がありました。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第20号「令和6年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」について、本案は、令和6年度の予算を1,962万6,000円とするものであり、執行部より予算の状況について説

明を受けました。

特に質疑はありませんでした。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第23号「三股町総合福祉計画の策定について」、本計画は、本町における福祉の施策を明らかにするとともに、その実現に向けた具体的な施策の方向性を示すもので、地域における福祉施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

地域福祉計画、障害者基本計画、自殺対策行動計画は、平成31年に策定した計画の改定計画となるもので、令和6年度から令和10年度までの5年間の計画となり、成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画、重層的支援体制整備事業実施計画は、今回、新たに策定する計画で、成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画は同じく5年間、重層的支援体制整備事業実施計画は、令和5年度から令和10年までの6年間の計画となります。

閉会中の所管事務調査を含め、約延べ6時間にわたり説明を受け、また質疑応答も行いました。いずれの計画も、町民をはじめとし、障がい者や民生委員、児童委員、公民館長、中学生、各関係機関にヒアリングやアンケート調査を行っており、その内容についても説明を受けております。内容につきましては、非常に多岐かつ膨大にわたるため省略いたします。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第29号「令和5年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）」について、本案は、既定の予算から157万5,000円を追加するものであります。

内容につきましては、全員協議会で説明がありましたように、消費税の未申告につき無申告加算金及び延滞金を含め納税額が確定したため、補正をするものです。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

最後に、現地調査について報告いたします。

まず1件目ですが、勝岡小学校を視察いたしました。これは今回、新規事業として、外壁診断調査設計業務委託事業として411万8,000円が計上されており行ったもので、昭和56年建設の校舎で外壁やベランダ屋根に一部が剥がれており、教頭先生によると、通常は問題ないが、台風と雨風が強いときには雨漏りが生じるということです。老朽化がこれ以上進まないうちに早めの補修が必要だと感じました。

また、今回の視察とは直接関係ありませんが、雨が降ると運動場の一部に水が溜まるということで、こちらの改善も必要であるのではないかと感じております。

2件目は、今年度で廃止されるデイサービスセンターを視察しました。昭和64年建設の建物で、内装は比較的きれいで、まだ十分に使えると感じました。今後の有効な利用の検討をお願いしたいと思います。

以上、報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、一般会計予算・決算常任委員長よりお願いします。一般会計予算・決算常任委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 田中 光子君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（田中 光子君） 一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第12号、議案第16号、議案第28号の3件でございます。以下、案件ごとに説明いたします。

議案第12号「令和5年度三股町一般会計補正予算（第9号）」について、本案は、令和5年度の会計年度末を控え、各種事務事業の実績見込み、補助事業の決定あるいは内示等により所要の補正措置を行うものであります。

各課より議案について説明を受けました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号「令和6年度三股町一般会計予算」について、127億2,000万円の予算となっております。

各課より議案について説明を受け、次のような意見が出ました。都市整備課へ、三股、都城と日南を結ぶ国道222号牛ノ峠線は、防災力や観光振興につなげるネットワークの早期整備へ向けて、本町は通過点ではなく活性化できるように推進してほしいとの意見が出ました。

次に、新規事業のまちづくり合同会社貸付金事業の予算修正が提案されました。昨年より計画の提案を求め、予算を使い計画作成がされたが、納得のいく計画はないまま貸付けを行うことは税金の無駄遣いではないかなどの意見が出ました。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号「令和5年度三股町一般会計補正予算（第10号）」については、本案は、後期高齢者医療保険特別会計繰出金157万6,000円となり、消費税無申告加算金延滞金となっております。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、21日に常任委員会で視察に2か所行きました。

1か所は、野々木川に流れる蓼池都市水路の汚染状況を確認したところ、川一面にベージュのノリが張っていて悪臭が漂っていましたので、改善を求めていると考えております。

2か所目は、旭ヶ丘運動公園の状況を確認し、担当課から説明を受けました。旭ヶ丘運動公園には猫を遺棄されて数十匹おりました。付近には猫の小屋や餌箱などが置かれていたのが確認できました。遺棄を取り締まるため監視カメラ、罰則についての看板は設置されていましたが、今

後定期的なパトロール等、何らかの対処が必要かと思われました。

以上で、一般会計予算・決算常任委員会の報告を終わります。

日程第 2. 質疑（議案第 4 号から議案第 29 号までの 26 議案）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第 2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

なお、質疑は会議規則により 1 議題につき 1 人 3 回以内となっております。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ないようですので、常任委員長報告に対する委員長の質疑を終結します。
しばし休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時27分再開

○議長（指宿 秋廣君） それでは、本会議を再開します。

日程第 3. 討論・採決（議案第 4 号から議案第 27 号までの 24 議案）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第 3、討論・採決（議案第 4 号から議案第 27 号までの 24 議案）について行います。

議案第 4 号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 4 号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

議案第 5 号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第5号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第6号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号「三股町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 反対の立場で討論します。

高齢者は、2042年にピークを迎えます。令和2年国勢調査において、60から64代、1,752人、65歳から69代が1,848人と、人口が多い世代が75歳以上に差しかかるときは10期に到来すると考え、三股町も要介護も増えますが、据置き金額のままにしておくことになったときに積立状況も考慮し、基金を取り崩さず、そのときに保険料を上げないようにしたほうがよいと考えるため、反対いたします。

○議長（指宿 秋廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。反対者がいるようですので、起立により採決を行います。議案第7号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案に決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（指宿 秋廣君） 起立多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号「三股町在宅老人ディ・サービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第8号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号「令和6年度介護保険制度改正に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第9号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これで討論を終結します。

これより採決を行います。議案第10号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されま

した。

議案第 11 号「三股町水道事業給水条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 11 号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

しばし休憩します。

午前10時35分休憩

午前10時36分再開

○議長（指宿 秋廣君） 本会議を再開します。

議案第 12 号「令和 5 年度三股町一般会計補正予算（第 9 号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 12 号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

議案第 13 号「令和 5 年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 13 号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり

り決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号「令和5年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第14号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号「令和5年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第15号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号「令和6年度三股町一般会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） 山中です。私は、反対の討論をいたします。

というのは、今からこの事業、この中で、予算書の中で、今度はいいんですが、この49ページですよ。貸付金3,000万、まちづくり合同会社、何とかというのに3,000万も町民の税金を貸すんですか。納得できんですよ。私も、いろんなところで話を聞いていますけど、これに対しては反対が多いんですよ、私に入っている情報としては。それで3,000万も、それも資金がないのに、こんな3,000万も貸す。これに対して私は、どう考えても納得できませんので。

それで反対しますが、とにかく合同会社というのは、みんなお金ですがね、それは何とかという事はできない。私は、この事業は、10年後、20年後に、結果というかそういうのが出る。誰も20年後なんかの先のことなんか分かりませんよ。どう考えても反対しておきます。

○議長（指宿 秋廣君） ほかに討論はありませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 私は、議案第16号について反対の立場で討論させていただきます。

この議案の中には、すばらしい新規事業もたくさんあります。新規事業のまちづくり合同会社貸付け事業は3,000万円の予算です。官民連携によるまちづくりとして、学び、子ども・子育て、健康づくり、買い物と食に関する事業との説明です。内容が初めの頃から二転三転し、確実なものもなく、稼ぐ機能も見えずにいたところ、オーガナイザー業務やまちづくり業務の委託、つまりまとめ役で企業やイベントの主催者や業務を取りまとめる組織のことと思われそうですが、この委託料により貸付金の返済ができるのだと考えます。しかし、そのような仕組みでは納得できません。

また、町の財政に与える影響として、このように説明を受けました。施設整備費を20億円と想定し、全額町の負担で整備するという条件設定で財政計画を立てています。このことを踏まえて、モデルプランでは整備費だけでなく維持管理運営費も含めて町の負担は21億7,000万円程度となる。使用料収入や民間の経営感覚による収益効果など期待できるとのことです。

しかし、スタジオレッスンでの健康指導やPT・OTによる指導などは、PTとは理学療法士、OTは作業療法士ですね——による指導などは、現在もあちらこちらで行われております。今でも公費負担はあるにもかかわらず、上乗せして公費負担となります。そして、五本松跡地に建てるとなると、町内に点在する公共施設に行くには、公共交通で乗り継ぎしながら施設に行かないといけなくなります。本当に町民のためとは考えにくいものです。

そして、企業が取り組む必要があるリスクマネジメントは考えられているのでしょうか。トラブルを未然に防いだり、被害を最小限にとどめたりするなど企業の順調な運営には欠かせない手法です。リスクマネジメントの重要性は、ビジネスの規模や業種にかかわらず、全ての企業経営に当てはまります。想定されるリスクを起こる前に管理し、リスクの発生が原因で起こる損失を避けたり、ダメージを最小限に抑えたりするための手法のことです。

また、メリットだけの計画で、デメリットの想定もない事業です。

20年後、50年後に、この事業に携わった人が何人ここにいらっしゃるでしょうか。皆様、もちろん分かっておられることですが、町民の税金です。失敗は許されません。

以上で、反対討論いたします。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○議長（指宿 秋廣君） ほかに討論ありませんか。上西議員。

○議員（３番 上西 雅子君） 議案第１６号について、賛成の立場で討論をしたいと思います。

総務管理費のうち、まちづくり合同会社への貸付金３，０００万円について議論となっていますけれども、それに対する賛成の理由は、今回、五本松団地跡に公共施設をつくるということに官民協働で取り組んでいくという点が、町の将来をつくる上でふさわしいと思ったからです。

現在、生涯学習の場や健康づくりの場など町内には十分な施設がないと思いますけれども、そうした場を民間の人たちが町と一緒に考えて、提案し、形にしていくといったやり方が、より町民のニーズに近い形で新しい町を創造できるのではないかと思います。そうした点に私は期待を寄せています。

また、これまで何年間かの間、商工会の方のみならず、民間の様々な人たちが仕事を終えてから手弁当で集まり、話し合いを続けてきたことを聞いています。

昨年３月に否決された際、がっかりされた人たちもたくさんいらっしゃったようですが、彼らはそれでも諦めずに今年度何度かイベントを組み、町民に対してアピールを続けてきました。昨年からそうした人たちの機運は、落ちるどころか上昇していると思います。行政だけではなかなか成し得ないことを、ぜひ民間の人たちの自由な発想を取り入れて、交流拠点を創造していったほしいと思います。

また、この貸付金の返済根拠に関して疑問が出されましたけれども、ふるさと納税代行業務や地産地消エネルギー普及啓発事業をまちづくり合同会社に委託し、その委託金で返済してもらうということに関しては、なかなか行政だけでは手詰まりになっている様々なことを委託金を支払って、より成果を上げてもらうほうが、私は有効ではないかと思います。それらの業務をどこかに委託するのなら、単なる民間会社ではなく、まちづくり合同会社に委託し、町のために真剣に考えてもらい、アイデアを出していただくほうが有効であると考えます。

それらの理由で、私は議案第１６号について賛成をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） ほかに討論はありませんか。中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） 反対の立場で討論します。

地域商社として合同会社を立ち上げて収益性を確保するということでしたが、法人運営の原資が明確に示されておりません。（「そうだ」と呼ぶ者あり）返済計画は出されていますが、何を収益化して返済に充てる計画なのかも不明確です。

宮崎県のほか市町村では、地域消費者が立ち上がり、ふるさと納税の管理委託業務を原資に法人運営費を捻出しているケースがありますが、うまく運営できている法人は、私の知るところ、ごく一部です。また、そのような地域商社は、三股町のふるさと納税の何倍もあるところがほとんどです。それでも皆さん苦勞されているように見受けられます。

合同会社と三股町の共同事業となるとと思いますが、まずは合同会社の事業計画書をお示しいた

だいていない中で賛成はできません。その上で、何をもって収益性の確保の保険とするのか、事業計画どおりの収益性が生まれなかった際の対応をどうされるのか全てが曖昧です。

また、あってはならないことですが、全国に始めたはよいがうまくいかず、自治体が赤字補填をせざるを得ないといった事例も発生しております。もし運営がうまくいかない状況に陥ったとき、町としてさらなる支援をするのか、返済金をどうするのか、その責任の所在が曖昧な以上、町民の貴重な血税を預かっている身として賛成できないので、反対いたします。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。内村議員。

○議員（１０番 内村 立吉君） 賛成の立場から討論させていただきます。（拍手）

○議長（指宿 秋廣君） 静粛をお願いします。

○議員（１０番 内村 立吉君） このまちづくり合同会社貸付事業に関連することにつきまして、三股町交流施設整備事業に関することです。そのため、本議会につきましては、特別委員会を設置いたしました。その中で、お互いに勉強会をやろうじゃないかということで特別委員会を設置したわけであります。その中で１０回にわたる委員会、町からの説明、商工会との意見交換、講師を招いての執行部側と議会側との講演を受けました。

その後に高千穂町議会、高千穂町に視察研修をいたしました。高千穂町につきましては、５４億円という規模の総事業費でありました。その中で高千穂鉄道、公園跡地についての視察をいたしました。その中で、高千穂町議会と意見交換を行ったわけであります。その中で、高千穂町につきましては、観光の名所であります。しかしながら、高千穂町につきましては、観光に来て宿泊は延岡のほうに宿泊されるということでありました。

その中で高千穂町議会の皆さんと意見交換をしたときに、この問題につきましては、人口減少が一番の問題であるというようなことを言われました。高千穂町は、以前は２万人いた人口が１万人ということになっているということであります。それで、今から先こういう事業を行うことに対しましては、今一番問題になっている人口減少の問題であると言われました。

１月に宮日新聞で発行されました２０５０年度までの宮崎県市町村関係の人口につきまして、三股町が減少率が一番少ないということが発表されております。そして、２月に発表されました生産年齢人口につきましても、三股町が一番ということになりました。若い世代が多いということであります。そして、今から先、２０５０年までにも、三股町は人口減少率が少ないということでも発表されております。

そして、アンケート調査、このことにつきまして、アンケート調査を行いました。５８．８％が実現をしてほしいということであります。必要ないという方は１４．１％であります。内容を変えた方がいいというようなことでもありますが、このことは、分からないという方が２７．１％

であります。

そして、三股町が今いろんなイベント、行っているイベント、催し、文化の祭典、元気まつり、ふるさとまつり、モノづくりフェア、人を楽しませてくれます。健康維持、いろんな面で人を楽しませて元気づけてくれます。まさしく交流の場でもあります。今回提案されております総合福祉計画、これにも値するんじゃないかと思っております。それだけ町民の皆さんに還元しているんじゃないかと思います、このことにつきましてはですね。

そして、最後になりますけど、この拠点につきまして三股町を大いに発信、アピールしていただきたいと思っております。まさしく地域交流拠点施設であるんじゃないかと思っております。住み心地よさ、住みやすい町、これを継続してほしいと思っております。その中で賛成討論させていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。西村議員。

○議員（４番 西村 尚彦君） それでは、賛成の立場から意見を述べさせてもらいたいと思います。

今回の平成６年度の当初予算なんですが、昨年度比９億６，５００万増ということで、過去最高の額ということであります。今、人件費も上がっております。物件費も上がっているという中で、いろんな新規事業、重要事項を満遍なく配分されているということで非常に評価する当初予算でございます。

その中で今皆さんがいろいろありますので、この交流拠点事業の３，０００万の貸付けについても私の意見を述べたいと思いますが、ご承知のように先ほどもありましたように、特別委員会で約１０回にわたって勉強してまいりました。というのが、三股町にとって初めてこのＰＦＩ事業という手法を取り入れております。やったことのある人が誰もいないわけですから、そこでやはり意見が交わされました。

今、反対意見の皆さんが言われたように確かに合同会社、第三セクターみたいなものですが、第三セクターが民間事業に運営すること心配があることは当然だと思います。ただ、今回モデルプランを見ますと、この商業施設部分を切り離しております。要するに、町民交流施設というのは、言わば公共施設だと私は思っています。この公共施設に関して運営をやるということで、当初建設費だけで２０億円だったのが建設費も１４億円余り、しかも半分は国庫補助、５億円は基金を積んでいるということで、実質的に町の負担というのは本当に２億か３億になったということで、建設に関しては全然財政の心配はないと考えております。

ただ、皆さんが言われるように今後２０年間にわたってこれを運営していく。その維持経費というのは私も一般質問をさせてもらいましたが、その精査はこれから絶対必要だと考えております。

もう一つ賛成する理由なんです、これまでの公共事業というのは当然役場が設計して企画して建設して使わせてもらいます。ただ、今回第6セクター、PFI事業ということで民間を含めた運営ということで、多分役場が計画したら、こんだけ建てる前にこういうことをやらないと出てこないと思います。やはりPFI事業、第6セクターでやったPFI事業だからこそ、いろんな利用形態が出てきたんじゃないかと。

多分、三股のこれまでの行政のいろんな建物がありますが、文化会館あり、図書館あり、健康管理センターありますが、これが建つ前にこれだけ計画があったかどうかというのは私は記憶がありません。そういった意味からすると、町民が参加して、住民が参加して、この公共施設建物土地を利用できるということは三股町にとっては非常にいいことだと。しかも行政がやると、やはり担当課がありますから、担当課は単独になります。今回は健康もあり、子ども・子育てもあり、いろんな一緒に一つの公共施設でできるというのは非常に魅力だと思います。

ま、先ほども言いましたように、まだまだ今後いろんなクリアしなければいけない問題がいっぱいあると思いますが、そこは議会としてもちゃんと見ていかなければならないと思います。

そういった意味で今回の3,000万円の貸付けをまずやって、さらに詳しい計画を見ることによって前に進めていきたいという意味で賛成討論といたします。

終わります。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） いろいろ意見が出されておりますけれども、まちづくり合同会社みまたについては、現時点において、ほとんどまだ何も始まっていない状態で……

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員、先に立場を。それからやって。

○議員（8番 楠原 更三君） 賛成の立場から討論いたします。

まだほとんど何も始まっていない段階で、転ばぬ先のつえ、失敗を前提とした議論がなされるのは当然だと思いますけれども、まだ何も始まっていない段階で将来の、町の将来の夢を語ることも必要ではないかと思っております。まず歩みを始めてから、もう一度、もう一度、二度、議会を通す機会があるということです、それを通してもう一回考えるでもいいのではないかと思います、賛成の立場からの意見とします。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議があるようですので、起立により採決します。議案第16号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（指宿 秋廣君） 起立多数であります。よって、議案第１６号は原案のとおり可決されました。ご静粛をお願いします。

議案第１７号「令和６年度三股町国民健康保険特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第１７号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第１７号は原案のとおり可決されました。

議案第１８号「令和６年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第１８号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第１８号は原案のとおり可決されました。

議案第１９号「令和６年度三股町介護保険特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第１９号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第１９号は原案のとおり可決されました。

議案第20号「令和6年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第20号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号「令和6年度三股町水道事業会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第21号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号「令和6年度三股町下水道事業会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第22号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号「三股町総合福祉計画の策定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第２３号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第２３号は原案のとおり可決されました。

議案第２４号「財産の無償譲渡について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第２４号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第２４号は原案のとおり可決されました。

議案第２５号「町道路線の廃止について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第２５号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第２５号は原案のとおり可決されました。

議案第２６号「町道路線の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第２６号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第２６号は原案のとおり可決されました。

議案第27号「工事請負契約の変更について（令和4年発生公園災 第3号上米公園災害復旧工事）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第27号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 討論・採決（議案第28号及び議案第29号の2議案）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第4、追加上程された討論・採決を行います。

議案第28号「令和5年度三股町一般会計補正予算（第10号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第28号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号「令和5年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第29号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されま

した。

日程第 5. 質疑・討論・採決（議案第 30 号）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第 5、質疑・討論・採決を行う前に、議長より執行部にお願いを申し上げます。

議案第 30 号は、議長に事前に相談もなく、一般会計予算・決算委員会での事前の報告もありませんでした。一般会計予算・決算常任委員会は、2 日目の火曜日、3 月 19 日に農業振興課がありました。そのときに何らの事前の通告、予定もされていません。議会は執行の追認機関ではありません。議会軽視と言われても仕方がありません。このような事案が再び発生しないようなことを検討をお願いをいたします。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

まず、議案第 30 号「工事請負契約の変更契約の締結について（令和 4 年災 1019／341 福留水路本復旧工事）の質疑・討論・採決を行います。

質疑は、会議規則により、全体審議では同一議題につき 1 人 5 回以内となっております。

質疑はありませんか。堀内義郎議員。

○議員（9 番 堀内 義郎君） 変更予定工期が令和 6 年 3 月 19 日を、令和 6 年 3 月 25 日に変更するとありますけども、要するに 3 月 25 日で、この用水路は通水できるということによろしいんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 25 日で完成できるということで今確認しております。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 30 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第 30 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6. 質疑・討論・採決（諮問第 1 号及び諮問第 2 号）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第 6、質疑・討論・採決を行います。

まず、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」の質疑・討論・採決を行います。
質疑は、会議規則により、全体審議では同一議題につき1人5回以内となっております。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。諮問第1号は、原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号は適任とされました。

次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の会議規則等につきましては、諮問第1号と同じであります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。諮問第2号は、原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号は適任とされました。

日程第7. 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第7、総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の閉会后、議長宛てに所管事務の調査をしたい旨申請がある場合、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会は、閉会中も活動できることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、本定例会閉会后、議長宛てに所管事務の調査をしたい旨申請がある場合、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会は、閉会中も活動

できることに決しました。

日程第 8. 閉会中における広報編集常任委員会の活動について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第 8、閉会中における広報編集常任委員会の活動についてを議題とします。

広報編集常任委員長から、会議規則第 7 4 条の規定に基づき、閉会中における広報等の編集活動の申出があります。

お諮りします。広報編集常任委員長からの申出どおり、閉会中における広報等の編集活動を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、広報編集常任委員長からの申出のとおり、閉会中における広報等の編集活動を認めることに決定しました。

日程第 9. 閉会中における議会運営委員会の活動について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第 9、閉会中における議会運営委員会の活動についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 7 4 条の規定に基づき、議会の会議日程等の運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について、閉会中における審査及び継続調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中における審査、継続調査を認めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中における審査及び継続調査を認めることに決定しました。

日程第 10. 議員派遣の件について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第 10、議員派遣の件についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。お配りしております議員派遣資料のとおり、研修等それぞれ議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については配付資料のとおり、それぞれの議員を派遣することに決しました。

お諮りします。今期定例会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要する

ものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で、全ての案件を終了しましたが、議長の公務報告は、お手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時18分休憩

〔全員協議会〕

午前11時24分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

議会事務局長。

○事務局長（西山 雄治君） 先日、皆さんからいただいた義援金についてご報告を申し上げたいと思います。

令和6年能登半島地震災害の義援金を皆さんからいただいておりますが、この義援金を日本赤十字社宮崎県支部のほうへ、別日を設けて議長と私が赴いて届けたいと思いますので、そのご報告をいたしました。

以上です。

----- . ----- . -----
○議長（指宿 秋廣君） 以上で、本会議の全日程を終了しましたので、これをもって令和6年第2回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前11時25分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 指宿 秋廣

署名議員 田中 光子

署名議員 内村 立吉